

本庄市地域防災計画

令和7年3月

本 庄 市 防 災 会 議

目 次

第1編 総則.....	1
第1章 総則.....	1
第1節 計画の策定.....	1
第1 計画の概要.....	1
第2 計画の運用等.....	5
第2節 防災関係機関の役割分担.....	8
第1 地域防災組織.....	8
第2 防災関係機関の業務の大綱.....	9
第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割.....	19
第1 市民の果たす役割（自助）.....	19
第2 自主防災組織の果たす役割（共助）.....	20
第3 事業所の果たす役割.....	20
第4節 市の防災環境.....	22
第1 災害履歴.....	22
第2 自然環境の特性.....	23
第5節 計画の前提条件及び基本方針.....	25
第1 地震被害想定.....	25
第2 浸水想定.....	27
第3 土砂災害想定.....	28
第4 火山噴火に伴う降灰被害.....	28
第5 市における災害対策の基本方針.....	28
第2編 災害予防計画.....	35
第1章 市の防災力の強化.....	35
第1節 活動体制の強化.....	35
第1 活動体制の整備.....	35
第2 業務継続計画の策定.....	37
第3 防災拠点の整備.....	37
第4 災害協定の充実.....	39
第5 職員の防災力の向上.....	39
第6 消防活動体制の整備.....	40
第7 調査研究.....	42
第2節 災害に強いまちづくり.....	45
第1 計画的なまちづくりの推進.....	46
第2 地震火災等の予防.....	48
第3 液状化対策.....	49
第4 浸水災害の予防.....	50
第5 土砂災害の予防.....	53
第6 雪害の予防.....	58
第7 竜巻等の突風対策.....	60

第8 降ひょう対策.....	62
第3節 災害情報の収集・伝達体制の整備.....	63
第1 災害情報連絡体制の整備.....	63
第2 通信施設の整備.....	65
第3 広報活動体制の整備.....	66
第4節 医療救護等活動体制の整備.....	67
第1 救出救助、救急体制の整備.....	67
第2 医療救護体制の整備.....	67
第3 防疫・保健衛生体制の整備.....	72
第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備.....	73
第5節 交通ネットワーク・ライフラインの応急活動体制の整備.....	74
第1 緊急輸送道路の整備.....	74
第2 上水道、下水道施設の耐震性等の向上.....	76
第3 電気、ガス、通信施設の耐震性等の向上.....	77
第6節 帰宅困難者に関する予防対策.....	78
第1 帰宅困難者対策の普及啓発.....	78
第2 帰宅困難者（滞留者）への支援整備.....	79
第3 企業等における対策.....	79
第4 学校における対策.....	80
第5 帰宅支援施設の充実.....	80
第7節 二次災害に関する予防対策.....	81
第1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備.....	81
第2 危険物施設等の予防対策.....	82
第3 建築物・構造物の二次災害に関する予防対策.....	83
第8節 避難に関する予防対策.....	86
第1 指定避難所等の指定.....	86
第2 指定避難所の環境整備.....	88
第3 避難誘導体制の整備.....	89
第4 指定避難所の管理運営体制の整備.....	89
第5 広域避難者の受入体制の整備.....	90
第6 広域避難協力体制の整備.....	90
第9節 物資供給・輸送に関する予防対策.....	91
第1 給水体制の整備.....	91
第2 食料・生活関連物資供給体制の整備.....	93
第3 緊急輸送体制の整備.....	95
第10節 要配慮者支援に関する予防対策.....	97
第1 要配慮者の安全対策及び安全確保.....	97
第2 避難行動要支援者の安全対策及び安全確保.....	102
第11節 生活の早期再建に関する予防対策.....	106
第1 住宅対策の体制整備.....	106
第2 り災証明書の交付体制の確立.....	108
第3 文教に係る事前対策.....	109
第12節 廃棄物対策.....	111

第1 廃棄物の収集・処理体制の整備	111
第1 3節 火山噴火降灰対策	113
第1 情報の収集・連絡	113
第2章 事故災害に関する予防対策	114
第1節 市で懸念される事故災害	114
第1 大規模事故災害の選定	114
第2 市に係る事故災害	115
第2節 林野火災予防対策	117
第1 林野火災に強い地域づくり	117
第2 応急対策への備え	117
第3節 危険物等事故災害予防対策	118
第1 危険物施設の予防対策	118
第2 高圧ガスの予防対策	118
第3 毒物・劇物の予防対策	119
第4節 鉄道事故災害予防対策	120
第1 応急対策への備え	120
第5節 道路災害予防対策	121
第1 道路の安全確保	121
第2 情報の収集・連絡体制の整備	122
第3 災害応急体制の整備	122
第4 緊急輸送活動体制の整備	122
第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	123
第6節 航空機事故災害予防対策	124
第1 情報収集・連絡体制の整備	124
第2 災害応急体制の整備	124
第7節 農業災害予防対策	125
第1 営農技術の指導	125
第2 農協等との伝達体制等の確立	125
第3 関係農家への事前周知	125
第3章 市民の自主防災力の向上	126
第1節 防災教育	126
第1 市民向けの普及・啓発	126
第2 学校における防災教育	127
第3 保育所における防災教育	128
第4 事業所等における防災教育	128
第5 防災上重要な施設における防災教育	128
第2節 防災訓練	129
第1 地域防災訓練	130
第2 市及び防災関係機関が実施する訓練	130
第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	131
第4 訓練の検証	132
第3節 自主防災組織等の整備	133
第1 自主防災組織の整備、地区防災計画の策定	133

第2 事業所等の防災組織の整備.....	134
第4節 災害ボランティア活動のための環境整備.....	136
第1 県災害ボランティア登録制度の周知.....	136
第2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握.....	137
第3 専門職ボランティアの組織化.....	137
第4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備.....	138
第5 ボランティアコーディネーターの養成.....	138
第3編 災害応急対策計画.....	139
第1章 震災応急対策.....	139
第1節 活動体制の確立.....	139
第1 職員の動員計画.....	140
第2 初期活動体制.....	144
第3 非常体制.....	146
第4 受援に関する活動.....	160
第5 災害救助法の適用.....	161
第2節 情報の収集・伝達.....	164
第1 地震に関する情報の収集・伝達.....	164
第2 市民からの通報・問合せ対応.....	165
第3 災害情報の収集・伝達・共有.....	166
第4 広報活動.....	169
第5 広聴活動.....	172
第6 消防活動.....	173
第3節 医療救護等対策.....	176
第1 救急救助.....	176
第2 医療救護.....	179
第3 防疫及び保健衛生.....	183
第4 遺体の取扱.....	185
第4節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策.....	188
第1 緊急輸送道路の確保.....	188
第2 ライフラインの応急対策.....	190
第3 公共施設等の応急復旧.....	191
第5節 帰宅困難者対策.....	193
第1 帰宅困難者（滞留者）への情報提供等.....	193
第2 一時滞在施設の開設・運営.....	194
第3 帰宅支援.....	195
第4 帰宅困難者（市外）への支援.....	196
第6節 二次災害の防止.....	197
第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止.....	197
第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定.....	198
第3 水害の防止.....	198
第4 土砂災害の防止.....	199
第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動.....	199
第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ.....	199

第7節 避難対策.....	200
第1 避難情報の提供等.....	200
第2 避難誘導.....	201
第3 指定避難所の開設.....	203
第4 指定避難所の運営.....	204
第8節 物資供給・輸送対策.....	207
第1 給水活動.....	207
第2 食料の供給.....	209
第3 生活必需品等の供給・貸与.....	211
第4 緊急輸送手段の確保.....	212
第9節 要配慮者の安全確保.....	214
第1 避難行動要支援者等の避難支援.....	214
第2 避難生活における要配慮者支援.....	215
第3 社会福祉施設における入所者の安全確保.....	216
第4 学校、保育所等における児童生徒及び園児の安全確保.....	217
第5 外国人の安全確保.....	217
第10節 生活の早期再建.....	218
第1 住宅の確保.....	218
第2 文教・保育対策.....	221
第3 商工・農業対策.....	226
第4 労働力の確保.....	227
第11節 廃棄物対策.....	228
第1 災害廃棄物の処理.....	228
第2 産業廃棄物の処理.....	229
第3 一般廃棄物の処理.....	230
第12節 火山噴火降灰対策.....	232
第1 応急活動体制の確立.....	232
第2 情報の収集・伝達.....	232
第3 指定避難所の開設・運営.....	233
第4 医療救護.....	233
第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策.....	233
第6 農林水産業者への支援.....	233
第7 降灰の処理.....	233
第13節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画.....	235
第1 活動体制の確立.....	235
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う情報収集・伝達.....	238
第14節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置.....	239
第1 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項.....	239
第15節 最悪事態（シビアコンディション）への対応.....	240
第1 シビアコンディションへの対応.....	240
第2 シビアコンディションの共有と取組の実施.....	241
第2章 風水害応急対策.....	245
第1節 活動体制の確立.....	245

第1 職員の動員計画.....	245
第2 初期活動体制.....	251
第3 非常体制.....	254
第4 受援に関する活動.....	254
第5 災害救助法の適用.....	254
第2節 情報の収集・伝達.....	255
第1 風水害に関する情報の収集・伝達.....	255
第2 気象特別警報・警報・注意報等.....	255
第3 災害情報の収集伝達・共有.....	256
第4 水防情報.....	257
第5 土砂災害警戒情報.....	261
第6 ホットラインの運用.....	262
第7 市民からの通報・問合せ対応.....	263
第8 広報活動.....	263
第9 広聴活動.....	263
第10 被害の未然・拡大防止のための市民への呼びかけ.....	263
第3節 水防計画.....	264
第1 水防体制.....	264
第2 水防活動.....	264
第3 決壊時の措置.....	265
第4 応援要請.....	265
第4節 土砂災害対策活動.....	266
第1 土砂災害警戒情報の活用.....	266
第2 情報の収集・伝達.....	266
第3 二次災害の防止.....	266
第5節 雪害対策活動.....	268
第1 活動体制の施行.....	268
第2 情報の収集・伝達・広報.....	268
第3 道路機能の確保.....	269
第4 地域における除雪協力.....	269
第6節 竜巻等の突風対策活動.....	270
第1 情報伝達.....	270
第2 救助の適切な実施.....	270
第3 がれき処理.....	270
第4 指定避難所の開設・運営.....	270
第5 応急住宅対策.....	270
第6 道路の応急復旧.....	270
第7節 医療救護等対策.....	271
第1 救急救助.....	271
第2 医療救護.....	271
第3 防疫及び保健衛生.....	271
第4 遺体の取扱.....	271
第8節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策.....	272

第1 緊急輸送道路の確保.....	272
第2 ライフラインの応急対策.....	272
第3 公共施設等の応急復旧.....	272
第9節 帰宅困難者対策.....	272
第10節 二次災害の防止.....	273
第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止.....	273
第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定.....	273
第3 水害の防止.....	273
第4 土砂災害の防止.....	273
第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動.....	274
第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ.....	274
第11節 避難対策.....	275
第1 避難に関する状況把握.....	275
第2 警戒レベルを用いた避難情報の発令.....	275
第3 避難の指示・警戒区域の設定.....	277
第4 避難誘導.....	277
第5 指定避難所の開設.....	279
第6 指定避難所の運営.....	279
第12節 物資供給・輸送対策.....	280
第13節 要配慮者の安全確保.....	280
第14節 生活の早期再建.....	280
第15節 廃棄物対策.....	280
第3章 事故災害応急対策.....	281
第1節 林野火災対策.....	281
第1 発災直後の情報の収集・連絡.....	281
第2 活動体制の確立.....	282
第3 消火活動.....	282
第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	283
第5 避難活動.....	283
第6 施設・設備の応急復旧活動.....	283
第7 被災者等への的確な情報伝達活動.....	283
第8 二次災害の防止活動.....	283
第9 災害復旧.....	284
第2節 危険物等事故対策.....	285
第1 危険物等災害応急対策.....	285
第2 高圧ガス災害応急対策.....	286
第3 火薬類災害応急対策.....	287
第4 毒物・劇物災害応急対策.....	287
第5 水源汚染等応急対策.....	288
第3節 鉄道事故対策.....	289
第1 活動体制の確立.....	289
第2 情報の収集と伝達の基本方針.....	289
第3 避難誘導.....	290

第4	消防活動	291
第5	応援要請	291
第6	医療救護	291
第4節	道路事故対策	292
第1	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	292
第2	活動体制の確立	293
第3	緊急輸送活動	293
第4	危険物流出時の応急対策	293
第5	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	293
第6	的確な情報伝達活動	293
第5節	航空機事故対策	295
第1	活動体制	295
第2	応急措置	295
第6節	電気通信設備事故対策	297
第1	活動体制	297
第2	情報収集・連絡	297
第7節	電力施設事故対策	298
第1	活動体制	298
第2	情報収集・連絡	298
第8節	ガス施設事故対策	299
第1	活動体制	299
第2	情報収集・連絡	299
第9節	農業災害対策	300
第1	注意報及び警報等の伝達	300
第2	農業災害対策	300
第3	畜産災害対策	301
第10節	放射性物質事故災害対策	302
第1	輸送事故対策	302
第2	広域放射能汚染対策	308
第11節	不発弾処理対策	311
第1	不発弾発見直後の緊急措置	311
第2	不発弾処理体制の確立	311
第3	事前の準備	313
第4	不発弾処理の実施	313
第5	報道機関への対応	314
第4編	災害復旧復興計画	315
第1章	災害復旧	315
第1節	迅速な現状復旧の進め方	315
第1	災害復旧事業計画の作成	315
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	315
第3	災害復旧事業の実施	317
第2節	被災者の生活再建等の支援	318
第1	被災市民相談	318

第2	り災証明書の発行.....	319
第3	被災者の精神保健対策（心のケア）.....	321
第4	市税等の減免等.....	321
第5	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給.....	322
第6	災害援護資金等の貸付.....	322
第7	義援金品の受付、配付.....	322
第8	被災者生活再建支援制度の活用.....	323
第9	埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用.....	323
第3節	被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建支援.....	325
第1	被災中小規模の民間事業者への融資.....	325
第2	被災農林漁業者への融資.....	325
第2章	災害復興.....	326
第1節	復興計画の策定.....	326
第1	復興に関する事前の取組の推進.....	326
第2	復興対策本部の設置.....	326
第3	復興方針の策定.....	326
第4	復興計画の策定.....	326
第2節	復興事業の実施.....	327
第1	市街地復興事業のための行政上の手続の実施.....	327
第2	復興事業の実施.....	327

第1編 総則

【第1章 総 則】

第1編	總則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

目次

第1編 総則.....	1
第1章 総則.....	1
第1節 計画の策定.....	1
第1 計画の概要.....	1
第2 計画の運用等.....	5
第2節 防災関係機関の役割分担.....	8
第1 地域防災組織.....	8
第2 防災関係機関の業務の大綱.....	9
第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割.....	19
第1 市民の果たす役割（自助）.....	19
第2 自主防災組織の果たす役割（共助）.....	20
第3 事業所の果たす役割.....	20
第4節 市の防災環境.....	22
第1 災害履歴.....	22
第2 自然環境の特性.....	23
第5節 計画の前提条件及び基本方針.....	25
第1 地震被害想定.....	25
第2 浸水想定.....	27
第3 土砂災害想定.....	28
第4 火山噴火に伴う降灰被害.....	28
第5 市における災害対策の基本方針.....	28

第1編	總則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の策定

第1 計画の概要

1 計画の目的

我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪等、極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。市も例外ではなく、これまで豪雨、洪水等の自然災害や、近年では地震災害による防災対策が必要とされている。また、高齢化が進み、要配慮者等への対策等、地域における新たな災害対策も求められている。

災害による被害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であり、国、県、市、関係機関及び市民それぞれが防災に向けた積極的かつ計画的な行動と相互協力を地道に積重ねていくことにより達成していく必要がある。

災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定に基づく本計画は、市において、防災上必要と思われる諸施策の基本を定める計画であり、県、市、関係機関及び市民がその有する全機能を有効に発揮し、市における災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧復興を実施することにより、市の地域、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

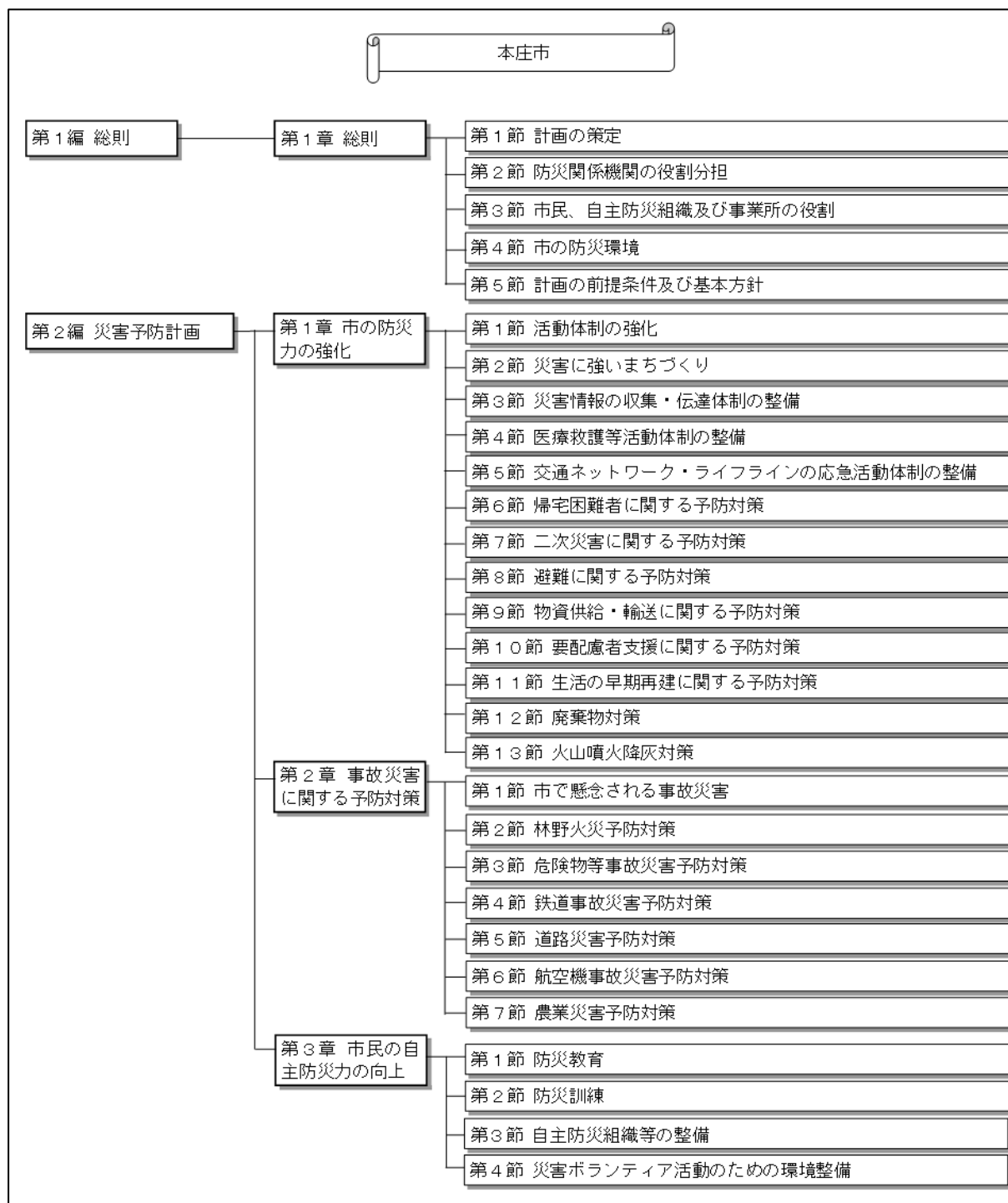
2 計画の位置付け

本計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画であり、埼玉県地域防災計画及び本庄市総合振興計画と整合性を持つものである。

3 計画の構成

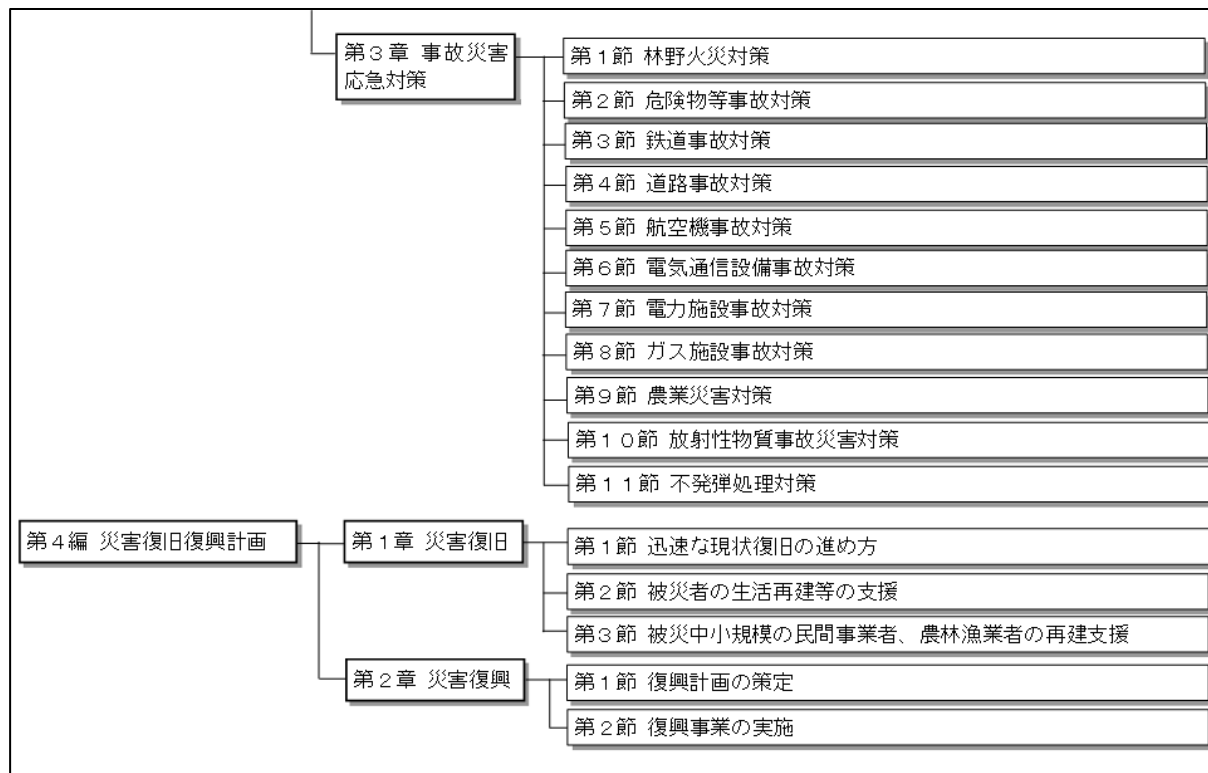
本計画の構成は、次に示すとおりである。

【本庄市地域防災計画の構成】



第3編 災害応急対策計画	第1章 震災応急対策	第1節 活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達 第3節 医療救護等対策 第4節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策 第5節 帰宅困難者対策 第6節 二次災害の防止 第7節 避難対策 第8節 物資供給・輸送対策 第9節 要配慮者の安全確保 第10節 生活の早期再建 第11節 廃棄物対策 第12節 火山噴火降灰対策 第13節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画 第14節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置 第15節 最悪事態（シビアコンディション）への対応
	第2章 風水害応急対策	第1節 活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達 第3節 水防計画 第4節 土砂災害対策活動 第5節 雪害対策活動 第6節 竜巻等の突風対策活動 第7節 医療救護等対策 第8節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策 第9節 帰宅困難者対策 第10節 二次災害の防止 第11節 避難対策 第12節 物資供給・輸送対策 第13節 要配慮者の安全確保 第14節 生活の早期再建 第15節 廃棄物対策

第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

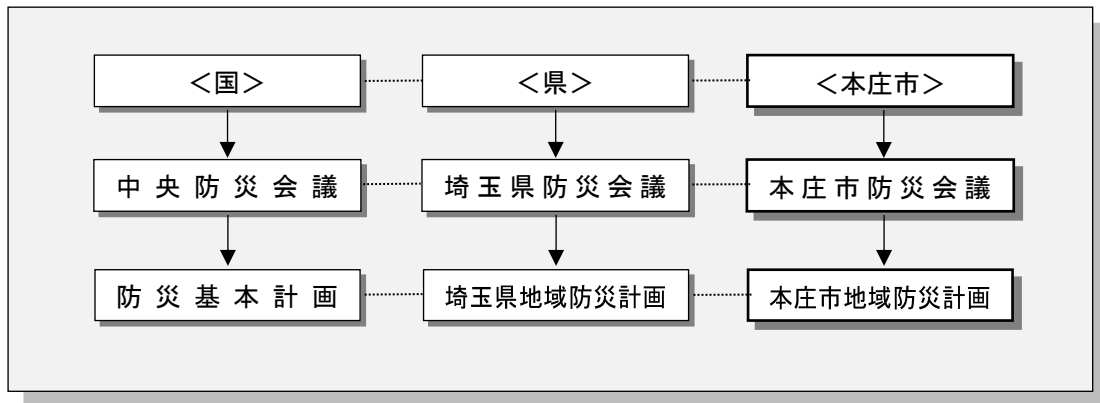


第2 計画の運用等

1 埼玉県地域防災計画等との関係

本計画は、防災基本計画及び埼玉県地域防災計画と整合をとったものである。

【国、県及び市の防災会議並びに防災計画の関係】



2 計画の方針

市は、次の方針により地域防災計画を効果的に推進する。

(1) 庁内体制の強化

災害時には、発災直後の初動対応の遅れによる被害拡大を防ぐため、初動対応期から迅速かつ確に災害対応に当たる必要がある。また、復旧復興期までの長期継続的な災害対応に取り組む必要がある。そのため、全職員が災害対応における役割を理解し、主体的に継続的に活動ができるよう、平常時から防災教育、防災訓練等を推進する。

(2) 自助、共助の強化

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政等による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、事業所、団体等、社会の様々な主体が連携して平常時から減災のための取組を推進する。

(3) 広域的な視点の導入

市に隣接する市町との防災上の連携はもとより、都道府県にまたがる大規模災害に対しては、市と離れている市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進する。

(4) 人的ネットワークの強化

県、市、防災関係機関及び協定締結団体等は、災害時に迅速かつ確実に連絡が取合えるよう、平常時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を推進する。

(5) 計画の効果的推進

市は、次の点に留意して本計画を効果的に推進する。

ア 計画に基づくマニュアル類の作成、訓練等を通じた職員への周知徹底

イ 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証

ウ 点検や訓練から得られた防災関係機関間の調整に必要な事項、教訓等の反映

また、市は、本庄市地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、更に、制度等の整備、改善等について検討、実施する。

(6) ジェンダー主流化をはじめとした多様な視点

市は、男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、本庄市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大する等、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進する。

(7) 要配慮者対策の推進

高齢者、障害者及び乳幼児等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害により被害を多く受ける傾向があるため、市が地域と一体となり、要配慮者の視点を踏まえた防災対策を推進していく。

(8) 計画の修正

本庄市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要があると認められるときは、速やかにこれを修正することとする。

3 計画の習熟、周知徹底

市及び防災関係機関は、不断の危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

4 本庄市総合振興計画との関係

本計画に係る施策や事業は、本庄市総合振興計画との関連、整合に配慮したものである。

(1) 本庄市総合振興計画における将来像と基本理念

本庄市総合振興計画のなかで、市はまちづくりの将来像を、

あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄
～世のため、後のため～

と定め、その基本理念として、

みんなで育む安心・共生のまちづくり
訪れたい 住みたい 安全のまちづくり
市民と行政がともに創る安全のまちづくり

を掲げ、政策の大綱を次のとおり定めている。

【本庄市総合振興計画における政策の大綱】

分野	政策の大綱
健康福祉分野	みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち
教育文化分野	未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち
経済環境分野	持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち
都市基盤分野	人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち
市民生活分野	市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち
行財政経営分野	市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち

(2) 本庄市総合振興計画における防災施策

本庄市総合振興計画における防災施策は、「第5章 市民生活分野 市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち」の「3 危機管理体制の強化」において策定され、その施策の取組内容は、次のとおり定められている。

ア 防災体制の推進

市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画に基づいた防災訓練を行う。

防災情報の伝達手段としての防災行政無線やメール配信、データ放送等を充実するとともに、食料等の防災資機材等の備蓄を計画的に進める。

イ 防災意識の高揚

迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップを利用した研修会、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚を図る。また、家庭での食料、飲料水等の備蓄や家具の転倒防止等の自助意識の啓発に努める。

ウ 自主防災組織の育成

市全域にわたり自主防災組織を育成し、その活動を支援する。

エ 消防団活動と地域防災力の向上

消防団員の確保や、消防団が活動しやすい環境を整えるとともに、地域の方々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努める。

オ 防災・減災のための施設整備

防災・減災のために、耐震性貯水槽（防火水槽）等の計画的な整備の推進や指定避難所における非常用電源等の確保等避難施設の充実を図る。

カ 避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、防災情報の伝達手段や避難誘導等の支援体制の充実を図る。

第2節 防災関係機関の役割分担

■ 基本方針

平成7年阪神・淡路大震災、平成23年東日本大震災及び平成28年熊本地震をはじめとする大規模地震並びに平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年台風第19号等の風水害等で得た最も重要な教訓のひとつは、一つの自治体を越えて、様々な防災関係機関が役割を具体的にし、密に連携して対応する必要があることが挙げられる。

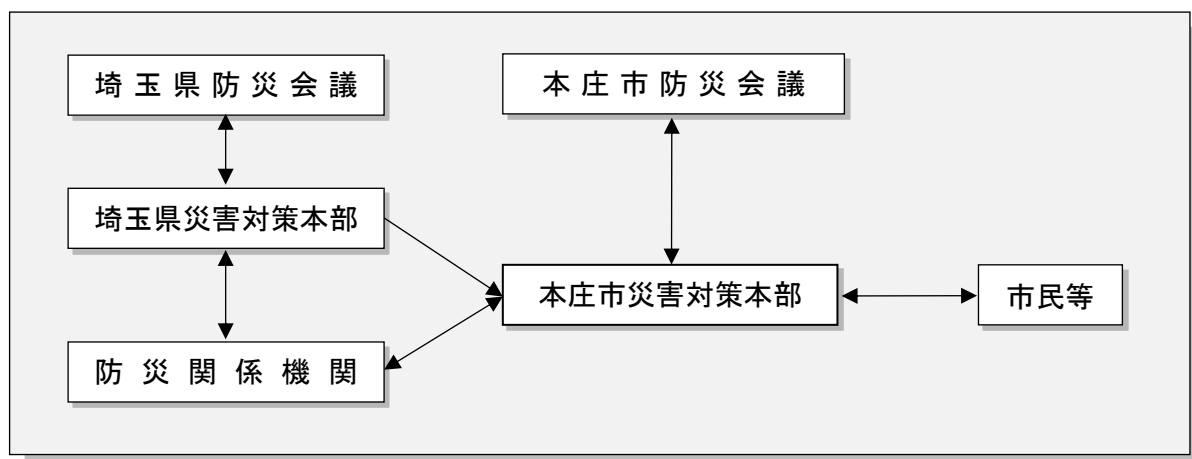
上記を踏まえ、災害時に活動する防災関係機関の役割分担を整理する。

第1 地域防災組織

1 市の地域防災組織

市に係る地域防災組織は次のとおりである。

【市の地域防災組織関係図】



2 本庄市防災会議

本庄市防災会議の組織及び運営については、災害対策基本法等関係法令、本庄市防災会議条例及び本庄市防災会議に関する規程のうち会長の専決処理できる事項の定めるところによる。

【資料編 第4節 第1】『本庄市防災会議条例』参照

【資料編 第4節 第2】『本庄市防災会議規則』参照

【資料編 第4節 第3】『本庄市防災会議に関する規程』参照

【資料編 第4節 第4】『本庄市防災会議委員名簿』参照

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

名称	業務の大綱
本庄市	《災害予防》 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 公共団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること。 (3) 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること。 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関すること。 (5) 防災に関する施設及び設備の設置、改良並びに整備に関すること。 (6) 災害予警報等、情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の収集伝達に関すること。 (7) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 《災害応急・復旧対策》 (1) 災害広報に関すること。 (2) 避難指示等及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関すること。 (3) 被災者の救出、救護及び保護に関すること。 (4) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置に関すること。 (5) ごみ処理施設の整備及び防災管理に関すること。 (6) 災害時のごみ処理の確保及び施設の災害復旧に関すること。 (7) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (8) 被災した園児及び児童生徒等に対する応急の保育並びに教育に関すること。 (9) 公共土木施設、農地及び農林用施設等に対する応急措置に関すること。 (10) 公共建築物等の建物の応急措置に関すること。 (11) 上下水道施設の応急措置に関すること。 (12) 農産物、家畜及び林産物等に対する応急措置に関すること。 (13) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持に関すること。 (14) 緊急輸送の確保に関すること。 (15) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。 (16) 要配慮者の保護に関すること。 (17) 帰宅困難者への支援に関すること。 (18) 災害協定に関すること。 (19) 被害調査に関すること。 (20) 災害復旧に関する新設、改良及び指導に関すること。

2 消防機関

消防機関は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施する。

名称	業務の大綱
児玉郡市広域消防本部	(1) 消防に関する施設及び組織の整備に関すること。 (2) 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 災害発生の予防及び被害の拡大防止に関すること。 (4) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (5) 被災者の救難、救助及びその他保護に関すること。 (6) 避難の誘導に関すること。
本庄市消防団	(1) 災害時の消防、水防活動に関すること。 (2) 被災者の救出及び避難の誘導に関すること。 (3) 非常警戒に関すること。 (4) 災害時における応急復旧作業に関すること。

3 県及び県の機関

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市を含む県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、その総合調整を行う。

名称	業務の大綱
埼玉県	≪災害予防≫ (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備並びに点検に関すること。 (5) 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (7) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 ≪災害応急対策≫ (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全並びに公衆衛生に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。

名称	業務の大綱
北部地域振興センター	(1) 災害情報の収集・伝達に関すること。 (2) 熊谷防災基地の開設・運営に関すること。 (3) 市町と連携した帰宅困難者対策に関すること。 (4) 市町が実施する災害応急対策業務等の支援に関すること。
本庄保健所	(1) 医療機関の被害状況の収集に関すること。 (2) 医療品等の調達あっせんに関すること。 (3) 各種消毒に関すること。 (4) 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 (5) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 (6) 食料、飲料水の衛生管理に関すること。 (7) 医療の提供に関すること。 (8) 動物愛護・特定動物対策に関すること。
児玉福祉保健 総合センター 北部福祉事務所	(1) 社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 (2) 日本赤十字社埼玉県支部との連絡に関すること。
本庄県土整備 事務所	(1) 県管理道路、橋りょう等の応急対策に関すること。 (2) 県管理河川の応急対策に関すること。 (3) 水防活動に関すること。 (4) 土砂災害防止に関すること。 (5) 砂防施設等の応急対策に関すること。
本庄農林振興 センター	(1) 農畜水産物被害状況の調査に関すること。 (2) 農林業災害融資に関すること。 (3) 主要農産物の種苗の確保に関すること。 (4) 農作物病虫害防除対策に関すること。 (5) 農業用排水施設の整備及び防災、災害復旧指導に関すること。
本庄警察署 児玉警察署	(1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 警告及び避難誘導に関すること。 (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 (4) 交通の秩序の維持に関すること。 (5) 犯罪の予防検挙に関すること。 (6) 行方不明者の搜索と検視（見分）に関すること。 (7) 漂流物等の処理に関すること。 (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。
北部教育事務所	(1) 教育関係の被災状況調査に関すること。 (2) 公立学校及び施設の災害応急対策並びに指導に関すること。 (3) 災害給付及び施設の災害貸付けに関すること。 (4) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。 (5) 教育実施者の確保に関すること。 (6) 応急教育の方法及び指導に関すること。 (7) 教科書、教材料等の配給に関すること。 (8) 重要文化財の保護に関すること。 (9) 学校の保護指導に関すること。 (10) 学校の給食指導に関すること。

名称	業務の大綱
寄居林業事務所	(1) 森林及び森林管理道の被害調査・応急処理に関すること。 (2) 治山事業に関すること。 (3) 地すべり防止事業に関すること。 (4) 災害対策及び事業の実施に関すること。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することをかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる。

名称	業務の大綱
警察庁関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 (2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること。 (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 (4) 警察通信の確保及び統制に関すること。
農林水産省関東農政局	《災害予防対策》 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 《応急対策》 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 《復旧対策》 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
経済産業省関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
関東運輸局埼玉運輸支局	(1) 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の協力要請に関すること。 (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 (3) 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること。

名称	業務の大綱
東京管区気象台（熊谷地方気象台）	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 (6) 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行うこと（気象庁防災対応支援チーム：JETT）。
総務省関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 (3) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
国土交通省関東地方整備局	管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 《災害予防》 (1) 災害対策の推進に関すること。 (2) 危機管理体制の整備に関すること。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。 (4) 防災教育等の実施に関すること。 (5) 防災訓練に関すること。 (6) 再発防止対策の実施に関すること。 《災害応急対策》 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。 (2) 活動体制の確保に関すること。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること。 (7) 緊急輸送に関すること。 (8) 二次災害の防止対策に関すること。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。 (10) 地方公共団体等への支援に関すること。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。

名称	業務の大綱
	(13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。 《災害復旧・復興》 (1) 災害復旧の実施に関すること。 (2) 都市の復興に関すること。 (3) 被災事業者等への支援措置に関すること。
国土地理院 関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 災害復旧・復興のための公共測量に関する助言、指導又は勧告に関すること。 (3) 地殻変動の監視に関すること。
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。

5 自衛隊

自衛隊は、天災地変その他の災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、原則として県の要請に基づき派遣され、様々な活動を行う。

名称	業務の大綱
陸上自衛隊第32普通科連隊	《災害派遣の準備》 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 埼玉県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 《災害派遣の実施》 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関すること。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市の防災計画の作成、実施が円滑に行われるように、その業務について県又は市に対し協力する責務を有する。

【指定公共機関】

名称	業務の大綱
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	(1) 災害により線路が不通になった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、バス等による代行輸送及び連絡社線の振替輸送に関する事 (2) 災害により線路が不通となった場合 ア 列車の運転整理及び折返し運転、う回に関する事。 イ 線路の復旧並びに脱線車両の復線、修理、検査及び開通手配に関する事。 (3) 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視に関する事。 (4) 死傷者の救護及び処置に関する事。 (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡に関する事。 (6) 停車場、その他輸送に直接関係ある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理に関する事。 (7) 帰宅困難者に関する事。
東日本電信電話(株)埼玉事業部 (株)NTTドコモ 埼玉支店	(1) 電気通信設備の整備に関する事。 (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関する事。 (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
KDDI(株)北関東総支社	(1) 重要通信の確保に関する事。 (2) 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する事。
ソフトバンク(株)	(1) 重要通信の確保に関する事。 (2) 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する事。
楽天モバイル(株)	(1) 重要通信の確保に関する事。 (2) 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する事。
日本郵便(株)本庄郵便局・児玉郵便局	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事。
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 医療、助産及び遺体の処置（遺体の一時保存を除く。）に関する事。 (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関する事。 (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊出、救援物資の配分、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集・配分に関する事。
NHKさいたま放送局	(1) 住民に対する防災知識の普及に関する事。 (2) 住民に対する応急対策等の周知徹底に関する事。 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

名称	業務の大綱
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	(1) 災害時における電力供給に関すること。 (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)	(1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。 (2) ガスの供給の確保に関すること。

【指定地方公共機関】

名称	業務の大綱
(一社)埼玉県トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
土地改良区	(1) 防災ため池等の設備の整備及び管理に関すること。 (2) 農業及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 (3) たん水の防排除施設の整備及び活動に関すること。
坂東上流水害予防組合	(1) 水防施設資材の整備に関すること。 (2) 水防計画の樹立及び水防訓練に関すること。 (3) 水防活動に関すること。 (4) 国、県等の関係機関との伝達や連携等に関すること。
都市ガス供給事業者（本庄ガス）	(1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。 (2) ガスの供給の確保に関すること。
(株)テレビ埼玉 (株)エフエムナックファイブ	(1) 住民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 (2) 住民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
(一社)埼玉県LPガス協会	(1) LP ガス供給施設の安全保安に関すること。 (2) LP ガスの供給の確保に関すること。 (3) カセットボンベを含む LP ガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。 (4) 自主防災組織等が LP ガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。
(一社)埼玉県医師会 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

7 一部事務組合

市が関係する一部事務組合の災害時における役割は、次のとおりである。

名称	業務の大綱
児玉郡市広域市町村圏組合 (消防本部を除く。)	(1) 災害時における火葬に関すること。 (2) 災害時における廃棄物の処理に関すること。 (3) 災害時におけるし尿の処理に関すること。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災害対策基本法第7条第1項)

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (2) 災害時における広報等に協力すること。
- (3) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (4) 避難誘導及び指定避難所内での救助に協力すること。
- (5) 被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 炊出及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。

名称	業務の大綱
(福)本庄市社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること。 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
民生委員・児童委員協議会	(1) 災害時における避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達及び安否確認への協力に関すること。 (2) 災害時における避難行動要支援者の避難行動の支援への協力に関すること。
医療機関	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 被災地の病人等の収容、保護に関すること。 (3) 災害時における負傷者の医療救護、助産救助に関すること。
本庄市児玉郡薬剤師会	災害時における医薬品の確保協力に関すること。
埼玉ひびきの農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資機材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。
埼玉県中央部森林組合こだま支所	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。

名称	業務の大綱
生活協同組合	(1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
本庄上里学校 給食組合	給食センターにおける炊出に関すること。
本庄商工会議所 児玉商工会等 商工業関係団体	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 (2) 市が行う災害時における物価安定の協力に関すること。 (3) 市が行う救援物資、復旧資材の確保の協力、あっせんに関すること。
社会福祉施設	(1) 避難設備の整備及び避難等の訓練に関すること。 (2) 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難等の訓練に関すること。 (2) 被災時における教育対策に関すること。 (3) 被災施設の災害復旧に関すること。
(一社)埼玉県 建設業協会児 玉支部	災害時の応急措置に関わる工事等の施工に関すること。
埼玉県電気工 事工業組合	災害時の公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
埼玉県自動車 整備組合	保有車両等の優先使用及び防災用品に関すること。
埼玉県宅地建 物取引業協会	民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供のあっせんに関すること。
報道機関	(1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

■ 基本方針

市民は、日ごろから非常食料等を備蓄し、近隣住民と協力して自主的にすべての災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動等の防災活動への協力に努めなければならない。

事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施等、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、市民等の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

第1 市民の果たす役割（自助）

市民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担う。

1 平常時に実施する事項

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災設備（消火器、感震ブレーカー、住宅用火災警報器）の設置
- (4) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (5) 食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- (6) 自動車へのこまめな満タン給油
- (7) 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- (8) ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検、改修
- (9) 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171等）
- (10) 自主防災組織への参加
- (11) 県、市、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- (12) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加
- (13) 近隣の要配慮者への配慮
- (14) 住宅の耐震化
- (15) 地震保険への加入
- (16) 家庭や地域での防災総点検の実施
- (17) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

2 発災時に実施すべき事項

- (1) 初期消火の実施
- (2) 避難時の電気ブレーカーの切断及びガスの閉栓
- (3) 自主防災活動への参加、協力
- (4) 指定避難所でのゆずりあい
- (5) 県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- (6) 風評に乗らず、風評を広めない

第2 自主防災組織の果たす役割（共助）

1 平常時に実施する事項

- (1) 要配慮者を含めた市民のコミュニティの醸成
- (2) 平常時の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発（例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布）
- (3) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- (4) 防災用資機材の購入・管理等（資機材の例：初期消火資機材、救助用資機材、救護用資機材）
- (5) 地域の把握（例：危険箇所の把握、要配慮者の把握）

2 発災時に実施すべき事項

- (1) 初期消火の実施
- (2) 情報の収集・伝達の実施
- (3) 被災者等の安否確認及び救助隊との協力・救出・救護の実施
- (4) 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）
- (5) 指定避難所の運営活動の実施（例：炊出、給水、物資の配布、安否確認）

第3 事業所の果たす役割

市内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、食料・飲料水・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検や見直し等を実施する等の防災活動を推進する。

また、事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上のため、自主防災組織等の市民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動を推進する。

1 平常時に実施する事項

- (1) 防災責任者の育成
- (2) 建築物の耐震化等による安全性の確保
- (3) 建築物の風水害対策
- (4) 施設、設備の安全管理
- (5) 防災訓練等の実施
- (6) 従業員に対する防災知識の普及
- (7) 自衛消防隊及び自衛水防組織の結成と防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導及び帰宅困難者対策等）や浸水防止計画の作成
- (8) 地域防災活動への参加、協力
- (9) 企業の持つ人的資源、物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立
- (10) 指定緊急避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援等
- (11) 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄
- (12) 広告、外装材等の落下防止
- (13) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

2 災害時に実施すべき事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置、初期消火の実施
- (3) 従業員、利用者等の避難誘導
- (4) 応急救助、救護
- (5) ボランティア活動への支援
- (6) 帰宅困難な従業員への支援
- (7) 重要業務の継続及びそのために必要な措置

第4節 市の防災環境

第1 災害履歴

1 地震災害

県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震がある。

近年、県内に大きな地震被害をもたらした地震としては、大正12年9月1日の関東大震災、昭和6年9月21日の西埼玉地震、また、最近では、平成23年3月11日の東日本大震災がある。このうち、関東大震災と西埼玉地震では市における被害の記録はないが、東日本大震災では大規模ではないものの被害が発生している。

【資料編 第1節 第1】『埼玉県内の地震被害』参照

【資料編 第1節 第2】『東日本大震災における市の状況』参照

2 水害、土砂災害

市に被害を及ぼした水害、土砂災害としては、平成23年台風第12号、令和元年台風第19号等があげられる。平成23年台風第12号により、床上浸水9棟、床下浸水51棟の被害が発生するとともに、土砂流出等が7箇所発生した。令和元年台風第19号により、市において避難指示（緊急）を発令し、1,604人が避難した。また、床上浸水13棟、床下浸水28棟の被害が発生した。

【資料編 第1節 第3】『市に被害を及ぼした水害』参照

【資料編 第1節 第4】『令和元年台風における市の状況』参照

3 雪害

雪害は、冬季の発達した低気圧等によってもたらされる。平成26年2月8～9日、同月14～15日にかけての大雪は、市内で65cmの積雪（埼玉県本庄県土整備事務所観測）を記録し、山間部では1mを超える観測史上最大の積雪となり、市内において道路交通網の寸断、鉄道等の公共交通機関の運休、長時間の停電及び農作物の被害等が発生し、約1週間にわたって市民生活に大きな混乱をもたらした。

【資料編 第1節 第5】『市に被害を及ぼした雪害』参照

4 竜巻等の突風による被害

竜巻等の突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではいつでもどの場所においても起こる可能性があり、台風シーズンに多くなる傾向はあるが、冬場等も寒冷前線の影響で発生することがある。

【資料編 第1節 第6】『市に被害を及ぼした竜巻等の突風』参照

5 降ひょう害

県は関東北部山地や秩父山地に発達した雷雨の通過地域にあたっているため、これに伴って発生するひょう害が少なくない。令和4年6月2日の降ひょうにより、市では1,022件の窓ガラス破損等の住家被害、322件の農業被害が発生した。

【資料編 第1節 第7】『市に被害を及ぼしたひょう害』参照

6 火山噴火に伴う降灰被害

浅間山は市から西へ70km、優美な山容ながら有史以来たびたび噴火を繰返してきた。天明3年7月の大噴火がこれまで中で最大規模とされている。4月上旬から噴火をはじめ、5月下旬に大爆発、その後小康状態を保ち、6月下旬から鳴動を開始し、本庄宿に火山灰が降った。7月4日から7日に大噴火となり、噴出した溶岩が烏川に流れ、更に利根川に流れ込んだとされている。武州児玉郡、榛沢郡等で、空を覆った噴煙や降砂（降灰）等で、日中にもかかわらず夕暮れ時のようになった。そして降砂は広く関東から奥羽・北陸地方にまで見られたとされている。

7 広域放射能汚染

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、県においても広域放射能汚染が発生した。文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果では、県内の多くの地域は、毎時0.1マイクロシーベルト以下だったが、市では局所的に毎時0.1～0.2マイクロシーベルトとなる箇所が認められた。

市は、平成23年度から定期的に市内の小・中学校、公共施設及び公園等における大気中の放射線量の測定を実施していたが、測定値はいずれの地点も基準値を下回っていた。

8 その他の災害

平成18年4月9日に発生した飯倉地内の林野火災は、焼失面積38haと広大で、児玉郡市広域消防本部はもとより、熊谷地区消防本部他4本部、近隣の消防団の応援や、防災航空隊ヘリも5機出動する大火災であった。

第2 自然環境の特性

1 位置

市は、東京から80km圏、県の北西部に位置し、東は深谷市、西は上里町、神川町、南は美里町、長瀨町、皆野町、北は利根川をはさんで群馬県伊勢崎市に接している。

【市の位置、面積等】

位置（市役所）	東経：139度11分25秒 北緯：36度14分36秒
面積	89.69km ²
海拔	最低：38.0m 最高：593.6m
広ぼう	東西：17.2km 南北：17.3km

2 活断層

(1) 活断層

県内の活断層で発生したとみられる地震としては、昭和6年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な98の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

(2) 市周辺の活断層

県及びその周辺の活断層の位置図及び評価の概要は、次のとおり。

地震調査研究推進本部（平成17年）によると、関東平野北西縁断層帯は、関東平野北西部と関東山地との境界付近から大宮台地北部にかけて分布する活断層帯であり、関東平野北西縁断層帯主部と平井一櫛挽（くしびき）断層帯からなる。

関東平野北西縁断層帯主部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード8.1の地震が発生する可能性がある。今後30年以内の地震発生確率はほぼ0%～0.008%である。平井一櫛挽断層帯では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生する可能性があるが、平井一櫛挽断層帯における将来このような地震が発生する長期確率は不明である。

【資料編 第2節 第1】『本庄市及びその周辺の活断層図』参照

【関東平野北西縁断層帯】

名称	マグニチュード	発生確率
関東平野北西縁断層帯 地震 (破壊開始点：北)	M8.1	今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画（資料編）」（令和6年3月）、地震調査研究推進本部地震調査委員会「関東平野北西縁断層帯の長期評価について」（平成17年3月）

3 河川

市は県北部利根川流域に位置し、北部利根川沿いの低地から南部の児玉丘陵にかけて変化に富んだ地形であるため、市内には多数の河川を有している。

市内の主要な河川は、次のとおり。

【市内の主要な河川】

名称	流域面積(km ²)	流路延長(km)	合流河川
利根川	16,840	322	—
小山川	204.13	36.41	利根川
清水川	6.42	5.53	小山川
備前渠川	8.36	3.85	小山川
元小山川	12.36	7.78	小山川
女堀川	36.54	14.95	小山川
男堀川	3.92	5.55	小山川
御陣場川	24.3	9.40	利根川

出典) 埼玉県「利根川水系小山川ブロック河川整備計画」（平成18年3月）

第5節 計画の前提条件及び基本方針

第1 地震被害想定

市に係る地震被害想定については、県が実施した「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）及び市独自の防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を参考に、次に示すとおり設定した。

1 想定地震

中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考に県が想定した地震を次に示す。

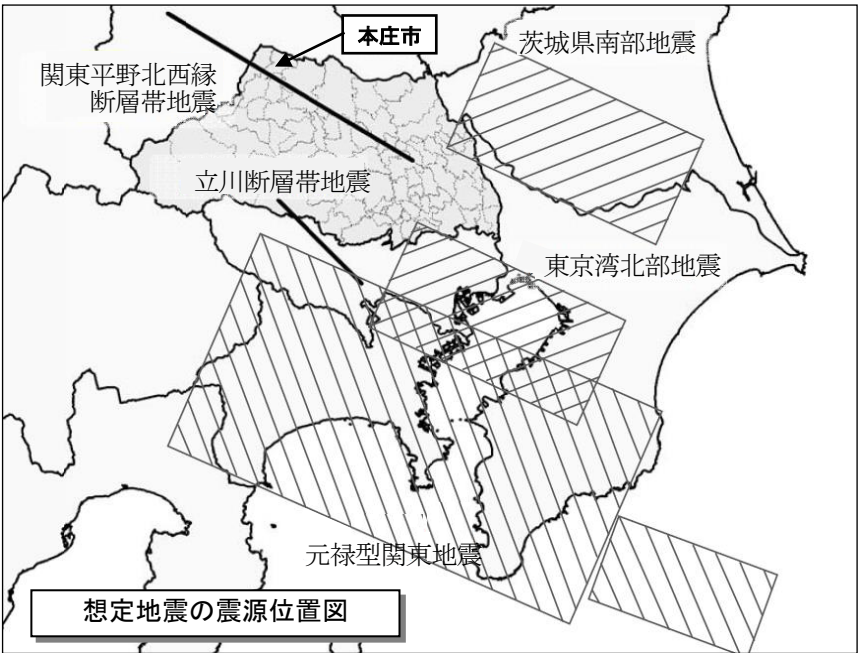
【想定地震とその概要】

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※ 表内の※は、地震調査研究推進本部による長期評価を参照したものである。

出典）埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

【想定地震の震源位置図】



出典）埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

2 想定結果

県が想定した5つの地震による市における被害想定結果は、次表のとおりである。

このなかで、市に最も大きな地震被害をもたらすと考えられるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」である。県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」では、帰宅困難者を除き、市における被害はほとんどないものと予想されている。

【市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定 of 最大値を記載）】

項目	予測内容			単位	東京湾北部 地震	茨城県南部 地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁 断層帯地震		立川断層帯 地震
								防災アセス メント調査		
震度	最大震度			－	4	5弱	5弱	7	7	5弱
液状化	高い地域		面積	km ²	0	0	0	0	0	0
			面積率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建物被害	木造	全壊 (揺れ＋液状化)	全壊棟数	棟	0	0	0	5,192	5,446	0
			全壊率	%	0.00	0.00	0.00	13.99	19.19	0.00
		半壊 (揺れ＋液状化)	半壊棟数	棟	0	1	0	4,214	5,960	0
			半壊率	%	0.00	0.00	0.00	11.35	21.00	0.00
	非木造	全壊 (揺れ＋液状化)	全壊棟数	棟	0	0	0	338	659	0
			全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.91	6.67	0.00
		半壊 (揺れ＋液状化)	半壊棟数	棟	0	0	0	689	1,156	0
			半壊率	%	0.00	0.00	0.00	1.86	11.68	0.00
	全壊 (急傾斜地崩壊)		全壊棟数	棟	0	0	0	3	8	8
	半壊 (急傾斜地崩壊)		半壊棟数	棟	0	0	0	6	18	18
	焼失		焼失棟数	棟	0	1	2	617	782	782
	土砂 災害	急傾斜地崩壊の危険 性		高い	箇所数	0	0	0	38	110
やや高い				箇所数	0	0	0	23	2	0
低い				箇所数	63	63	63	2	3	63
屋外 危険物	ブロック塀倒壊数		箇所	0	0	0	3,986	2,937	13	
	自動販売機倒壊数		箇所	0	0	0	41	32	0	
	落下物発生建物数		棟	0	0	0	4,743	781	0	
人的 被害	死者数		人	0	0	0	365	391	0	
	負傷者数		人	0	0	0	1,622	2,093	0	
	うち重傷者数		人	0	0	0	471	536	0	
ライフ ライン 被害	電気	停電 人口	直後	人	0	32	0	81,889	59,400	0
			1日後	人	0	5	4	53,813	33,844	0
		停電率	直後	%	0.00	0.04	0.00	100	75.9	0.00
			1日後	%	0.00	0.01	0.00	65.71	43.1	0.00
	電話	不通 回線	回線数	回線	0	0	1	746	1,083	0
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	2.25	3.00	0.00
		携帯 電話	停電率	%	0	0	0	65.7	75.9	0
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	2.2	3.00	0.00
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	13,062	13,955	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100	100	0.0
	上水道	断水人口	1日後	人	0	0	0	52,835	73,307	0
	下水道	機能支障人口		人	0	226	1,939	9,860	15,236	183
生活 支障	避難者	1日後		人	0	2	5	14,969	15,776	0
		1週間後		人	0	2	5	18,062	29,450	0
		1か月後		人	0	2	5	22,080	39,293	0
	避難所の 避難者※	1日後		人	0	1	3	8,982	9,465	0
		1週間後		人	0	1	2	9,031	14,725	0
		1か月後		人	0	0	1	6,624	11,788	0
	帰宅困難者	平日の滞留者		人	2,565	6,111	2,141	12,722	6,465	1,864
その他	廃棄物	災害廃棄物		万トン	0.0	0.0	0.0	96.8	62.6	0.0
				万m ³	0.0	0.0	0.0	62.5	15.4	0.0

※ 避難所の避難者は、避難者のうち親戚や知人宅への避難所外避難者を除いた避難者のことである。

※ 本計画で使用している合計値は、小数点以下を含めた合計であり、上表の値の合計と合わないことがある。

出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)、本庄市「防災アセスメント調査報告書」(令和6年3月)

第2 浸水想定

洪水浸水被害にはいつ水や堤防の決壊による外水はん濫と、堤内地の排水不良からおこる内水はん濫がある。このうち、大河川の外水はん濫は大きな被害を生じるおそれがあり、県内では、昭和22年9月のカスリーン台風による浸水の発生により大きな洪水被害が発生している。近年では、令和元年台風第19号による水害が起きている。

1 洪水浸水想定

市は、洪水浸水被害を軽減するため、国土交通省及び県が公表した利根川、烏川、神流川、広瀬川、小山川流域河川及び御陣場川流域河川の浸水想定区域図等に基づく、各種防災施策や、「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」（令和3年3月本庄市）作成及び公表による洪水浸水想定に対する啓発を進めている。

【市における洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図の概要】

洪水浸水想定区域図等名称	作成者	算出の前提となる降雨	作成・指定年月日
利根川洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	利根川流域、八斗島上流域 72時間総雨量491mm	平成29年 7月20日
小山川洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	利根川流域、八斗島上流域 72時間総雨量491mm	平成29年 7月20日
烏川洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所	烏川流域72時間総雨量 579 mm	平成28年 8月2日
神流川洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所	烏川流域72時間総雨量 579 mm	平成28年 8月2日
女堀川洪水浸水想定区域図	埼玉県県土整備部 河川砂防課	小山川流域の24時間総雨量 636mm	令和2年 5月26日
小山川洪水浸水想定区域図	埼玉県県土整備部 河川砂防課	小山川流域の24時間総雨量 636mm	令和2年 5月26日
神流川水害リスク情報図	埼玉県県土整備部 河川砂防課	烏川流域72時間総雨量 579mm	令和2年 5月26日
御陣場川流域水害リスク情報図	埼玉県県土整備部 河川砂防課	御陣場川流域の24時間総雨量 690mm	令和2年 5月26日
利根川（群馬県央区間）洪水浸水想定区域図	群馬県県土整備部 河川課	利根川流域の72時間総雨量 491mm	平成29年 7月28日
広瀬川洪水浸水想定区域図	群馬県県土整備部 河川課	広瀬川流域の24時間総雨量 589mm	平成29年 6月13日

【資料編 第2節 第5】『洪水浸水想定区域』参照

2 内水浸水想定

市は、内水はん濫被害を軽減するため、内水浸水想定区域に基づく、各種防災施策や「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」（令和3年3月本庄市）作成及び公表による内水はん濫に対する啓発を進めている。

第3 土砂災害想定

児玉地域には土砂災害危険箇所が多数存在しており、このうち、平成13年4月1日に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等が指定されている。

土砂災害防止法で指定された市の土砂災害警戒区域等の指定状況は、次表のとおりである。

【資料編 第2節 第6】『土砂災害警戒区域等』参照

【土砂災害警戒区域等の指定状況（令和6年1月1日現在）】

	土石流	急傾斜地	地滑り	計
土砂災害（特別）警戒区域	63 (45)	115 (114)	8 (0)	186 (159)

※（ ）内の数字は、土砂災害特別警戒区域の指定数で土砂災害警戒区域の内数

出典）埼玉県土整備事務所ホームページ

第4 火山噴火に伴う降灰被害

本県における火山噴火の影響は、富士山、浅間山、草津白根山等の噴火が想定されるが、その内容は次のとおりである。

【県下における火山被害】

区分	影響内容
富士山が噴火した場合	県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定され、県全域で降灰の可能性がある。
その他の近隣の火山が噴火した場合	浅間山、草津白根山等が噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性がある。

出典）埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」（令和6年3月）

第5 市における災害対策の基本方針

1 地震災害

(1) 地震災害対策の基本的考え方

市の地震災害対策は、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」を想定し、検討する。また、南海トラフ地震、北海道・三陸沖後発地震、大規模地震によって引起される最悪事態（シビアコンディション）についても、対策の方向性を整理する。

「関東平野北西縁断層帯地震」は、地震発生確率が低いものの、最大震度7とされており、被害が甚大になることが想定されているため、耐震化、避難所の整備、り災証明等の交付体制の強化等を実施する。

市は、県の考え方を踏まえ、「関東平野北西縁断層帯地震」を想定した防災対策を検討することとし、防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を実施した。調査結果に基づき検討した災害対策を次表に示す。

【「関東平野北西縁断層帯地震」の地震被害（最大の被害量）と市の主な災害対策】

区分	項目		単位	調査結果	主な災害対策
建物被害	揺れ	全壊	棟	6,113	・住宅・建築物・施設の耐震化 ・被害認定調査体制の見直し ・り災証明交付体制の見直し ・応急危険度判定士体制の強化
		半壊	棟	7,133	
	火災	焼失	棟	782	・防災まちづくり ・初期消火体制の強化
人的被害	死者数		人	391	・周知啓発 ・訓練の実施
	負傷者数		人	2,093	
ライフライン被害 (当日)	電力	停電率	%	75.9	・周知啓発 ・関係機関との連携体制の見直し
	通信	固定電話不通率	%	3.0	
	都市ガス	供給停止率	%	100	
	上水道	断水率	%	95.9	
	下水道	公共下水道機能 支障率	%	34.6	
生活支障	避難所の避難者	発災当日	人	9,465	・避難先の確保 ・備蓄の呼びかけ ・福祉関係の支援体制の整備 ・孤立集落への支援体制 ・応急仮設住宅候補地の選定
		発災1週間後	人	14,725	
		発災1か月後	人	11,788	
	帰宅困難者	市外から市内への 通勤・通学者 のうち帰宅困難 な人口	人	6,465	・市内における帰宅困難者への支援体制の整備
	備蓄需要量	食料 (発災当日)	食	34,075	・備蓄の増強 ・備蓄倉庫の整備 ・備蓄の呼びかけ
		飲料水 (発災当日)	L	221,500	
		毛布 (発災当日)	枚	18,931	
		トイレ (発災から1週間 後)	基	479	
交通被害	道路閉塞率		%	9.4	・市管理道路及び橋りょうの整備・耐震化
	橋りょう被害		箇所	100	
災害廃棄物	発生量		万t	62.6	・仮置場候補地の確保 ・仮置場候補地の環境整備 ・災害廃棄物処理体制の整備
	仮置場必要面積		ha	15.4	

※ 小数点以下の四捨五入により、「本節 第1 2 表【市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定を最大値を記載）】」の合計と合わないことがある。

出典）本庄市「防災アセスメント調査報告書」（令和6年3月）

(2) 地震災害対策の目標

市は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対策の基本方針とし、市において起こりうる最大規模の地震の想定、その結果発生する被害規模及び内容の具体的な把握並びにより具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」の策定に努める。

2 水害

(1) 水害対策の基本的考え方

市の水害対策は、利根川、烏川、神流川、広瀬川、小山川流域河川及び御陣場川流域河川がはん濫する状況を想定し、検討する。

市は、洪水浸水想定区域内の市民を安全に避難させるために、気象情報及び水位情報等をいち早く入手し、迅速に高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）を発令するとともに的確な避難誘導を行い、加えて避難支援者により避難行動要支援者の安全避難（在宅避難、避難所への避難等）を実施する。

なお、最寄りの指定避難所（指定緊急避難場所）への避難が時間的に間に合わない場合や夜間の場合等、無理な指定避難所への避難は避け、自宅や隣接建物の2階以上へ緊急に避難（垂直避難）するよう、日頃から安全確保について周知する。

市は、市内に影響を及ぼす河川を対象に、防災アセスメント調査（令和6年3月）を実施した。調査結果に基づき検討した災害対策を次表に示す。

【風水害被害と市の主な災害対策】

区分	項目	単位	調査結果	主な災害対策
建物被害	浸水被害棟数 (0.5m未満の浸水)	棟	10,095	・水害の危険性の周知 ・浸水区域内の各施設の避難計画策定 ・地域防災力の強化 ・土地利用の抑制 ・避難情報発令体制の強化
	浸水被害棟数 (0.5m以上の浸水)	棟	8,722	
人的被害	浸水影響人口	人	39,254	・避難先の確保 ・備蓄の呼びかけ ・福祉関係の支援体制の整備 ・孤立集落への支援体制 ・応急仮設住宅候補地の選定
	水害による 要避難者数	人	6,501	

出典）本庄市「防災アセスメント調査報告書」（令和6年3月）

(2) 水害対策の目標

近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発している。比較的高い頻度で発生する内水はん濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するため水防体制の強化、水防用資機材の整備を推進するとともに、河川整備及び雨水排水事業を推進し浸水被害の軽減を図る。

また、利根川等の決壊に伴う外水はん濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するとともに、市民への情報伝達手段の整備拡充、状況に応じた迅速な避難指示等の発令及び自主防災組織等の地域コミュニティと連携した指定緊急避難場所への避難誘導等、洪水浸水想定区域内の市民の安全を図る。

3 土砂災害

(1) 土砂災害対策の基本的考え方

市において発生が懸念される土砂災害は、基本的に地震災害と異なり前ぶれもなく突然発生することではなく、台風や集中豪雨等によってもたらされる。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報や土砂災害情報等を収集するとともに、的確に市民への情報提供を行い、必要に応じて迅速な指定避難所の開設を行う。

市は、市内の土砂災害警戒区域を対象に、防災アセスメント調査（令和6年3月）を実施した。調査結果に基づき検討した災害対策を次表に示す。

【風水害被害と市の主な災害対策】

区分	項目	単位	調査結果	主な災害対策
建物被害	急傾斜地の崩壊による影響棟数	棟	271	・土砂災害の危険性の周知 ・地域防災力の強化 ・土地利用の抑制 ・避難情報発令体制の強化
	土石流による影響棟数	棟	492	
	地すべりによる影響棟数	棟	89	
人的被害	急傾斜地の崩壊による影響人口	人	270	・避難先の確保 ・備蓄の呼びかけ ・福祉関係の支援体制の整備 ・孤立集落への支援体制 ・応急仮設住宅候補地の選定
	土石流による影響人口	人	528	
	地すべりによる影響人口	人	79	

出典）本庄市「防災アセスメント調査報告書」（令和6年3月）

(2) 土砂災害対策の目標

避難に際しては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本であることから、気象情報や土砂災害警戒情報、現地からの予兆現象等の収集等により、災害発生のおそれのある時期を予測するとともに、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないように特に避難行動要支援者に留意し、避難指示等の発令に努める。

また、市が作成した「本庄市土砂災害ハザードマップ」（平成31年修正本庄市）を活用し、市内の土砂災害警戒区域等の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難による安全確保等について市民へ周知する。

4 火山噴火による降灰

(1) 降灰対策の基本的考え方

火山噴火時に降灰が予想される浅間山等の火山については、気象庁による観測が行われていることから、市民に対して火山情報の種類と発表基準の周知や、火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発を図る。

(2) 降灰対策の目標

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき又は市内に降灰があったときは、県及び周辺市町村と協力して降灰分布を把握し、降灰状況を市民へ周知するとともに、速やかに降灰を除去するための対策を講ずる。

5 雪害

(1) 雪害対策の基本的考え方

雪害は、冬季の発達した低気圧等によってもたらされることから、気象官署の発表する情報により、事前に発生可能性を予測・検討することが可能である。

そのため、市は、関係機関と連携し早い段階から気象情報等を収集するとともに、的確に市民への情報提供を心がける。

(2) 雪害対策の目標

市において雪害は避難行動の対象となる災害ではないが、平成26年2月、大量の降雪により発生した各種雪害（交通途絶、孤立集落及び農作物損耗等）による教訓を活かし、早い段階から自助・共助・公助により、生活道路の除雪等、市民生活に与える影響を最小限に抑えるための対策を講ずる。

6 降ひょう害

(1) 降ひょう害対策の基本的考え方

降ひょうは、発達した積乱雲の中で発生し地上に降ることから、気象官署の発表する情報により、事前に発生可能性を予測・検討することが可能である。

そのため、市は、関係機関と連携し気象情報等を収集するとともに、的確に市民への情報提供を心がける。

また、降ひょうは、建物や農作物に対しても影響を与える。

そのため、市は、平常時から対策について普及啓発を推進し、市民の自助の意識向上を図る。

(2) 農業災害対策の目標

気象庁が降ひょうに関する気象情報を発表したとき又は市内に降ひょうがあったときは、県及び周辺市町村と協力して降ひょう分布を把握し、降ひょう状況を市民へ周知する。

また、平常時から関係機関との連携を強化し、農業災害に関する支援情報の提供をこころがける。

7 広域応援に関する方針

市は災害リスクの少ない地域と考えられているが、東日本大震災の教訓である「想定外は許されない」の考えのもと県が実施した平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月埼玉県）及び市が実施した防災アセスメント調査（令和 6 年 3 月本庄

市)によると、これまで発生したことはないが「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市においても甚大な被害の発生が想定され、これに対応するためには、災害予防、応急対策いずれにしても市の防災能力だけでは限界があると考えられる。そのため、広域的な応援が必要と考えられ、広域的な防災協定の締結、受援体制の整備や受援業務の選定等、受援に係る取組の強化を推進しているところである。

一方で、最も切迫性が高く比較的被害も大きいことから防災対策の対象としている「東京湾北部地震」が発生した場合、首都圏全体では3万人以上の重傷者の発生が予測されているが、本県では県下全域で7,215人の負傷者と比較的被害は少ないと予測されている。

そのため、埼玉県地域防災計画では、比較的被害が少ないとされる本県を、全国からの応援業務の拠点として位置付け、積極的な広域支援を行うものとしている。

「東京湾北部地震」が発生した場合であっても、市における死者、負傷者は0人と予測されることから、防災体制をいち早く整えるとともに、県と連携して積極的な広域支援を行う。

第2編 災害予防計画

【第1章 市の防災力の強化】

【第2章 事故災害に関する予防対策】

【第3章 市民の自主防災力の向上】

第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

目次

第2編 災害予防計画.....	35
第1章 市の防災力の強化.....	35
第1節 活動体制の強化.....	35
第1 活動体制の整備.....	35
第2 業務継続計画の策定.....	37
第3 防災拠点の整備.....	37
第4 災害協定の充実.....	39
第5 職員の防災力の向上.....	39
第6 消防活動体制の整備.....	40
第7 調査研究.....	42
第2節 災害に強いまちづくり.....	45
第1 計画的なまちづくりの推進.....	46
第2 地震火災等の予防.....	48
第3 液状化対策.....	49
第4 浸水災害の予防.....	50
第5 土砂災害の予防.....	53
第6 雪害の予防.....	58
第7 竜巻等の突風対策.....	60
第8 降ひょう対策.....	62
第3節 災害情報の収集・伝達体制の整備.....	63
第1 災害情報連絡体制の整備.....	63
第2 通信施設の整備.....	65
第3 広報活動体制の整備.....	66
第4節 医療救護等活動体制の整備.....	67
第1 救出救助、救急体制の整備.....	67
第2 医療救護体制の整備.....	67
第3 防疫・保健衛生体制の整備.....	72
第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備.....	73
第5節 交通ネットワーク・ライフラインの応急活動体制の整備.....	74
第1 緊急輸送道路の整備.....	74
第2 上水道、下水道施設の耐震性等の向上.....	76
第3 電気、ガス、通信施設の耐震性等の向上.....	77
第6節 帰宅困難者に関する予防対策.....	78
第1 帰宅困難者対策の普及啓発.....	78
第2 帰宅困難者（滞留者）への支援整備.....	79
第3 企業等における対策.....	79
第4 学校における対策.....	80
第5 帰宅支援施設の充実.....	80

第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

第7節	二次災害に関する予防対策	81
第1	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備	81
第2	危険物施設等の予防対策	82
第3	建築物・構造物の二次災害に関する予防対策	83
第8節	避難に関する予防対策	86
第1	指定避難所等の指定	86
第2	指定避難所の環境整備	88
第3	避難誘導體制の整備	89
第4	指定避難所の管理運営体制の整備	89
第5	広域避難者の受入体制の整備	90
第6	広域避難協力体制の整備	90
第9節	物資供給・輸送に関する予防対策	91
第1	給水体制の整備	91
第2	食料・生活関連物資供給体制の整備	93
第3	緊急輸送体制の整備	95
第10節	要配慮者支援に関する予防対策	97
第1	要配慮者の安全対策及び安全確保	97
第2	避難行動要支援者の安全対策及び安全確保	102
第11節	生活の早期再建に関する予防対策	106
第1	住宅対策の体制整備	106
第2	被災証明書の交付体制の確立	108
第3	文教に係る事前対策	109
第12節	廃棄物対策	111
第1	廃棄物の収集・処理体制の整備	111
第13節	火山噴火降灰対策	113
第1	情報の収集・連絡	113
第2章	事故災害に関する予防対策	114
第1節	市で懸念される事故災害	114
第1	大規模事故災害の選定	114
第2	市に係る事故災害	115
第2節	林野火災予防対策	117
第1	林野火災に強い地域づくり	117
第2	応急対策への備え	117
第3節	危険物等事故災害予防対策	118
第1	危険物施設の予防対策	118
第2	高圧ガスの予防対策	118
第3	毒物・劇物の予防対策	119
第4節	鉄道事故災害予防対策	120
第1	応急対策への備え	120

第5節 道路災害予防対策	121
第1 道路の安全確保	121
第2 情報の収集・連絡体制の整備	122
第3 災害応急体制の整備	122
第4 緊急輸送活動体制の整備	122
第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	123
第6節 航空機事故災害予防対策	124
第1 情報収集・連絡体制の整備	124
第2 災害応急体制の整備	124
第7節 農業災害予防対策	125
第1 営農技術の指導	125
第2 農協等との伝達体制等の確立	125
第3 関係農家への事前周知	125
第3章 市民の自主防災力の向上	126
第1節 防災教育	126
第1 市民向けの普及・啓発	126
第2 学校における防災教育	127
第3 保育所における防災教育	128
第4 事業所等における防災教育	128
第5 防災上重要な施設における防災教育	128
第2節 防災訓練	129
第1 地域防災訓練	130
第2 市及び防災関係機関が実施する訓練	130
第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	131
第4 訓練の検証	132
第3節 自主防災組織等の整備	133
第1 自主防災組織の整備、地区防災計画の策定	133
第2 事業所等の防災組織の整備	134
第4節 災害ボランティア活動のための環境整備	136
第1 県災害ボランティア登録制度の周知	136
第2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握	137
第3 専門職ボランティアの組織化	137
第4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備	138
第5 ボランティアコーディネーターの養成	138

第1編	總則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

第2編 災害予防計画

第1章 市の防災力の強化

第1節 活動体制の強化

■ 基本方針

大規模災害が発生した場合、広範囲にわたる建物被害、同時多発火災や救急救助事案が発生するとともに、ライフラインの被災が被害の拡大をもたらすと予想される。

広域的同時多発的災害に対応するため、発災直後の初動活動体制、広域応援体制等の整備を図り、災害時の活動体制を強化する。

「活動体制の強化」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 活動体制の整備	危機管理課、各課共通
第2 業務継続計画の策定	危機管理課、各課共通
第3 防災拠点の整備	危機管理課、関係各課
第4 災害協定の充実	危機管理課、関係各課
第5 職員の防災力の向上	危機管理課、各課共通
第6 消防活動体制の整備	消防本部、危機管理課
第7 調査研究	危機管理課、関係各課

第1 活動体制の整備

定められた参集基準に基づき、職員が参集し、速やかに情報収集や災害対応に取り組むための応急活動体制を整備する。

1 初動配備体制の整備

各課は、突然の大地震に対しても、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに組織的に活動できるよう、応急活動体制を整備するとともに、災害の規模に応じ段階的に引上げる応急活動体制（初期活動体制、非常体制）を整備する。

市の応急活動体制については、「第3編 第1章 第1節 活動体制の確立」を参照とする。

2 執務環境の整備

(1) 本部室の整備

市域で震度5弱以上の地震を観測し、被害の発生又は被害のおそれがある場合、災害時の活動体制をとる。初期活動体制において災害対策初期活動本部を本庁舎3階301会議室に設置し、非常体制において、災害対策本部を市役所本庁舎6階大会議室に設置する（活動体制については「第3編 第1章 第1節 第1 職員の動員計画」を参照）。

担当部署は、本部室のネットワーク環境、電話設備、ボード、地図等の必要設備を確保する。

(2) 各執務室の整備

各課は、市役所本庁舎、児玉総合支所等の職員執務室の、書棚やロッカー等の転倒、ガラスの飛散及び各種機器の転倒を防止する。

(3) 災害対策本部の代替施設の整備

市役所本庁舎が大規模災害により被災し災害対策本部を設置できなくなった場合を想定し、①児玉総合支所、②現業棟2階会議室又は本部長の指定する場所を代替施設の候補とする。

担当部署は、ネットワーク環境等の災害対策本部としての機能の整備を図る。

(4) 代替機能の確保

担当部署は、発災に伴う庁舎の停電、断水等に備え、非常用電源、簡易トイレ等の代替手段の備えを充実させる。

(5) 災害対策要員（職員）用食料、飲料水、備品の備え

担当部署は、発災時に職員が迅速な業務を行うため、食料、飲料水及び備品（必要な生活物資）を最低3日分程度備える。

3 各機関からの受援体制の整備

担当部署は、次に示す受援体制を整備する。

(1) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

担当部署は、他の地方公共団体から専門的技術及び知識を有する職員を受入れるための体制を整備する。受援体制の整備項目は次のとおりである。

ア 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制の整備

イ 緊急輸送路、備蓄状況等の情報の共有化

ウ 防災訓練の実施

また、応援に関する種類と内容の例は次のとおりである。

【応援活動の種類と内容】

種類	活動機関・内容（例）
災害救助に関連する業務	消防機関、警察、自衛隊による輸送手段、交通路の提供及び確保等
保健医療の広域応援に関連する業務	医療班、ヘリコプターによる受入、DMAT等
被災生活の支援等に関連する業務	物資の応援、応急危険度判定、心のケア等
災害復旧・復興に関連する業務	被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助）等

(2) 国及び県等の受援体制の整備

担当部署は、国及び県等からの応援に際し、十分な協力を得られる受援体制を整備する。受援体制の整備項目は次のとおりである。

ア 情報伝達ルートの多重化

イ 応援部隊の活動拠点の選定

ウ 長期間の活動のための宿泊施設や炊事施設の整備及び輸送や交通アクセスの整備

第2 業務継続計画の策定

市は、行政にとって災害時に必要な業務を継続するとともに、業務基盤を早期に立上げるため、業務継続計画を作成する。

1 業務継続体制の整備

危機管理課は、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を取りまとめた業務継続計画を作成する。

業務継続計画で必要とされる検討内容は、次に示すとおりである。

ア 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。

イ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞込むこと。

ウ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。

エ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。

オ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。

カ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

2 業務継続計画の継続的な管理

各課は、災害時にも継続すべき、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす通常業務について優先度を踏まえ選定する。

危機管理課は、各課と連携し、優先業務の選定結果を踏まえて、業務継続計画改定等の継続的な管理を行う。

第3 防災拠点の整備

市は、平常時の予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

1 防災拠点施設の整備

市は、災害時の応急対策を円滑に実施するため、市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携して救急救護及び消火活動を担う消防活動拠点、避難拠点及び物資拠点等を整備する。

防災拠点においては、非常用電源や燃料等の整備に努めるとともに、応援団体からの円滑な支援を受けられるようにするため、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。なお、非常用電源の確保・整備においては、再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入に努める。

【市の防災拠点】

拠点区分	防災上の役割	拠点となる施設
防災中枢拠点	災害対策本部を設置し、各班及び防災関係機関等からの災害情報を集約し、活動方針を定め、応急活動を実施する。 対外的な市の総合窓口として県及び防災関係機関、自衛隊等との連絡調整を行う。	➤ 災害対策本部の設置場所：市役所本庁舎6階大会議室 ➤ 市役所が被災した場合の候補 第1候補：児玉総合支所 第2候補：現業棟2階会議室
消防活動拠点	➤ 火災の消火活動を行う ➤ 傷病者の救急・救護活動を行う	➤ 児玉郡市広域消防本部中央消防署、本庄分署、児玉分署 ➤ 各消防団器具置場
医療救護拠点	➤ 関係機関との連絡調整を行う ➤ 負傷者の救護活動等を行う拠点	➤ 医療機関：59か所
自衛隊拠点	➤ 災害派遣された自衛隊が、各種災害対策活動を行う際の活動拠点	➤ 本庄東小学校体育館、校庭（宿营地、臨時ヘリポートとして、必要に応じ、消防・警察の活動拠点も兼ねる。）
避難拠点	避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 指定避難所に身を寄せた被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。	➤ 指定避難所：22か所 ➤ 指定緊急避難場所：75か所 ➤ 福祉避難所：9か所
物資備蓄拠点	➤ 非常用物資等の備蓄場所	➤ 防災倉庫：7か所
物資集配拠点	➤ 救援物資の集積場所 ➤ 避難拠点等への物資の供給	➤ 救援物資の中継基地：3か所 市役所本庁舎 児玉総合支所 児玉中学校
緊急輸送拠点	➤ ヘリコプターによる緊急輸送	➤ 飛行場場外離着陸場

2 防災拠点のネットワーク化

担当部署は、災害時に防災拠点が使用できない場合に別の防災拠点を使用できるようにするため、代替となる防災拠点の指定等、個々の防災拠点のネットワーク化を推進する。

第4 災害協定の充実

大規模災害時には、市のみで災害対応を完遂することが困難なため、市は、他市町村との相互応援協定や民間事業者等との応援協定を締結し、連携体制を整備する。

1 自治体との相互応援協定の充実

(1) 市町村間の相互応援

担当部署は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等による応援要求に関し、周辺市町村等と相互に応援協定を締結しておく。

担当部署は、平常時から協定を締結した深谷市、伊勢崎市、加須市及び渋川市との間で、訓練や情報交換を実施する。

(2) 遠方の自治体との締結

担当部署は、遠方の市町村との応援協定を締結し、広域的な応援体制を確立する。
協定内容については、次の事項を基本とする。

- ア 食料、飲料水及び生活必需品等の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 応急活動及び復旧活動に必要な職員の派遣
- オ ボランティアのあっせん
- カ 被災者を一時収容する施設等の提供

なお、市は、岡山県総社市及び岐阜県美濃加茂市と協定を締結している。

2 民間事業者・団体との応援協定の充実

大規模災害時、市のみで、救出救助、食料・生活物資の供給及び輸送等の救援活動を実施することは困難であるため、担当部署は、あらかじめ民間事業者・団体との応援協定を結び、迅速かつ的確な救援活動体制を整備する。

第5 職員の防災力の向上

市は、市職員等の防災力の向上を支援する。

1 職員の防災教育

担当部署は、発災時に市職員が適正な判断のもと、円滑に活動できるように、次の内容を、講習会、手引き等の配布及び現地調査を通して、市職員へ周知徹底する。

- (1) 本庄市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割（職員の配備と任務分担）
- (2) 災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- (3) 過去の主な災害事例
- (4) 防災関係法令の運用
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術

2 職員の家庭における安全対策の徹底

担当部署は、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持出品の用意等が徹底されるよう、定期的に市職員に安全対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策を次に示す。

- (1) 家具の配置を見直し、家具類や家電製品等の転倒、落下及び移動を防止する。
- (2) 家族その他の緊急連絡を要する者との災害時の連絡方法を話し合う。
- (3) 「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法を確認する。
- (4) 備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。）とともに非常持出品の点検を行う。特に、食料や飲料水等を普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。
- (5) 住居の耐震性や必要な補強等を確認する。
- (6) 指定避難所や安全な避難経路、消火器の設置場所、操作方法を確認する。

3 本庄市地域防災計画等庁内検討委員会による防災対策の実施

担当部署は、市の防災対策の実効性を高めるために庁内で設置された本庄市地域防災計画等庁内検討委員会において、防災上の課題と対策を検討するとともに、地域防災計画、関連計画、マニュアル等へ反映する。

4 防災に関する各種マニュアルの整備

担当部署は、本計画に定める事務分掌の実施に関し、それぞれの責務が十分果たせるように各種マニュアルをあらかじめ定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧復興対策の推進体制の整備を図る。

5 防災機器操作の習熟

担当部署は、救助資機材等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第6 消防活動体制の整備

市は、被害を軽減するために消防力の充実強化はもとより、災害時における出火防止、初期消火の訓練、危険物等の保安全管理等、消防法及び関係法令による規制に基づく積極的な指導徹底を図る。

1 消防力・消防水利の強化

担当部署は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防施設（消防車両を含む。）、消防水利等の充実を図る。

また、消防車両、耐震性貯水槽（防火水槽）等の性能点検を実施し、常にその性能の維持、向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。

(1) 消防体制の充実

ア 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立

担当部署は、職員非常招集基準に基づき、消防職員及び消防団員の非常招集体制を確立する。

イ 消防団の育成

担当部署は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層、女性層の団への参加促進、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成に努める。

ウ 消防団員に対する防災教育

担当部署は、消防本部と連携を図り、消防団員に対し、災害時の応急対策の実施等に関して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

防災教育は、消防に関する知識及び技能の習得を目的とし、次の事項について実施する。

(ア) 消防団員としての規律習得、体力の錬磨、人格の向上及び実力のかん養

(イ) 消防関係機関等が実施する研修等への参加

エ 消防資機材の整備

消防本部は、通常火災に対する資機材を整備するとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 消防水利の整備

担当部署は、災害発生時の水利を確保するため、消防水利の整備を図る。

ア 整備計画

避難の安全を図るため、担当部署は、消防水利については指定緊急避難場所及び避難道路周辺の充足率の低い場所から優先的に整備し、自然水利の利用、学校プール、池等の効率的な利用を推進する。

イ 耐震性貯水槽（防火水槽）の整備

担当部署は、耐震性貯水槽（防火水槽）の設置について、用地の確保等の課題もあるが、公共施設等の周辺や指定緊急避難場所等で設置可能な場所においては耐震性貯水槽（防火水槽）の整備を促進するとともに、自然水利を活かした多様な消防水利を確保する。

(3) 協力応援体制の確立

ア 他の消防機関の応援受入及び円滑に活動するために必要な支援

消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合を想定し、「埼玉県下消防相互応援協定、他県及び県内近隣消防本部と相互応援協定」を締結している。担当部署は、他の消防機関の応援受入のための体制を整備する。

イ 自主防災組織の育成と活性化

担当部署は、平常時から、自主防災組織の育成及び活性化に努める。

2 初期消火体制等の強化

(1) 市民の初期消火力の強化

担当部署は、災害時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、市民による初期消火力を高め、消防機関等と一体となった火災防止のための活動体制を確立する。

(2) 事業所の初期消火力の強化

事業所は、災害時における初期消火、従業員及び周辺市民の安全確保等の具体的な対策計画を作成する。

(3) 市民と事業所の連携

担当部署は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化する。

第7 調査研究

市は、今後地震災害に関する調査研究が進み、また、国及び県による浸水想定区域の見直しが行われ、市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の実施を検討する。

1 防災アセスメント調査の実施

(1) 災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引起す引き金となる自然現象（地震、台風、竜巻等）のことをいう。

市は、地域に最も大きな影響を及ぼす地震及び利根川等の洪水を主な対象として防災アセスメント調査（令和6年3月本市）を実施し、次表のとおり、災害誘因を整理した。複数の災害が同時に発生すること考えられるため、平常時から市を取巻く環境を意識した防災対策を推進する必要がある。

【市の災害誘因】

災害種別	誘因
地震	市の南側に関東平野北西縁断層帯が位置しており、今後30年以内の発生確率は高くはないものの、距離が近いこと、大きな被害が予想される。
水害	市には、利根川をはじめとし、多くの河川が流れている。複数河川が決壊した場合、家屋の浸水等の被害が予想される。
土砂災害	児玉地域は標高が比較的高く、土砂災害警戒区域等が指定されている。地震や大雨により土砂災害が発生する可能性があり、また、道路閉塞により孤立化地域が発生するおそれがある。

(2) 災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因として、その地域がもともと有している防災上の弱点をいう。災害素因の例として、軟弱地盤、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅の密集度や老朽化、危険物施設の集中地域等の社会的な要因があげられる。

市は、防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を実施し、地域に内在する災害に対する地域のぜい弱性の原因を把握した。市の特徴を把握した上で、ぜい弱性を補うための防災対策を優先的に推進する必要がある。

(3) 災害履歴の検討

市は、防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を実施し、過去に発生した災害を取上げ、地域の災害に対する特性を具体的に把握した。過去の災害の検証により把握した教訓等を踏まえ、災害発生時の体制等をより効果的なものにする必要がある。

2 災害対策に関する調査研究

市は、防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を実施し、国、県及び防災関係機関等による災害予防に関する調査及び研究成果を収集、解析した。担当部署は、市の防災対策に反映する。

また、市民による災害に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。

3 ハザードマップの作成

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、指定緊急避難場所等の情報が既存の地図上に図示されている。

ハザードマップを利用することにより、災害発生時に市民等は迅速かつ的確に避難を行うことができるため、災害による被害の低減に非常に有効である。また、市民等へのハザードマップに関する情報の周知を促進するため、web 上で地図上にハザードマップ情報を関連付けて配信する web 版ハザードマップの作成に努める。

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

市は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）を踏まえた「本庄市地震ハザードマップ」の更新を行い、周知する。

担当部署は、地震ハザードマップ等を活用し、防災への備えや建物の耐震化、円滑な避難を促すため市民へ周知する。

(2) 洪水・内水氾濫ハザードマップの作成・公表

市は、利根川等が決壊した場合の洪水浸水想定区域（外水はん濫）及び道路冠水箇所（内水はん濫）を明らかにするとともに、指定避難所等の避難に関する情報を明示した「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」の更新を行い、周知する。

担当部署は、洪水・内水氾濫ハザードマップ等を活用し、浸水の状況、災害への備えや円滑な避難等について市民へ周知する。

(3) 土砂災害ハザードマップの作成・公表

市は、市内の土砂災害危険箇所や土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を図示し、市から発令される避難情報、地区ごとの指定避難所等について明示した「本庄市土砂災害ハザードマップ」の更新を行い、周知する。

担当部署は、土砂災害ハザードマップ等を活用し、市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難等について市民へ周知する。

第2節 災害に強いまちづくり

■ 基本方針

災害による市街地の被害を最小限に抑えるため、避難地、避難路の整備等の市街地整備、施設構造物の耐震化、公共施設の代替施設の確保等の災害に強いまちづくりを推進する。また、現況調査等の早い段階で市民の参加を求め、協働の実現を図る。

市の「災害に強いまちづくり」の基本的考え方は、次に示すとおりである。

- (1) 市街地の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限に抑えるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れ、防災都市づくり計画の策定を推進する。
- (2) 防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- (3) 広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等行政区を越えた地域連携型の対応を図る。
- (4) 高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- (5) 災害時に活動しやすいゆとりある空間の確保を目指す。

「災害に強いまちづくり」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 計画的なまちづくりの推進	都市計画課、建築開発課、道路整備課、道路管理課、市街地整備室
第2 地震火災等の予防	消防本部、危機管理課
第3 液状化対策	建築開発課
第4 浸水災害の予防	道路管理課、道路整備課、都市計画課、建築開発課、環境推進課、危機管理課、関係各課
第5 土砂災害の予防	危機管理課、支所環境産業課、関係各課
第6 雪害の予防	危機管理課、道路整備課、水道課、地域福祉課、教育総務課、農政課、商工観光課、支所総務課、支所市民福祉課、支所環境産業課、関係事業者、周辺市町村、県
第7 竜巻等の突風対策	危機管理課、学校教育課、関係各課
第8 降ひょう対策	危機管理課、道路整備課、農政課、商工観光課、関係各課

第1 計画的なまちづくりの推進

市は、災害に強く、安全で持続可能な都市の形成を図るため、建築物の不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

1 市街地の防災性の向上

担当部署は、市民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や都市計画マスタープラン等に基づき、防災拠点を担う指定緊急避難場所の整備と併せて、指定緊急避難場所までの避難路となる幹線道路等の整備により、幹線道路により囲まれる都市防火区画を形成する等、被害想定をふまえた市街地整備や都市基盤施設整備の実施により防災まちづくりを推進する。

また、防災まちづくりは、市街地整備等のハード施策とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりが重要であり、これらのソフト施策についても、併せて進めていくことが必要である。

(1) 市街地の整備等

担当部署は、災害に強く、安全で持続可能な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や各種都市計画手法の活用を検討しながら、市街地の整備を行う。

ア 都市防災総合推進事業

担当部署は、市街地の防災性の向上等を図るため、多様な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び市民の防災に対する意識向上を推進する。

イ 地区計画等の活用

担当部署は、地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

(2) 不燃化等の促進

木造住宅が密集している市街地では、延焼の危険性が高いため、担当部署は、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。

ア 防火地域又は準防火地域の指定

担当部署は、市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

担当部署は、防火地域を、比較的大規模な建築物が集合し火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

担当部署は、準防火地域を、建築物が集合し火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

イ 屋根不燃化区域の指定

担当部署は、防火地域又は準防火地域以外の市街地における建築物の延焼火災を防止するため、屋根を不燃材料で造り又はふく等の措置を必要とする区域（埼玉県告示1850号により区域指定済）について建築基準法に基づいた指導を行う。

ウ 建築物の防火対策の促進

担当部署は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

(3) 空き家対策

担当部署は、平常時より、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して助言、指導又は勧告を行う措置を検討する。

2 オープンスペースの確保

担当部署は、災害が発生した際に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、オープンスペース（防災空間）を確保する。

(1) 公園の整備

担当部署は、災害時における市民の生命、財産を守るため、公園については、災害時の応急対策として利用できるよう整備を推進する。また、市街地の未利用地の有効利用により、避難場所、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を推進する。

(2) 緑地・農地の保全

近郊の緑地及び農地は、大地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果があり、また、井戸等の農業用施設の活用等の重要な役割が期待されるため、担当部署は、緑地・農地の先行的な取得及び保全等を推進していく。また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進等、総合的な防災・減災対策を講じる。

(3) 道路の整備

担当部署は、無電柱化推進計画に基づき、道路の無電柱化を推進するとともに、火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員の道路及び迅速な災害応急活動に資する道路網を整備する。

(4) 野営地の確保

担当部署は、消防機関、自衛隊又は他地域からの応援等における活動拠点、宿泊及び資機材の保管場所等のためのオープンスペースの確保を推進する。

第2 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、大規模な被害をもたらすことから、平常時から出火防止を基本とした予防対策を推進することにより、地震火災による被害の軽減を図る。

1 市民への防火意識の啓発

災害時の出火要因として最も多いものは、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。消防本部は、地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を市民に周知する。また、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、次の内容を啓発し防火意識の高揚を図る。

【市民への防火意識の啓発】

啓発事項	啓発内容
各家庭での消火器設置の奨励	出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭における消火器の設置を促進する。
耐震安全装置付火気器具の使用促進	➤ 地震時出火防止装置付きの電気・ガス・石油等の火気器具の普及 ➤ 通電時火災を防ぐための漏電防止装置付ブレーカーへの取替
地震時火災の原因に対応した啓発	➤ ブレーカーを落としての避難（通電時火災防止） ➤ 火気器具周辺の使用環境の整理整頓（落下物への着火防止） ➤ 家具の固定（出火防止行動を円滑にする上で有効）

2 住宅用防災機器の設置

消防本部は、住宅火災による被害を低減するため、全ての住宅に住宅用火災警報設備等の設置を促進し、その適正な管理の徹底を図る。

3 出火防止対策の推進

(1) 防火・防災管理者制度の効果的な運用

- ア 消防本部は、防火管理者の選任が必要な防火対象物には防火管理者を選任させ、消防法施行令に規定する大規模な防火対象物には防災管理者を選任させ、当該管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について指導する。
- イ 消防本部及び市は、防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定及び査察計画に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な立入検査を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくことと

もに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう指導する。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

消防本部は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

(4) 街角消火器設置による意識向上

市は、昭和54年から地震によって発生する火災及びその他の火災の延焼を防止するため、市内の街角に消火器を設置する「市街角消火器設置事業」を行っている。効果的な初期消火と被害の軽減を図るため、市民の理解と相互協力のもと、今後も事業を継続していく。

(5) 地震に伴う住宅等からの出火防止

ア 一般火気器具からの出火防止

(ア) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

(イ) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不足のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

(ウ) 火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難する等の方法の普及啓発に努める。

(エ) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

イ 化学薬品からの出火防止

担当部署は、学校や研究機関等に対し、混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管する等の適切な管理の啓発に努める。また、引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

第3 液状化対策

担当部署は、県想定、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査結果を活用し、液状化の可能性のある地域において、危険度分布予測をはじめとする調査研究に努める。また、液状化の可能性のある地域では、地盤改良や構造物による対策等、液状化対策工法をパンフレットや市ホームページ等により普及啓発に努める。

第4 浸水災害の予防

令和元年に発生した台風第19号では、市内の一部で道路の冠水や河川の越流が生じる等、建築物や農作物等への被害が発生した。このような経験を教訓として、水害の予防と被害の軽減を図るため、気象情報収集連絡体制の整備や、市域の河川水路等の危険箇所を把握、河川水路等の整備の促進を国及び県等に要請等を進めていく。

また、河川改修等と併せて雨水流出抑制の総合的な対策を進めるとともに、適切な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

1 気象情報収集連絡体制の整備

担当部署は、風水害に関する情報の収集伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(1) 多様な気象注意報・警報等の整理

担当部署は、注意報、警報等、その他気象情報（早期注意情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報、顕著な大雨に関する気象情報）の内容を整理する。

熊谷地方気象台等との災害時の連携体制を整備する。

(2) 市民への伝達体制

担当部署は、防災行政無線、エリアメール及び緊急速報メール等、市民への多様な伝達体制を整備する。

2 河川整備の促進

担当部署は、河川管理者と連携し、河川の実態等を調査し、必要に応じて河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を促進する。特に、担当部署は、元小山川、女堀川、備前渠川及び御陣場川の改修事業の推進を要請する。

なお、改修に当たっては、都市の中の憩いとやすらぎの水辺空間として位置付け、緑化護岸、親水護岸等、河川の環境整備を図るよう要請していく。

3 水路の整備

担当部署は、管理する雨水排水路について、定期的に巡回点検を実施し、雨水排水機能の維持に努め、流下能力が低い排水路については改修を検討する。

また、台風、集中豪雨の発生前後に排水路の点検を実施し、障害物の除去に努める。

4 雨水排水事業の推進

担当部署は、既存の雨水排水ルートの新調査と併せて、容量不足の排水施設の負荷軽減を図るため、排水経路の分散化等に努める。また、雨水の地下浸透や貯留施設の整備等による雨水流出抑制の総合的な対策を検討する。

5 土地利用の適正化

担当部署は、河川のはん濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

6 地盤沈下対策

広域的な地盤沈下を防止するため、県は生活環境保全条例に基づき、市域の一部において地下水の過剰揚水を規制している。担当部署は、条例の周知等により県が行う揚水施設設置の許認可を支援する。

7 河川施設等の点検

担当部署は、災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるように、沿岸地区と協力体制をとって随時危険個所の巡視を実施する。

8 水防体制の強化・資機材の整備

利根川沿岸の市及び隣接上里町において、坂東上流水害予防組合が結成されている。今後も、国土交通省及び県と連携し、毎年度定期訓練等を実施するとともに、必要資機材を備蓄し万全の措置をとる。

【資料編 第2節 第8】『重要水防区域一覧表』参照

9 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

(1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川並びに洪水予報河川及び水位周知河川に指定された区間以外の県管理河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等が公表されるとともに、関係市町村長へ通知される。

担当部署は、国・県管理区間以外の小規模河川についても、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。なお、市は、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」（令和3年3月本庄市）を作成し、その内容を印刷物の配布等により、市民に周知する。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

さらに、市民が日頃から水害リスクを把握し、水防災への意識を高め、浸水深の知識を深められるよう、浸水想定深表示板の設置に努める。

(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

担当部署は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本庄市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域に対して、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

（ア） 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（イ） 大規模な工場その他の施設（（ア）に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）

オ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市は、本庄市地域防災計画に上記エに掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。また、本庄市地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記エの施設の所有者又は管理者は、次のとおり実施義務又は努力義務がある。

① 要配慮者利用施設

（ア） 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）

（イ） 計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施及び市長への報告（義務）

（ウ） 自衛水防組織の設置（努力義務）

② 大規模工場等

（ア） 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）

（イ） 計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）

（ウ） 自衛水防組織の設置（努力義務）

（エ） 計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市への報告（義務）

【資料編 第10節 第1】『洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設』参照

10 洪水等に対する市民の警戒避難体制

担当部署は、洪水予報河川等については、ダムの緊急放流情報、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、はん濫により居住者や、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

第5 土砂災害の予防

土砂災害防止法に基づき、指定された土砂災害警戒区域等において、迅速かつ的確な避難情報等を発令するために、市道等の事前把握等の警戒避難体制の整備、危険区域の周知及び要配慮者への支援を実施する。また、地すべり等の危険箇所の対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域について土砂災害警戒区域等に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにしている。

【資料編 第2節 第6】『土砂災害警戒区域等』参照

2 土砂災害警戒区域等における対策

(1) 警戒避難体制の整備

担当部署は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等が指定された場合、次の事項に留意し、指定区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

- ア 土砂災害警戒区域を含む自治会や市民に対し、ハザードマップを配布・公表し、市民に対する危機管理意識の啓発に努める。
- イ 土砂災害警戒区域内の市民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ウ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を平常時から把握し、施設ごとに具体的な避難確保計画等を整備する。
- エ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- オ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、市民に周知するとともに、緊急時に市民の避難を促す伝達手段を整備する。

(2) 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

担当部署は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本庄市地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

上記エに該当する施設については、本庄市地域防災計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

上記エに該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

さらに、担当部署は、本庄市地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

【資料編 第10節 第1】『洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設』参照

(3) 避難指示等の伝達マニュアルの作成

担当部署は、土砂災害等の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした避難指示等の伝達マニュアルの作成に努める。

(4) 土砂災害警戒情報等の活用

担当部署は、災害時の活動体制や避難指示等の発令の判断を迅速かつ的確に行うため、県と熊谷地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、さらに、県河川砂防課が発表する川の防災情報ウェブサイト等から情報を収集し分析する体制を整備する。

(5) 土砂災害ハザードマップの作成

担当部署は、土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して市民に周知する。

(6) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

担当部署は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握・観察する。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関や地域と連携し、危険箇所のパトロール等を行う。

(7) 土砂災害の危険区域の周知

担当部署は、土砂災害から市民の生命、財産を保護するため、現場への標識の設置等の方法により、市民に対し、土砂災害警戒区域の位置等を周知するように努める。

(8) 宅地造成地の防災対策

ア 災害防止に関する指導等

担当部署は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

【指導基準】

- ・ 災害危険度の高い区域
地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
- ・ 人工崖面の安全措置
宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、よう壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。
- ・ 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。
湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、市民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進

する。

・盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

イ 危険が確認された盛土に対する是正指導

担当部署は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

ウ 大規模盛土造成地マップの作成・公表

担当部署は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(9) 在宅の避難行動要支援者への支援

担当部署は、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援体制を確立する。また、在宅の避難行動要支援者が、個別避難計画の作成に努める意識を持つよう、洪水や土砂災害に対する意識の向上を図る。

(10) 防災意識の向上

担当部署は、土砂災害防止月間をはじめ、平常時から県や関係機関と連携し、広報活動を進める。また、防災訓練等による防災意識の向上に努める。

3 土砂災害に対する市民の警戒避難体制

担当部署は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

4 土砂災害の予防対策

担当部署は、荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から身体、生命及び財産を守るため、地すべり危険箇所、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所の対策を定める。

(1) 土石流災害の予防

担当部署は、市域の山間部に広く分布している土石流危険溪流（谷地形をなし、溪床勾配15度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある溪流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流）の把握に努め、土石流の発生するおそれのある溪流や保全対象となる人家への被害を未然に防ぐため

に、公共施設等の存する溪流について、えん堤等の設置を推進する。

また、担当部署は市民に対し、土石流危険溪流に関する資料を提供するとともにその周知に努める。

(2) がけ崩れ災害の予防

担当部署は、市域にある急傾斜地崩壊危険箇所（地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合、人家等に被害を及ぼすおそれのあるもの及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）において、市民への被害を未然に防ぐため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定を県に要請するとともに、対策工事の促進を図る。

担当部署は、危険度の高い急傾斜地については、計画的に災害防止策を講ずるとともに、梅雨や台風等の時期を中心に調査・点検を実施するとともに、警戒避難体制を確立して、急傾斜地崩壊危険箇所における地震及び降雨によるがけ崩れ被害の軽減を図る。

また、担当部署は市民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努める。

(3) 地すべり災害の予防

担当部署は、市域における現在滑動中や過去に滑動のあったもの又は滑動が予測される地すべり危険箇所を把握し、地すべり等防止法に基づき、その対策事業を促進するとともに危険箇所の周知に努める。

担当部署は、地すべり危険箇所については、地すべり等防止法に基づく、地すべり防止区域の指定を県に要請する。

担当部署は、危険度の高い地すべり危険箇所については、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるほか、防災施設を計画的に整備し、地震及び降雨による地すべり被害の軽減を図る。

5 山地災害対策の推進

担当部署は、山崩れ、地すべり、土石流等によって人家や公共施設等に直接被害を与えるおそれのある溪流や山腹について県が調査した「山地災害危険地区」を把握し、災害対策の検討のために活用を図る。

担当部署は、治山事業等については、危険度の高いものから逐次実施するが、治山施設についても平常時から亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や市民に対し浮石の除去等の予防措置等の普及啓発を行う。

【資料編 第2節 第7】『山地災害危険地区』参照

第6 雪害の予防

大雪から交通等のネットワークの確保を図るための対策を実施する。

1 市民との協力体制の確立

担当部署は、市民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点等について、十分な普及啓発を行う。また、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

2 情報通信体制の充実強化

担当部署は、降雪・積雪に係る観測情報や今後の降雪の予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

(1) 気象情報等の収集

担当部署は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

(2) 市民への伝達及び事前の周知

担当部署は、大雪（特別）警報が発表された場合は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、市ホームページ等で、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えとともに、気象情報の取得方法や活用方法について、あらかじめ市民への周知に努める。

3 雪害における応急対応力の強化

担当部署は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平常時からの相互の連携強化を図る。

(1) 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有

大雪災害に対応するため、事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量等の情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

(2) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

また、市は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をする。

4 孤立予防対策

担当部署は、積雪・なだれ等により、交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者等の把握を行う。

また、積雪・なだれ等により、交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保・食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

(1) 孤立集落が必要とする支援の想定

担当部署は、孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行う。

(2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

担当部署は、過去の大雪での孤立履歴や土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（自治会長や消防団員等）等の把握を行う。

【孤立のおそれがある地区】

- ・平成26年2月の大雪で孤立した地区
- ・集落につながる道路等において迂回路がない
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ・土砂災害警戒区域等に孤立化のおそれのある集落に通じる道路があり、土砂災害発生時に、道路が被災した場合、交通途絶の可能性が高い
- ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い

5 建築物被害を軽減させるための措置

担当部署は、庁舎や学校等防災活動の拠点施設、文化施設・駅等不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。

(2) 公共施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検（本庄市公共建築物日常点検アドバイスブック）を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

6 ライフラインの確保

(1) 道路交通の確保

担当部署は、道路交通を確保するため、北部地域振興センター、本庄県土整備事務所、本庄警察署、児玉警察署及び児玉郡市広域消防本部と連携し、道路除雪計画に基づく除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

ア 幹線市道除雪の計画策定

担当部署は、関係機関と協議し、次の事項について計画を定める。

- (ア) 除雪作業出動基準
- (イ) 除雪対象路線
- (ウ) 除雪体制の整備
- (エ) 土木建設業者等との連携

イ 幹線市道除雪の優先順位

担当部署は、効率的に除雪を行うため、関係機関と協議し、幹線市道除雪の優先順位を定める。

ウ 市の除雪体制

担当部署は、必要に応じ、除雪対策本部を都市整備部に、現地対策本部を児玉総合支所内に設置する。

除雪対策本部及び現地対策本部は、必要な場合には土木建設業者等へ市道の除雪を要請し、あらかじめ定めた市道の除雪にあたらせる。

担当部署は、歩道等の安全及び交通確保のため、必要に応じて職員を動員する。

エ 除雪作業の出動基準

担当部署は、道路除雪計画に基づき、除雪作業を実施する。

オ 排雪場所

担当部署は、効率的に排雪場所を確保するため、関係機関と協議し、次の項目について計画を定めることとする。

- (ア) 排雪場所の指定
- (イ) 開設基準
- (ウ) 管理体制

(2) 公共交通の確保

各鉄道機関は、鉄道輸送を確保するため、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、バス会社に関しては、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のためのバスの運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

第7 竜巻等の突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及

担当部署は、竜巻等の突風発生のメカニズムや対処方法について、気象庁や県等が作成した資料を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

また、市立の小・中学校では、児童生徒に竜巻等の突風発生のメカニズムを理解させ、平常時から竜巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

担当部署は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

3 被害予防対策

担当部署が実施する予防対策の内容を次に示す。

- (1) 竜巻等の突風被害の予防対策の普及（市）
- (2) ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（市民等）
- (3) 屋内における退避場所の確保（市民等）
- (4) ガラス飛散防止対策（学校等）

4 竜巻等突風対処体制の確立

担当部署は、竜巻等の突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、気象情報発表時及び竜巻等の突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整する。

5 情報収集・伝達体制の整備

担当部署は、竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(1) 市民への伝達体制

危機管理課は、防災行政無線、エリアメール及び緊急速報メール等、市民への多様な伝達体制を整備する。

(2) 目撃情報の活用

担当部署は、県及び防災関係機関から竜巻等の突風の日撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に活かす等、竜巻等の突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処方法の普及

担当部署は、竜巻等の突風への具体的な対処方法を市民に分かりやすく示し、人的被害を最小限に食止めるための啓発を行う。

具体的な対処方法は、次のとおりとする。

- (1) 頑丈な建物へ避難する。
- (2) 窓ガラスから離れる。
- (3) 壁に囲まれたトイレ等に逃げ込む。
- (4) 避難時は飛来物に注意する。

第8 降ひょう対策

突発的に発生し、局地的に被害をもたらす降ひょうについて、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

1 降ひょうの発生、対処に関する知識の普及

担当部署は、降ひょうの発生のメカニズムや対処方法について、気象庁や県等が作成した資料を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

2 被害予防対策

担当部署が実施する予防対策の内容を次に示す。

- (1) 降ひょう被害の予防対策の普及（市）
- (2) 野菜や果樹等に関する予防対策の普及（農業団体等）
- (3) 屋内における退避場所の確保（市民等）

3 降ひょう対処体制の確立

担当部署は、降ひょうの発生メカニズム、降ひょうの特徴を踏まえ、気象情報発表時及び降ひょう発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整する。

第3節 災害情報の収集・伝達体制の整備

■ 基本方針

市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、大規模災害の発生時に生じる多種多様かつ多量の災害情報を迅速かつ的確に収集、伝達、処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

そのため、市及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓を踏まえ、総合的な災害情報システムを構築する。

「災害情報の収集・伝達体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 災害情報連絡体制の整備	危機管理課、関係各課
第2 通信施設の整備	危機管理課、情報システム課、関係各課
第3 広報活動体制の整備	広報課、危機管理課、消防本部、関係各課

第1 災害情報連絡体制の整備

担当部署は、災害時に市と防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ的確に行うため、災害情報連絡体制を整備する。

1 災害情報ネットワークの構築

担当部署は、IP無線、衛星無線、インターネット回線機器及びLGWAN回線機器を整備し、迅速に情報の収集・伝達を実施するために必要な情報連絡体制の確立に努める。

(1) 防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、中枢防災拠点である災害対策本部へ伝達することは、市の的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、各防災拠点における機器の整備を検討し、防災拠点間の情報通信機能の強化に努める。

(2) 防災関係機関との連携強化

担当部署及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう平常時から連携を図る。

なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、次に示すとおりである。

【市の主な通信手段】

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	▶ 災害対策本部と防災関係機関との連絡 ▶ 災害対策本部から市民等への広報
	災害時優先電話	
	インターネット回線	
	LGWAN回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部と全国自治体・防災関係機関等との連絡
	県防災行政無線	災害対策本部と県、周辺市町村及び防災関係機関との連絡
	防災行政無線（固定系）	災害対策本部から市民等への広報
	IP無線・衛星無線	災害対策本部と防災拠点との連絡

(3) 市等からの情報伝達体制

担当部署及び防災関係機関等は、指定避難所、出先機関、防災拠点、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット（市ホームページ・SNS等）、メール（エリアメール、緊急速報メール等）、デジタルサイネージ、道路情報表示板、テレビ（データ放送等）、ラジオ等を有効的に活用する。

(4) 通信手段の確保

担当部署は、災害の発生による孤立集落との情報連絡のため、無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

2 通信連絡体制の確立

担当部署及び防災関係機関は、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

3 報道機関との連携

担当部署は、大規模災害時における放送について市内外の報道機関との連携に努める。

4 情報処理分析体制の整備

(1) 災害情報の種類

災害時に取り交わされる情報として、次の事項が想定される。

- ア 観測情報：地震計等からの情報
- イ 被害情報：物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
- ウ 措置情報：県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報
- エ 生活情報：ライフライン等の生活に関する情報

事前に把握すべき情報として、次の事項が想定される。

- ア 地域情報：地形、地質、災害履歴、人口、建物、公共施設等の情報
- イ 支援情報：防災組織、対策手順、基準等の情報

(2) 災害情報データベースシステムの整備

市は、平常時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用されるようなデータベースシステムの整備を検討する。

(3) 災害情報の収集伝達に関するシステムの習熟

市は、現在運用している災害情報の収集伝達に関する各種システム（災害オペレーション支援システム等）について、操作方法の習熟に努める。

第2 通信施設の整備

担当部署は、原則として地域衛星通信ネットワーク、LGWAN、県防災行政無線、防災行政無線、防災行政無線メール配信サービス、インターネット、電話及びファクシミリを連絡手段として整備する。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段を活用する。

1 防災行政無線施設の整備

担当部署は、既設の防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、迅速かつ正確に情報を伝達する。

2 通信機器の維持補修

担当部署は、既設の通信機器及び器材の維持補修については定期又は臨時に点検を行い、常に有効な通信が行われるよう性能を維持する。

3 災害用独立電源の整備

担当部署は、災害時においては、電力の被災により機能が停止し、通信連絡が不能となり、災害応急対策に支障となるのを防止するため、独立電源を確保する。また、通信機器利用にかかる非常用電源として、発動発電機等を指定避難所へ配備する。

4 地震対策

担当部署は、災害情報システムのコンピュータが設置される場所には、耐震化又は振動を緩和する免震床を設置する。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

5 浸水防止対策

担当部署は、浸水により情報通信設備や非常用電源等の機器が使用不能とならないよう、地上から十分な高さを確保し設置するとともに耐水性を確保する。

6 多重な連絡伝達手段の確保

担当部署は、無線ネットワークシステムの多ルート化（衛星電話、業務用チャットツールの活用等）及びバックアップコンピュータの別の場所への設置に努める。特に、市庁舎が損壊しても連絡伝達手段が保持できるような体制を整備する。

7 情報システムの整備

担当部署は、ICT-BCP に基づき、庁内ネットワーク及び非常時優先システム等の情報システムについて、災害発生時の影響を最小限に抑えるため、業務継続に必要な次の環境を整備する。

- (1) 転倒防止措置等の情報システム環境の保全
- (2) 委託業者等との保守契約の締結
- (3) 情報システムのバックアップ体制の確保
- (4) 災害時の情報システムの被害を想定した訓練の実施
- (5) 被害調査及び応急復旧措置の対応手順を整理したマニュアルの策定

第3 広報活動体制の整備

1 防災行政無線の使用の習熟

担当部署は、消防本部と連携して、防災行政無線の迅速かつ正確な利用ができるよう、平常時から個別訓練等により使用方法の習熟を図る。

2 広報マニュアル等の作成

担当部署は、防災行政無線等による広報を迅速に行えるよう市民への広報マニュアルを作成するとともに、平常時から災害時広報紙の予定稿の作成に努める。

3 報道機関への広報体制の整備

担当部署は、報道機関からの取材を円滑化するため市庁舎1階ロビー又は本部長の指定する場所を確保し、報道発表及び取材対応の場として利用する等、広報体制の整備に努める。

4 指定避難所における広報体制の整備

指定避難所において迅速な広報活動を実施するため、担当部署は、平常時から、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布等の広報手段の整備について検討する。

また、市ホームページ、防災行政無線メール配信サービス及びSNSを用いて、指定避難所の市民等に市からの情報を提供することも検討する。

第4節 医療救護等活動体制の整備

■ 基本方針

大規模災害時には、地域の医療機関も被災する可能性がある。このような事態においても的確に対処できるよう、医療機関、関係団体、消防、警察等と連携した応急医療体制の整備を図る。

「医療救護等活動体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 救出救助、救急体制の整備	消防本部、関係各課
第2 医療救護体制の整備	健康推進課、地域福祉課、障害福祉課、介護保険課、危機管理課
第3 防疫・保健衛生体制の整備	環境推進課、健康推進課、支所環境産業課、危機管理課、
第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備	危機管理課、市民課、環境推進課

第1 救出救助、救急体制の整備

1 活動体制の整備

消防本部は、大規模かつ多様化する救助、救急需要に対応するため、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種訓練を実施し、救助及び救急体制の強化を図る。

2 救出用資機材の整備

消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速かつ的確に対応するため、救助工作車、高規格救急車及び救出用資機材を計画的に整備する。重機等（オペレータを含む。）については市内の建設業者との協力体制を確立する。

3 応急手当法の普及啓発

消防本部は、市内在住又は在勤者を対象に普通救命講習や応急手当講習会を開催して、できるだけ多くの市民が応急手当法を習熟できるよう努める。

4 トリアージの習熟

消防本部は、平常時から（一社）本庄市児玉郡医師会等の協力を得ながら、トリアージの訓練・研修により要員の育成・強化を図る。

第2 医療救護体制の整備

災害時には、救助・救援活動が集中的に要請されることが予想される。そうした事態に的確に対処できるよう、初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活動）を行う救護体制の整備を図る。

また、市は、(一社)本庄市児玉郡医師会との協定を締結しているが、さらに、消防機関における救援機動力の増強、資機材の整備を促進するとともに、医療機関をはじめとする防災関係機関との連絡・協力体制を確立し、被災時の行動等に関する協定を必要に応じ締結する。

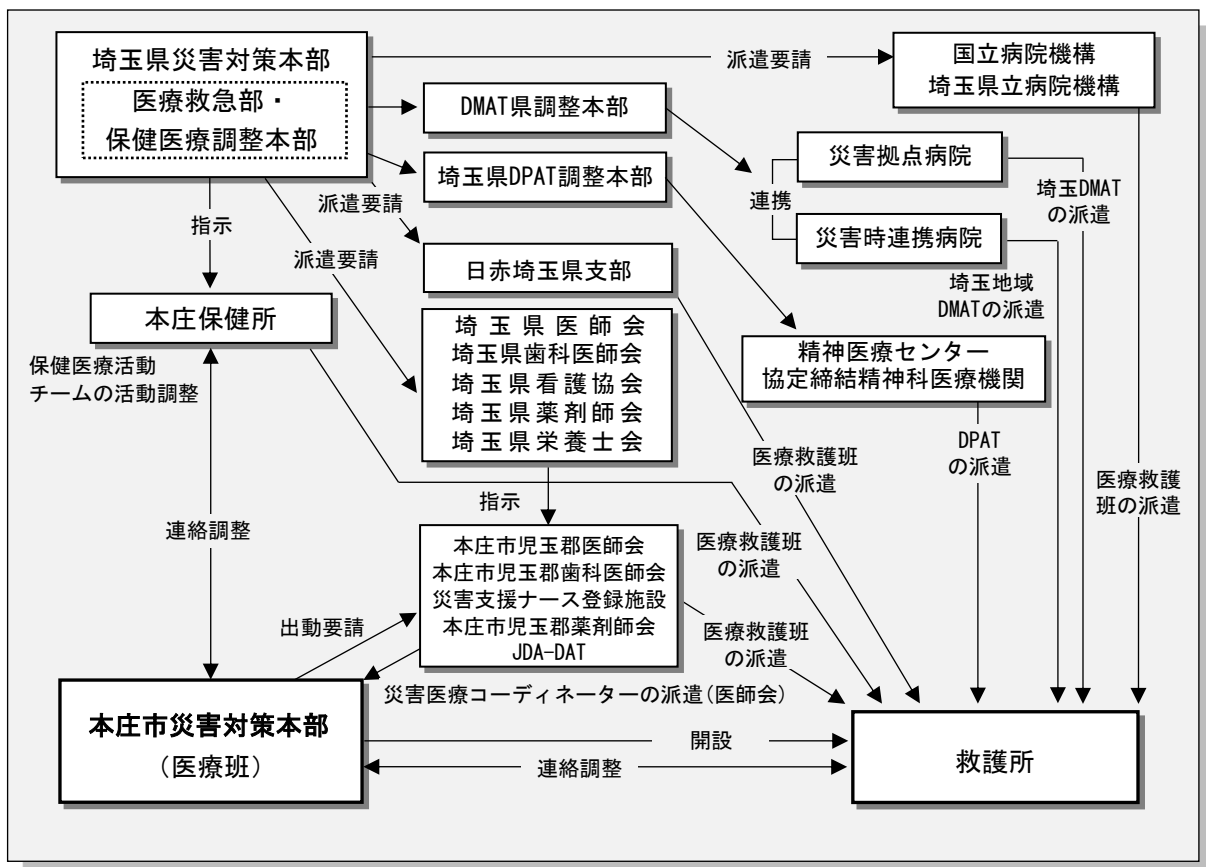
1 防災医療システムの整備

担当部署は、初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品や医療資機材の調達等、医療救護活動に係る応援を受入れるとともに、周辺市町村との広域的な医療協力が得られるよう、あらかじめ関連自治体や関係機関との調整を図り、医療保健応援体制の整備を推進する。

(1) 医療情報ネットワークの構築

担当部署は、災害時に医療情報を迅速に収集、伝達及び共有するため、平常時より本庄保健所、救護所予定施設及び(一社)本庄市児玉郡医師会等の防災関係機関との間で情報ネットワークの構築に努める。

【医療（助産）活動組織図】



出典）埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」（令和6年3月）

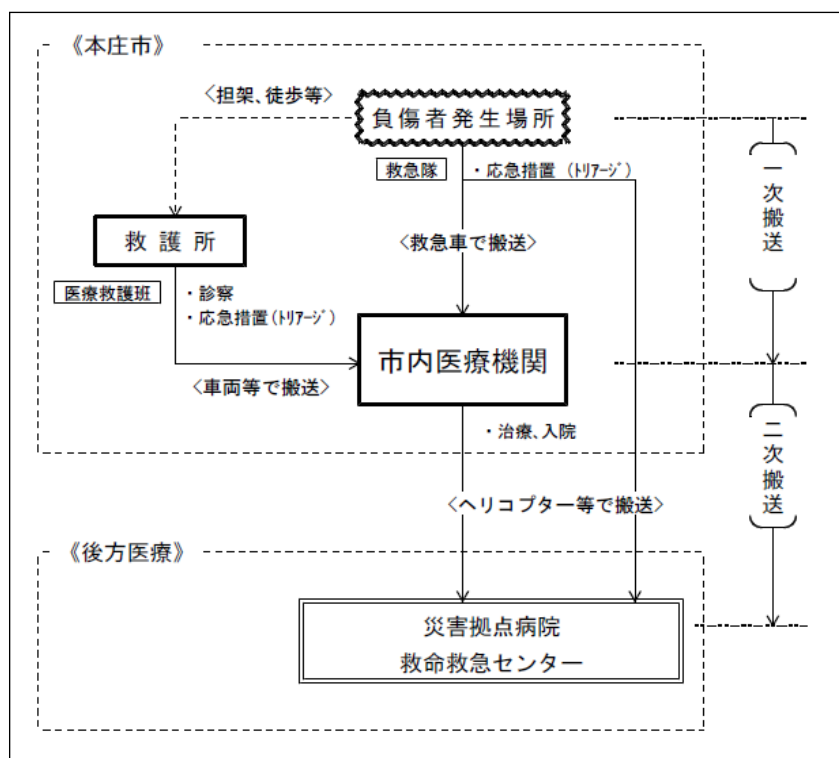
(2) 通信機器の整備

担当部署は、大規模災害時に、医療情報を救護所及び救急医療機関に対して迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものである。担当部署は、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、救護所の設置、医療救護班の編成等の初動医療体制の整備を図る。

【負傷者搬送体制の流れ】



【資料編 第9節 第5】『医療機関』参照

(1) 初動医療体制の整備

担当部署は、災害等による傷病者に対し、迅速かつ的確な医療を実施するため、市内外の医療機関及び救急医療機関との協力体制を整備する。

ア 災害医療コーディネーターの派遣要請

市は、（一社）本庄市児玉郡医師会と協議し、「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結しており、災害時には協定に基づき、災害医療に関する総合調整等を実施するための「災害医療コーディネーター」の派遣を要請する。

災害医療コーディネーターの業務は次に示すとおりである。

- （ア） 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整
- （イ） 本庄市災害対策本部と（一社）本庄市児玉郡医師会との連絡調整
- （ウ） 本庄市災害対策本部への助言
- （エ） その他医療救護に関すること

イ 救護所予定施設の選定

担当部署は、県や医療機関等と連携し、救護所予定施設を選定する。なお、救護所予定施設については、築年数、耐震診断・耐震改修の有無等に留意する。

担当部署は、県や医療機関等と連携し、救護所予定施設で使用する医薬品、衛生器材等の確保のあり方についても検討する。

ウ 救護所のスタッフの編成

担当部署は、災害医療コーディネーターを通じて編成する医療救護班について、(一社)本庄市児玉郡医師会等と協議のうえ、救護所のスタッフの編成を定めることができるよう、行動計画の作成に努める。

エ 救護所予定施設の点検

担当部署は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始されるよう、平常時より救護所予定施設の設備等の点検を行う。

(2) 広域的医療協力体制の整備

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。

担当部署は、広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体と応援協定を締結し、引続き県内外の他市町村と災害時医療協力体制の整備を図る。

(3) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

担当部署は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所等において軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援できるよう、消防本部が定期的実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

3 傷病者搬送体制の整備

担当部署は、救護所又は指定避難所において、医療機関での医療を必要とする負傷者があった場合に、市が指定する後方医療機関や他県を含む周辺市町村に対し、その受入を要請できるよう体制を整備するとともに情報連絡機能を確保するため、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

(1) 情報連絡体制の整備

担当部署は、傷病者を迅速かつ的確に医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等の傷病者搬送先の決定に必要な情報を把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位及び搬送経路の想定

担当部署は、災害が発生した場合の搬送を円滑に実施するため、医療機関の規模、位置、診療科目等をふまえた医療機関への搬送順位や、災害による搬送経路となるべき道路の被災を考慮した後方医療機関への搬送経路をあらかじめ想定する。

(3) 多様な搬送手段の確保

担当部署は、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースの確保に努める。

4 要配慮者に対する医療対策

担当部署は、民生委員・児童委員や地域団体等との協力を得て救護体制の充実を図る。また、精神科医師やカウンセラー等の協力を得ながら心のケアを実施する体制の整備を図る。

(1) 巡回健康相談体制の整備

担当部署は、保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対応

担当部署は、(一社)本庄市児玉郡医師会等関係機関と協力し、被災市民のメンタルケア対応の推進を図る。

(3) 透析患者への対応

担当部署は、(一社)本庄市児玉郡医師会等関係機関と協議し、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水の確保、患者の搬送等の協力体制を整備する。

(4) ぼうこう又は直腸機能障害者への対応

県障害者福祉推進課は、大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とするぼうこう・直腸障害者が、指定避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようランニング備蓄を行っている。

担当部署は、被災したぼうこう又は直腸障害者に対して迅速なストーマ装具の提供ができるよう、県のランニング備蓄の活用について協力体制の整備を図る。

※ ストーマ用装具・・・ストーマ（人工膀胱・人工肛門）を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」又は「便」を貯留するための装具。

※ ランニング備蓄・・・卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法。

(5) 人工呼吸器使用者への対応

担当部署は、災害時に人工呼吸器の電源確保、避難支援等を行う体制を整備する。

5 医薬品等の確保

担当部署は、医薬品について、埼玉県薬剤師会と調整を図り、必要な医薬品の迅速かつ円滑な供給を図る。また、血液についても県及び日本赤十字社埼玉県支部を通じて安定的な確保に努める。

担当部署及び医療機関は、使用期限が近い医薬品から使用し、使用量に応じた新たな備蓄を図る等、医薬品の備蓄に向けた連携を強化する。

担当部署は、緊急医療に必要な医薬品を確保するため、本庄市児玉郡薬剤師会や(一社)本庄市児玉郡医師会との連携を図る。

第3 防疫・保健衛生体制の整備

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、衛生指導、検病調査等の防疫活動を円滑に実施することが重要である。

1 防疫・保健衛生体制の確立

担当部署は、災害の発生した季節及び災害規模に応じ、迅速に防疫活動ができるよう防疫体制を明確にし、所要人員の動員計画を策定する。また、被害の程度に応じ適切に防疫ができるよう必要な資機材の確保計画を樹立する。さらに、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるよう協力体制を整備する。

2 防疫薬品等の調達計画の確立

担当部署は、防疫及び保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

また、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械、噴霧器等、防疫・保健衛生活動に必要な防疫薬品・資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

担当部署は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

4 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(1) 所有者明示に関する普及啓発

担当部署、県、(公社)埼玉県獣医師会及び動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。

所有者明示の方法として、首輪と迷子札(犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票)を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着に努める。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

担当部署、県、(公社)埼玉県獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておく等の災害に備えたしつけを平常時から行うよう普及啓発を行う。

第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備

市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者数は最大で391人と予想されている。

1 事業者との協定締結

担当部署は、棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結に努める。

また、児玉郡市広域市町村圏組合を通じ、隣接市町の斎場利用の活用を図る。

【資料編 第9節 第8】『火葬場』参照

2 遺体安置所の選定

担当部署は、平常時から遺体安置所を確保・選定するよう努める。

3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成

担当部署は、平常時から遺体処理方法を十分理解した上で、遺体の処理・埋葬マニュアルを策定し習熟を図る。

第5節 交通ネットワーク・ライフラインの応急活動体制の整備

■ 基本方針

災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧のために、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保のための体制整備に努める。

「交通ネットワーク・ライフラインの応急活動体制の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 緊急輸送道路の整備	道路管理課、道路整備課、建築開発課、危機管理課、都市計画課
第2 上水道、下水道施設の耐震性等の向上	水道課、下水道課
第3 電気、ガス、通信施設の耐震性等の向上	関係事業者、危機管理課

第1 緊急輸送道路の整備

災害時に、市役所本庁舎や防災関係機関等の防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、また、ライフラインに関する応急復旧対応これらの拠点を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

1 緊急輸送道路の指定

(1) 市指定の緊急輸送道路

市は、災害発生時に、防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう県の指定する特定緊急輸送道路又は緊急輸送道路への接続を考慮し、次に示すとおり緊急輸送道路を指定している。

なお、市道第1級1号線及び市道第2級1号線について、無電柱化道路整備が完了した後、市指定の緊急輸送道路とすることを検討する。

【市指定の緊急輸送道路】

基準	該当道路（区間）
消火活動、人命救助、支援活動のネットワーク及び防災拠点等の連絡で優先的に使用する路線	➤ 藤岡本庄線（県道23号） ➤ 秩父児玉線（県道44号） ➤ 環状一号線（市道1級4号）

(2) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち市域を通る緊急輸送道路を次に示す。

【県指定の緊急輸送道路（市域関連）】

区分	基準	該当道路（区間）	第1編 総則	第2編 災害予防計画	第3編 災害応急対策計画	第4編 災害復旧復興計画
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道等4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	➤ 関越自動車道 ➤ 国道 17 号 ➤ 国道 254 号(川越市小仙波（16 号との交差点）～神川町肥土（群馬県境）) ➤ 国道 462 号(本庄市児玉町吉田林(国道 254 号との交差点)～本庄市山王堂(群馬県境))				
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	➤ 小前田児玉線(本庄市児玉町児玉(国道 254 号との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道 462 号との交差点)) ➤ 国道 462 号(本庄市児玉町吉田林(国道 254 号との交差点)～神川町新宿(上里鬼石線との交差点)) ➤ 本庄寄居線(本庄市東台(国道 17 号との交差点)～美里町猪俣(国道 254 号との交差点))				
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点等を連絡する路線	➤ 熊谷児玉線(美里町関(本庄寄居線との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道 254 号との交差点)) ➤ 市道第 5375 号線（本庄市若泉一丁目 1016 番 2 地先～本庄市本庄三丁目 1599 番 1 地先） ➤ 市道第 2 級 13 号線（本庄市児玉町秋山字大町 676 番 1 地先～本庄市児玉町秋山字大町 759 番 1 地先）				

出典）埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 資料編」（令和6年3月）

(3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

担当部署は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努める。

(4) 市民への周知

担当部署は、緊急輸送道路の指定状況及び役割を、平常時より市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線、報道機関等を利用した広報体制の整備を検討する。

2 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実

(1) 応急復旧時の活動体制の整備

担当部署は、緊急輸送道路の啓開・復旧を迅速に行うため(一社)埼玉県建設業協会児玉支部と協定を締結している。また、東京電力パワーグリッド(株)と災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書を交わしている。今後も協力体制を維持する。

なお、緊急輸送道路のなかで、市以外が管理する道路は別途道路管理者と協議する。

(2) 道路交通情報の収集及び広報体制

担当部署は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問合せ等に対して的確に情報伝達ができる体制を整えるため、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

(3) 応急復旧資機材の整備

担当部署は、災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時より応急復旧資機材の整備を行う。

3 通行止め標識等の備え

災害時、市が管理する道路について、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限を行う場合がある。その際、標識等を設置し利用者に周知を図る必要があるため、担当部署は、あらかじめ通行止め等の標識を整備する。

4 道路、橋りょうの整備

担当部署は、本庄市橋梁長寿命化計画（令和6年3月本庄市）に基づき、老朽橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋りょうについても耐震上不十分なものは整備する。

また、道路の危険箇所については、舗装の長寿命化や法面防護施設の整備及び新設道路の整備を含め道路の保全を推進し、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

第2 上水道、下水道施設の耐震性等の向上

1 上水道施設の予防対策

担当部署は、水道施設の耐震化及び浸水対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

【資料編 第7節 第1】『水道施設の状況』参照

(1) 配水池等の耐震補強又は更新

担当部署は、配水池等重要施設のうち耐震性及び浸水対策を必要とするものについては、計画的に補強又は更新を図る。

(2) 浄水場等の浸水対策

担当部署は、浸水の危険性がある浄水場等については、計画的に浸水対策を図る。

(3) 鋳鉄管等老朽管の更新

担当部署は、鋳鉄管や塩化ビニール管等について、老朽化した管及び耐震性に劣る管路は計画的に更新を終えることを目標に整備を図る。

(4) 給水装置・受水槽の耐震化

担当部署は、利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化の促進に努める。特に、指定避難所や医療機関等の防災上重要な施設について優先する。

2 下水道施設の予防対策

担当部署は、下水道施設の耐震化及び浸水対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

- (1) 管きょ等の耐震化、液状化対策の整備に努める。
- (2) 浸水の危険性がある下水道施設の浸水対策に努める。
- (3) 下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを整備する等の検討を行う。

【資料編 第7節 第2】『本庄市下水道の状況』参照

【資料編 第7節 第3】『本庄市農業集落排水の状況』参照

第3 電気、ガス、通信施設の耐震性等の向上

担当部署は、関係事業者と平常時から情報交換を図り、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

1 電気供給対策

担当部署は、電気供給事業者に、供給施設の耐震化及び安全設備の整備、災害発生時の漏電等、二次災害の発生を防止するよう要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

2 ガス供給施設対策

担当部署は、ガス供給事業者に、供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備、災害発生時のガス漏れ等、二次災害の発生を防止するよう要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

3 電気通信設備対策

東日本電信電話（株）埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、災害時は、県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を行う。

担当部署は、東日本電信電話（株）埼玉事業部に通信の疎通と設備の早期復旧等を要請するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

第6節 帰宅困難者に関する予防対策

■ 基本方針

毎日約21,000人の市民が、市外に通勤・通学（県外へは約9,000人）しており、被害が最も多いと想定されている「関東平野北西縁断層帯地震」の場合、市の帰宅困難者（滞留者）は約6,000人発生する。

「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則を周知するとともに、情報提供等の支援体制を整備する必要がある。

「帰宅困難者に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 帰宅困難者対策の普及啓発	危機管理課、関係各課、関係事業者
第2 帰宅困難者（滞留者）への支援整備	危機管理課、関係各課、鉄道事業者
第3 企業等における対策	商工観光課、危機管理課、鉄道事業者、関係事業者
第4 学校における対策	教育委員会
第5 帰宅支援施設の充実	危機管理課、関係各課

第1 帰宅困難者対策の普及啓発

1 一斉帰宅の抑制

担当部署は、市内の帰宅困難者（以下「帰宅困難者（滞留者）」という。）の一斉帰宅を抑制するため、基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル 171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

また、平常時から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備する等を内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

【徒歩帰宅の心得7カ条】

【 留まる 】	{	① 連絡手段、事前に家族で話し合い
		② 携帯も、ラジオも必ず予備電池
【 知 る 】	{	③ 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
		④ 災害時の味方、帰宅支援ステーション
【 帰 る 】	{	⑤ 職場には、小さなリュックとスニーカー
		⑥ 帰宅前には、状況確認
		⑦ 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

出典）県ホームページ「震災対策」

2 企業等への啓発

担当部署は、職場、学校及び大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等が適切な対応を行えるようになるため、企業等へ次に示す事項について啓発を行う。

- (1) 耐震・落下物防止対策等の施設の安全化対策
- (2) 災害時の避難マニュアル等の作成
- (3) 帰宅困難者への食料、飲料水等の備蓄
- (4) 災害状況、復旧状況等の情報伝達の体制づくり
- (5) 仮宿泊場所等の確保
- (6) 情報収集手段の確保
- (7) 従業員等の安否確認手段の確保

第2 帰宅困難者（滞留者）への支援整備

1 一時滞在施設の確保

担当部署は、災害の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止したため徒歩で帰宅する者、また、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保するとともに、食料、飲料水及び看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線LAN等通信環境を整備する。一時滞在施設に備蓄を確保できない場合、県防災基地等からの備蓄物資の受入方法をあらかじめ決めておく。

担当部署及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

【資料編 第9節 第3】『帰宅困難者一時滞在施設』参照

2 鉄道事業者との連携

担当部署は、市域を通る鉄道事業者と協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者（滞留者）のスムーズな受入に努める。令和6年現在、市内の東日本旅客鉄道（株）3駅について、「地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書」を締結している。

また、鉄道事業者からの帰宅困難者等の情報に基づき、受入公共施設の順位付けを行い、職員の配置等に努める。

第3 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して、帰宅困難者（滞留者）に対する基本原則である「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行うとともに、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

また、自社従業員等を一定期間留めるために、食料、飲料水等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報提供等の体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者及び企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

第4 学校における対策

学校は、災害が発生した際の校内の児童生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者（滞留者）となって保護者による児童生徒の引取が困難な場合や、児童生徒の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策の促進に努める。

学校は、災害時のマニュアル作成等の整備を促進するとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定める。

第5 帰宅支援施設の充実

担当部署は、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレ等）を推進する。

第7節 二次災害に関する予防対策

■ 基本方針

災害により被害を受けた建築物、危険物施設等については、倒壊等により市民に被害を及ぼすおそれがある。こういった二次災害の予防対策として、災害時の被害調査体制の整備や建築物の耐震性等の向上を推進する必要がある。

「二次災害に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備	建築開発課
第2 危険物施設等の予防対策	消防本部、施設管理者
第3 建築物・構造物の二次災害に関する予防対策	営繕住宅課、建築開発課、支所環境産業課、農政課、関係各課

第1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

1 応急危険度判定士の確保・養成

(1) 応急危険度判定士の確保

担当部署は、震災時に、早急な被災建築物応急危険度判定を実施するため、判定業務に習熟した職員の養成に努める。

また、市職員に対し、県主催の応急危険度判定士に関する講習会の周知及び参加の呼びかけを行う。

(2) 市内民間判定士への連絡体制の整備

担当部署は、早急な被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するため、市内在住の被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（ボランティア）との連絡体制を整備する。

また、あらかじめ建築関連団体との協定を結び、判定体制の充実を図る。

2 震前判定実施計画の作成

市は、本庄市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（令和5年本庄市）を策定し、災害時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ優先判定建築物、判定要否判断基準、判定作業計画、参集方法、判定実施方法、県への支援要請方法等についての震前マニュアルを定めている。担当部署は、定期的に改定する。

3 判定用資機材の備蓄

担当部署は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施のため次の資機材について、備蓄する。

- (1) 判定ステッカー
- (2) 判定調査票
- (3) ヘルメット
- (4) コンベックス
- (5) 下げ振り
- (6) クリップボード
- (7) 腕章
- (8) クラックスケール他

第2 危険物施設等の予防対策

高圧ガス販売所、給油取扱所等の危険物施設等の災害の発生及び拡大を防止するため、予防査察を実施するとともに、適正な保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災意識の普及啓発を図る。

1 危険物施設の災害予防

(1) 危険物取扱施設の安全化

消防本部は、危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに、各種法令に基づく規制や事業所に対する普及啓発を図る。

ア 危険物製造所等の整備改善

- (ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。
- (イ) 予防査察を実施して災害防止の指導をする。

イ 危険物取扱者制度の運用

- (ア) 危険物保安監督者の選任、解任及び危険物取扱従事者の届出を励行させる。
- (イ) 危険物の取扱について技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (ウ) 保安教育を実施する。

ウ 施設の安全管理

- (ア) 施設の管理に万全を期するため施設保安員の選任を指導する。
- (イ) 危険物取扱の安全確保のため、予防規程の作成及び遵守を指導する。

エ 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設については、その取扱に係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき、県が監視指導を行っている。毒物・劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害が相乗的に拡大するおそれがある。

このため、消防本部はこれらの実態把握に努めるとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。また、担当部署は、消防本部との連携を図る。

(2) 自衛消防組織の強化促進

消防本部は、危険物事業所の自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。また、他の事業との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

(3) 化学消防資機材の整備促進

多様化する危険物に対応して消防本部における化学消防車等の整備を促進し、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等に対しても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

【資料編 第8節 第1】『市内危険物施設の状況』参照

2 高圧ガス施設の災害予防

消防本部は、高圧ガス施設については、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び啓発を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、消防本部は、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、次の予防対策について指導、助言を行い、育成、強化を図る。

- (1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、知事、警察署及び消防機関と協力し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じて関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- (3) 高圧ガス保安協会の協力のもとに事故例の配布、講習会等を開催して防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
- (4) 取扱主任者及び販売主任者制度の効果的な運用を図る。

第3 建築物・構造物の二次災害に関する予防対策

担当部署は、耐震診断の実施、建築基準法令の普及を図り、建築物の耐震性の強化と不燃化を促進する。特に、公共建築物における耐震性耐火性の強化を図ることにより、利用者の安全を確保するとともに、災害時に有効な避難救護施設となり得るよう努める。

また、災害時における危険性のある落下物として、屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及びクーラー等がある。落下物ではないが、同種の危険物として各種の自動販売機、ブロック塀がある。これら落下物、転倒物は、人身への被害とともに救出救助活動の障害ともなることから、安全性を確保する。

さらに、地震時には屋内における転倒物・落下物に対しても配慮していかなければならない。中でも家具等の落下・転倒によるけがの危険性は非常に大きい。タンスや本棚等の家具の転倒・落下や、割れたガラスによる負傷を防ぐことにより、市民一人ひとりが地震から自分の身を守るよう広報等により啓発する。

1 公共建築物の耐震性の向上

(1) 耐震診断・改修の実施

担当部署は、本庄市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年度の建築基準法の改正以前に建築された公共建築物について耐震診断を実施し、老朽化の著しい建物又は構造上危険と判断されたものは、市の整備計画に合わせて改築する。特に、指定避難所等に指定されている公共建築物について、優先的な耐震化に努める。

(2) 建物以外の施設の補強及び整備

ア 落下・倒壊のおそれのある物件の補強

担当部署は、落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものには防止・補強工事を実施する。

イ 飛散しやすい機器等の格納、固定化

担当部署は、飛散しやすい機械、器具については、常備格納、固定できるようにしておく。

ウ 消防施設の整備

担当部署は、消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

エ 建物以外の施設の点検

担当部署は、建物以外の施設の定期的点検及び臨時点検を実施して、要補強箇所は補修又は補強し、二次災害の防止に努める。

2 一般建築物の耐震性の向上

(1) 耐震耐火構造物の建設促進

担当部署は、建物の改築に当たっては、耐震耐火構造の建物の建設促進を図る。

(2) 建築基準法令の普及

担当部署は、関係団体に対して法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努めるとともに、危険建造物を調査し、補強対策の助言を行う。

3 倒壊物、落下物の安全対策

(1) 落下物等対策の実施

担当部署は、建築物等の耐震、防災診断等の実施と併せて、落下物等による被害を未然に防ぐための啓発を行い、安全性確保の周知徹底を行う。

また、落下物となりえる屋外広告物等については、道路法及び関係機関法令に基づき、設置者に対し、屋外広告物等の設置の許可申請及び設置後の維持管理について、適切な改善指導を行う。

(2) 自動販売機の転倒防止

担当部署は、今後、関係機関と連携して市内の通学路、指定緊急避難場所に至る道路に面した自動販売機の転倒について、市民への啓発及び業者への補強指導等に努める。

(3) ブロック塀対策の実施

担当部署は、避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内の組積ブロック塀等の実態把握及び施工技術の普及を図るとともに、ブロック塀倒壊防止対策について市民への啓発及び既存塀の補強・改善指導等を行う。

(4) 窓ガラス等の落下防止対策

担当部署は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため次の対策を講じる。

ア 落下防止対策の普及啓発

担当部署は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について普及啓発を行う。

イ 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

担当部署は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の実態の把握に努める。

4 ため池の耐震性の向上

担当部署は、ため池の現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。

特に老朽化の著しいもの及び地震・豪雨耐性に不安のあるもので、決壊流失の際下流に及ぼす被害が大きいと思われるため池については、市は管理主体に対し、各施設の危険度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう指導する。

また、市は、防災重点農業用ため池のハザードマップを活用し、地域の安全性の確保を図る。

【資料編 第2節 第9】『ため池の状況』参照

第8節 避難に関する予防対策

■ 基本方針

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。また、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

「避難に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 指定避難所等の指定	危機管理課、教育委員会、関係各課
第2 指定避難所の環境整備	危機管理課、教育委員会、関係各課
第3 避難誘導體制の整備	危機管理課、関係各課
第4 指定避難所の管理運営体制の整備	危機管理課、教育委員会、関係各課
第5 広域避難者の受入体制の整備	危機管理課
第6 広域避難協力体制の整備	危機管理課

第1 指定避難所等の指定

担当部署は、災害対策基本法に定める「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定について、次に定める。

1 指定緊急避難場所の指定（災害対策基本法第49条の4）

担当部署は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、市民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、市民への周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

【指定緊急避難場所として対象となる災害】

災害種区分	市への 該当の有無	備考
洪水	○	市の北側境界を流れる利根川が洪水予報河川に指定されており、洪水被害により避難者の発生が予想されている。
崖崩れ、 土石流 及び地滑り	○	市内には多くの土砂災害警戒区域等が指定されている。
高潮	×	市は、高潮による影響を受けない。
地震	○	市は、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、災害発生から1日後で約16,000人の避難者が発生すると予測されている。
津波	×	市は、津波による影響を受けない。

災害種区分	市への 該当の有無	備考
大規模な火事	○	市内には大規模地震等による火災で延焼の危険性が高い住宅密集地がある。
内水はん濫	○	市内には内水はん濫の発生が想定される区域がある。
火山現象	×	市は、火山噴火による避難事象は発生しない。

指定緊急避難場所の指定基準は、おおむね次のとおり。

- (1) 地震以外の災害を対象とする指定緊急避難場所は、次の【指定緊急避難場所の指定基準の条件】のア～ウの条件を満たすこと。
- (2) 地震を対象とする指定緊急避難場所については、次の【指定緊急避難場所の指定基準の条件】のア～オの全ての条件を満たすこと。

【指定緊急避難場所の指定基準の条件】

- ア 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。
- イ 他の法律等により指定される洪水浸水想定区域等の危険区域外に立地していること又は危険区域内であっても安全が確保されていること。
- ウ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること。
- エ 耐震基準を満たしており、安全な構造であることと。
- オ 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。

【資料編 第9節 第1】『指定避難所・指定緊急避難場所』参照

2 指定避難所の指定（災害対策基本法第49条の7）

担当部署は、災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、市民に周知徹底を図る。

指定避難所の指定基準は、おおむね次に示すとおり。

- (1) 原則として、救護所予定施設を指定すること。
- (2) 原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
- (3) 原則として、耐震、耐火構造の公共建物等（学校等）を指定すること。
- (4) 余震等による落下物（天井材、照明等）等、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- (5) 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- (6) 発災後、被災者の受入や物資等の配布が可能な施設であること。
- (7) 物資等の運搬に当たる車両の出入が容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入路が確保されていること。
- (8) 環境衛生上、問題のないこと。

【資料編 第9節 第1】『指定避難所・指定緊急避難場所』参照

3 避難路の確保

担当部署は、指定緊急避難場所、指定避難所の指定に伴い、市街地状況に応じ、幅員等を考慮し避難路を選定し、避難者の安全を確保するよう努める。

担当部署は、避難路として選定した道路の管理者等に、避難行動を支援するための無電柱化、標識、看板等の導入について、協力を依頼する。

4 指定避難所等の周知

担当部署は、広報紙、各種ハザードマップ等により、市民に対し指定避難所等の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても指定避難所等の周知に努める。

担当部署は、次に示す考え方について、市民等への周知徹底に努める。

- (1) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。
- (2) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。
- (3) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合、「緊急安全確保」を行う。

第2 指定避難所の環境整備

1 施設管理者との協議

担当部署は、指定避難所の円滑な開設及び運営ができるよう、平常時から用地、施設管理者と災害発生時の施設の運用について協議し、相互の連絡体制の整備を図る。

また、指定避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、指定避難所での物資確保ができる体制を整備する。

2 有線通信の確保

市は、災害時の指定避難所における特設公衆電話回線の確保について、東日本電信電話（株）埼玉事業部と覚書を交わしている。担当部署は、今後にも必要に応じて有線通信の確保に努める。

3 郵便物の集配業務の確保

市は、市内郵便局と災害時の指定避難所における郵便物等の集配業務を円滑に行えるよう覚書を交わしている。担当部署は、被災市民の避難先及び被災状況等の情報を提供することにより郵便局の集配業務を円滑に行えるよう情報提供等について体制の整備を図る。

4 指定避難所の耐震性の向上

市は、公共施設の耐震化を積極的に進めており、小・中学校については、平成26年度に耐震化がほぼ完了している。防災上重要度の高い施設については、今後も、情報通信設備等の整備や耐震性の確保に努める。

5 指定避難所の空調環境の整備

担当部署は、避難生活の空調環境向上のため、優先順位の高い施設からエアコンの設置を進める。

第3 避難誘導體制の整備

1 避難誘導體制の確立

担当部署は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、市民の避難誘導體制（相互の連携、役割分担等）についてあらかじめ定める。

2 避難誘導方法の習熟

自主防災組織は、災害発生時に混乱をきたさないように、市の指導を受けて、災害に応じた最寄りの指定避難所や避難路について災害発生時の避難誘導計画を作成し、市職員等の関係職員を含め避難訓練等を通じて市民の避難誘導方法について習熟に努める。

第4 指定避難所の管理運営体制の整備

1 避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時における指定避難所の迅速かつ円滑な管理、運営等を図るため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月内閣府）、「避難所の運営に関する指針」（令和2年5月埼玉県）等に基づき本庄市避難所運営マニュアル（令和3年9月本庄市）を策定している。マニュアルに基づき、関係各課、施設管理者及び自主防災組織による運営方法の習熟を図る。

2 避難所担当職員の支援

担当部署は、指定避難所の開設・運営を支援する「避難所担当職員」を市職員から指名する。指名された「避難所担当職員」は、避難所担当者説明会に参加するとともに、次に示す指定避難所の開設・運営の支援の習熟に努める。

- (1) 指定避難所の安全確認及びその周辺の被害状況の確認
- (2) 指定避難所の開設
- (3) 避難者の受入
- (4) 災害対策本部と指定避難所との連絡調整
- (5) その他災害対応上必要な事項

3 指定避難所運営の知識の普及及び訓練

担当部署は、指定避難所開設の手順及び運営や機器等の操作を、市職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう、情報の共有、担当者の研修及び各施設での実践的な訓練等を実施する。

4 指定避難所機能の充実

担当部署は、指定避難所における備蓄機能、情報通信機能、炊出機能、救護所機能、プライバシー保護に関する設備、感染防止に必要な物資・資材の確保を検討するとともに、受水槽等により、生活水の確保に努める。

女性、子ども、高齢者、外国人、性的マイノリティ等の視点を踏まえた施設・設備の整備や備蓄品の確保に努める。

施設の建替えや大規模改修に併せて、電源や燃料容量の拡大や多重化、また、冷暖房設備（エアコン、扇風機等）の整備に努める。電源の多重化として確保すべき非常用電源については、再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を検討する。

専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

5 避難所外避難者に対する支援内容の検討

担当部署は、自治会、自主防災組織と平常時から協議し、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に対する支援体制や支援内容について検討する。支援内容としては、情報提供、物資配布、健康相談等を想定する。

第5 広域避難者の受入体制の整備

担当部署は、大規模災害の発生時において、他都道府県等からの避難者の受入に備えて、候補となる施設をあらかじめ検討しておく。

また、県と担当部署は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や医療機関における収容能力等の把握を行う。

なお、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅についても、迅速な供給体制を検討・構築する。

受入施設選定に際しての留意事項は、おおむね次のとおりとする。

- 1 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
- 2 耐震・耐火構造の施設とする。
- 3 選定された施設の管理者は、必要なときに迅速かつ円滑に避難所として開設できるよう維持管理する。

第6 広域避難協力体制の整備

担当部署は、緊急避難に備え、他県において避難者を受入れてもらえるよう相互応援協定を結び、迅速な広域避難協力体制の整備を図る。

第9節 物資供給・輸送に関する予防対策

■ 基本方針

市は、大規模災害時に円滑に物資供給・輸送を実施するため、給水体制の整備、食料・生活関連物資供給体制の整備、緊急輸送体制の整備を推進する。

「物資供給・輸送に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 給水体制の整備	危機管理課、水道課
第2 食料・生活関連物資供給体制の整備	危機管理課、商工観光課、財政課、関係各課
第3 緊急輸送体制の整備	危機管理課、財政課、関係各課、消防本部

第1 給水体制の整備

担当部署は、災害時に備え、平常時に飲料水の備蓄を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な給水が可能な体制を確保する。

1 行政備蓄の推進

(1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

(2) 目標給水量

指定避難所等の応急給水拠点での給水量は、地震発生から3日までは、1人1日約3リットルを目途とする。被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長するが、4日目以降は10日まで約20リットルを目途に応急給水活動を行う。

また、同時に応急復旧活動も進め、11日以降は通常の生活に必要な水量の給水及び断水区域の解消を目指す。ただし、応急給水拠点での給水量は約20リットルを目途に引続き維持していく。

他災害においては、地震における目標給水量を参考に、設定する。

一日当たり必要となる水量の参考値を次に示す。

【一日当たり必要となる水量】

発災からの期間	必要水量	水量の根拠
災害発生から 3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から21日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
22日から28日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」(令和6年3月)

(3) 飲料水の確保

ア 応急給水資機材の備蓄及び調達計画の策定

担当部署は、備蓄計画に基づき、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄に努める。また、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等を取りまとめた調達計画を策定する。

イ 応急給水資機材の備蓄

担当部署は、応急給水資機材の備蓄及び調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

【応急給水資機材の備蓄】

品目	・給水タンク	・ポリタンク	・給水パック	・可搬式発電機
備蓄場所	・浄水場	・防災倉庫		

ウ 応急給水資機材の調達体制の整備

担当部署は、応急給水資機材の備蓄、「水道災害時等における相互応援に関する協定書」等に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

エ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

担当部署は、近くに拠点給水箇所となる浄水場及び配水場や給水拠点がない地域において、飲料水として利用可能な耐震性貯水槽の整備を行うよう努める。

オ 検水体制の整備

担当部署は、井戸、防火水槽等比較的汚染の少ない水源について、ろ過装置等を利用した飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備するよう努める。

(4) 災害時の飲料水確保に関する協定

担当部署は、大規模な災害等により、応急資機材が不足した場合の必要な資機材の調達や市民への飲料水を確保するための協定を締結しているが、引続き関係事業者との協定を締結し、万全を期していく。

2 個人備蓄の徹底

担当部署は、大規模な災害が発生した場合、発生直後の給水が困難となることが予想されることから、各家庭において、災害に備えて最低3日分の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等への汲置きや雨水を貯水するよう、広報紙、市ホームページ等を通じて啓発する。

3 井戸の活用

担当部署は、市民が所有する井戸で、災害時に開放できるものを、自主防災組織等の単位で利用できるよう啓発を行う。

また、市内の事業所が所有する井戸について、災害時に使用できるよう協定の締結等を検討する。

第2 食料・生活関連物資供給体制の整備

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達等供給体制の整備を行う。

なお、食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難生活に配慮した品目を補充する。

1 食料供給体制の整備

担当部署は、流通がある程度回復するまでの間の食料供給について、市の備蓄及び関係業者との調達協定の締結等の方法により、円滑に供給できる体制を整備する。

(1) 食料の備蓄

ア 市の備蓄計画

市の備蓄計画は、食料の備蓄目標を「関東平野北西縁断層帯地震」による想定避難者数（約16,000人）を対象として設定している。

食料の備蓄目標及び備蓄の留意点は次のとおりである。

【食料の備蓄目標（関東平野北西縁断層帯地震の場合）】

区分	備蓄目標
避難者	16,000人×1.5日*×2食＝ 48,000食

※ 現時点では、県と市でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上備蓄することとしている。市は、将来的に2日分を目標とする。

（ア） 物資を1箇所に集中して備蓄することでその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。

（イ） 高齢者・乳幼児等の要配慮者に配慮した食料の備蓄に努める。

（ウ） 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食の備蓄に努める。

（エ） 季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

イ 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、「東京湾北部地震」の被害想定に基づき、避難者用を1.5日分以上、災害救助従事者用を3日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として1日分以上備蓄する計画である。

ウ 市民の備蓄

市民の食料の備蓄は、最低3日間分（推奨1週間）を目標とし、市はその周知徹底に努める。

(2) 食料調達体制の整備

担当部署は、災害時に食品の調達ができるよう、生産者、埼玉ひびきの農業協同組合及びその他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

(3) 食料の輸送体制の整備

担当部署は、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市が備蓄を行う食料の輸送に関して、業者との協定締結を拡充する。

(4) 備蓄場所

備蓄場所は防災拠点及び指定避難所とする。指定避難所に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の輸送手順をあらかじめ決めておく。

2 生活必需品供給体制の整備

担当部署は、流通がある程度回復するまでの間の生活必需品の供給については、市の備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備する。

(1) 生活必需品の調達体制の整備

担当部署は、被服、寝具、その他生活必需品等必要な物資について、業者等からの調達及び市内宿泊施設等物資の活用を図る。当面は、サバイバルシート及び生活必需品（指定避難所で一時的に生活するための生活必需品）について、避難者数の16,000人分の確保を図る。

【資料編 第10節 第2】『市内民間宿泊施設』参照

(2) 生活必需品の供給体制の整備

担当部署は、河川はん濫による浸水被害の可能性のある平地部や土砂災害の危険性のある山間部等、市の地形特性を踏まえ、現地備蓄を進めるとともに災害状況に応じて物資供給が必要となる指定避難所等に配送する体制を整備する。

また、業者との協定に基づき生活必需品の調達を図り、物資の供給を図る。

3 防災用資機材の備蓄

担当部署は、災害時の防災用資機材等の備蓄品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等を検討する。

また、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましいため、資機材の備蓄場所は防災拠点及び指定避難所とする。

4 石油類燃料の調達・確保

担当部署は、災害時に医療機関、市役所、指定避難所等の特に重要な施設で、市が指定する施設に対する石油類燃料の供給や災害発生後の公用優先使用を円滑に行うために、石油類燃料の安定供給ができるよう石油小売業者との協定締結に努める。

第3 緊急輸送体制の整備

市は、緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

1 輸送車両の増強

担当部署は、災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

2 調達体制の整備

担当部署は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に使用が想定される車両及び燃料等を、大規模災害時に迅速に調達できるよう関係機関、民間業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(1) 車両計画の作成

担当部署は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社等）等民間業者の所有する車両を必要とする活動について検討し、車両計画を策定する。

(2) 民間業者との協定締結

担当部署は、各課が作成した車両計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達に関する協力協定の締結を進める。

協定を締結した場合は、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

民間業者の車両使用に伴う燃料については、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

3 緊急通行車両の事前届出の推進

県公安委員会は、大規模災害が発生し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要がある場合、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限することができる（災害対策基本法第76条第1項）。

そのため、担当部署は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出を推進する。

4 ヘリコプターによる輸送体制の整備

担当部署は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両では間に合わない傷病人の搬送等のため、ヘリコプターによる輸送手段が確保できるよう努める。

担当部署は、臨時ヘリポートをあらかじめ指定し、周辺市民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

【資料編 第9節 第4】『ヘリポート指定地』参照

5 その他の輸送手段による体制整備の検討

担当部署は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両では間に合わない対応のため、無人航空機（ドローン）等のその他の輸送手段による輸送手段が確保できるよう努める。

第10節 要配慮者支援に関する予防対策

■ 基本方針

発災時において、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者は、避難及び避難生活等において支障を生じることが予想される。

このため、市は、要配慮者に対して、災害時の安全確保を図るものとする。

また、市は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援を実施するための計画である個別避難計画を作成する。

「要配慮者支援に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 要配慮者の安全対策及び安全確保	危機管理課、地域福祉課、生活支援課、障害福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、保育課、こども家庭センター、健康推進課、市民活動推進課
第2 避難行動要支援者の安全対策及び安全確保	地域福祉課、生活支援課、障害福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、危機管理課

第1 要配慮者の安全対策及び安全確保

担当部署は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、次の事項を定める。

また、要配慮者全般の迅速な避難行動や避難生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

1 要配慮者の把握

担当部署は、要配慮者の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備える。

- (1) 平常時から要配慮者と接している福祉部、保健部、市民生活部、本庄市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。
- (2) 在宅の状態にない、社会福祉施設等に入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく。
- (3) 所在把握には、自治会等従来からある地域コミュニティを活用する。

2 防災知識の普及・啓発

担当部署は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

3 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムの整備に努める。

4 防災基盤の整備

担当部署は、県と連携し、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、担当部署及びその他の公共機関は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うとともに、その他の集客施設における取組を促進する。

5 福祉避難所の設置

担当部署は、高齢者、障害者等の要配慮者に対する二次的避難の利用を目的とした福祉避難所の設置を促進する。

今後、福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

【資料編 第9節 第2】『福祉避難所』参照

6 地域との連携

(1) 社会福祉施設との連携

担当部署は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等と連携を図るよう努める。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等、施設の有する機能の活用を図る。

(2) 見守りネットワーク等の活用

担当部署は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否確認を兼ねる配食サービス等の見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。

7 相談体制の確立

担当部署は、災害時、要配慮者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう平常時から相談体制の整備に努める。

また、被災により精神的なダメージを受けた要配慮者に対してメンタルケア等ができるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員の確保に努める。

8 社会福祉施設入所者に対する安全対策

担当部署は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設に入所している要配慮者に対する安全対策を推進する。

(1) 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、担当部署は、これを支援する。

ア 緊急連絡体制の整備

(ア)職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

(イ)安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

イ 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の指定緊急避難場所へ誘導、移送するための体制を整備する。

ウ 施設間の相互支援システムの整備

担当部署及び施設管理者は、市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援する等、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者の受入を想定した体制の整備を行う。

エ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断及び耐震改修の実施に努める。

オ 社会福祉施設等の出火防止対策

施設管理者は、防火管理及び消防訓練を実施する。

また、消火器具、屋内消火栓等の消火設備、自動火災報知器等の警報設備、避難器具、誘導灯・誘導標識等の避難設備を設置及び管理する。

カ 食料、防災資機材等の整備

施設管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災用資機材等の備蓄（最低3日間、推奨1週間）に努める。

主な備蓄品は次のとおりである。（※印備蓄品は、3日分）

- （ア） 非常用食料※（高齢者食等の特別食を含む）
- （イ） 飲料水※
- （ウ） 常備薬※
- （エ） 介護用品※（おむつ、尿取りパット等）
- （オ） 照明器具
- （カ） 非常用電源（燃料含む）
- （キ） 移送用具（担架、ストレッチャー等）

キ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設における安全確保対策

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）においては、本庄市地域防災計画へ、名称や所在地を記載するとともに（土砂災害防止法第8条第1項第4号）、本庄市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設利用者の浸水及び土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施及び市長への報告が義務づけられている。

当該施設の施設管理者は、次の事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

- （ア） 防災体制
- （イ） 避難誘導
- （ウ） 施設の整備
- （エ） 防災教育及び訓練の実施
- （オ） 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- （カ） その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

(2) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員及び入所者に対し、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、各施設が策定する防災計画の周知徹底に努める。

(3) 防災訓練の実施

施設管理者は、災害時の切迫した状況下においても適切な行動が取れるよう、施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的の実施する。特に、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

(4) 地域との連携

施設管理者は、災害に伴う入所者の避難誘導、職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

9 外国人の安全対策

災害が発生した場合、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加促進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援や救助体制の整備に努める。

(1) 外国人の所在把握

担当部署は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時から連絡手段の構築に努め、支援体制の整備を図る。

(2) 防災知識の普及・啓発

担当部署は、日本語に不慣れな外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等の様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行い、災害対応力の向上を図る。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報について、外国語による情報提供を行う。

(3) 防災訓練の実施

担当部署は、外国人の災害対応力を向上させるため、外国人を対象とした訓練項目を取り入れた防災訓練を積極的に実施するよう努める。

(4) 誘導標識、指定緊急避難場所案内板等の設置

担当部署は、誘導標識、指定緊急避難場所案内板等に外国語の標示を進める。また、案内板のデザインの統一についても配慮し、ピクトグラム等を利用し、わかりやすい案内板の設置に努める。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

担当部署は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳及び翻訳のボランティア等の確保に努める。

第2 避難行動要支援者の安全対策及び安全確保

担当部署は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に当たり、次の事項を定める。

1 避難行動要支援者の対象範囲の要件

避難行動要支援者の対象範囲の要件については、避難能力の有無、要介護状態区分、障害支援区分、地域で優先的支援が必要と認める者等を考慮し設定する。

また、避難能力がある等避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外す等、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査する。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅の要配慮者のうち、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する次に掲げる者とする。

- ア 65歳以上の一人暮らしの者
- イ 70歳以上のみの世帯の者
- ウ 要介護度4以上の認定を受けている者
- エ 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者
- オ 療育手帳④・A・B交付を受けている者
- カ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者
- キ その他市長が災害時の支援を必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報

避難行動要支援者名簿に記載する事項は、次のとおりである。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

【留意事項】

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医等の医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員等、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、又は定期的に精査することが重要である。
- 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力がある等避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外す等、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

3 避難行動要支援者名簿情報の管理

担当部署は、避難行動要支援者名簿の適切な管理に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

担当部署は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、関係機関との連携等により避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築く。

また、震災による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(2) 情報セキュリティ対策

担当部署は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。

また、災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。

5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

担当部署は、関係部局及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）を通じて得た情報をもとに定期的に更新を行い、名簿情報を最新の状態に保つ。

避難支援等関係者は、次に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関（児玉郡市広域消防本部、本庄市消防団）
- イ 県警察（本庄警察署、児玉警察署）

- ウ 民生委員・児童委員
- エ 本庄市社会福祉協議会
- オ 自治会・自主防災組織
- カ 地域包括支援センター
- キ 本庄保健所
- ク その他市長が必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者情報の共有

担当部署及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報の共有に努める。

また、転居や死亡等により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

6 個別避難計画の作成

担当部署は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、市民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難支援等関係者と協力しながら、避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者本人又はその家族等とともに、避難支援等に関する必要事項等を示した個別避難計画の作成に努める。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応等を、地域の実情に応じて記載する。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

7 情報伝達

担当部署は、災害が発生した場合の災害情報等について、避難行動要支援者本人のみならず、その家族や避難支援等関係者に対しても広く周知できるよう、全体計画に定める情報伝達手段による情報伝達を行う。

避難支援等関係者は、情報の入手・伝達を受けた場合、自らが担当する避難行動要支援者又はその家族への連絡を行い、災害の状況を説明するとともに避難に対する準備等を促す。

8 避難誘導

担当部署は、高齢者等避難等の発令や指定避難所の開設状況を把握し、避難支援等関係者や避難行動要支援者を支援する団体等からの照会や支援実施の連絡に迅速に対応す

るほか、福祉避難所等や支援を要請する関係機関との調整を密にする等、迅速かつ的確な避難誘導を実施する体制を整備する。

避難支援者は、個別避難計画に基づき避難行動要支援者の状況に応じた付添い又は補助を行い、最寄りの指定緊急避難場所又はあらかじめ定められた指定緊急避難場所への避難を支援する。

なお、避難に際して避難行動要支援者の様態の悪化等が生じ医療行為が必要な場合は、救急の医療機関等への連絡を行うほか、必要により速やかに消防本部へ救急車の要請を行う。

9 安否確認

担当部署は、避難支援等関係者や関係機関による安否情報の集約や照会を一元的に対応するため、安否情報窓口を設置する。

また、避難行動要支援者を支援する関係団体等に対し、避難行動要支援者の安否について、相互に協力して情報を交換できる体制の整備を行う。

避難支援等関係者は、担当する個別避難計画を携帯して、迅速な安否確認が実施できるよう努める。

10 避難行動要支援者支援チームの設置

担当部署は、避難行動要支援者の支援のために部局横断的な対策チームを設置する。平常時は、避難行動要支援者支援体制の整備等の検討等を行うとともに、災害時は、避難行動要支援者の避難や避難後の支援等を行う。

第11節 生活の早期再建に関する予防対策

■ 基本方針

市は、国、県の取組指針や手引きを参考に、生活の早期再建に関する住宅対策の体制整備、り災証明書の交付体制の確立、文教に係る事前対策に努める。

「生活の早期再建に関する予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 住宅対策の体制整備	営繕住宅課、危機管理課
第2 り災証明書の交付体制の確立	課税課、危機管理課、消防本部、関係各課
第3 文教に係る事前対策	教育総務課、学校教育課、子育て支援課、文化財保護課、学校長、保育所長

第1 住宅対策の体制整備

市は、被害の状況に応じて迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、被災建築物の応急修理、建設候補地の選定及び人員の確保体制を確立する。

1 関係機関との連携体制の整備

担当部署は、過去の災害事例における応急仮設住宅の必要戸数の把握、応急仮設住宅の建築に関わる仕様や基準を検討し、県と調整する。

市は、県と連携を図りながら応急仮設住宅建設候補地を選定する（詳細は「2 応急仮設住宅建設候補地の選定」を参照）。

2 応急仮設住宅建設候補地の選定

(1) 応急仮設住宅の建設戸数

市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、応急仮設住宅等需要数は、5,894棟と推定されている。

【応急仮設住宅の用地面積（関東平野北西縁断層帯地震の場合）】

建設棟数（棟）	1戸当たりの用地面積（㎡）	用地面積（㎡）
5,894	60	353,640

※ 1戸当たりの用地面積を60㎡（「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」（平成20年6月日本赤十字社））から、「効率の良い用地60～70㎡」として算定した。

(2) 応急仮設住宅用地の選定

担当部署は、県と連携を図りながら、次の事項を考慮して、公園等の公共用地（必要に応じて、私有地も含め）を対象に応急仮設住宅建設候補地の検討を行う。

ア 飲料水が得やすい場所

- イ 排水、空気等に関して保健衛生上適当な場所
- ウ 交通の便を考慮した場所
- エ 住居地域と隔離していない場所
- オ 土砂災害警戒区域等に配慮した場所
- カ 工事車両のアクセスしやすい場所
- キ 既存生活利便施設が近い場所
- ク 造成工事の必要性が低い場所

(3) 応急仮設住宅の設置及び供給

担当部署は、県と連携して、次の事項を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

- ア 応急仮設住宅の着工時期
- イ 応急仮設住宅の入居基準
- ウ 応急仮設住宅の管理基準
- エ 要配慮者に対する配慮

【資料編 第9節 第7】『応急仮設住宅建設候補地』参照

3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備

担当部署は、平常時から公営住宅等のあっせん可能な住宅リストを作成しておく等、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

4 応急修理及び公費解体体制の整備

(1) 市営住宅等の応急修理体制の整備

担当部署は、市営住宅等の被害状況で必要となる市営住宅等の一覧表、被害状況調査関連資機材の確保、関連建設業者との連携体制確保に努める。

(2) 被災住宅の応急修理体制の整備

担当部署は、災害救助法に基づき実施される被災住宅の応急修理に関して、申請窓口候補の選定、応急修理に関する関係建設業者との連携体制の確保に努める。

第2 り災証明書の交付体制の確立

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸し受け等の各種公的融資等を実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なくり災証明書を交付する。

1 被害認定調査体制の整備

担当部署は、次のとおり被害認定調査体制を整備する。

(1) 実施体制の整備

埼玉県地震被害想定調査、市防災アセスメント調査等に基づく住家の被害規模を踏まえた実施体制を整備する。

ア 他の市町村等や民間団体との連携を強化し、住家等被害認定調査員の不足に備えた体制の整備を図る。

イ 迅速な交付を可能とするため、電子申請による方法の周知の他、システムの導入に努める。

(2) 必要備品の整備

平常時から、傾斜計やメジャー等の調査に必要な備品、家屋図面を確保する。

(3) 被害認定調査員の登録

チーム内職員が被害認定調査員として協力できるよう、被害認定調査の知識を身に付ける。

(4) 被害認定調査員の育成

担当部署は災害時における被害認定調査業務を円滑に実施するため、被害認定調査に習熟した職員を把握するとともに、養成に努める。

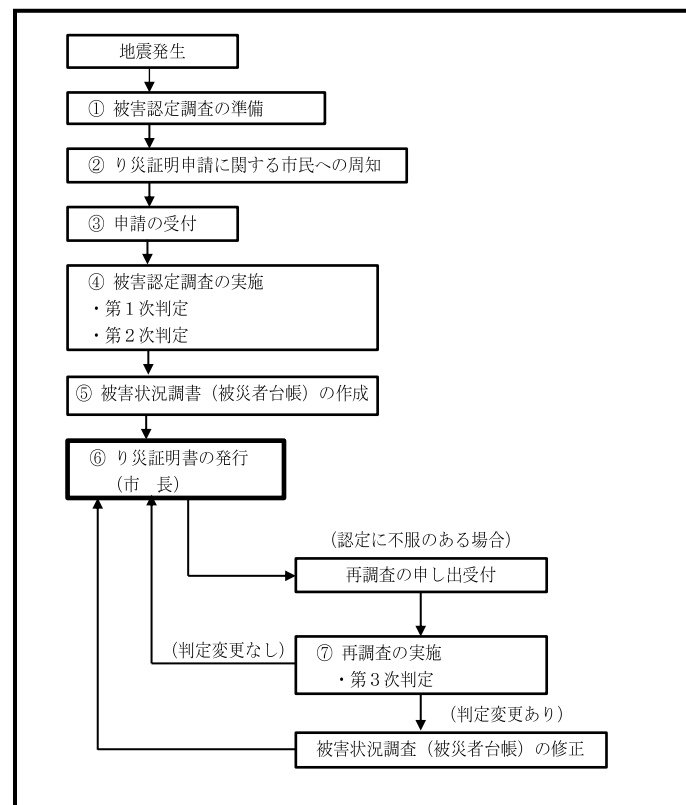
また、県等の被害認定調査及びり災証明書発行事務に関する講習会の周知及び参加の呼びかけを行う。

2 交付体制の整備

市は、り災証明書の交付場所、体制を整備する。

また、市民に対しては、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真撮影することについて周知を図る。

【り災証明書発行のフロー】



第3 文教に係る事前対策

災害時において、児童生徒等の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

また、市は、歴史的施設はもちろん、無形文化財、天然記念物等の文化財に恵まれている。そうした文化財、特に有形文化財、歴史的施設等が災害によって失われないよう、予防対策を推進する。

1 市の事前対策

担当部署は、所管する学校を指導及び支援し、大規模災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法については、教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておく。

なお、私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導及び支援に努める。

2 学校等の事前対策

学校長及び保育所長は、学校等の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急教育計画を作成するとともに、指導の方法等についても明確な計画を作成する。

学校長及び保育所長は、災害の発生に備えて次に示す措置を講ずる。

- (1) 市の防災計画における学校等の位置づけを確認し、学校等の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

- (2) 児童生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- (3) 教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- (4) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- (5) 避難訓練等、突発的な災害発生に対処する訓練を行う。

3 文化財の事前対策

市は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な助言、指導等を行う。

(1) 文化財の収蔵・保管体制の整備

大規模災害時には、指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、担当部署は、次の事項により予防対策を推進する。

ア 収蔵・保管施設の耐震・免震化

イ 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

(2) 防火体制等の整備強化

担当部署は、消防本部と連携・協力して文化財の防火対策を徹底する。防災体制の整備区分と内容は、次のとおり。

【防火体制の整備区分と内容】

区分	内容
防火体制の整備	➤ 防火管理体制の整備 ➤ 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応 ➤ 自衛消防と訓練の実施 ➤ 火災発生時における措置の徹底
防火設備等の整備強化	➤ 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化 ➤ 消防設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ、防火水槽等）の整備強化 ➤ 避雷装置、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化
災害発生時の緊急的保護体制づくり	➤ 文化財所蔵・保有者との連絡網の整備 ➤ 関係機関との連絡網の整備 ➤ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり
その他の対策	➤ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動 ➤ 管理・保護のための指導助言・訓練 ➤ 関係者（所有者、管理者）の研修

第12節 廃棄物対策

■ 基本方針

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、木くず、金属くず、廃家電、コンクリートがら等の災害廃棄物が多量に排出される。また、指定避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る。

「廃棄物対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 廃棄物の収集・処理体制の整備	環境推進課、下水道課、支所環境産業課、児玉郡市広域市町村圏組合

第1 廃棄物の収集・処理体制の整備

市は、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源管理局災害廃棄物対策室）等に基づき廃棄物の収集・処理体制を整備する。

1 ごみ処理体制の整備

担当部署は、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制等のごみ処理体制の整備を図る。

(1) 災害廃棄物発生量の推定

市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の災害廃棄物発生量の推定値は、次に示すとおりである。

【災害廃棄物の発生】

推定項目		想定地震 関東平野北西縁断層帯地震
発生量	重量（万トン）	62.6
	仮置場必要面積（ha）	15.4

出典）本庄市「防災アセスメント調査報告書」（令和6年3月）

(2) 仮置場（一時集積場所）の確保

担当部署は、災害発生量の見積、候補地の選定、利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。候補地の選定における留意点は、次のとおり。

- ア 他の応急対策活動に支障がないこと
- イ 環境衛生に支障がないこと
- ウ 搬入に便利なこと
- エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと

なお、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や

発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

(3) ごみ処理体制の整備

担当部署は、ごみの処理体制について、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討する。

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法の混乱が予想される。廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための市民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

さらに、平常時と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民等からの問合せへの対応が必要となることが想定される。

担当部署は、このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、次の事項を参考に災害時における廃棄物処理の広報について検討する。

ア 災害時の一般廃棄物の分別及び排出方法

イ 建築物の崩壊・解体に伴う災害廃棄物の処理方法

ウ 災害時における廃棄物関連情報の伝達方法

【資料編 第9節 第6】『し尿ごみ処理施設』参照

(4) 広域連携による廃棄物処理体制の整備

担当部署は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等して、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

2 生活ごみ処理体制の整備

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う。

3 し尿処理体制の整備

担当部署は、仮設トイレ等し尿処理に必要な資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

【資料編 第9節 第6】『し尿ごみ処理施設』参照

4 被災建築物の公費解体体制の整備

担当部署は、被災建築物の公費解体に関して、申請窓口候補の選定、解体の決定に関わる手順の整理、解体に関する関係建設業者との連携体制の確保に努める。

第13節 火山噴火降灰対策

■ 基本方針

中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した「大規模噴火時の広域降灰対策について」（令和2年4月中央防災会議）において、富士山噴火により県への降灰量が最も多くなるケースでは、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定されている。また、浅間山については、天明3年の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

そのため、市においてもこれら火山の噴火の状況、気象状況によっては、火山噴火による降灰の影響が考えられる。

「火山噴火降灰対策」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 情報の収集・連絡	関係各課

第1 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

担当部署は、熊谷地方気象台が発表する火山情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備する。

担当部署は、平常時から関係機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

2 通信手段の確保

担当部署は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、「本編 第1章 第3節 第1 災害情報連絡体制の整備」に準ずる。

【想定される降灰被害】

被害施設	被害内容
鉄道	微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行の停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
人の移動	鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
健康被害	降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪する等の影響を受ける可能性が高い。

第2章 事故災害に関する予防対策

第1節 市で懸念される事故災害

■ 基本方針

市域において市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかな場合又は国による武力攻撃事態若しくは緊急対処事態の認定前で原因が特定できない場合、市は、事故災害応急対策に従い災害対策活動を実施する。

市が策定する事故災害応急対策計画の対象とする事故災害は、県地域防災計画及び市の地域環境の特性等を踏まえ、次に示すとおり選定する。

第1 大規模事故災害の選定

対象とする事故災害について、市域における発生の可能性を検討するとともに、発生した場合、震災・風水害対策として応急対応が可能か又は事故災害として取扱うかについて検討し、市に係る事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

【市に係る大規模事故災害の選定】

事故災害区分		市における発生の可能性		応急対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定内容と同様と考えられる。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
	林野火災	市の林野面積は、市域のおよそ1/4を占めている。	○	事故災害として取扱う。
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
	高圧ガス災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
	火薬類災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
	毒物・劇物災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取扱う。
鉄道事故	鉄道事故	市内を通る鉄道路線がある。	○	事故災害として取扱う。
道路事故	地震や水害による道路災害	市内を通る自動車専用道路及び国道がある。	△	震災・風水害対策で対応可能である。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○	事故災害として取扱う。
航空機事故	航空機事故	市及び周辺に飛行場はなく、上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていないが、航空機事故について発生予測は不可能であることから、市域で起こりえないとは言えない。	△	事故災害として取扱う。

事故災害区分		市における発生の可能性		応急対応の可否
電気通信設備災害	電気通信設備災害	市内に該当する電気通信設備がある。	○	事故災害として取扱う。
電力施設災害	電力施設災害	市内に該当する電力施設がある。	○	事故災害として取扱う。
ガス施設災害	ガス施設災害	市内に該当するガス施設がある。	○	事故災害として取扱う。
農業災害	凍霜害	凍霜害が問題になる広範囲にわたる桑園、茶園はない。	×	—
	暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農業関係災害	市内では、米、野菜、花き類及び果樹栽培等が行われている。	○	事故災害として取扱う。
文化財災害	文化財火災	市には指定文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
放射性物質事故災害	輸送事故災害	市内を通る自動車専用道路がある。	○	事故災害として取扱う。
	放射性物質取扱施設の事故	市内には該当する事業所はない。	×	—
	広域放射能汚染災害	市に一番近い東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等により、市においても広域放射能汚染が考えられる。	○	事故災害として取扱う。
不発弾処理	不発弾の発見と処理	過去に市内で不発弾が発見・処理される事案が発生した。	○	事故災害として取扱う。

※1)「市における発生の可能性」の凡例は、次に示すとおりである。

- ：発生する可能性がある。
- △：発生する可能性は低いがある。
- ×

※2)「対応の可否」欄の「—」は、「対応の必要がないこと」を示す。

第2 市に係る事故災害

事故災害対策計画の対象とする事故災害は、次に示すとおりである。

【市において事故災害対策計画の対象とする事故災害】

事故災害		内容
火災	林野火災	対象とする林野火災は、市内の森林において発生する火災を対象とする。
危険物等災害対策	危険物等災害	対象とする危険物等災害は、市内で危険物等を取扱っている施設による災害を対象とする。
	高圧ガス災害	対象とする高圧ガス災害は、市内に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。
	火薬類災害	対象とする火薬類災害は、市内に設置されている火薬類取扱施設による災害を対象とする。
	毒物・劇物災害	対象とする毒物・劇物災害は、市内で毒物又は劇物を取扱っている施設による災害を対象とする。

第2編 災害予防計画 第2章 事故災害に関する予防対策
第1節 市で懸念される事故災害

事故災害		内容
鉄道事故		市には、上越新幹線、高崎線及び八高線が通っている。 対象とする鉄道事故は、この鉄道路線に対する事故災害とする。
道路事故		対象とする道路災害は、市内を通る関越自動車道や国道17号及び主要県道等の幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害を対象とする。
航空機事故		対象とする航空機事故災害は、市域内における民間航空機による事故及び自衛隊・米軍航空機による航空機事故災害を対象とする。
電気通信設備災害		対象とする電気通信設備災害は、市内の電気通信設備を対象とする。
電力施設災害		対象とする電力施設災害は、市内の電力施設を対象とする。
ガス施設災害		対象とするガス施設災害は、市内のガス施設を対象とする。
農業災害		市内では、米、野菜、果樹及び花き類等の生産が行われている。 対象とする農業被害は、近年多発している異常気象（暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等）による米、野菜、花き類及び果樹栽培への農業被害とする。
放射性物質事故災害	輸送事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されないが、市を通る関越自動車道を利用して原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることが考えられることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質の輸送事故災害とする。
	広域放射能汚染災害	市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約120kmの位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。 対象とする広域放射能汚染は、主に東海第二原子力発電所を対象とする放射能汚染とする。
不発弾処理		対象とする不発弾処理は、土木工事現場等から偶発的に発見される不発弾等の処理とする。

第2節 林野火災予防対策

■ 基本方針

林野火災は、地形の制約等によって、長時間燃焼する可能性があることから、林野火災予防対策に努める。

「林野火災予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 林野火災に強い地域づくり	消防本部、支所環境産業課、危機管理課
第2 応急対策への備え	消防本部、支所環境産業課、危機管理課

第1 林野火災に強い地域づくり

1 危険地域の把握

担当部署は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

2 消防計画の作成

担当部署は、消防活動を実施できるようにするための消防計画の作成に努める。

3 普及啓発活動

担当部署は、林業関係者や入山者に火災予防の啓発に努める。

4 関係団体による林野火災防止対策

森林所有者は、林野火災防止のため、森林の林縁に防火帯等の造成に努めるとともに、下刈、枝打、除伐等の維持管理に努める。

林業関係団体等は、巡視等の森林保全管理に努める。

第2 応急対策への備え

1 情報収集・連絡体制の整備

担当部署は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。

2 消火活動体制の整備

担当部署は、平常時から、消防本部、消防団、自主防災組織等と連携し、水利や林野火災対応資機材の確保に努める。

3 避難支援体制の整備

担当部署は、平常時から、避難先となる施設の把握に努める。

第3節 危険物等事故災害予防対策

■ 基本方針

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

「危険物等事故災害予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 危険物施設の予防対策	消防本部、危機管理課
第2 高圧ガスの予防対策	消防本部、危機管理課
第3 毒物・劇物の予防対策	消防本部、危機管理課

第1 危険物施設の予防対策

消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設について、次の対策を行う。

1 危険物製造所等の整備

次により危険物製造所等の整備改善を図る。

- (1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- (2) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

2 危険物取扱者制度の運用

次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- (1) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- (2) 危険物の取扱について技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (3) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

第2 高圧ガスの予防対策

高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。

埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布する等、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第3 毒物・劇物の予防対策

担当部署は、毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱について、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

担当部署は、警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

担当部署は、埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理等について防災上の指導にあたる。

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

第4節 鉄道事故災害予防対策

■ 基本方針

鉄道の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生の予防対策に努める。

「鉄道事故災害予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 応急対策への備え	鉄道事業者

第1 応急対策への備え

鉄道事業者は、情報収集体制の整備、旅客への情報提供等、予防対策に努める。

担当部署は、平常時から鉄道事業者との連携体制の整備に努める。

第5節 道路災害予防対策

■ 基本方針

地震や水害その他の理由により、道路の亀裂、橋りょうの落下、斜面及びよう壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

「道路災害予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 道路の安全確保	道路管理課、道路整備課
第2 情報の収集・連絡体制の整備	道路整備課、道路管理課、危機管理課
第3 災害応急体制の整備	道路整備課、道路管理課、危機管理課
第4 緊急輸送活動体制の整備	道路整備課、道路管理課、危機管理課
第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	道路整備課、道路管理課、広報課

第1 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

2 道路施設等の整備

(1) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに市民や道路利用者へ広報する。

(2) 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努める。

ア 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ 他の道路管理者と連携し又は働きかけ、バイパスの整備や多車線化等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを計画的かつ総合的に整備する。

また、道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

(3) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を整備する。

第2 情報の収集・連絡体制の整備

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から他の道路管理者や警察署、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

2 通信手段の確保

担当部署は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、「本編 第1章 第3節 第1 災害情報連絡体制の整備」に準ずる。

第3 災害応急体制の整備

1 職員の体制の整備

担当部署は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

2 防災関係機関との連携体制

担当部署は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平常時から関係機関との連携を強化する。

第4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、担当部署は他の道路管理者と連携して、「本編 第1章 第5節 第1 緊急輸送道路の整備」に定める緊急輸送

ネットワークの整備に努める。

また、担当部署は、発災時における道路管理体制の整備に努める。

第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

担当部署は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を策定する。

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

第6節 航空機事故災害予防対策

■ 基本方針

市は、市域において航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合の防災関係機関による対策を円滑に進めるため、応急活動体制の整備に努める。

「航空機事故災害予防対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 情報収集・連絡体制の整備	危機管理課、関係各課
第2 災害応急体制の整備	危機管理課

第1 情報収集・連絡体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から警察署、消防本部等との間において、情報収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

2 通信手段の確保

担当部署は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、「本編 第1章 第3節 第1 災害情報連絡体制の整備」に準ずる。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制の整備

担当部署は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

2 防災関係機関との連携体制

担当部署は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平常時から関係機関との連携を強化する。

3 避難誘導、救出救助及び消火活動への備え

担当部署及び消防本部等は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救急救助用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努めるとともに、迅速な医療活動実施のための応急医療及び救護体制を整備する。

第7節 農業災害予防対策

■ 基本方針

台風等の風水害等は、農業生産に与える影響が大きいため、県の指導に基づき生育に応じた技術対策を行う。

「農業災害予防対策」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 営農技術の指導	農政課、支所環境産業課
第2 農協等との伝達体制等の確立	農政課、支所環境産業課
第3 関係農家への事前周知	農政課、支所環境産業課

第1 営農技術の指導

担当部署は、本庄農林振興センター及び埼玉ひびきの農業協同組合等の関係団体との連携を密にし、台風等の風水害等による被害低減を図るため、技術対策等を関係農家に周知する。

埼玉ひびきの農業協同組合等の関係団体は、台風等の風水害等の気象災害に関する事前事後の技術対策等の普及を図るため、関係農家を指導し、台風の進路等、気象情報等の把握体制等の確立に努める。また、過去の気象災害の発生状況を把握し、必要に応じて重点的な対策を行えるよう準備する。

第2 農協等との伝達体制等の確立

1 情報伝達体制の確立

担当部署は、県から台風等の各種気象注意報・警報の連絡があった場合に、適切に埼玉ひびきの農業協同組合及び関係農家に周知できるよう、伝達体制の確立を図る。

2 被害実態把握体制の確立

担当部署は、農作物等に被害が発生した場合に、迅速に被害の実態を把握し、また必要な対策が実施できるよう、埼玉ひびきの農業協同組合と被害実態把握体制の確立を図る。

第3 関係農家への事前周知

気象庁の発表する予報は、テレビ、ラジオのほか、気象庁ホームページによっても把握できるため、市及び埼玉ひびきの農業協同組合は、被害発生のおそれがある気象状況の場合には気象庁ホームページを活用することを関係農家に周知する。

第3章 市民の自主防災力の向上

第1節 防災教育

■ 基本方針

全ての市民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等整備を促進する。

また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発等から地域を守るため、市民や事業所が、市や県、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

「防災教育」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 市民向けの普及・啓発	危機管理課、関係各課
第2 学校における防災教育	学校教育課
第3 保育所における防災教育	保育課
第4 事業所等における防災教育	消防本部
第5 防災上重要な施設における防災教育	消防本部、地域福祉課、健康推進課、関係各課

第1 市民向けの普及・啓発

市は、市民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、関係機関、団体等と連携して講習会等生涯学習の場を通じて防災教育を行う。

また、市は、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

1 自主防災組織への参画

担当部署は、自主防災組織の訓練の一環として職員の派遣を検討する。また、自治会や関連する団体から出前講座の派遣要望を受けた場合は、可能な限り職員の派遣を行う。

2 講演会、研修会の開催

担当部署は、火災予防運動、防災の日、防災とボランティアの日、危険物安全週間、国民安全の日、救急の日、119番の日等の行事を通じて、地震災害・風水害・その他災害等についての学識経験者、防災関係機関の担当者、防災士及び災害体験経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を市民に広く普及する。

3 防災展示等による知識の普及

担当部署は、防災訓練等の実施と併せて、防災情報の展示や体験コーナー等を設け、市民の地震や火災等の災害予防対策の学習機会の確保を図り、展示内容の拡充等に努め、市民の防災教育を推進する。

4 マイ・タイムライン作成の普及・啓発

担当部署は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレット等を作成、配布する等、市民が適切な避難行動を取れるよう普及・啓発に努める。

【マイ・タイムライン作成のポイント】

1. 事前の確認
 - ①住んでいる場所の特徴
住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか市が作成するハザードマップで確認
 - ②避難先の想定
住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。
 - ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
 - ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
 - ・夜間の豪雨時等外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」
2. 情報の入手
気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。
3. 早めの避難
資料：県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」

第2 学校における防災教育

市及び学校法人は、学校における防災教育の一層の充実を図るため、学級活動（ホームルーム活動）や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じた子どもたちの防災対応能力の育成を推進する。特に避難、災害が発生した際の危険及び安全な行動について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

1 学校行事としての防災教育

担当部署及び学校法人は、防災意識の高揚を図るため、地震と火災を想定した避難訓練を行うとともに、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点や地域の防災訓練での体験学習の実施に努める。

さらに、学校における消防団・自主防災組織等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

2 教科による防災教育

担当部署及び学校法人は、社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、県や市の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災をテーマとした教育活動を実施し、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

担当部署及び学校法人は、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

第3 保育所における防災教育

担当部署は、保育士を通じて園児に対し、防災の基礎的知識を習得させ、災害発生時を想定した避難訓練等を行う。

また、保育士に対しては、災害発生時の園児の安全確保、職員の動員及び災害対策本部、保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

第4 事業所等における防災教育

事業所等は、防火管理者、危険物取扱者等に対する講習を実施するほか、防災計画の作成を促進し、防災行動力の向上を図る。

また、事業所等は、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

なお、事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育の実施に努める。

第5 防災上重要な施設における防災教育

1 医療機関及び社会福祉施設における防災教育

医療機関及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

また、夜間・休日等の災害発生に備え、近隣市民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。

さらに、従業員、入所者に対し、十分な防災知識の周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。

2 その他不特定多数の人が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第2節 防災訓練

■ 基本方針

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、市、県、防災関係機関、市民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、避難訓練や災害図上訓練（DIG）、指定避難所開設・運営訓練（HUG）を取入れ、市民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認、市民の防災意識の高揚、関係する機関同士の強固な連携の推進による市全体の危機・災害対応力の強化であり、実施目標は次に示すとおりである。

- ア 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- イ 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等のぜい弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- ウ 市民一人一人が、平常時及び災害時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、市民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- エ 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む市民等、多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- オ 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の要配慮者への配慮に努めること。
- カ 災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- キ 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示する等、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

「防災訓練」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 地域防災訓練	危機管理課、関係各課、消防本部
第2 市及び防災関係機関が実施する訓練	危機管理課、関係各課、消防本部
第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	危機管理課、消防本部
第4 訓練の検証	危機管理課、関係各課、消防本部

第1 地域防災訓練

担当部署は、防災関係機関と一体となり、毎年6月に児玉地域、9月に本庄地域にて実施する。

第2 市及び防災関係機関が実施する訓練

担当部署及び防災関係機関は、地域防災訓練と併せ又は単独で次の個別防災訓練を行う。

1 通信訓練

(1) 防災行政無線による通信訓練

担当部署及び防災関係機関は、県の実施する訓練に積極的に参加して、災害時における通信確保を図るため訓練を実施する。

(2) J-ALERT及びEm-Net

担当部署及び防災関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の動作確認と併せて、通信確保の訓練を実施する。

2 災害情報連絡訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時において市民に対する災害情報連絡が迅速かつ的確に行われるよう、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

3 災害対策本部等の設置運営訓練

担当部署は、災害発生時の初動体制を確認し、被害を最小限に抑えるため、災害対策本部となる市役所本庁舎 6 階大会議室に集まり、本部の設営、職員配置や活動場所の確認、情報処理手順の確認を行う。

4 非常参集訓練

職員の勤務時間外における災害時対応行動として、災害対策本部員へのメール配信と緊急連絡網に基づく伝達により非常参集訓練を実施する。また、職員各自は、伝達事項、安否情報等を送信する安否確認訓練も併せて実施し、迅速な情報伝達及び確実な非常参集人員の把握について訓練する。

5 水防訓練の実施

担当部署は、坂東上流水害予防組合と連携し、市の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練・研修を実施する。

【水防訓練】

期日	訓練種目	実施場所	参加機関
年1回	水防工法一般	本庄市	消防機関、道路管理課、道路整備課、都市計画課、市街地整備室、危機管理課、坂東上流水害予防組合

6 土砂災害に係る全国統一防災訓練の実施

担当部署は、全国統一防災訓練に合わせ、土砂災害警戒区域等に指定された地域を対象に、関係機関とともに、6月に地域防災訓練に包括し実施する。

7 消防訓練の実施

災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、消防団において各種訓練を実施するとともに、市役所及び学校等において消防訓練を実施する。

【消防団における訓練】

実施責任者	実施場所	訓練事項
分団長	各分団器具置場付近	分団毎に機械器具の点検及び操法訓練を実施する。
消防団長	市	人員、機械器具の点検及び礼式消防操法訓練を行う。

【市役所、学校における消防訓練】

対象者	実施場所	訓練事項
市職員	市役所	火災発生の想定により、消火器等により初期消火について訓練を行う。
小学校職員	各小学校	消火器の使用要領及び建物初期消火の訓練を行う。
中学校職員	各中学校	消火器の使用要領及び建物初期消火の訓練を行う。

第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、市民相互の協力のもと平常時から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

学校、医療機関、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に併せて実施する。また、水防法に基づく洪水浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設は、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

自主防災組織等は、市及び消防機関が行う訓練に参加し、連携を図る。

第4 訓練の検証

訓練実施後、次のとおり検証等を行う。訓練を実施した場合は、実施の結果を記録し、5年間保存しておく。

- 1 訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、参加者へフィードバックする。
- 2 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しを行う。
- 3 評価や課題は市の防災訓練に対する助言や参考資料として活用する。
- 4 訓練により抽出された課題は次の訓練に生かし、これを繰り返す。

第3節 自主防災組織等の整備

■ 基本方針

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想されるが、このような事態において被害を最小限に抑え、災害の拡大を防止するには、市民等が出火防止、初期消火、被災者の救出活動、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが効果的である。このため、市は、自主防災組織、事業所等の整備を図る。

「自主防災組織等の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 自主防災組織の整備、地区防災計画の策定	危機管理課
第2 事業所等の防災組織の整備	危機管理課、消防本部、関係各課

第1 自主防災組織の整備、地区防災計画の策定

市は、市民組織の設置の必要性について積極的かつ計画的に広報指導を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急対策活動が効果的に処理されるよう十分な理解と協力を求め、自主防災組織の整備を図る。

1 自主防災組織の育成・強化

担当部署は、市民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、平常時から防災意識の高揚を図る等、防災体制の整備に努める。

市民による防災体制の整備により、災害に対し自分たちができることは自分たちで行い、援助、救援が必要なときは、迅速な判断ができる体制を市と市民が連携し構築する。

2 自主防災組織の活動支援

担当部署は、災害時に初期消火活動、救出活動等が的確に実施できるよう、防災用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援する。

また、災害危険箇所や指定避難所等を記した防災マップや、地区防災計画の策定を推進する。

3 自主防災組織への訓練実施の支援

自主防災組織は、地域活動団体との連携を図り、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練等の実施を推進する。

また、消防団との連携を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、児童生徒等が自主防災組織による訓練に参加する等、学校と地域が一体となった防災教育を推進する。

担当部署は、防災訓練に自主防災組織による訓練の機会を提示し、参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行っていく。

4 自主防災組織リーダー養成研修の実施

自主防災組織の活動が活発に展開されるためには、各自主防災組織におけるリーダーの役割が重要となる。

担当部署は、自主防災組織において防災リーダーに対する教育・研修や防災活動の技術的向上を図るため、防災リーダー育成に必要な支援を行う。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くこと等、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

5 地区防災計画の策定

自主防災組織等は、災害時に迅速かつ的確な活動を行うために、行政区等の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定に努めるとともに、個々の市民への計画等の周知徹底を図る。

なお、地区防災計画の作成に当たっては、女性の意見も取入れる。

本庄市防災会議は、自主防災組織等から本庄市地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて本庄市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本庄市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。また、学校等多くの人が利用する施設や事業所、社会福祉施設等においては、被害の発生も予想されることから、これら被害の防止と軽減を図るため、施設、事業所等の自主的な防災組織の育成指導を図る。

1 一般企業の防災組織の整備等

担当部署は、県の支援・指導を得て、また、消防本部と連携して、企業における自主的な防災組織を整備し、災害時には各企業が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に果たす役割を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業継続上の取組を継続的に実施する等事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の市民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

2 施設内の防災組織の育成

担当部署は、学校、医療機関、市民文化会館等多数の人が出入りする公共的施設の管理者に対し、消防本部と連携して防火管理者を主体とする自主的な防災組織の育成指導を図る。

3 事業所内の防災組織の育成

担当部署は、各事業所の自主的な防災組織（自衛消防隊等）の整備を支援する。また、地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主的な防災組織として位置づけて、連携を図る。

4 関係機関への協力体制の確立

担当部署は、地域における災害対策組織による防災活動の円滑な実施を図るため、自主的な防災組織の整備を促進するとともに、次の関係機関への民間協力体制の充実を図る。

- (1) 民生委員・児童委員、赤十字奉仕団及び自治会
- (2) 埼玉ひびきの農業協同組合、本庄商工会議所、児玉商工会等関係団体
- (3) PTA、その他の市民団体
- (4) その他の公共的団体

第4節 災害ボランティア活動のための環境整備

■ 基本方針

市は、災害が発生した場合に、ボランティア活動が効果的に活かされるよう、平常時からボランティアの受入体制や活動体制の整備に努める。

「災害ボランティア活動のための環境整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
第1 県災害ボランティア登録制度の周知	危機管理課、市民活動推進課、社会福祉協議会
第2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握	危機管理課、市民活動推進課、社会福祉協議会
第3 専門職ボランティアの組織化	関係各課
第4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備	危機管理課、市民活動推進課、社会福祉協議会
第5 ボランティアコーディネーターの養成	市民活動推進課、社会福祉協議会

第1 県災害ボランティア登録制度の周知

1 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行っている。市は、災害時に必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

2 砂防ボランティア

市は、災害時に砂防ボランティア活動を実施する砂防ボランティアの派遣を要請する体制を整備する。

砂防ボランティアの活動内容は次のとおりである。

- (1) 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
- (2) 土砂災害に関する知識の普及活動
- (3) 土砂災害時の被災者の援助活動

3 災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援している。

災害時動物救護活動ボランティアの活動内容は次のとおりである。

- (1) 指定避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
- (2) 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護
- (3) 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス
- (4) 支援物資の運搬

4 埼玉県地域防災サポート企業・事業所

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備する。

埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度の概要は次のとおりである。

- (1) 県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受付ける。
- (2) 県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。
- (3) 県は、登録企業等及び登録した活動内容を県ホームページ等により広く紹介する。
- (4) 県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。
- (5) 登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。
- (6) 登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。
- (7) 登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。
- (8) この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

第2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

担当部署及び本庄市社会福祉協議会は、医療、福祉、保健、被災建築物応急危険度判定等、様々な分野の専門ボランティア組織・団体と円滑に連携できるよう、情報を事前に把握しておくよう努める。

第3 専門職ボランティアの組織化

担当部署及び本庄市社会福祉協議会は、市内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速かつ的確な協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせて、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築する等、平常時からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

対象とする主な専門職ボランティアは次のとおりである。

- 1 アマチュア無線技士
- 2 外国語堪能者
- 3 手話通訳者
- 4 点字通訳者
- 5 1級、2級建築士

第4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備

担当部署は、本庄市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを迅速に設置し、参集したボランティアを円滑に受入れるため、次の事前対策を講じる。

- 1 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成
- 2 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- 3 ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

第5 ボランティアコーディネーターの養成

担当部署及び本庄市社会福祉協議会は、ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。

その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

第3編 災害応急対策計画

【第1章 震災応急対策】

第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

目次

第3編 災害応急対策計画	139
第1章 震災応急対策	139
第1節 活動体制の確立	139
第1 職員の動員計画	140
第2 初期活動体制	144
第3 非常体制	146
第4 受援に関する活動	160
第5 災害救助法の適用	161
第2節 情報の収集・伝達	164
第1 地震に関する情報の収集・伝達	164
第2 市民からの通報・問合せ対応	165
第3 災害情報の収集・伝達・共有	166
第4 広報活動	169
第5 広聴活動	172
第6 消防活動	173
第3節 医療救護等対策	176
第1 救急救助	176
第2 医療救護	179
第3 防疫及び保健衛生	183
第4 遺体の取扱	185
第4節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策	188
第1 緊急輸送道路の確保	188
第2 ライフラインの応急対策	190
第3 公共施設等の応急復旧	191
第5節 帰宅困難者対策	193
第1 帰宅困難者（滞留者）への情報提供等	193
第2 一時滞在施設の開設・運営	194
第3 帰宅支援	195
第4 帰宅困難者（市外）への支援	196
第6節 二次災害の防止	197
第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止	197
第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	198
第3 水害の防止	198
第4 土砂災害の防止	199
第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	199
第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ	199
第7節 避難対策	200
第1 避難情報の提供等	200
第2 避難誘導	201
第3 指定避難所の開設	203
第4 指定避難所の運営	204
第8節 物資供給・輸送対策	207

第1 給水活動	207
第2 食料の供給	209
第3 生活必需品等の供給・貸与	211
第4 緊急輸送手段の確保	212
第9節 要配慮者の安全確保	214
第1 避難行動要支援者等の避難支援	214
第2 避難生活における要配慮者支援	215
第3 社会福祉施設における入所者の安全確保	216
第4 学校、保育所等における児童生徒及び園児の安全確保	217
第5 外国人の安全確保	217
第10節 生活の早期再建	218
第1 住宅の確保	218
第2 文教・保育対策	221
第3 商工・農業対策	226
第4 労働力の確保	227
第11節 廃棄物対策	228
第1 災害廃棄物の処理	228
第2 産業廃棄物の処理	229
第3 一般廃棄物の処理	230
第12節 火山噴火降灰対策	232
第1 応急活動体制の確立	232
第2 情報の収集・伝達	232
第3 指定避難所の開設・運営	233
第4 医療救護	233
第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	233
第6 農林水産業者への支援	233
第7 降灰の処理	233
第13節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画	235
第1 活動体制の確立	235
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う情報収集・伝達	238
第14節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置	239
第1 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 ..	239
第15節 最悪事態（シビアコンディション）への対応	240
第1 シビアコンディションへの対応	240
第2 シビアコンディションの共有と取組の実施	241

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策

大規模地震による災害の特徴は、その広域性、同時多発性にある。市が実施した「本庄市防災アセスメント調査」（令和6年3月本庄市）では、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の人的被害は死者数が最大で391人、負傷者数は2,093人、避難者数は1日後15,776人、1か月後39,293人、建物被害は全壊棟数6,113棟、焼失棟数782棟、半壊棟数7,133棟と大きな被害が予測されている。

応急対策活動は、多岐・広範囲にわたり、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設等、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。

市は、多岐にかつ広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ効率的に実施するため、次に定める施策を策定する。

第1節 活動体制の確立

■ 基本方針

本節では、迅速かつ効率的な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。

「活動体制の確立」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 職員の動員計画	各課共通
第2 初期活動体制	各課共通
第3 非常体制	各班共通
第4 受援に関する活動	職員受援班、関係各課
第5 災害救助法の適用	関係各班

第1 職員の動員計画

市職員の初動動員と配備の要領を定める。

1 活動体制と配備基準

震災対策に係る活動体制及び配備基準は、次のとおりである。

【震災対策に係る活動体制と配備基準】

活動体制	配備基準	活動内容	本部の設置
通常体制	- 市域で震度4の揺れを観測した場合 - 南海トラフ地震臨時情報（調査中、又は巨大地震注意）が発表された場合 - 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合 - 埼玉県北部で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき - その他市長が必要と認めた場合	地震による被害の発生の有無等について主に情報収集・報告を任務として活動する	本部を設置せずに、通常の組織で対応する
初期活動体制	- 市域で震度5弱の揺れを観測した場合 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 - その他市長が必要と認めた場合	被害の発生の有無等についての情報収集・報告又は発生した被害に関する調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する	市民生活部長が災害対策初期活動本部を設置する
非常体制	1号配備 - 市域で震度5強の揺れを観測した場合 - その他市長が必要と認めた場合	被害の発生又は発生が予想される災害に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する	市長が災害対策本部を設置する
	2号配備 - 市域で震度6弱以上の揺れを観測した場合 - その他市長が必要と認めた場合	市の全職員を動員して組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する	

【資料編 第6節 第1】『震度計』参照

2 動員計画

市の活動体制に応じた動員計画は、原則として次に示すとおりである。

また、勤務時間外及び休日における初期活動体制及び非常体制の動員は、次に示す動員、配備基準に基づいた参集とし、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

なお、各部課と災害対策本部の各部班との関係は、「本節 第3 6 災害対策本部の組織、事務分掌」を参照のこと。

【本部長・副本部長・本部員の動員、配備基準】

体制区分 役職	通常体制 (震度 4)	初期活動体制 災害対策初期活動本部 (震度 5 弱)	非常体制 災害対策本部 (震度 5 強以上)
市長	—	☒	本部長 ☒
副市長	—	☒	副本部長 ☒
教育長	—	☒	☒
市民生活部長	—	本部長 ☒	☒
企画財政部長	—	☒	☒
総務部長	—	☒	☒
福祉部長	—	☒	☒
保健部長	—	☒	☒
経済環境部長	—	☒	☒
都市整備部長	—	☒	☒
都市整備部次長	—	☒	☒
上下水道部長	—	本部員 ☒	☒
教育委員会事務局長	—	☒	☒
議会事務局長	—	☒	☒
児玉総合支所長	—	☒	☒
危機管理課長	—	☒	☒
秘書課長	—	☒	☒
広報課長	—	☒	☒
関係課長	—	☒	☒

※1 「☒」は出動（自主参集）を、「—」は待機を示す。

※2 副本部長及び本部員は、辞令を用いず本表をもってそれぞれ指名されたものとみなす。

※3 関係課長の編成は、「本節 第3 3 図【本部会議の組織編成】」を参照。

【各部各課の動員、配備基準】

部名	課名	通常体制	初期活動体制 災害対策初期活動本部	非常体制 災害対策本部	
		(震度4)	(震度5弱)	1号配備 (震度5強)	2号配備 (震度6弱以上)
市民生活部	市民生活部長 危機管理課 市民活動推進課 市民課 支所総務課 支所市民福祉課	各部局で定める職員	○ ➤ 危機管理課長 ➤ 市民生活部で定める職員	原則全職員の3/4	全職員
企画財政部	企画財政部長 秘書課 広報課 企画課 財政課 情報システム課		○ ➤ 秘書課長、広報課長 ➤ 企画財政部で定める職員		
総務部	総務部長 行政管理課 監査委員事務局 課税課 収納課 会計課		○ ➤ 行政管理課長 ➤ 総務部で定める職員		
福祉部	福祉部長 地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 高齢者福祉課 介護保険課		○ ➤ 地域福祉課長 ➤ 福祉部で定める職員		
保健部	保健部長 健康推進課 保険課 保育課 子育て支援課 こども家庭センター		○ ➤ 健康推進課長 ➤ 保健部で定める職員		
経済環境部	経済環境部長 環境推進課 商工観光課 産業開発室 農政課 農業委員会事務局 支所環境産業課		○ ➤ 農政課長 ➤ 経済環境部で定める職員		
都市整備部	都市整備部長 都市整備部次長 道路管理課 道路整備課 都市計画課 市街地整備室 建築開発課 営繕住宅課		○ ○ ➤ 道路管理課長 ➤ 道路整備課長 ➤ 都市整備部で定める職員		
上下水道部	上下水道部長 水道課 下水道課		○ ➤ 下水道課長 ➤ 上下水道部で定める職員		
教育委員会事務局	教育委員会事務局長 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ推進課 図書館 文化財保護課		○ ➤ 教育総務課長 ➤ 教育委員会事務局で定める職員		
議会事務局	議会事務局長 議会事務局		○ ➤ 議会副事務局長 ➤ 議会事務局で定める職員		
児玉総合支所※	児玉総合支所長 支所総務課 支所市民福祉課 支所環境産業課		○ ➤ 支所総務課長 ➤ 支所市民福祉課長 ➤ 支所環境産業課長 ➤ 児玉総合支所で定める職員		

※ 児玉総合支所は、現地対策本部が設置される場合に動員

3 勤務時間内における動員、参集

勤務時間内に災害対応に必要な活動体制が敷かれた場合、庁内放送等により動員を指示する。各班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。

職員は、自身の安全確保、人命の保護、所管施設の安全確認、通信機能の確保に努める。

- (1) 職員は、自身の安全を確保する。
- (2) 各班は、所管施設の各班事務室及び所管施設の被害状況を確認する。
- (3) 財務班は、必要な場合、各班と連携し、立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を行う。
- (4) 財務班は、内線及び外線電話の立上等通信機能を確保する。
- (5) 統括班は、衛星携帯電話、IP・衛星無線等の立上等通信機能を確保する。

4 勤務時間外及び休日における動員、参集

(1) 勤務時間外の動員、参集

勤務時間外及び休日においては、職員は原則として、勤務場所に参集し、災害対策本部の指示に基づき活動する。

【勤務時間外の動員、参集】

区分	内容
勤務場所への参集	テレビ、ラジオ、携帯メール等により、市域で震度5強以上の地震情報を確認した場合、全職員は自主参集する。 職員は、まず、家族の安否確認及び安全を確保した後、原則、速やかに勤務場所に自主参集する。
参集の報告	各班長は、班員の参集状況を所属部長及び職員受援班に報告する。
参集が困難な場合	交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属班長への連絡に努め、指示を仰ぐ。

(2) 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン等の情報を収集し、収集した情報については、班長に報告する。

なお、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考える。

(3) 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を所属部長に報告する。
各部長は、報告を受けた情報を集約し情報収集記録班に報告する。

(4) 参集後調整業務

職員は、担当する業務を迅速に開始し、かつ継続的に実施するために、次の調整業務を実施する。

ア 災害応急対策を実施する組織編成の検討

- イ 職員の安否確認及び増員の検討
- ウ 職員の交代・健康管理
- エ 受援体制の整備

5 参集における留意事項

職員は、次の事項に留意して参集する。

- (1) 必ず家族の安否確認及び安全を確保した後に速やかに参集する。
- (2) 服装は、活動しやすく安全を確保できるものを着装する（例：ヘルメット、手袋、底の厚い靴等）。
- (3) 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、水、食料、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
- (4) 所定場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関等へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出を優先し、救出後には、可能な限り迅速に参集する。
- (5) 自らの言動で市民に不安、誤解を与えない。

第2 初期活動体制

1 通常体制

市は、平常時から、主として地震による被害発生の有無等について情報収集・報告を行い、連絡調整に万全を期する。

危機管理課は、必要な備品類として防災関係機関の連絡リスト、メモ帳及び市管内図を用意する。

(1) 活動組織

各部局長の指示に従い、定められた職員をもって組織する。

また、状況により上位の体制に迅速に移行できるよう努める。

(2) 体制の解除・移行

市民生活部長は、次の基準に達した場合、初期活動体制に移行する。

- ア 災害の発生等により、通常体制から初期活動体制に移行する必要があるとき。
- イ 県内又は他県で被害が発生し、通常体制から初期活動体制に移行する必要があるとき。
- ウ その他市長が必要と認めた場合。

2 初期活動体制

(1) 災害対策初期活動本部の活動

市は、初期活動体制をとった場合、災害対策初期活動本部を原則、本庁舎3階301会議室に設置し、児玉総合支所職員は児玉総合支所に参集する。その後、被害発生状況の把握のため、次に示す活動を実施するとともに、被害の発生状況によっては速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

- ア 地震情報の収集・伝達
- イ 被害情報の収集・伝達
- ウ 避難情報発令の検討
- エ 指定避難所の開設準備

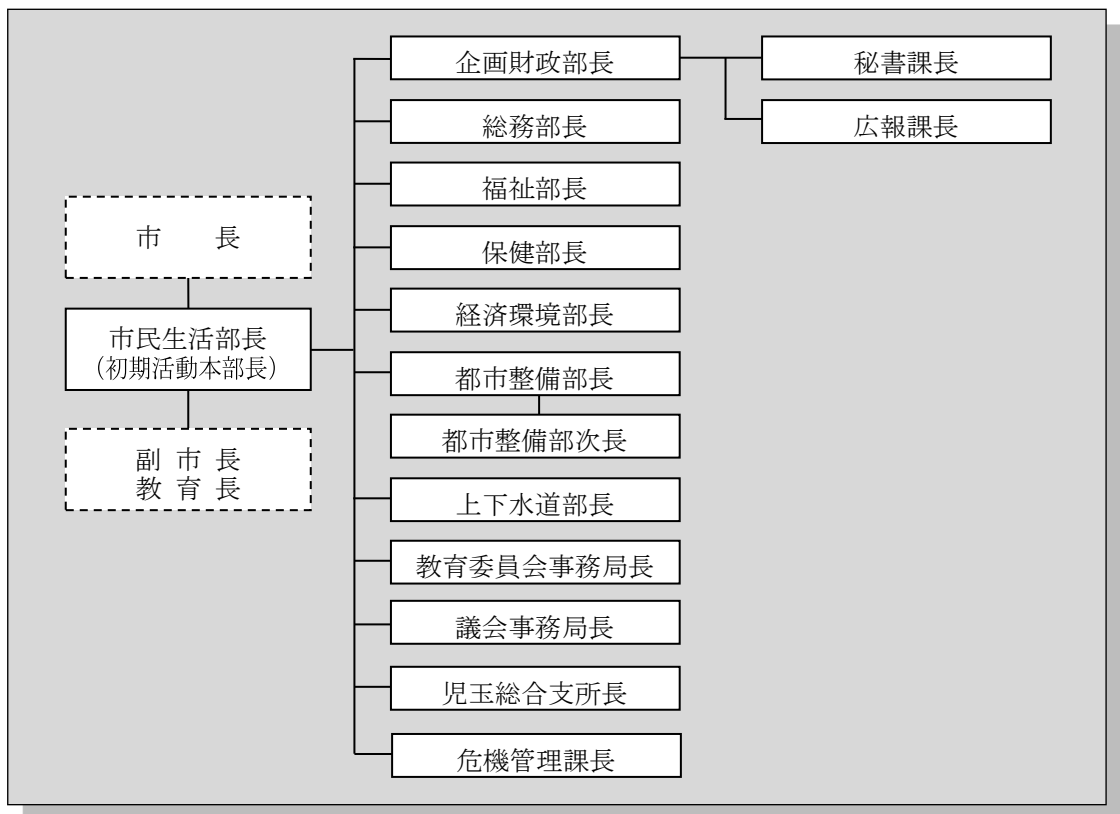
- オ 広報活動の準備
- カ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告

(2) 災害対策初期活動本部の組織

災害対策初期活動本部は、市長、副市長、教育長、市民生活部長及び関係部課長をもって組織する。また、各種計画等に基づき、部局内において対策本部等を設置した場合、災害対策初期活動本部と連携を図りながら対応を行う。

なお、初期活動本部長以下、各職員は配備基準に応じて参集する（「本節 第1 職員の動員計画」を参照のこと。）。

【災害対策初期活動本部の組織編成】



(3) 災害対策初期活動本部の協議内容

災害対策初期活動本部が実施する協議内容は、次に示すとおりである。

- ア 市内の被害状況のまとめ
- イ 避難情報の発令の検討
- ウ 指定避難所開設準備等の応急活動内容の指示
- エ 資機材、食料等の供給と輸送

(4) 災害対策初期活動本部の備品類

災害対策初期活動本部が必要な備品類は、次に示すとおりである。

- ア 災害対策初期活動本部の標識
- イ 地域防災計画
- ウ 各種災害対応マニュアル

- エ 各種名簿（市職員名簿、消防団・防災関係機関の連絡先名簿）
- オ 市域全体の図面及び住宅地図、道路管内図
- カ 会議記録簿
- キ ホワイトボード
- ク 内線電話機器
- ケ IP無線
- コ 危機管理課物理端末PC
- サ テレビ
- シ プリンター

(5) 初期活動本部の廃止・体制の移行

災害対策初期活動本部長は、次の基準に達した場合は、初期活動体制を解除又は非常体制に移行するとともに、県にこの旨を連絡する。

- ア 初期活動体制の原因となった地震による災害発生のおそれなくなったとき又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- イ 災害の発生等により、初期活動体制から非常体制に移行する必要性が生じたとき。
- ウ 県内又は他県で被害が発生し、初期活動体制から非常体制に移行する必要性が生じたとき。

第3 非常体制

市は、市内に被害を及ぼす地震災害が発生した場合又は被害が発生する恐れがある場合において、非常体制を敷き災害対策基本法第23条の2の規定及び本庄市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに、可能な限り迅速に各部班を組織し、災害対策本部の運営にあたる。各部班は、事務分掌に基づき、まずは、初期の応急対策を実施し、被災者の救護にあたる。また、市機関の存在を市民に知らせて、事態の混乱を最小限に抑えるよう努め、他の防災関係機関と速やかに連絡を取合い、協力体制の整備を図る。

なお、非常体制となる震度5強以上の揺れが発生した場合、業務継続計画に基づき、該当する業務以外の業務は中断し、災害情報の収集や当面の応急対策等の災害業務を行う。

応急対策は原則として、災害応急対策実施責任者（市長）において、それぞれ法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は、「本節 第1 1 活動体制と配備基準」に準ずる。

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、各部班との連絡調整を円滑に行うため本庁舎6階大会議室に設置し、本庁舎の正面玄関に「本庄市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合は、第一代替場所として児玉総合支所に、第二代替場所として現業棟2階会議室の順で設置する。第三代替場所以降は、その都度災害対策本部長（以下「本部長」という。）の判断に基づき設置する。

(3) 実施責任者

本部長は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

【本部長の代行順位】

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	市民生活部長

(4) 設置の手順

災害対策本部の設置は、次の手順による。

【災害対策本部の設置手順】

NO.	項目	内容
①	市役所の被害状況の把握	財務班は、市役所の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を施し、状況を統括班に報告する。出先機関については各々の施設管理者が同様の対応をとる。
②	職員の被災状況の把握	職員受援班は、勤務時間内の発災の場合、直ちに各班から職員の負傷等の状況に関する報告を求める。また、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況を掌握し、統括班に報告する。
③	通信機能の確保	統括班及び消防本部は、防災行政無線（固定系）、県防災行政無線、消防無線の点検・立上等通信機能の確保を図る。
④	災害対策本部室の設置	財務班による市役所の安全確認後、統括班は、市役所内に災害対策本部室を設置する。市役所が被災し災害対策本部室の設置ができない場合、統括班は、その他各部の協力のもと施設代替順位に従い、災害対策本部室を設置する。
⑤	本部設置の掲示	統括班は、市役所玄関に「本庄市災害対策本部」の掲示を行う。
⑥	関係各班の執務場所の確保	執務場所を所定の場所に設置できない場合、関係各班は、統括班と協議の上、被災を免れた最寄りの公共施設等に執務場所を確保する。

(5) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに災害対策本部を廃止する。

(6) 設置及び廃止の通知

ア 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて次のとおり実施する。

【設置及び廃止の通知】

区分	内容
勤務時間内	危機管理課（統括班）は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、庁内放送等により庁内各部署に通知する。 出先機関を所管する関係各課（各班）は、電話等により出先機関に通知する。
勤務時間外（設置のみ）	各職員は、テレビ、ラジオ等による市域の震度に関する情報により、災害対策本部の自動設置を判断する。

イ 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を次のとおり通知・公表する。

なお、県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。

市内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず総務省消防庁にも通知する（「火災・災害等即報要領」（令和元年6月消防応第12号））。総務省消防庁への連絡は、次に示すとおりである。

【本部設置及び廃止の通知・公表】

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
県消防防災課	災害オペレーション支援システム	情報収集記録班
	防災行政無線、電話、ファクシミリ	統括班
児玉郡市広域消防本部	災害オペレーション支援システム	情報収集記録班
	防災行政無線、電話、ファクシミリ	統括班
本庄市防災会議委員	電話、ファクシミリ	統括班
本庄市社会福祉協議会	電話、ファクシミリ	市民班
市議会	電話、ファクシミリ、タブレット端末	議会班
報道機関	電話、ファクシミリ	広報班
応援協定締結自治体	電話、ファクシミリ	統括班
自治会、自主防災組織	電話、ファクシミリ	市民班
市民	防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール	統括班
	市ホームページ、SNS等	広報班

【消防庁への連絡先】

報告先	通信手段	番号	
		電話	ファクシミリ
応急対策室 〔平日(9:30～18:30)〕	一般加入電話	03-5253-7527	03-5253-7537
	消防防災無線	9049013	9049033
	地域衛星通信	TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	03-5253-7777	03-5253-7553
	消防防災無線	9049102	9049036
	地域衛星通信	TN-048-500-9049102	TN-048-500-9049036

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の運営については、次に示すとおりとする。

(1) 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 各部班

災害対策本部の各部班は、定められた事務分掌（「本節 第3 6 (2) 各部班の事務分掌」）に従って災害応急対策を遂行する。

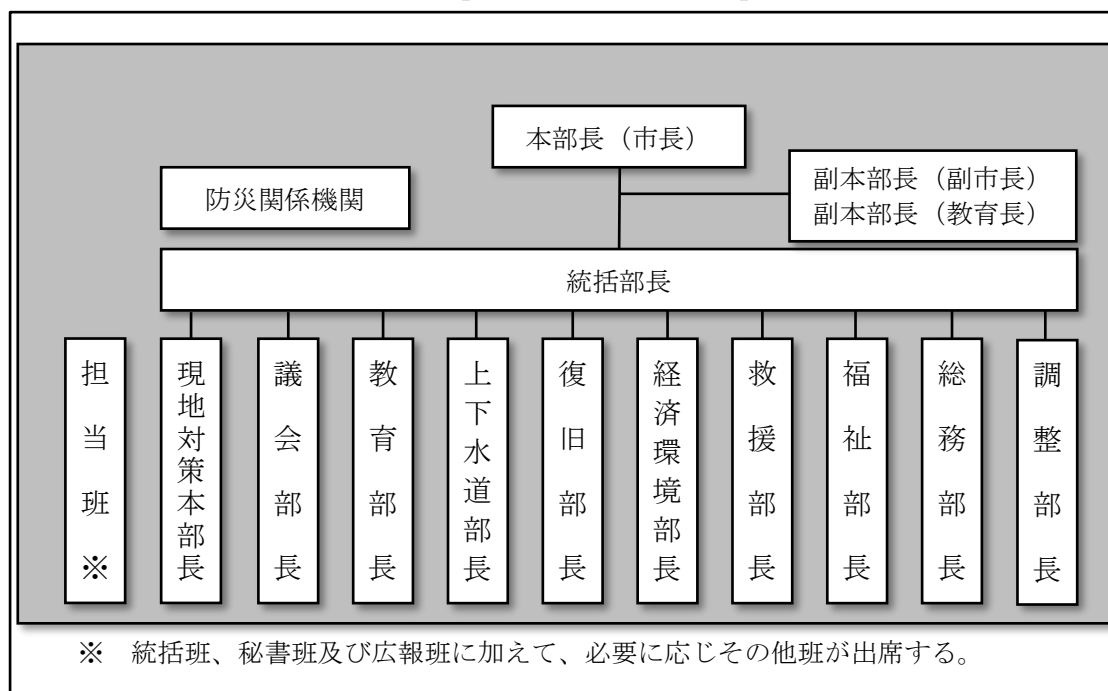
3 本部会議

本部長、副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成し、次の事項について適時協議、調整する。また、本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。

なお、本部会議の進行は、危機管理課長が行い、事務は、統括班が担当する。

- (1) 応急対策の基本方針に関すること（救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等）。
- (2) 動員配備体制に関すること。
- (3) 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- (4) 避難の指示に関すること。
- (5) 自衛隊の災害派遣に関すること。
- (6) 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 隣接市町との相互応援に関すること。
- (8) 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- (9) 災害救助法の適用申請に関すること。
- (10) 応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 本部の廃止に関すること。
- (12) その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

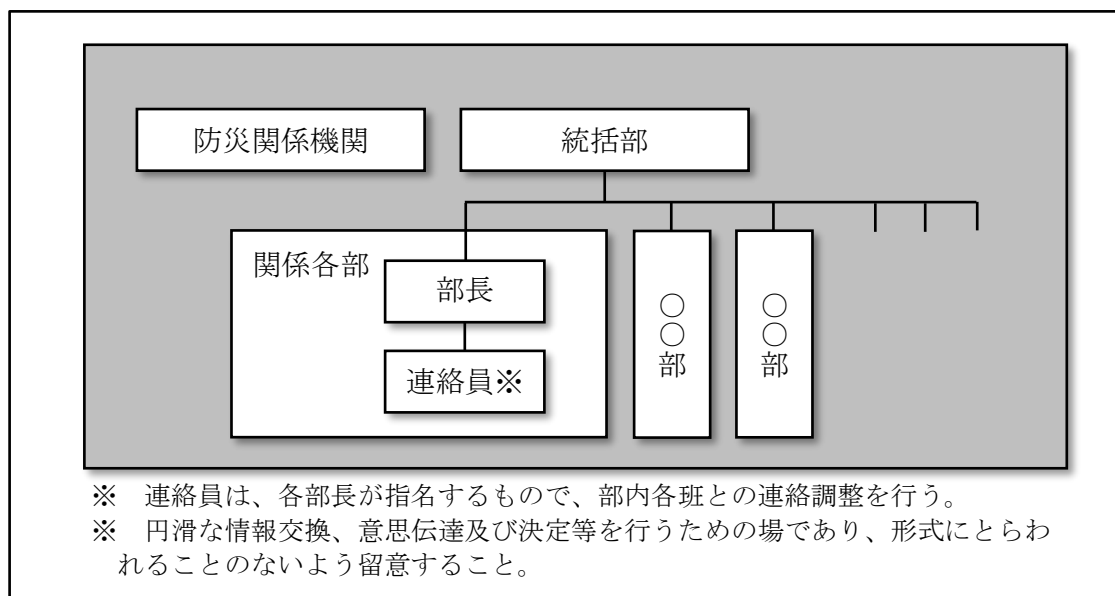
【本部会議の組織編成】



4 合同調整会議

災害対策本部における各部各班の総合調整、防災関係機関との連絡調整等を行う。

【合同調整会議の組織編成】



5 現地災害対策本部

本部長は、災害の規模その他の状況により、災害応急対策を遂行するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- (1) 現地本部長は、児玉総合支所長とし、児玉総合支所長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

【現地本部長の代行順位】

第1順位	第2順位	第3順位
支所総務課長	支所環境産業課長	支所市民福祉課長

- (2) 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
- (3) 現地本部を構成する機関、組織等に関して必要な事項は、その都度本部長が定める。

【資料編 第4節 第5】『本庄市災害対策本部条例』参照

【資料編 第4節 第6】『本庄市災害対策本部に関する規程』参照

6 災害対策本部の組織、事務分掌

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次に示すとおりである。

【本庄市災害対策本部組織図】

部名（部長）	班名（班長）／各課
統括部 （市民生活部長）	統括班（危機管理課長） 危機管理課
	市民班（市民活動推進課長） 市民活動推進課、市民課
	支所統括班（支所総務課長） 支所総務課
	支所市民生活班（支所市民福祉課長） 支所市民福祉課
	秘書班（秘書課長） 秘書課
	広報班（広報課長） 広報課
調整部 （企画財政部長）	情報収集記録班（企画課長） 企画課
	財務班（財政課長） 財政課
	情報システム班（情報システム課長） 情報システム課
	職員受援班（行政管理課長） 行政管理課、監査委員事務局 ※受援に係る担当者を動員する。
	調査班（課税課長） 課税課、収納課
	会計班（会計課長） 会計課
福祉部 （福祉部長）	福祉班（地域福祉課長） 地域福祉課、生活支援課、障害福祉課、高齢者福祉課、介護保険課
救援部 （保健部長）	医療班（健康推進課長） 健康推進課、保険課
	保育班（保育課長） 保育課、子育て支援課、こども家庭センター
	環境班（環境推進課長） 環境推進課
経済環境部 （経済環境部長）	商工班（商工観光課長） 商工観光課、産業開発室
	農政班（農政課長） 農政課、農業委員会事務局
	支所経済環境班（支所環境産業課長） 支所環境産業課
	次長
	建設班（道路管理課長） 道路管理課、道路整備課、都市計画課、市街地整備室
上下水道部 （上下水道部長）	建築班（建築開発課長） 建築開発課、営繕住宅課
	水道班（水道課長） 水道課
	下水道班（下水道課長） 下水道課
教育部 （教育委員会事務局 長）	教育班（教育総務課長） 教育総務課、学校教育課
	施設班（生涯学習課長） 生涯学習課、スポーツ推進課、図書館
	文化財班（文化財保護課長） 文化財保護課
	議会部（議会副事務局長） 議会事務局
現地対策本部 （児玉総合支所長）	児玉総合支所班（支所総務課長） 現地対策本部長（児玉総合支所長）に指定された職員 ※原則、支所総務課、支所市民福祉課、支所環境産業課等とする。

(2) 各部班の事務分掌

各部班の事務分掌は、次に示すとおりである。

【災害対策本部の事務分掌】

区分	事務分掌
各部共通事項	1 事務分掌に必要な情報の収集・整理、業務記録簿（災害救助法業務の台帳作成を含む。）の作成に関すること。 2 事務分掌に必要な資機材の調達に関すること。 3 事務分掌に係る機関・団体との連絡調整及び応援・受援に関すること。 4 事務分掌に係る専門ボランティアとの調整に関すること。 5 所管施設の保全、利用者の安全確保に関すること。 6 所管施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 7 指定避難所の開設・運営支援に関すること。 8 管理施設に災害対応拠点が設置される場合の設置運営の協力に関すること。 9 他班に属さない事項に関すること。 10 本部長の指示による他班への応援に関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
統括部 ◎市民生活 部長	統括班 〔危機管理課〕 ○危機管理課長	1 防災会議に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 本部事務局に関すること。 4 本部員の動員に関すること。 5 各班所管の指定避難所開設の指示に関すること。 6 各班及び市消防団の動員、連絡調整に関すること。 7 災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関すること。 8 市民への避難指示等に関すること。 9 県、消防機関、警察、自衛隊、応援協定隣接市町等に対する応援出動（派遣）の要請に関すること。 10 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関すること。 11 他市町村との連絡調整に関すること。 12 帰宅困難者対策の総括に関すること。 13 安否確認、捜索、救助活動の総括に関すること。 14 水防活動の総括に関すること。 15 防災行政無線等の送受信に関すること。 16 備蓄物資の総括に関すること。 17 市災害対策本部活動の総括に関すること。 18 激甚災害指定手続きに関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
	市民班 〔市民活動推進課〕 〔市民課〕 ○市民活動推進課長	1 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (災害ボランティアセンターに関すること) 2 市民の避難誘導に関すること。 3 被災者台帳の作成等、被災者の被害状況の取りまとめに関すること。 4 被災者相談窓口設置に関すること。 (コールセンター・市民相談等に関すること) 5 市民及び外国人の安否情報に関すること。 6 不明者の身元確認に関すること。 7 本部員との連絡活動に関すること。 8 被災者に対する国民年金等の免除等に関すること。 9 災害時の死亡者の処置及び埋葬等に関すること。 10 外国人等への支援に関すること。
	支所統括班 〔支所総務課〕 ○支所総務課長	1 児玉地域の災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関すること。 2 安否確認、捜索、救助に関すること。 3 児玉地域の配車及び車両確保に関すること。
	支所市民生活班 〔支所市民福祉課〕 ○支所市民福祉課長	1 福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 要配慮者への支援に関すること。 3 災害救助法の適用に関する調査連絡に関すること。
調整部 ◎企画財政部長	秘書班 〔秘書課〕 ○秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 県、国等の災害地視察受入に関すること。
	広報班 〔広報課〕 ○広報課長	1 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関すること。 2 報道関係機関との連絡調整に関すること。
	情報収集記録班 〔企画課〕 ○企画課長	1 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関すること。 3 災害対策記録、写真等の整備に関すること。 4 国等への陳情及び関係資料の作成に関すること。 5 復興計画に関すること。
	財務班 〔財政課〕 ○財政課長	1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 市有財産の保全及び被害調査に関すること。 3 公用負担等による損失補償、弁償等に関すること。 4 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 5 災害に係る物品の購入契約に関すること。 6 配車計画、車両確保及び燃料確保に関すること。 7 庁舎の警備に関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
	情報システム班 〔情報システム課〕 ○情報システム課長	1 災害対策時の情報システム管理に関すること。 2 情報システム及びネットワークの障害発生状況調査、報告並びに必要な対策に関すること。
総務部 ◎総務部長	職員受援班 〔行政管理課〕 〔監査委員事務局〕 ○行政管理課長 ※受援に係る担当者を動員する。	1 職員の動員に関すること。 2 応援職員の派遣に関すること。 3 職員の配置状況の集約に関すること。 4 職員の公務災害に関すること。 5 職員の食料、飲料水の確保に関すること。 6 災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。 7 職員の健康管理に関すること。 8 被災職員に対する給付その他の福利厚生に関すること。 9 災害対策のための労働力の確保に関すること。 10 応援団体との調整に関すること。 11 受入環境の確保に関すること。 12 応援職員、物資等の要請・受入に関すること。
	調査班 〔課税課〕 〔収納課〕 ○課税課長	1 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 2 被災地籍の調査に関すること。 3 被災家屋（土地）及び居住者の調査及び報告に関すること。 4 被災証明の発行に関すること。
	会計班 〔会計課〕 ○会計課長	1 災害経費の出納に関すること。 2 災害見舞金の一時保管に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。
福祉部 ◎福祉部長	福祉班 〔地域福祉課〕 〔生活支援課〕 〔障害福祉課〕 〔高齢者福祉課〕 〔介護保険課〕 ○地域福祉課長	1 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 （災害ボランティアセンターに関するものを除く。） 2 災害救助法による救助計画及びその協議に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 4 高齢者福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 5 福祉避難所の開設・運営及びその維持管理に関すること。 6 避難行動要支援者に関すること。 7 被災者に対する生活保護に関すること。 8 被災者生活再建支援法に関すること。 9 障害者等への支援に関すること。 10 義援金品に関すること。 11 生活資金等に関すること。 12 災害弔慰金等に関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
救援部 ◎保健部長	医療班 〔健康推進課〕 〔保険課〕 ○健康推進課長	1 医療機関の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 病院施設設備の被害状況の把握に関すること。 3 医療救護班（医療関係者により構成）の編成、配置及び救護所の開設、応急治療並びに医療機関との連絡調整に関すること。 4 災害時の病床確保、医療、助産に関すること。 5 医療に関する救援労力の要請、受入及び配置に関すること。 6 患者の収容に関すること。 7 感染症の予防に関すること。 8 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。 9 国民健康保険税等の減免に関すること。 10 国民健康保険及び後期高齢者医療の資格確認に関すること。
	保育班 〔保育課〕 〔子育て支援課〕 〔こども家庭センター〕 ○保育課長	1 保育所等の乳幼児等の避難、安全措置及び必要な対策に関すること。 2 応急保育計画に関すること。 3 妊産婦、乳幼児等への支援対策に関すること。 4 児童福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。
経済環境部 ◎経済環境部長	環境班 〔環境推進課〕 ○環境推進課長	1 災害による廃棄物対策に関すること。 2 被災地のゴミ、し尿の収集等、公衆衛生に関すること。 3 仮設トイレの調達・設置に関すること。 4 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚染状況調査に関すること。 5 環境衛生、食品衛生及び劇物・毒物の安全対策に関すること。 6 指定避難所の衛生等に関すること。 7 動物の保護等に関すること。 8 死亡獣畜の処理に関すること。 9 その他応急衛生対策に関すること。 10 災害時の死亡者の処置及び埋葬等に関すること。
	商工班 〔商工観光課〕 〔産業開発室〕 ○商工観光課長	1 観光商工関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 災害用食料及び衣料、生活必需品の確保並びに指定避難所等への配分に関すること。 3 被災商工業者に対する災害融資に関すること。 4 商工団体との連絡調整に関すること。 5 災害に関連した失業者の対策に関すること。 6 その他応急商工対策に関すること。
	農政班 〔農政課〕 〔農業委員会事務局〕	1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 農作物被害に対する技術的指導に関すること。 3 農作物及び家畜の防疫に関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
	○農政課長	4 被災地における農作物種苗及び生産資材等のあっせんに関する こと。 5 農業団体との連絡調整に関すること。 6 林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策 に関すること。 7 林産物被害に対する技術的指導に関すること。 8 牧畜施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 9 家畜及び鳥獣の保護等に関すること。 10 被災農林業家の災害融資に関すること。 11 主食（米等）の確保に関すること。 12 災害用食料及び衣料、生活必需品の確保並びに指定避難所等へ の配分に関すること。 13 応急公用負担に関すること。
	支所経済環境班 〔支所環境産業 課〕 ○支所環境産業 課長	1 道路及び水路の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 土砂災害の危険箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 災害による廃棄物対策に関すること。 4 被災地のごみ、し尿の収集等、公衆衛生の把握に関すること。 5 死亡獣畜の処理に関すること。 6 防疫及び公衆衛生の確保に関すること。 7 市営住宅の被害状況の把握に関すること。 8 農地、農作物、家畜及び農業用施設の被害状況の把握に関する こと。 9 林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策 に関すること。 10 林産物被害に対する技術的指導に関すること。 11 牧畜施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。
復旧部 ◎都市整備 部長	共通事務	1 建設業者との連絡調整に関すること。 2 建設機械・車両の借上げ・配車及び建設資材の確保調達に関する こと。 3 土木建設に係る救援労力の要請、受入及び配置に関すること。 4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に関すること。
	建設班 〔道路管理課〕 〔道路整備課〕 〔都市計画課〕 〔市街地整備室〕 ○道路管理課長	1 河川、橋りょう、その他公共土木施設等の被害調査、報告及び必 要な対策に関すること。 2 土砂災害の危険箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 交通関係について警察との連絡調整に関すること。 4 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 5 仮設道路、橋りょう等の建設に関すること。 6 家屋の浸水調査取りまとめに関すること。 7 河川周辺地区の排水対策に関すること。 8 水防活動に関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
		9 障害物の除去に関する事。 10 応急公用負担に関する事。 11 その他の応急土木建設対策に関する事。
	建築班 〔建築開発課〕 〔営繕住宅課〕 ○建築開発課長	1 応急危険度判定に関する事。 2 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急対策に関する事。 3 公営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関する事。 4 市有建築物の応急修理に関する事。 5 被災宅地危険度判定に関する事。
上下水道部 ◎上下水道 部長	水道班 〔水道課〕 ○水道課長	1 上水道施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2 被災者に対する飲料水等の確保及び給水に関する事。 3 飲料水の水源の確保に関する事。
	下水道班 〔下水道課〕 ○下水道課長	1 下水道施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2 幹線管きょ等の機能復旧に関する事。 3 集落排水処理場、管きょ・ポンプ施設等の機能復旧に関する事。
教育部 ◎教育委員 会事務局長	共通事務	1 指定避難所の開設・運営に関する事。 2 災害警備に関する事。 3 所管施設の維持管理に関する事。
	教育班 〔教育総務課〕 〔学校教育課〕 ○教育総務課長	1 学校教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2 児童生徒の避難に関する事。 3 教科書、学用品等の調達及び配分に関する事。 4 災害時における応急教育計画に関する事。 5 教員及び学校教育関係要員の要請、受入並びに配置に関する事。 6 学校の応急保健に関する事。 7 避難所担当職員の派遣に関する事。
	施設班 〔生涯学習課〕 〔スポーツ推進課〕 〔図書館〕 ○生涯学習課長	1 社会教育施設及び社会体育施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。 2 避難所担当職員の派遣に関する事。
	文化財班 〔文化財保護課〕 ○文化財保護課長	1 災害時の文化財の保護及び被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。 2 避難所担当職員の派遣に関する事。
議会部 ◎議会事務 局長	議会班 〔議会事務局〕 ○議会副事務局長	1 市議会との連絡調整に関する事。 2 市議会議員との対応に関する事。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
現 地 対 策 本 部 ◎ 児 玉 総 合 支 所 長	児玉総合支所班 〔現地対策本部 長（児玉総合支所 長）に指定された 職員〕 ○支所総務課長	1 災害応急対策に関すること。

7 災害対策本部運営の留意事項

(1) 本部設置時の留意事項

ア 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 議会との連絡調整

議会班は、災害が発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

ウ 視察・見舞者の応接

秘書班は、国、県及びその他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

エ 会計処理

会計班は、災害時の適切な経費の出納に努める。

(2) 応急活動時の留意事項

ア 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにもかかわらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入する等、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

イ 職員及び職員の家族の被災状況の把握

職員受援班は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

ウ 職員の健康管理

応急対策活動が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事する等、職員の心身両面の負担が大きい場合、医療班は、職員受援班と連携し、職員の健康管理に努める。

エ 災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は応急対策活動が長期化することから、職員受援班は、統括班及び医療班と連携し、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションを組み、長期持続をできる応急活動体制に努める。

オ 公務災害処理

職員受援班は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を執る。

8 災害対応チームの編成

市は、被災者ニーズや平常時における訓練の成果等に応じて、本部のもとに、各部局横断的な災害対応チームを設置する。災害対応チームを設置しない場合における各部局横断的な業務に関しては、統括班及び職員受援班が調整し、災害対応チームが担うべき業務を行う。

災害対応チームは、主務部長、幹事班を設置し編成する。災害対応チームの編成例は、次のとおり。

【災害対応チームの編成例】

災害対応チームの名称	主務部長	幹事班
巡回サービスチーム	救援部長	医療班
外国人安全確保調査チーム	統括部長	市民班
防疫チーム	救援部長	医療班
道路事故調査チーム	復旧部長	建設班
被害認定調査チーム	総務部長	調査班
避難行動要支援者支援チーム	福祉部長	福祉班

第4 受援に関する活動

市が単独で対処することが困難な事態において、県、近隣市町、協定締結団体、自衛隊、民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。

市は、平常時において、災害時の要請に関する手順、役割分担を明確化し、受援計画に取りまとめるとともに、災害時において、市単独では対処し得ないと判断された場合、早期に受援に関する活動を開始する。

1 公共的団体及び民間団体への協力依頼

職員受援班は、関係各班と連携し、必要に応じて、市内の公共的団体及び民間団体への協力依頼を行う。

これら公共的団体及び関係する部署を次に示す。

【市内の主な公共的団体等と関係部署】

市内の公共的団体等	関係部署
(福) 本庄市社会福祉協議会	福祉班(災害ボランティアセンターに関する ことを除く)、市民班(災害ボランティアセ ンターに関すること)
本庄市民生委員・児童委員協議会	福祉班
(一社) 本庄市児玉郡医師会	医療班
本庄市児玉郡歯科医師会	医療班
本庄市児玉郡薬剤師会	医療班
埼玉ひびきの農業協同組合	農政班
本庄商工会議所、児玉商工会	商工班、支所経済環境班
(一社) 埼玉県建設業協会児玉支部	建設班

2 自衛隊派遣要請

統括班は、職員受援班と連携し、災害対策基本法に基づき自衛隊の派遣要請を行う。

3 国、県等の応援要請

職員受援班は、関係各班と連携し、災害対策基本法等に基づき国の関係省庁、県、災害時応援協定締結先、他市町村（協定締結市町村を除く）、指定公共機関職員の派遣等の応援を要請する。

第5 災害救助法の適用

災害に際し、食料その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図る必要がある。市は、市内の被害が災害救助法に定めるところに該当すると見込まれる場合は、災害救助法の適用を受けて、必要な救助を実施する。

1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

【資料編 第5節 第1】『災害救助基準』参照

【資料編 第5節 第2】『災害救助の種類と実施者』参照

【資料編 第5節 第3】『本庄市の災害救助法適用基準』参照

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次に示すとおりである。

災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態における被災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべ

き性質のものである。

なお、被災した住宅の応急修理に関して、令和5年6月16日に災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準が改正され、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行えることとなったことに留意する。

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出その他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療及び助産
- キ 被災者の救出
- ク 被災した住宅の応急修理
- ケ 生業に必要な資金の貸与
- コ 学用品の給与
- サ 埋葬
- シ 死体の搜索
- ス 死体の処理
- セ 障害物の除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる（災害救助法第13条）。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市は、その費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

2 災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

災害救助法が適用され、救助活動を実施した場合、担当部署は、各種帳簿類を確保し、福祉班に報告する。

【災害救助法適用・実施時の各種帳簿類】

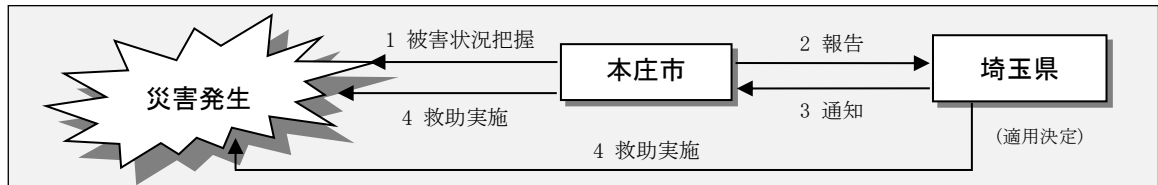
- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 救助の種目別物資受払状況
- (3) 活動状況記録簿
- (4) 支払い証拠書類 等

費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府）に準じて行う。

(1) 適用・実施の流れ

ア 原則

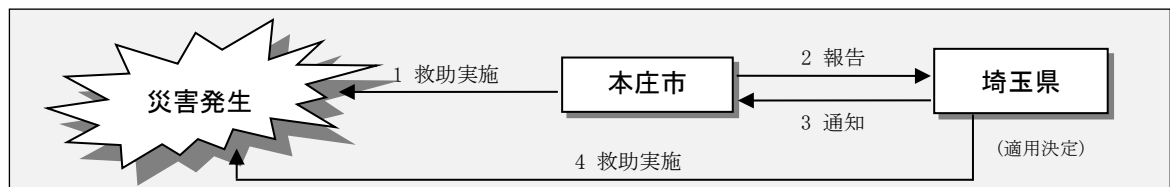
市は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



イ 災害事態が急迫している場合

市は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、市域にかかる被害が適用基準に該当する場合、適用される。

【資料編 第5節 第3】『本庄市の災害救助法適用基準』参照

(3) 被災世帯の算定

住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数は、被災世帯の算定基準に基づき算定する。

(5) 県への報告

市は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、県の制度等を活用し、本部長が必要と認める範囲において市が救助を実施する。

第2節 情報の収集・伝達

■ 基本方針

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や市民へ的確に伝達する。

「情報の収集・伝達」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 地震に関する情報の収集・伝達	統括班、支所統括班、広報班
第2 市民からの通報・問合せ対応	市民班、統括班、広報班、関係各班
第3 災害情報の収集・伝達・共有	市民班、統括班、広報班、関係各班、情報収集記録班
第4 広報活動	広報班、統括班、福祉班、支所統括班、市民班、関係各班
第5 広聴活動	広報班、市民班、関係各班
第6 消防活動	消防本部、統括班、消防団

第1 地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や市民へ的確に伝達する。

1 地震情報の収集

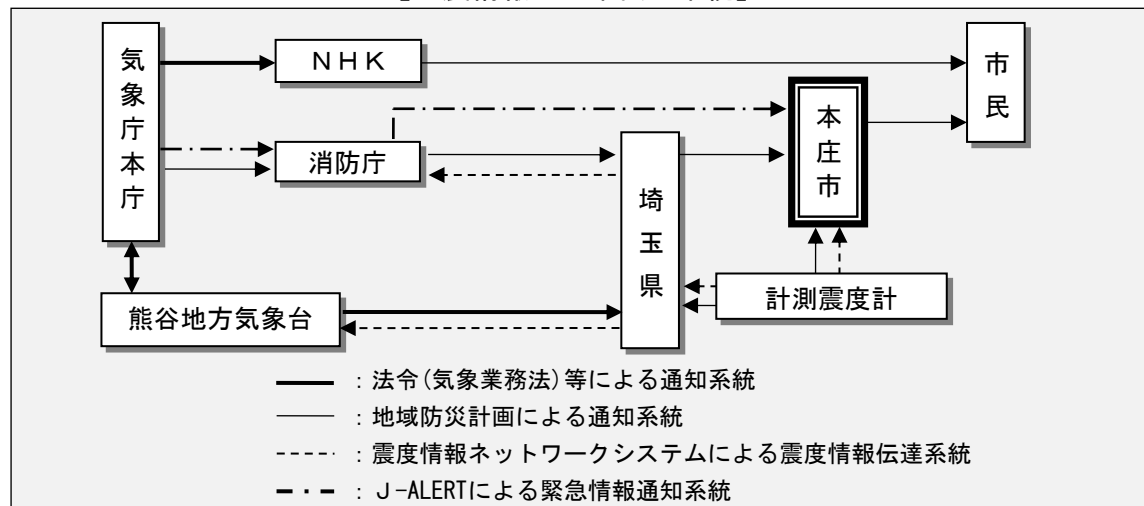
統括班及び支所統括班は、気象庁発表の緊急地震速報、震度速報、地震情報等の震度に関する情報を収集する。

広報班は、必要に応じ防災行政無線、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等を通じて市民に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は、次図に示すとおりである。

【地震情報の収集伝達系統】



3 被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

市は、市域に地震が発生した場合、必要に応じ防災行政無線を活用し、市民に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

第2 市民からの通報・問合せ対応

災害時には、本庄市内外の市民から多数の通報・問合せ電話が殺到することが予想されることから、それらの通報・問合せへの対応を迅速かつ的確に処理する。

1 市民からの通報の対応

市民から市へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、市民班は、通報を記録し、統括班へ連絡するとともに関係各班で情報を共有し、情報の効果的な活用を図る。

関係各班は、必要に応じて通報内容を県等の関係機関に伝達する。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は関係機関に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。（同条第3項）

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条第4項）

市長が気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項は、次に示すとおりである。

【気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項】

区分	内容
気象に関する事項	著しく異常な気象現象（例えば、たつ巻等）
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震
火山に関する事項	噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

2 市民からの問合せの対応

市民から市へ応急対策の実施状況等の問合せがあった場合、市は、次に示すとおり対応する。

なお、電話による問合せに対しては、市民班が業務を行い、関係各班への取次を行う。

- (1) 市民班は、市民からの問合せを受け、関係各班へ取次を行うとともに、統括班へ伝達する。
- (2) 統括班は、把握した情報を集約、検討する。（市民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。）
- (3) 統括班は、本部内で検討を行い、市民に広報すべき情報、市民が欲していると判断した情報を広報班に報告する。
- (4) 広報班は、市民へ広報する。

第3 災害情報の収集・伝達・共有

市に災害が発生した場合、被害状況調査及び災害情報の収集は、市における災害応急対策、災害復旧の基礎となるため、消防本部及び関係機関と連携を密にし、迅速かつ的確に行う。

また、大地震のような同時多発型災害時には、市だけで十分な災害応急対策を実施することが困難となることが予測され、災害救助法の適用の要否、災害対策要員の派遣、救援物資、資機材の調達等、様々な応急対策の実施を県、国及びその他関係機関に要請していく必要があることから、市の被害状況や措置状況を県に逐次報告する。

1 被害規模の目安の把握

統括班は、非常体制の配備基準である震度5強以上の地震が発生した場合、埼玉県震度情報ネットワークシステムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握することにより、本市及び隣接する市町の被災状況、救援・救護をどの方面から求めるか等を見極める。

2 発災初期における被害状況の把握・伝達

(1) 情報の収集・記録・整理

ア 各班による情報収集

各班は、被害調査を実施し、被害状況を整理する。また、市民から通報される情報を整理する。整理した情報については、情報収集記録班に報告する。

イ 市民班によるコールセンター対応

市民班は、コールセンターを設置し、電話交換室と連携しコールセンター業務を実施する。

ウ 情報収集記録班による情報の記録・整理

情報収集記録班は、収集した情報について、空間情報システム及び埼玉県災害オペレーション支援システムに登録する。県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（「火災・災害等即報要領」（令和元年6月消防応第12号））。また、消防機関への通報が殺到した場合は、消防本部が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は県に報告する。

情報収集記録班は、収集した情報について、合同調整会議による対応の是非を検討する。

なお、情報収集記録班は、収集した次の情報を地図にプロットする等、情報をわかりやすく集約、整理し、統括班がとりまとめを行う。

- (ア) 死者、行方不明者の発生数及び発生地点
- (イ) 要救出現場の発生地点
- (ウ) 火災、崖くずれ等の発生地点
- (エ) 指定避難所の開設地点
- (オ) 物資集配拠点
- (カ) 通行不能区間、交通規制地点
- (キ) 停電、断水区域等
- (ク) 指定避難所の避難人数等
- (ケ) ヘリポート

- (コ) 物資輸送拠点
- (サ) ごみの集積地
- (シ) 応急仮設住宅の建設予定地
- (ス) その他必要な情報

エ 応急対策終了時の報告

応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、できるだけ速やかに県に被害状況の確定報告を行う。

【埼玉県への連絡先（災害オペレーション支援システム等が使用できない場合）】

被害速報		確定報告
勤務 時間内	県災害対策課 TEL 048-830-8181、FAX 048-830-8159 防災行政無線 TEL 84-6-8181、FAX 84-6-8159	県災害対策課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線
勤務 時間外	県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111、FAX 048-830-8119 防災行政無線 TEL 84-6-8111、FAX 84-6-8119	TEL 84-6-8181 FAX 84-6-8159

(2) 情報を収集する際の留意事項

次に示す事項に留意して報告する。

- ア 被害（火災、生埋め等）の発生地域・地点
- イ 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。報告時点において判明している最新の情報とする。）
- ウ 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難情報、指定避難所の開設、交通対策、送電中止、広域応援要請等）
- エ 水道、電話、電気及びガスについては、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

3 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集担当班

被害情報の収集担当班は、次表に示すとおりである。

被害情報を収集した担当各班は、速やかに所属部長に情報を伝達する。

各部長は、伝達された情報を整理して情報収集記録班に報告する。

【被害情報等の収集担当班一覧】

情報項目	被害内容	収集担当班	情報責任者
災害情報	震源、震度	統括班	危機管理課長
	水・火災	消防本部	—
	液状化、地盤沈下	建設班	道路管理課長
	土砂災害	建設班	道路管理課長
	台風進路、気象注意報・警報、 降雨、風速・風向、河川水位	統括班	危機管理課長
	SNS情報	広報班	広報課長
	市民からの通報	各班	—
人的被害	死者、負傷者、行方不明者	市民班 医療班 消防本部	市民活動推進課長 健康推進課長 —
	避難者（指定避難所）	教育班、施設班、 文化財班	教育総務課長、生涯学習課長
	避難行動要支援者	福祉班	地域福祉課長
	帰宅困難者	会計班	会計課長
	被災者情報のとりまとめ（被災者台帳）	市民班	市民活動推進課長
一般建築物被害	全壊、大規模半壊、半壊、中規模半壊、準半壊、一部損壊、床上床下浸水	調査班	課税課長
公共土木・建築施設等の被害・復旧	道路・橋りょう、河川・水路等	建設班	道路管理課長
ライフライン施設の被害・復旧	上水道	水道班	水道課長
	下水道	下水道班	下水道課長
	ガス、電気、電話	建設班	道路管理課長
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	福祉班	地域福祉課長
医療施設の被害・復旧	医療機関の被害	医療班	健康推進課長
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ・し尿施設	環境班	環境推進課長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設	商工班	商工観光課長
	農産物	農政班	農政課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育班	教育総務課長
	社会教育施設	施設班	生涯学習課長
	児童福祉施設	保育班	保育課長
	給食施設	施設管理者	施設管理者
	文化財	文化財班	文化財保護課長
公共交通施設の被害・復旧	公共交通機関等	建設班	都市計画課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	施設管理者
火災等被害・復旧	火災及び危険物等による被害	消防本部	—

(2) 本部会議への災害情報の報告

統括班は、情報分析を行うとともに本部会議に報告する。本部会議は、被害情報等から災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。

4 被災者台帳の作成

災害時に、個々の被災者の置かれた状況に応じた支援の実施を図るため、市民班は、情報収集記録班の収集した情報をもとに、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。

なお、災害対策基本法の改正に伴い、当該台帳の作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報の活用は可能と位置づけられている（災害対策基本法第90条の3及び第90条の4）。

5 安否不明者等の氏名等公表

担当部署は、安否不明者等の氏名等公表に当たり、埼玉県が作成した「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」（令和4年10月埼玉県）に基づき、安否不明者のリスト作成、家族等への同意確認、県及び救出・救助活動を実施する警察・消防機関との情報共有等を行う。

第4 広報活動

災害時における人の心の安定と、災害応急対策活動の円滑かつ効果的な実施のため、迅速かつ的確な災害広報活動を行う。また、被災者等の意見要望を積極的に取入れ、災害応急活動や復旧活動に反映させるため、広報活動を展開する。

なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する。

1 広報活動の方針

統括班は、広報班と連携して、地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知するように努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報を統一するために広報ルートの一元化を図る。

広報ルートは、原則として統括班により情報収集したものを、広報班が広報事項の収集・整理を行い、本部会議による広報内容の審査・決定を経て、広報班による広報の実施となる。

(2) 災害広報の方法

市民への広報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等を活用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を巻き込む状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、市民（避難者・指定避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。

2 広報活動

(1) 広報内容と広報情報の収集機関

発災初期の広報内容に加え、次に示す情報の提供に留意する。

【広報内容と担当班】

内容	担当班
住宅の確保等に関する情報	建築班
義援金品の配布等に関する情報	福祉班
災害弔慰金等の支給に関する情報	福祉班
保健環境衛生に関する情報	医療班、環境班
生活資金、融資等に関する情報	福祉班、商工班、農政班

(2) 広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報班は、災害直後において、安全に係る情報について、可能な限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。以降、生活の維持に係る情報や生活の再建に係る情報について、広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは、次に示すとおりである。

【時間の経過と広報内容】

時 期	発生～3日頃	4日～1週間頃	2週間～1か月
区 分	安全に係る情報	生活の維持に係る情報	生活の再建に係る情報
広 報 内 容	①地震等の情報 ②災害の発生状況 ③応急対策の状況 ④二次災害に関する情報 ⑤避難情報 ⑥安否情報 ⑦応急救護所、医療機関の開設状況 ⑧道路・交通規制情報	①ライフライン情報 (被害状況と復旧見込み) ②食料、物資等供給情報 ③風呂、店舗等開業状況 ④鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤道路情報 ⑥医療機関の活動情報 ⑦治安情報	①住宅情報(応急仮設住宅、空家あっせん等(応急修理)) ②各種相談窓口の開設情報 ③り災証明書の発行情報 ④税・手数料等の減免措置の状況 ⑤災害援護金等の融資情報等

(3) 広報手段

様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

なお、広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段であることから、広報紙による広報を重視する。

【広報の対象と広報内容】

広報の対象	広報内容
指定避難所収容者	➤ 広報紙、臨時広報紙の配布 ➤ 掲示板への掲出 ➤ 報道機関への情報提供による広報
指定避難所外の市民	➤ 広報紙の配布及び各公共施設での掲出 ➤ 報道機関への情報提供による広報
市外避難者	➤ インターネット、報道機関への情報提供による広報

3 要配慮者への広報

聴覚・視覚障害者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

(1) 聴覚障害者への広報

福祉班は、広報班及び支所市民生活班と連携して、視覚情報による広報が必要である聴覚障害者に対して、掲示板への掲出、ファクシミリ、市ホームページ等のインターネット、エリアメール及び緊急速報メール等による広報のほか、放送事業者への要請により文字放送や手話放送、テロップ付放送の実施に努める。

(2) 視覚障害者への広報

福祉班は、広報班及び支所市民生活班と連携して、視覚障害者に対しては、音声情報による広報が必要であることから、広報車による広報やテレビ局、ラジオ局への協力要請を行うとともに、インターネットの情報提供の際に音声による伝達もできるよう努める。

また、本庄市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、NPO・ボランティア等と密接な連携を図り、指定避難所への要員派遣、在宅の要配慮者への訪問活動により、広報を行う。

(3) 外国人への広報

市民班は、広報班及び支所市民生活班と連携して、外国人への情報伝達のため、外国語による広報を行う。また、報道機関へも県を通して外国語放送の協力を要請し、外国人に対し広報が行届くよう努める。

4 報道機関への災害情報の提供

報道機関を通じて、災害情報を広報する場合は、次に示すとおりとする。

(1) 報道機関への災害情報の提供

広報班は、プレスルームを設置し、報道機関への災害情報の提供を行う。

災害情報の提供に当たっては、個人情報の公開に十分に配慮のうえ実施する。

また、放送を要請する場合、広報班は、県を通じてNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対して行うが、県への連絡が途絶する等やむを得ない場合は、市から直接要請する。なお、本庄ケーブルテレビ及びほんじょうFMについては、市から直接要請する。

報道機関に対して、次に示す事項を中心に災害情報を提供する。

ア 地域の被害状況等に関する情報

イ 避難に関する情報

(ア) 避難指示等に関すること

(イ) 避難施設に関すること

ウ 地域の応急対策活動の状況に関する情報

(ア) 救護所の開設に関すること

(イ) 交通機関及び道路の復旧に関すること

(ウ) 電気、水道等の復旧に関すること

エ その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）

(ア) 給水及び給食に関すること

(イ) 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること

(ウ) 防疫に関すること

(エ) 各種相談窓口の開設に関すること

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、広報班を窓口にして対応する。

第5 広聴活動

被災者から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

1 各種相談窓口の設置

市民班は、被災市民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各班及び関連機関と協力し、次に示す各種相談窓口を設置する。

(1) 市役所等での相談窓口の設置

(2) 各指定避難所の巡回相談

(3) 電話相談窓口の設置

(4) 他機関（国、県及び防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

2 相談の内容

各種相談の内容は、次に示すとおりとする。

(1) 生活再建相談

ア リ災証明書発行

イ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付け等

ウ 倒壊家屋の処理

エ 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん

オ その他生活相談

(2) 事業再建相談

ア 中小規模の民間事業者関係融資

イ 農業関係融資

ウ その他融資制度

(3) 消費生活相談

市は、災害に伴う悪質商法等によりトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に当たっては、必要により県、警察及び弁護士会等の関係機関に協力を求める。

(4) 安否情報

市は、安否確認の問合せが一時的に殺到することが予想されることから、通常の相談窓口とは別に安否情報に関する窓口を設置し、迅速かつ的確な情報の提供を行う。

第6 消防活動

災害時には、火災の多発等により極めて大きな人命の危険が予想されることから、消防本部は、消防団や防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。

1 火災に関する情報の収集・伝達

消防本部を中心に、火災に関する情報（出火・延焼等）の収集・伝達を行う。

2 消防機関における消防活動

(1) 自主参集等

消防職員及び消防団員は、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報を基に、各機関で定められた方法により、直ちにあらゆる手段で所定の場所に自主的に参集する。

(2) 自主防災組織、市民に対する活動協力要請

消防本部は、自主防災組織や市民に対して、出火防止・初期消火等に協力するよう、統括班を通じて防災行政無線等により要請する。

(3) 消火活動

消防本部及び消防団は、次に示す要領で消火活動を実施する。

ア 地震発生直後は、居住地付近市民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。

イ 火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても可能な限りの協力を得て、連携し火災防御活動を進める。

3 消防機関の応援要請

消防本部は、同時多発火災において、火災の延焼危険性が大きい場合又は要救出現場が多数発生したことにより保有人員、資機材での消防活動が困難と判断した場合、次に示すとおり応援要請を行う。

また、県消防防災ヘリコプターの出動要請についても同様である。

(1) 応援要請の手続き

消防機関の応援要請の手続きについては、次に示すとおりである。

【消防機関の応援要請手続き手順】

- | |
|---|
| ① 消防本部は、同時多発火災の事態が発生した場合、直ちに警防本部を設置する。 |
| ② 警防本部は、応援要請等検討会議を開き、応援要請の可否を本部長に報告し、次に示す事項を決定する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 埼玉県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊等、応援要請の規模➤ 必要部隊数（消火、救急、救助、航空隊）➤ その他受援に必要な事項 |
| ③ 本部長は、緊急消防援助隊・広域消防応援の応援要請を県消防課に要請する。 |
| ④ 本部長は、知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に要請する。 |

(2) 応援要請の内容

県消防課への応援要請の内容については、次に示すとおりである。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害種別
- エ 人的・物的被害の状況
- オ 必要部隊の種別及び隊数
- カ 場外離着陸の状況
- キ 緊急消防援助隊の進出拠点及び候補地の状況
- ク 緊急消防援助隊の到着ルート及び市内の幹線道路状況

(3) 受援体制

受援体制については、「本章 第1節 第4 受援に関する活動」を参照のこと。

4 現場指揮本部の設置

消防本部は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、複数の防災関係機関（消防団、他市町村の消防機関等）との調整を図る。

5 市民、自主防災組織及び事業所の役割

市民、自主防災組織及び事業所は、地震が発生した場合に次に示す消防活動を行う。

(1) 市民

- ア 揺れが収まるまで待ち、使用していたガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- イ プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止する。
- ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切る等、通電時の出火防止に努めるとともに、停電時における火気の使用に注意を払う。
- エ 火災が発生した場合は、消火器、水道、風呂の汲置きの水等で初期消火に努めるとともに、隣人等に大声で助けを求め消防機関に通報する。

(2) 自主防災組織

- ア 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動にあたる。
- ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。
- エ 多数の市民が指定避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、不審火等の防止に努める。

(3) 事業所

- ア 火気の停止、プロパンガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。
- イ 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は、消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は、消防設備や器具を集中させて一気に消火し、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、延焼防止に努める。
- エ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。
- オ 危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺市民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第3節 医療救護等対策

■ 基本方針

市は、災害発生直後、関係機関と連携し、搜索及び救出救助に当たるとともに、被災市民に対して、継続的な医療活動を行うための医療救護体制の確立に努める。また、避難所運営における感染症の防止、食中毒の防止に向けた対策に努める。一方で、災害により死亡又は死亡していると推定される者の搜索、検案、処理及び埋葬の迅速な実施に努める。

「医療救護等対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 救急救助	消防本部、消防団、関係各班
第2 医療救護	医療班、統括班、消防本部、広報班、関係各班
第3 防疫及び保健衛生	環境班、医療班、支所経済環境班、農政班
第4 遺体の取扱	市民班、福祉班、環境班、医療班、消防団

第1 救急救助

本部長は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する搜索及び救出救助について、関係機関との協力体制を確立し、迅速、的確に実施する。

また、本市に大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」のような大規模地震では、消防機関、警察署、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、市民、自主防災組織及び事業者等からのマンパワーの提供及び土木建設業者等からは重機等（オペレータを含む。）の貸与を受けて、すべての力を結集して、搜索及び救出救助にあたる必要がある。

1 救急救助体制の確立

消防本部及び消防団は、救助隊及び救急隊を編成し、市及び関係機関と連携して人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

2 活動要領

(1) 基本方針

消防本部及び消防団は、次に示す基本方針に従い救助及び救急活動を実施する。

【救急救助の基本方針】

基本方針	内容
重傷者優先の原則	救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は可能な限り自主的な処置を行わせる。
要配慮者優先の原則	傷病者の多数の場合は、要配慮者等（高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦）の体力の劣っている者を優先する。
火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は救命効果の高い事象を優先する。
大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 活動内容

災害事故現場における救助及び救急活動は、次に示すとおりとする。

- ア 傷病者の救出作業
- イ 傷病者の応急処置
- ウ 傷病者の担架搬送及び輸送
- エ 救急医療品、資機材の輸送
- オ 救護所から常設医療機関への輸送
- カ 重傷病者等の緊急避難輸送

(3) 活動体制

- ア 発災初期の活動体制

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、消防本部及び署所周辺の災害情報等の収集並びに積載資機材の増強等を実施する。

- イ 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、救助・救急体制の確保を図る。

(4) 実施要領

- ア 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、出動職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

- イ 救出活動

倒壊家屋等により、自力で脱出をすることができない傷病者については、各種救助資機材及び人員を活用して救出にあたる。

救出活動を要する現場に対する人員の確保は、次に示すとおりである。

- (ア) 消防職員の確保
- (イ) 消防団員の確保
- (ウ) 警察官の派遣要請

統括班は、警察署に対して警察官の派遣を要請する。

(エ) 自衛隊の派遣要請

統括班は、緊急に救出を要する市民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

(オ) 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受入

(カ) その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、市民、民間事業者、各種団体等から人員の提供を受ける。

統括班は、民間事業者、各種団体等に提供依頼をする。

(キ) 医療機関との連絡協調

医療班は、傷病者を受入れるべき医療機関との連絡協調について、(一社)本庄市児玉郡医師会に対して協定に基づく医療コーディネーターの派遣を要請し、その活用を図るとともに、消防本部との連絡協調を維持し、協力体制の確立を期する。

ウ 救出活動を要する現場に対する救出用資機材の投入

建設班は、地震発生後直ちに(一社)埼玉県建設業協会等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

エ 救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

消防本部は、市災害対策本部と連携して、次に示す連絡調整、役割分担及び地域分担等の円滑な実施に努める。

(ア) 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通し合うとともに統括班に提供要請を行う。

(イ) 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、自主防災組織、市民、民間事業者等の協力を積極的に求めていくこと。

(ウ) 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。

(エ) 救出活動の重複を避けるため検索済みのところはわかるように印をつけておく。

(オ) 統括班は、必要に応じて、消防本部、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

オ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療行為を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

カ 担架搬送及び輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を、担架隊により救護所等へ緊急分散輸送を行う。また、傷病者の救急輸送に当たっては、軽傷者等の割込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

キ 医療救護班の緊急配備要請

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等が不足したときは、医療救護班の緊急配備要請を行う。

ク 医療品及び資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、手術上必要な医薬品、資機材、血液、血清等が不足したときは、緊急輸送を行う。

ケ 消防団、自主防災組織、市民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団、自主防災組織及び市民に指示し、現場付近の救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(5) その他の注意事項

その他の注意事項としては、次に示すとおりである。

ア 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。

イ 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行う。

ウ 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとる。

エ 長時間下敷きになった被災者に対しては、「クラッシュシンдрーム」発症の可能性を考慮し、救出する。

※ クラッシュシンдрーム・・・建物倒壊等で、四肢の筋肉に長時間圧迫が加えられ、その圧迫から解放されたあとに起こる全身障害。重症の場合は心臓停止、急性腎不全等の症状を起こす。

第2 医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱する等、被災した市民が医療及び助産の途を失った場合、(一社)本庄市児玉郡医師会の協力を得て医療救護班を編成し、県及び関係医療機関と密接な連携をとり、災害の状況に応じて適切な医療(助産を含む。以下同じ。)救護を行う。

1 医療施設の被災情報等の収集

医療班は、医療に関する情報の拠点として、市内の医療機関の被災状況や、空き病床数等の情報収集を行う。

【医療に関する情報の収集・共有・広報手順】

- | |
|--|
| <p>① 医療班は、市内の医療機関に関する次に示す情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災状況（電気、通信等ライフラインの状況を含む。） ➤ 稼働状況 ➤ 入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。） ➤ 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。） ➤ 血液、医薬品、資機材の状況、医師、看護師等医療スタッフの状況 |
| <p>② 消防本部は、次に示す情報を把握し、医療班に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 要救助現場に関する情報 ➤ 救急車の稼働状況 ➤ 119番通報の状況 |
| <p>③ 医療班は、次に示す情報を統括班から入手し把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特に甚大な被害を受けている地区の状況 ➤ 道路交通の状況（交通規制、渋滞） ➤ 使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況 |
| <p>④ 医療班は、把握した情報を随時、医療機関、消防本部及び統括班に伝達するとともに、照会があればそれに応じる。</p> |
| <p>⑤ 統括班は把握した情報のうち、市民に広報すべき情報を広報班を介して広報する。</p> |

2 初動医療体制

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものである。発災直後は交通や通信が遮断されることを想定し、可能な限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、指定避難所等に救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

ア 医療救護本部の設置

医療班は、適切な場所に医療救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行うとともに、次の医療に関する情報を収集し、県が設置するDMAT県調整本部、災害拠点病院等の医療機関、隣接市町と情報を共有する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 指定避難所及び救護所の設置と避難者数の状況
- (エ) 医薬品及び医療資機材の需給状況
- (オ) 医療施設、救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

イ 医療救護班の編成

医療班は、初動医療体制として、(一社)本庄市児玉郡医師会等の協力を得て、派遣される災害医療コーディネーターと連携し、医療救護班を編成する。特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、市内の医療機関等の施設を利用して行うが、軽傷病者については指定避難所等に設置された救護所を

もって充て、災害医療コーディネーターの指揮により医療救護班を派遣する。

また、市の応急救護の能力を越える医療救護が必要となった場合は、災害医療コーディネーターを通じて県（保健医療部長）及びその他の関係機関に協力を要請するとともに、DMAT等と連携を図りながら医療・救護活動を迅速に展開できるよう体制を整備する。

ウ 医療救護に関する応援の受入

医療救護班及び医療ボランティア等の応援の受入は、医療班を窓口として行う。医療班は、受入に当たって次に示す事項に努める。

- (ア) 必要な情報の提供
- (イ) 受入場所（救護所）に関する調整
- (ウ) 物資、資機材等の支援
- (エ) 宿舍等の支援

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

トリアージポストは、災害医療コーディネーターの助言により、必要に応じて医療班が安全かつ適切な場所に設置する。

ア 救急隊の活動内容

消防機関の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、治療の優先度の高い傷病者から市内の救護医療機関まで搬送する。その他の傷病者に対しては、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て救護医療機関へ搬送する。

イ 医療救護班の活動内容

医療班は、災害医療コーディネーター、消防本部及び自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、「取扱患者台帳」及び「救護所運営記録簿」を備えるとともに、救護活動終了後報告書を提出する。また、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

- (ア) 診察・看護
- (イ) 医薬品等の支給
- (ウ) 応急処置及びトリアージ
- (エ) カルテの作成
- (オ) 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）
- (カ) 後方の救護医療機関等への搬送要請

(3) 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、災害医療コーディネーター及び県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(4) 医療品、医療資機材の調達

市は、医療及び助産に必要な医薬品、医療資機材等を、災害の規模に応じて(一社)本庄市児玉郡医師会、本庄市児玉郡薬剤師会等の協力を得て業者等から調達する。

なお、大量の医薬品、医療資機材等を扱う必要がある場合は集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

【医薬品等の調達】

区分	内容
医薬品等の搬送	医療班は、医薬品等の搬送を、救護所の設置と併せて行う。
血液の供給	医療救護活動において血液が必要な場合、埼玉県赤十字血液センターに要請するとともに、埼玉県（保健医療部長）に報告する。

3 負傷者等の搬送体制

負傷者等の救護医療機関への一時搬送及び後方医療機関への二次搬送は次に示すとおりとする。

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次に示す方法の順で一次搬送を実施する。

ア 市が消防本部に配車・搬送を要請する。

イ 公用車、市内救護医療機関又は救護所の班員が使用している自動車により搬送する。

ウ 救護所の班員、消防職員等により担架やリヤカーで搬送する。

エ 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 救護医療機関の受入要請

市及び消防本部は、「本節 第2 1 医療施設の被災情報等の収集」で収集した救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数等の情報に従い、災害医療コーディネーターを通じて各医療機関に収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送方法

次に示す体制により、二次搬送を実施する。

ア 市内救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、市及び救護医療機関等が協力して実施する。

イ 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の要請を行う。

(4) 後方医療機関への受入要請

本部長は、災害医療コーディネーターと協議し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

4 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能のマヒを最小限に食止めるための対策を講ずる。

ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能のマヒ）、医療スタッフや医薬品、医療資機材の不足等で機能が低下した場合は、市に連絡し協力を要請する。

市は、これに積極的に協力し、本庄保健所にも協力要請を行う。

第3 防疫及び保健衛生

災害に伴う二次的な災害としての感染症の発生蔓延の防止及び食中毒の発生予防のため、被災者の衛生指導、家屋内外の消毒、感染症の媒体となるネズミや昆虫の駆除等の防疫・保健衛生活動を迅速に実施し、感染症の発生及び流行の未然防止に万全を期す。特に指定避難所を開設した場合は、設備が応急的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、必要な防疫措置を実施する。

1 防疫活動

(1) 防疫体制の確立

防疫状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被害地域等を迅速に把握して対策方針を定め、状況に応じて防疫チームを編成する等により、防疫活動体制を確立する。

ア 実施責任者

被災地内における防疫活動は、実施責任者を本部長として市が実施する。

ただし、災害の状況により、市で対処できないときは、他市町村、県及びその他防災関係機関の協力を得て実施する。

イ 衛生指導

本部長は、知事又は本庄保健所長の指導のもとに、自治会及び本庄市環境衛生推進委員を通じて市民に対して衛生指導を行う。

(2) 感染症対策

市は、感染症が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき対応するとともに、本庄保健所に連絡し、指導を受ける。

(3) 消毒の実施

環境班及び支所経済環境班は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に示す地域から優先して、消毒を実施する。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 指定避難所のトイレ、その他の不潔場所

ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

エ 廃棄物仮置場、応急し尿処理場所

オ ネズミ、昆虫等の発生場所

2 保健活動

(1) 衛生

ア 被災者に対する衛生指導

環境班及び支所経済環境班は、指定避難所等の被災市民に対し、台所、トイレ等の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

医療班は、必要に応じて被災地及び指定避難所での食品及び飲料水による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

ア 被災者に対する保健相談

医療班は、必要に応じて(一社)本庄市児玉郡医師会等の協力により、指定避難所等の被災市民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等を患う市民への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

医療班は、必要に応じて、本庄保健所、(公社)埼玉県栄養士会等の協力により、指定避難所等の被災市民に対し、疫病患者に対する栄養指導や指定避難所での食事についての栄養相談に応じる。

3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や(公社)埼玉県獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は市、県、(公社)埼玉県獣医師会及び動物関係団体等が協力の上保護し、必要に応じて動物保護施設等へ搬送する。

(2) 指定避難所における動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(3) その他

環境班は、特定動物等が逸走した場合は、県及び警察の協力を得て収容、管理する。

※ 特定動物・・・人に危害を加える恐れのある危険な動物

第4 遺体の取扱

災害により死亡又は死亡していると推定される者の搜索、検案、処理及び埋葬については、警察署及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速に実施する。

本部長及び消防団長は協力して搜索隊及び作業班を編成してこれにあたるものとし、警察署に連絡して警察官の派遣を受け又は地元自主防災組織等への協力の要請等、作業の円滑を図る。

1 遺体の搜索

(1) 方法

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定されている者の搜索は、次に示す方法により行う。

ア 搜索隊の編成

市民班及び関係機関は、行方不明者の搜索及び収容を行う場合、市職員及び消防団員を以て搜索隊及び作業班を編成してこれにあたる。この場合は警察署に連絡し、警察官の派遣を受けて作業の円滑を図る。

イ 実施方法

行方不明者の搜索は、必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施する。

ウ 協力の要請等

市民班及び関係機関は、諸般の事情により搜索が実施できないとき又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、自衛隊、警察署及び消防団等へ協力の要請を行う。

(2) 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する相談への対応を図るため、行方不明者の名簿の作成・管理等による情報確認体制の整備と併せた相談窓口を、本部長の指示により設置する。

2 遺体の処理

(1) 方法

災害の際、死亡した者に関して、市は、警察署及び県等の協力を得て、次に示す手順で遺体の処理を行う。

【遺体の処理方法】

実施項目	内容
遺体収容所(安置所)の開設	市は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、納棺用品、ドライアイス等を確保するとともに、必要に応じて遺体収容所に検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
遺体の輸送	市は県に報告の上、遺体を警察署の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
遺体調査等	警察官は、検視又は遺体調査を行う。 歯科医師は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。
検案	医師は検案を行う。医療班は、検案を支援するとともに、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
遺体の収容	市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
一時保管	市は、検視、遺体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。
遺体処理台帳の整備	市は、身元不明の遺体を遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

(2) 費用

遺体の処置に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、次に示すとおり県に請求することができる。

【遺体の処置費用】

項目	内容
対象	災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者
支出費用及び限度額	支出費用は、次に示すとおりである。なお、その限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の規定による。 ▶ 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用 ▶ 遺体の一時保存のための費用 ▶ 検案のための費用
遺体の処理期間	災害発生の日から10日以内とする（ただし、知事を通じ、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）。

3 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、次に示す基準により市が実施する。

【埋・火葬の実施内容】

実施項目	内容
埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として当該市町村内で実施する。
他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引取らせるが、法適用地が混乱のため引取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。
り災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、り災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施する。
葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む。）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

※ 埋・火葬に伴う留意点

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡す。

(2) 費用

遺体の埋・火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、次に示すとおり県に請求することができる。

【埋・火葬の処置費用】

項目	内容
対象	災害の際の死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋・火葬ができない場合。
支出できる内容及び支出費用の限度額	支出できる内容は、次に示すとおりである。なお、支出費用の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の規定による。 ➤ 棺（付属品も含む。） ➤ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ➤ 骨つぼ及び骨箱
遺体の埋・火葬期間	災害発生の日から10日以内とする（ただし、知事を通じ、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）。

第4節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策

■ 基本方針

交通ネットワーク、ライフライン（上・下水道、ガス、電力、電話等）施設が被災した場合には、関係機関との連携を密にし、迅速に応急復旧対策を実施する。

「交通ネットワーク・ライフラインの応急対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 緊急輸送道路の確保	建設班、統括班、広報班、環境班、支所経済環境班、関係各班
第2 ライフラインの応急対策	建設班、統括班、支所経済環境班、水道班、下水道班、関係各班
第3 公共施設等の応急復旧	財務班、建築班、施設管理者、福祉班、支所市民生活班、保育班、消防本部、広報班、市民班、関係各班

第1 緊急輸送道路の確保

市は、災害時の制約された条件下で地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送道路の応急復旧を効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を実施する。

1 道路の被害状況の把握

市及び県は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

市は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を速やかに調査する。また、市民から通報を受けた場合、道路管理者に報告する。

【県指定の緊急輸送道路（市域関連）】

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道等の4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	➤ 関越自動車道 ➤ 国道17号 ➤ 国道254号(川越市小仙波(16号との交差点)～神川町肥土(群馬県境)) ➤ 国道462号(本庄市児玉町吉田林(国道254号との交差点)～本庄市山王堂(群馬県境))
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	➤ 小前田児玉線(本庄市児玉町児玉(国道254号との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道462号との交差点)) ➤ 国道462号(本庄市児玉町吉田林(国道254号との交差点)～神川町新宿(上里鬼石線との交差点)) ➤ 本庄寄居線(本庄市東台(国道17号との交差点)～美里町猪俣(国道254号との交差点))

区分	基準	該当道路（区間）
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点等を連絡する路線	➤ 熊谷児玉線（美里町関（本庄寄居線との交差点）～本庄市児玉町児玉（国道254号との交差点）） ➤ 市道第5375号線（本庄市若泉一丁目1016番2地先～本庄市本庄三丁目1599番1地先） ➤ 市道第2級13号線（本庄市児玉町秋山字大町676番1地先～本庄市児玉町秋山字大町759番1地先）

出典）埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 資料編」（令和6年3月）

【市指定の緊急輸送道路】

基準	該当道路（区間）
消火活動、人命救助、支援活動のネットワーク及び防災拠点等の連絡で優先的に使用する路線	➤ 藤岡本庄線（県道23号） ➤ 秩父児玉線（県道44号） ➤ 環状一号線（市道1級4号）

【道路管理者と連絡先】

対 象	道路管理者	連絡先（電話番号）
国道17号	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680
国道254号 国道462号 県道	本庄県土整備事務所	0495-21-3141

2 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。

市は、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施すとともに、道路の被害状況及び交通規制状況の広報を行う。

3 道路啓開等

道路管理者（国及び県、市）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、車両の一時保管場所を確保し、自ら車両の移動等を行う。

4 緊急輸送道路の応急措置

(1) 応急措置の実施

建設班は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう次の点を考慮し、市内の建設業者の協力を得て緊急輸送道路の応急措置を行う。

なお、市内の国道、県道については大宮国道事務所及び本庄県土整備事務所が所管

していることから、応急措置を必要とする場合は道路管理者に連絡し、応急措置を要請する。

ア 消火活動、救出活動上重要な道路

イ 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）

ウ 緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ 広域応援受入上必要な道路

(2) 応援要請

建設班は、被害が甚大で、市内の建設業者で対応が難しい場合は、県に自衛隊等の応援を依頼する（自衛隊の派遣要請は統括班が行う。）。

(3) 廃棄物の処理

環境班は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、建設班と協議して適切に処理する。

第2 ライフラインの応急対策

1 応急復旧の基本方針

市は、速やかに上水道の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取水、導水及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所の送水及び配水施設から復旧を進める。

また、下水道施設についても被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

電気、ガス、電話、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害時に被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、医療機関及び社会福祉施設等の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。

2 災害時の連絡体制

(1) 連絡体制の確立

統括班は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて関係事業者連絡担当者の派遣を要請する。

(2) 市への通報

各事業者は、災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、市災害対策本部へ通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。

事業者から通報を受けた市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合又は市民向けの広報を行う場合、防災行政無線や市ホームページ等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸出等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第3 公共施設等の応急復旧

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物、公共施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

市は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。

公共施設等の管理者は、災害時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を円滑に進める。

1 公共建築物

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって市が判定する。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

市は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(3) 応急措置

市は、被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

2 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた指定避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 医療救護施設

市は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり、万全を期す。

(3) 社会福祉施設

施設管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3 危険物施設

消防本部は、県と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、次に示す応急措置を講じるよう指導する。

【危険物施設の応急措置】

応急措置	措置内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺市民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺市民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する関係各班は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次防災行政無線、広報車、報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者及び外国人にも配慮する。

第5節 帰宅困難者対策

■ 基本方針

地震発生直後、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、民間事業者や学校等での一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保等の対策を実施する。

市内の帰宅困難者（滞留者）の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援等の対策を実施する。

また、市外へ通勤・通学している市民の多くが帰宅困難になることが予想されるため、これらの市民（以下「帰宅困難者（市外）」という。）へ情報提供等の対策を実施する。

「帰宅困難者対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 帰宅困難者（滞留者）への情報提供等	統括班、会計班、広報班、建設班、情報収集記録班
第2 一時滞在施設の開設・運営	統括班、会計班、情報収集記録班、関係各班
第3 帰宅支援	会計班、統括班、関係各班
第4 帰宅困難者（市外）への支援	統括班、会計班、情報収集記録班

第1 帰宅困難者（滞留者）への情報提供等

統括班は、帰宅困難者（滞留者）にとって必要な交通情報や被害状況等、次に示す情報を、会計班、情報収集記録班及び建設班と連携し、伝達するとともに、安否を気遣う家族への連絡体制を確保する。

情報提供の場所は、駅、道の駅等による一時滞在施設、市役所等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、郵便局等でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て実施する。

【帰宅困難者（滞留者）に提供する情報例】

項目	情報の内容
被害状況に関する情報	➤ 震度分布 ➤ 火災発生状況 ➤ 建物被害、人的被害、ライフライン被害等
バス、鉄道等の公共交通機関に関する情報	➤ 路線ごとの運行状況、復旧見通し ➤ 代替交通機関の情報等
帰宅に当たって注意すべき情報	➤ 通行不能箇所 ➤ 大規模火災箇所 ➤ 規制情報等
支援情報	➤ 帰宅支援ステーションの開設状況 ➤ 一時滞在施設の開設状況等

【各機関が実施する対策内容】

実施機関	項目	対策内容
市 (統括班) (会計班) (広報班)	誘導 情報の提供、広報	▶ 帰宅困難者（滞留者）の誘導 ▶ 防災行政無線、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等による情報提供
県 (統括部) (県民安全部)	情報の提供、広報	▶ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し被害状況、交通情報等を広報 ▶ 県ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ▶ エリアメール及び緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
東日本電信電話㈱	安否確認手段の提供	▶ 「災害用伝言ダイヤル171」のサービス提供 ▶ 災害時用公衆電話の設置等
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	▶ 災害用伝言板のサービス提供
報道機関	情報の提供	▶ 帰宅困難者（滞留者）向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

第2 一時滞在施設の開設・運営

1 一時滞在施設の開設

統括班は、会計班及び情報収集記録班と連携し、地震の発生により鉄道が運行停止し、本庄駅、児玉駅、本庄早稻田駅周辺に帰宅困難者（滞留者）が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための一時滞在施設を開設する。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、必要に応じて警察署の協力を得る。
一時滞在施設の開設に係わる各関係機関の役割は、次に示すとおりである。

【各機関が実施する対策内容】

実施機関	役割
市 (統括班) (会計班) (情報収集記録班)	▶ 市有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ▶ 市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ▶ 一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ▶ 帰宅困難者（滞留者）の一時的滞在施設への誘導 ▶ 帰宅困難者（滞留者）に対する食料、飲料水等の確保
県 (統括部) (各施設管理者)	▶ 県有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ▶ 一時滞在施設の開設情報等の提供 ▶ 帰宅困難者（滞留者）に対する食料、飲料水等の確保
一時滞在施設となる施設	▶ 一時滞在施設の開設、運営 ▶ 帰宅困難者（滞留者）への食料、飲料水等の提供
警察署	▶ 交通渋滞の混乱防止対策に係る支援

2 一時滞在施設の運営

一時滞在施設を開設した時は、帰宅困難者（滞留者）や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。また、一時滞在施設に受入れた帰宅困難者（滞留者）に対し、必要に応じ食料、飲料水等を提供する。

そのため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

なお、県では帰宅困難者用として1日以上の食料備蓄を計画しており、市は、必要に応じて県に提供を要請する。

また、市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報等、帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報等を、受入れた帰宅困難者（滞留者）に広報する。

一時滞在施設の運営については、「本章 第7節 第4 指定避難所の運営」を準用するが、自助、共助の点から、状況により受入れた帰宅困難者（滞留者）も含めた運営をする。

なお、一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、指定避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておく。

第3 帰宅支援

1 帰宅活動への支援

会計班は、必要に応じて県と連携し、関係事業者避難行動要支援者に配慮した代替輸送の実施を要請する。

また、沿道の市民や民間事業者等は、可能な範囲で帰宅困難者（滞留者）に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報等を提供するよう努める。

【各機関が実施する対策内容】

実施機関	項目	対策内容
市、県、 (一社)埼玉県 バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	➤ ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	➤ バス輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供 一時休憩所	➤ トイレ等の提供 ➤ 駅施設の一部を一時休憩所としての利用
東京電力パワー グリッド (株)	沿道照明の確保	➤ 帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。市の指定避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り市の指定避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

3 観光客等への対策

市を訪れていた地理に不案内な者（観光客等）に対し安全な避難誘導を図るとともに、休憩場所の提供や帰宅行動の参考となる情報を提供する。

第4 帰宅困難者（市外）への支援

統括班は、帰宅困難者（市外）が、市へ帰宅するために必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を、会計班及び情報収集記録班と連携し、市ホームページ等で発信するとともに、安否を気遣う家族への連絡体制を確保する。

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

第6節 二次災害の防止

■ 基本方針

地震発生に伴う、河川施設の損壊による浸水被害や、砂防・治山施設等の損壊による土砂災害を防止するため応急対策を講ずる。

「二次災害の防止」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止	建築班、建設班、支所経済環境班、水道班、下水道班、統括班
第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	建築班
第3 水害の防止	建設班、支所経済環境班、統括班、広報班
第4 土砂災害の防止	建設班、支所経済環境班
第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	消防本部
第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ	広報班、秘書班、統括班

第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止

1 指定避難所施設の点検

指定避難所施設の点検は、次に示す手順で実施する。

- (1) 市は、指定避難所施設の点検について、(一社)埼玉建築士会児玉支部等の協力を得て点検体制を整える。
- (2) 指定避難所施設の施設管理者は、当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、建築班に対して重点的な点検を要請する。
- (3) 建築班は、要請を受けて当該施設の点検を行う。また、その他の指定避難所施設についても順次点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、(一社)埼玉建築士会児玉支部、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要に応じて応急措置を施す。

2 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検及び避難対策・応急対策は、次に示す手順で実施する。

- (1) 市有施設の管理者(1の指定避難所施設を除く。)は、地震後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、必要な場合は、建築班に点検を要請する。
- (2) 建築班は、要請を受けて当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、(一社)埼玉建築士会児玉支部、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

3 市所管道路、橋りょう等構造物の点検及び応急対策

建設班は、関係各班と連携し、地震発生後の市の所管する道路、橋りょう等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は応急措置を実施する。この際、必要に応じて市内の建設業者や県等に応援を求める。

第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定

1 民間建物の応急危険度判定

建築班は、地震による被害状況を勘案し、建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定士の応援を要請するとともに、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

2 民間宅地の危険度判定

建築班は、地震及び降雨による宅地の崩壊による二次災害に対して、被災宅地危険度判定の必要性を決定する。被災宅地危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の被災宅地危険度判定士の応援を要請するとともに、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。なお、派遣された被災宅地危険度判定士は、現地調査を通じて、主に目視により被災宅地の被害状況を調査し、危険度を判定するとともに、宅地への判定結果の表示及び所有者等に対する勧告によって注意を喚起する。

第3 水害の防止

地震発生後の水害を防止するため、建設班及び支所環境経済班は、次に示す二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報班を通じて広報活動を行う。

【水害防止活動】

項目	内容
点検及び 応急措置	建設班及び支所経済環境班は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。この際、必要に応じて市内の建設業者等の協力を得る。
避難の呼びかけ 又は指示	地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められる場合、広報班は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけ又は指示を行う。
応援要請	統括班は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

第4 土砂災害の防止

建設班及び支所経済環境班は、地震により河川、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次に示す応急復旧を行う。

なお、土砂災害防止法の警戒区域等の指定を受けた区域に対しては、地震等により地形等に変化が現れていないか等、早期に現地を確認し、危険が予想される場合は、「第7節 第1 避難情報の提供等」に従い避難体制をとる。

【土砂災害の防止対策】

対策事項	内容
河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
砂防施設等応急対策	砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
治山施設応急対策	治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
ため池応急対策	ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

消防本部は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む。）を防止するため、次に示す施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

- 1 危険物施設
- 2 ガス施設
- 3 毒劇物施設
- 4 クリーニング施設
- 5 その他危険物には満たない指定可燃物施設等

第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ

広報班は、二次災害防止のため市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「本章 第2節 第4 広報活動」に従って広報活動を行う。

第7節 避難対策

■ 基本方針

災害時において避難を要する方の支援として、避難情報の提供、避難誘導、指定避難所の開設及び指定避難所の運営に努める。

「避難対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 避難情報の提供等	統括班、教育班、施設班、情報収集記録班、広報班、消防本部、関係各班
第2 避難誘導	統括班、市民班、福祉班、消防本部、職員受援班、関係各班
第3 指定避難所の開設	避難所担当職員、教育班、施設班、情報収集記録班、統括班、職員受援班、関係各班
第4 指定避難所の運営	教育班、施設班、文化財班、避難所担当職員、医療班、福祉班、環境班、広報班、職員受援班、関係各班

第1 避難情報の提供等

災害時においては、家屋の倒壊や火災、がけ崩れ、地すべり等が起こり、避難を要する地域が数多く出現されることが予想される。こうした危険区域に居住又は滞在する市民を安全な地域に避難させるため避難指示及び避難誘導を行う。

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、次に示す情報の収集及び手順で行う。

【避難に関する状況把握の手順】

① 消防本部は、火災及び危険物施設の状況等を把握し、市に報告する。
② 建設班は、道路、橋りょう及び河川等の状況を把握する。
③ 建築班は、点検を行った建築物（特に指定避難所）の状況を把握する。
④ 統括班は、本庄警察署、児玉警察署と被害状況等の情報を交換する。
⑤ 統括班は、①～④の情報に基づき、避難指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

2 避難指示、警戒区域の設定

(1) 手順

統括班から「1 避難に関する状況把握」に関する情報の報告を受けた本部長は、必要に応じて避難指示、警戒区域の設定を行う。

避難指示、警戒区域の設定を行う場合は、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な市民への伝達に努める（伝達は広報班が実施）。

なお、警察官、自衛官等にも避難指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されて

おり、統括班はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

【資料編 第6節 第9】『避難の実施の指示の実施責任者』参照

(2) 市民への伝達内容

避難の指示、警戒区域の設定を行う場合の市民への伝達は、次の内容を明示して行う。

- ア 差し迫っている具体的な危険予想
- イ 避難対象地区名
- ウ 避難日時、避難先及び避難経路
- エ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - (ア) 火気等危険物の始末
 - (イ) 2食程度の食料、飲料水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - (ウ) 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - (エ) 隣近所そろって避難すること等

(3) 関係機関との連絡調整

避難の指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防本部、警察署、知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そこで、統括班はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を知事（県災害対策課）に災害経過速報（「本章 第2節 第2 市民からの通報・問合せ対応」参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する（災害対策基本法第60条第4項）。

第2 避難誘導

1 避難の誘導者

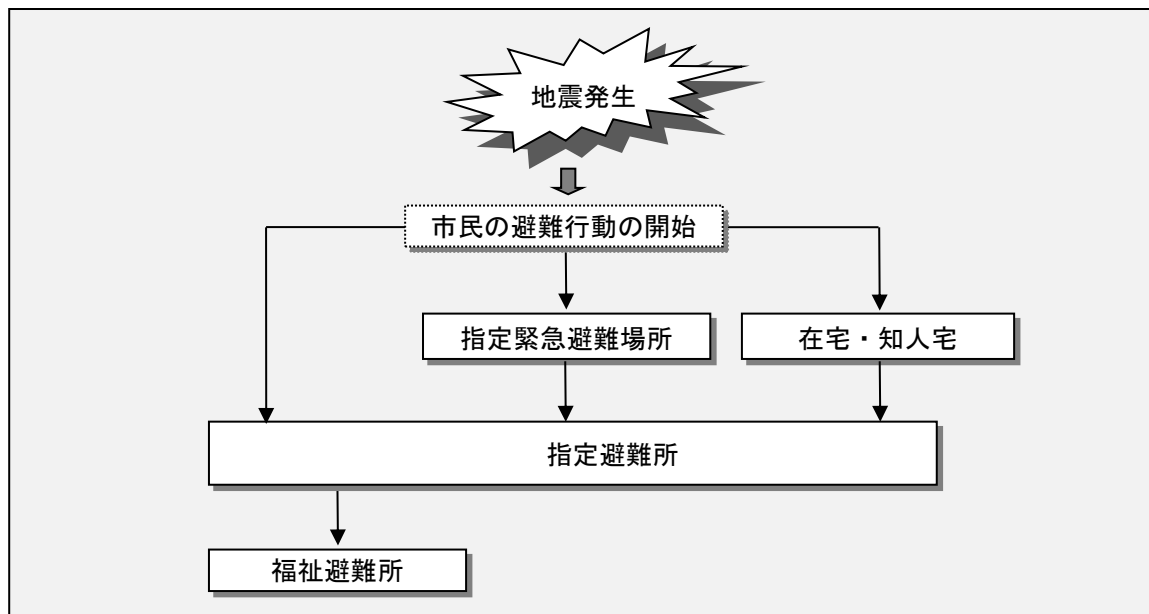
市民班は、避難の指示が発せられた場合、消防職員及び消防団員と連携し、自治会及び自主防災組織の協力を得て、指定避難所等安全な場所に市民を誘導又は移送する。

2 避難順位

避難地域の順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、避難者の順位は、通常の場合は、次に示す順位による。

- (1) 老幼者、傷病人、妊産婦、障害者等の要配慮者及び必要な介護者
- (2) 一般市民
- (3) 防災活動従事者

【避難の流れ】



3 誘導方法及び輸送方法

市は、次に示す事項に留意して避難誘導を行う。

- (1) 避難経路の明示
- (2) 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- (3) 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- (4) 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- (5) 出発、到着の際の人員確認
- (6) 自力立退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況に応じて県に応援を要請）
- (7) 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定
- (8) 事故の防止

4 避難行動要支援者に対する避難誘導

福祉班は、消防職員、消防団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別支援計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

5 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。また、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の輸送が円滑に実施されるよう輸送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

6 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災市民の輸送が円滑に実施されるよう輸送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3 指定避難所の開設

1 指定避難所の開設

市は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合又は避難指示等が出され市民が避難を行う場合、宿泊等の一時的収容保護を実施するため、指定避難所を開設する。

指定避難所の開設及び避難者の収容措置は、本部長が行う。災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長が行う。

夜間等の場合には、本部からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、避難所担当職員又は居合わせた職員が施設入口（門）を大きく開け放ち、指定避難所開設の準備を行う。

既に避難市民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。

指定避難所開設の手順は次に示すとおりである。

【勤務時間内に発災した場合】

順番	実施内容
①	災害対策本部から指定避難所開設の連絡を受けた施設管理者又は避難所担当職員は、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	異常がないと認める場合は、指定避難所を開設することとし、施設管理者又は避難所担当職員は、教育班及び施設班へ報告する。
③	異常がある場合は、情報収集記録班へ報告する。報告を受けた情報収集記録班は統括班に報告する。 統括班は、指示内容を教育班及び施設班へ報告するとともに、広報班を通じて市民へ広報する。
④	避難所担当職員は、指定避難所開設状況を集計し統括班に報告する。
⑤	避難所担当職員は、指定避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する。
⑥	避難所担当職員は、各指定避難所の避難所担当職員の配置状況を集約し、統括班に報告し指示を仰ぐ。

【勤務時間外に発災した場合】

順番	実施内容
①	避難所担当職員は、あらかじめ定められた手順に沿って参集し、所定の指定避難所施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	以降は、【勤務時間内に発災した場合】に準じる。

2 避難者名簿の作成

市は、指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。市内で不足が見込まれる場合には県、周辺市町村に応援要請する。

3 市外（県外を含む。）からの避難者の受入

市は、災害協定を締結している市町村の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り指定避難所の調整を行い、積極的に受入れる。

第4 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、原則として開設当初は市職員が担当するが、その後（指定避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織等の地域組織及び避難者による自主運営組織を立上げ、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、指定避難所の円滑な運営を図る。

1 指定避難所の運営管理体制

開設した指定避難所は、次に示す手順で開設、運営する。

なお、指定避難所の開設、運営の詳細については「避難所運営マニュアル」に従う。

【指定避難所の運営管理体制手順】

①	市は、災害対策本部の設置、避難指示等の発令等に伴い、避難所担当職員を指定された各指定避難所に派遣する。
②	避難所担当職員は、指定避難所施設職員と連携して、市民代表（自治会長等）、自主防災組織代表等からなる避難所運営委員会を組織し、当該指定避難所の円滑な運営を行う。
③	避難所担当職員は、避難所運営委員会から当該指定避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。
④	避難所担当職員は、③で把握したニーズに基づき、必要な措置を講じる。

2 指定避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所運営委員会は、市からの情報を避難者に掲示板等により提供するとともに、問合せ等に応じる。

3 指定避難所での医療

医療班は、必要と判断される指定避難所等に、救護所を設置する。

4 指定避難所の生活環境への配慮

(1) 衛生

環境班は、避難所運営委員会の協力を得て、指定避難所における生活環境（し尿、ごみ問題等）の維持に努める。

環境班は、本庄保健所と連携し、避難所運営委員会の協力を得て、指定避難所における食品の衛生管理に努める。

(2) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所運営委員会は、指定避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、パーティションの設置や避難者の状況に併せたスペースの確保等により、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(3) 防火・防犯

避難所運営委員会は、指定避難所での防火・防犯について周知するとともに、必要に応じてパトロールを行う。なお、必要に応じて消防本部及び所轄警察署の協力を得る。

(4) 要配慮者への配慮

福祉班及び関係各班は、災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、指定避難所で生活する要配慮者を支援する（指定避難所施設・設備の配慮、食料、飲料水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。

障害や、認知症等の理由で指定避難所での対応が難しいときは、必要に応じて福祉避難所を設置する。

(5) 女性等への配慮

避難所運営委員会は、女性、子ども、性的マイノリティ及び要配慮者等の視点を踏まえ、さまざまな背景を有する人たちがともに生活していくために、必要なルール等を、事前に関係者で検討する。

男女に関わることとして各種設備（男女別更衣室、男女別トイレ及び授乳場所等）を開設当初から設置するように努める。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所については、女性の視点を反映するよう務める。

未就学児等の子どもについては、家族と相談のうえ、必要に応じメンタルケアや応急教育に関する支援に努める。

その他さまざまな人のニーズに対応できるように、相談員、福祉相談員を配置又は巡回できるような体制の整備に努める。

なお、女性等に対する相談員の配慮や相談窓口の開設・運営に当たっては民間団体等を積極的に活用する。

(6) 避難所における感染症対策

感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」（埼玉県）に沿って、必要な措置を取る。

(7) 指定避難所でのペット等の管理

避難所運営委員会は、避難者の居住部分と区分してペット等の飼養場所の確保に努めるとともに、さまざまな人が生活する指定避難所において人間とペット等が共存していくために、ペット等の飼養者に対し一定のルールを設け、責任ある適正飼養を指導する。

ペット等を連れてきた者は、避難者と共に避難したペット等（盲導犬、聴導犬、介

助犬を除く。)の取扱について、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことをかんがみ、居室への動物の持込は原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることや車中での飼養とする。ただし、施設に別棟の倉庫等がある等、収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

ペット等への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該ペット等を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該ペット等を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負う。

5 市外への避難（移送）

災害時には、避難生活が長期化することが考えられる。また、応急仮設住宅の設置等による対応にも限界があることから、市は県と連携して、県内他地域又は他県への二次避難（移送）を実施する。状況によっては、遠県への避難（移送）も検討する。

6 避難所外避難者対策

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、必要な物資の配布等を実施する。

第8節 物資供給・輸送対策

■ 基本方針

災害が発生し、不足する飲料水、食料、生活必需品等の確保及び輸送体制の確立に努める。

「物資供給・輸送対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 給水活動	水道班、統括班、医療班、福祉班、保育班、広報班、支所市民生活班
第2 食料の供給	商工班、農政班、統括班、教育班、施設班、福祉班、支所市民生活班
第3 生活必需品等の供給・貸与	商工班、農政班、教育班、施設班、統括班、福祉班
第4 緊急輸送手段の確保	財務班、統括班、関係各班

第1 給水活動

災害が発生し、水道施設の損壊等により、生活に欠くことのできない飲料水・生活用水が枯渇・汚染した場合、応急給水対策の推進を図る。

1 被害状況の把握

水道班は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を、市民からの通報等により把握し、統括班へ報告する。

2 給水体制の確立

市は、応急給水体制を確立し、被災市民に対して給水を実施する。その方法等は次を示すとおりとする。

(1) 給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

ア 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給は、実施責任者を本部長として市が実施する。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請及び資機材等の借入あつせん要請を行う。

イ 給水対象者

災害のため、現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な要配慮者（特に、乳幼児や高齢者等）への給水については、医療班、福祉班及び保育班と連携して実施する。

ウ 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする（「第2編 第1章 第9節 第1 1 (2) 表【一日当たり必要

となる水量】」参照）。

これは、飲料水、炊事、トイレ等生活に必要な最低限の水を合計したものであり、期間は、原則として10日以内であるが、被災状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

(2) 水の確保

発災後は、次に示す水源により水を確保するとともに、必要に応じて次に示すその他の水源についても利用する。それでも確保できない場合は、協定締結先から緊急調達し又は県に速やかに応援を要請する。

ア 浄水場及び配水場

イ 災害用給水井戸

ウ 飲料水兼用耐震性貯水槽

エ その他の水源（民間井戸、公共施設の受水槽、マンホールトイレシステム用貯水槽等）

(3) 給水方法

給水方法については、拠点給水方式は震災直後の混乱期には、人的、物的両面から非常に困難と想定されることから、原則として指定避難所等における運搬給水方式を優先する。

ア 拠点給水による給水

水道班は、配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽を給水拠点として周辺市民に給水する。

また、配水池から給水車、給水タンク等に取り水し、被災者及び医療機関等に給水する。

イ 運搬給水による給水

運搬給水は、水道課所有の給水車、給水タンク、ポリタンク及び給水パックにより行う

ウ 医療機関等への優先給水

次に示す重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車等により優先的に給水する。

（ア） 医療機関

（イ） 救護所及び特別養護老人ホーム等

（ウ） その他災害対策本部による指定場所

エ 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障害者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。

そのため、福祉班は、給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

(4) 給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、防災倉庫等に備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

3 広報

水道班は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況等、次に示す事項について広報班を通じて被災市民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を掲示するように努める。

- (1) 水道施設の被害状況
- (2) 断水等の状況
- (3) 応急給水の現状と見通し
- (4) 指定給水場所及び拠点給水場所の状況
- (5) その他必要と認める事項

4 施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

震災時における応急復旧は、断水状況や水源状況を的確に把握し、迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

水道班は、取水及び導水の機能の確保を図り、浄水場から指定避難所等に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(3) 資機材の調達

応急復旧資機材は、市備蓄分の他、関係機関（他市町村等、（公社）日本水道協会）及び関係業者から調達する。

5 応援要請及び受入

市の保有する能力では上記2～4の活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、県（自衛隊）、（公社）日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受入については、「本章 第1節 第4 受援に関する活動」により行う。

第2 食料の供給

災害時において、食料の販売機構の一時的なマヒや混乱で、食生活の確保ができなくなった場合、被災者及び災害応急対策に従事する者等に対する食料確保と供給に万全を期す。

1 給食需要及び能力の把握

指定避難所に收容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者及び在宅の避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に対する食料の供給は、原則として指定避難所において行うものとし、給食需要及び能力の把握は次に示す手順で行う。

【給食需要及び能力把握の手順】

- ① 市は、次に示す事項を避難所担当職員又は施設管理者・職員から把握する。
 - 指定避難所に避難した者の数（特に、ミルクを必要とする乳児数、給食に配慮を要する要配慮者数を把握する。）
 - 指定避難所施設の自炊能力
 - 避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数
 - その他指定避難所での食料供給に関して必要な事項
- ② 市は、①の情報を基に給食需要及び能力を把握し、食料供給方法を決定する。食料の供給方法としては次に示す方法を検討する。
 - 備蓄食料の開放
 - パン、弁当等の確保
 - 共同調理場での炊出
 - 指定避難所での炊出
 - 自衛隊の災害派遣による炊出
 - 県を通じての食料の調達及び供給
 - 他市町村からの調達及び供給

2 食料の確保・輸送

食料の供給は原則として、市の備蓄食料に加えて、必要人数分の必要食料を応援協定等に基づき、市内業者等から購入することにより対応する。市内業者等で調達不可能な場合は、県、他市町村等に対し、食料の配給等について依頼する。

(1) 市備蓄食料の供給

市が防災倉庫に備蓄している食料の供給は、次に示す手順で実施する。

- ア 統括班は、市備蓄食料の供給が必要と判断した場合、商工班及び農政班と連携して、防災倉庫の開放を行う。
- イ 商工班及び農政班は、防災倉庫から食料を各指定避難所に輸送する。また、必要に応じて(一社)埼玉県トラック協会、佐川急便(株)等の協力を得る。

(2) パン、弁当等の確保

パン、弁当等の確保及び輸送は、次に示す手順で実施する。

- ア 商工班は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、統括班の協力を得て、民間業者に対して食料の確保及び指定避難所への輸送を要請する。
- イ 民間業者から各指定避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するが、これが難しい場合は(1)と同様に輸送する。

(3) 学校等での炊出

炊出は原則として、本庄上里学校給食センター、学校、公民館及び集会場等調理施設のある場所で行う。炊出は、次に示す手順で実施する。

- ア 統括班は、小・中学校給食室等での炊出が必要となった場合、商工班、教育班及び施設班に報告する。
- イ 報告を受けた教育班及び施設班は、商工班及び農政班と協力し、食材の確保を行い小・中学校給食室等での炊出を実施する。
- ウ 教育班及び施設班は、災害を受けない地域の赤十字奉仕団、ボランティア等に炊出の実施を要請する。

第3 生活必需品等の供給・貸与

地震による住家被害等によって、日常生活に欠くことのできない衣類、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な状態にある者に対し、生活必需品等を供給する。

1 生活必需品等の需要の把握

市は、生活必需品等の需要（品目、数）を指定避難所となった施設管理者等から把握する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に示す品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。

- (1) 寝 具 … 毛布、タオルケット、布団等
- (2) 外 衣 … 洋服、作業衣、子供服等
- (3) 肌 着 … シャツ、パンツ等の下着類
- (4) 炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- (5) 食 器 … 茶碗、皿、はし等
- (6) 日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘、マスク等
- (7) 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LPガス等
- (8) そ の 他 … サバイバルシート、紙おむつ、女性用生理用品、風邪薬等医薬品、AM/FMラジオ等

2 生活必需品等の調達・輸送

生活必需品等の供給が必要な場合、その調達及び輸送は次に示すとおり行う。

(1) 市備蓄物資の放出

統括班は、市備蓄物資の放出が必要と判断した場合は、現地備蓄品を優先し、防災倉庫から物資の放出を行うとともに、協定に基づき（一社）埼玉県トラック協会、佐川急便（株）等の協力を得て防災倉庫から物資を各指定避難所に輸送する。

(2) 関係業者からの調達

市は、災害時応援協定事業所に対して、協定に基づき物資の確保及び指定避難所への輸送を要請する。それでもなお不足する場合は、関係組合を通じてその他の事業所に対して、同様の要請を行う。

(3) 県備蓄物資の放出要請

市は、被害の状況により市備蓄物資の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、知事に県備蓄物資の放出を要請する。衣料、生活必需品等の搬送については、食料搬送と同様の方法により行う。

(4) 他市町村からの物資の調達

市は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、「災害時における埼玉県内市町村間の総合応援に関する基本協定」等に基づき、他市町村に対して物資の供給を要請する。

(5) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送

商工班及び農政班は、必要に応じて生活必需品等の集配拠点である本庄市役所及び児玉総合支所から指定避難所への輸送を(一社)埼玉県トラック協会、佐川急便(株)等へ要請する。

なお、集配拠点での仕分け等については、商工班及び農政班が、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得て行う。

(6) 義援物資の輸送

市外から送付されてくる義援物資についても、集配拠点から指定避難所への輸送方法については(5)と同様とする。

(7) 物資の管理

商工班及び農政班は、備蓄物資及び各関係団体から供給された物資の搬入・搬出状況を管理する。

第4 緊急輸送手段の確保

応急対策に必要な要員・物資等の迅速確実な確保のため又は災害時における被災者の避難のため、各機関の協力・援助を得て輸送手段を確保する。

1 車両の確保

(1) 緊急通行車両の確保

ア 確認申請の準備

市域において震度5強以上の地震が発生した場合、財務班は、交通規制の実施に備え事前に届出た緊急通行車両を確認するとともに、必要に応じて緊急通行車両の確認申請の準備を行う。

イ 確認申請

交通規制が実施された場合、財務班は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

交付を受けた標章、証明書は当該車両前面の見やすい場所に掲示する。

(2) 輸送車両の確保

市有車両については、原則として関係各班が財務班と調整して各々確保することとするが、状況に応じて不足する場合は、関係各班から財務班に配車請求書を提出し、これに基づき財務班は、調達車両を関係各班に引渡すこととする。

なお、統括班は、市有車両だけでは不足する場合、(一社)埼玉県トラック協会、佐川急便(株)等に要請し、民間の輸送車両を確保する。

また、燃料の確保については、市内取扱業者の協力を得て実施する。

2 ヘリコプターの確保

関係各班は、輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、次によりヘリコプターを確保する。

- (1) 関係各班は、ヘリコプターを確保する場合、統括班に県への応援要請を依頼する。
- (2) 上記要請を受けた統括班は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。なお、応援の受入・調整は、統括班が行い、ヘリポートの管理は、施設管理者が行う。

3 物資支援の準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第9節 要配慮者の安全確保

■ 基本方針

要配慮者は、災害が起こったとき、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言語の障害等から迅速かつ的確な行動がとりにくいため、被害を受ける場合が多い。このため、災害発生直後の避難誘導から、その後の応急、復旧に至るまで、要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

「要配慮者の安全確保」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 避難行動要支援者等の避難支援	福祉班、保育班、市民班、関係各班
第2 避難生活における要配慮者支援	福祉班、保育班、医療班、市民班
第3 社会福祉施設における入所者の安全確保	施設管理者
第4 学校、保育所等における児童生徒及び園児の安全確保	教育班、保育班
第5 外国人の安全確保	統括班、市民班、秘書班

第1 避難行動要支援者等の避難支援

1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、次に示すとおり実施する。

- (1) 福祉班は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- (2) 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- (3) 福祉班は、避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- (4) 福祉班は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。
- (5) 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から指定避難所等の責任者に引継ぎ、避難生活後の生活支援に活用する。

3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

福祉班は、避難支援等関係者等の協力を得て、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施するとともに、避難支援等関係者の協力を得て、各居宅に残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

また、救助活動の実施及び受入先への移送について、次に示すとおり対応する。

- (1) 市民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- (2) 指定避難所に収容した避難行動要支援者等を、必要に応じて福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

4 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は、避難行動要支援者名簿に掲載されないが、避難に時間と支援を要することが多いため、保育班は、妊産婦や乳幼児に対して優先的な避難等を実施する等、安全を確保する。

また、市民班は、外国人や旅行者等に対し、主に情報発信による支援を実施する。

第2 避難生活における要配慮者支援

1 生活物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設ける等、配慮する。

2 指定避難所における要配慮者への配慮

指定避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、次に示すとおりである。

【指定避難所における要配慮者への配慮内容】

項目	内容
区画の確保	指定避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供する等、配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。
巡回サービスの実施	民生委員・児童委員、保健師等によるチームを編成し、指定避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、指定避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置又は巡回させる。
福祉避難所の活用	市は、社会福祉施設等を福祉避難所として、指定避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護等の必要なサービスを提供する。

3 指定避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、次に示すとおりである。

【指定避難所外も含めた要配慮者全般への支援】

支援項目	内容
情報提供	市は、ボランティア等の支援を受けて、在宅や指定避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。
相談窓口の開設	市は、庁舎内や指定避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等により総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	市は、職員、民生委員・児童委員、保健師等によるチームを編成し、在宅、指定避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握するとともに、把握したニーズに基づき、介護、保健、医療等の専門職によるチームを編成し、メンタルケアを含めた巡回サービスを実施する。
物資の提供	市は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。
福祉避難所の活用	市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、指定避難所や自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護等の必要なサービスを提供する。

4 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。

第3 社会福祉施設における入所者の安全確保

1 施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

2 避難誘導の実施

施設管理者は、避難が必要な場合は、避難確保計画等に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を要請する。

3 受入先の確保及び移送

市は、医療施設やほかの社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

4 生活救援物資の供給

市は、備蓄物資の放出及び物資の調達により、施設入所者への生活援助物資の供給を支援する。

5 ライフラインの優先復旧

市は、施設機能の早期回復を図るため、電力、上・下水道等の優先復旧の要請又は実施に努める。

6 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第4 学校、保育所等における児童生徒及び園児の安全確保

1 被害状況の把握

学校長（保育施設長）は、在校・在園中に地震が発生した場合、速やかに建物施設の被災状況、児童生徒及び園児等の安全確保の状況を調査する。

2 児童生徒及び園児の保護

学校長（保育施設長）は、児童生徒及び園児等が教育施設等にいる際、災害が発生したときは、あらかじめ定めた学校、保育所等の防災計画に従い保護する。

3 臨時休業の措置

学校長（保育施設長）は、被害の程度により、必要に応じて関係機関と協議し、臨時休業の措置を取ることとする。

第5 外国人の安全確保

1 安否確認の実施

市は、職員や国際交流ボランティア等により調査チームを編成し、住民基本台帳に基づき外国人の安否確認を行うとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

市は、広報車等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

市は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

市は、庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を設置する。相談窓口には、市職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第10節 生活の早期再建

■ 基本方針

被災者の生活の早期再建として、住宅の確保、文教・保育対策、商工・農業対策及び労働力の確保に努める。

「生活の早期再建」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 住宅の確保	調査班、建築班、市民班
第2 文教・保育対策	教育班、保育班、文化財班
第3 商工・農業対策	商工班、農政班、支所経済環境班、統括班
第4 労働力の確保	職員受援班、関係各班

第1 住宅の確保

災害により住宅が損壊又は滅失し、当面の生活に著しい支障を生じた場合において、被災者が自らの資力により住宅を修理又は確保できないときは、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理を行う等により、住宅の確保に努める。

1 住宅ニーズの把握

市は、被災世帯の個別調査により把握した情報をもとに、住宅ニーズを把握し、住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に反映させる。

(1) 被災世帯数の把握

調査班は、発災から3日目を目途に、住宅ニーズを把握するため被災世帯の個別調査（住所、建物種類、被災程度（基準については「本章 第1節 第5 災害救助法の適用」を参照）等をリスト化）を実施する。

建築班は、調査結果から応急修理家屋及び応急仮設住宅の建設数を把握する。

(2) 住宅相談所の開設

市民班は、必要に応じて住宅相談所を市役所本庁舎、児玉総合支所、指定避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

2 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の方針

建築班は、災害により住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

建築班は、災害により住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大するおそれがある者に対し、緊急応急修理を行い住家の被害の拡大の防止を図る。

(2) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、次に示すとおりである。

【応急修理の方法】

項目	内容
修理戸数の決定	住家被害認定調査等により修理戸数を決定する。
修理の範囲及び費用	居室、トイレ、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。 住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府）に定める基準とする。
修理の時期	災害発生の日から、原則として3か月以内に完了する。

【緊急応急修理の方法】

項目	内容
修理戸数の決定	住家被害認定調査等により修理戸数を決定する。
修理の範囲及び費用	屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置を行う。 住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府）に定める基準とする。
修理の時期	災害発生の日から、原則として10日以内に完了する。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の方針

建築班は、災害により、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対し、応急仮設住宅を供与する。必要に応じ、障害者、高齢者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者のうちの高齢者、障害者等の数及び施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置する。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て本部長が実施方法等を定める。

(2) 応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合）

ア 被災世帯の調査

市は、県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急修理等に必要な次の調査を実施する場合、これに協力する。

- (ア) 被害状況
- (イ) 被災地における市民の動向
- (ウ) 応急仮設住宅建設に当たっての支障事項等
- (エ) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

イ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、次に示すとおり実施する。

【応急仮設住宅の建設】

項目	内容
建設用地	原則として、あらかじめ決めておいた応急仮設住宅建設候補地の中から用地を確保する。ただし、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に貸借契約を締結する。
設置戸数	供与戸数は、市からの要請に基づき県が決定する。
建設の規模及び費用	1戸当たりの建物面積及び費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府）に定める基準による。ただし、この基準では運用することが困難な場合には、知事を通じ内閣総理大臣の承認を受けて、その規模及び費用を上げることができる。
建設の時期	災害発生の日から原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。
建設工事	応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、市長が委任を受けて建設することができる。 県及び市は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定等に当たっては、市内建設業者に対して協力を要請する。
供与の期間	入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

ウ 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次に示す条件すべてに該当する者から入居者を選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

- (ア) 住家が全壊又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保することができない者

エ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じ市が県に協力してこれを行う。

ただし、県から事務委任を受けた場合、市が救助の実施主体として、管理を行う。

4 公営住宅等のあっせん

建築班は、応急仮設住宅の他、災害のために住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、関係団体に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居あっせんに依頼する等、住宅の確保に努める。

第2 文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、市は、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図る。また、市内の文化財について応急対策を講ずる。

1 応急教育

地震災害時においては、児童生徒の安全確保を最優先とするが、更に、教育活動の場の確保等、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 児童生徒の安否確認

校長は、地震発生直後における児童生徒の安否の確認を次に示す要領で実施する。

【勤務時間内に地震が発生した場合】

対応	内容
児童生徒の安全確保と被害状況の把握	校長は、地震発生直後、児童生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、市へ報告する。
児童生徒の避難	校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童生徒に危険が及ぶと判断したとき又は消防職員から避難の指示がある場合、児童生徒及び教職員を安全な指定避難所等へ速やかに避難させる。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市へ速やかに報告する。市は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

【勤務時間外に地震が発生した場合】

対応	内容
被害状況の把握	地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、市へ報告する。
児童生徒の安全確認	非常招集した教職員は、児童生徒及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市へ速やかに報告する。市は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講じる。

ア 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講じる。

イ 指定避難所となった場合の措置

応急教育の実施に配慮し、学校施設を指定避難所とする場合は、次に示す順とする。また、学校が指定避難所となった場合の措置は、「本章 第7節 第3 指定避難所の開設」及び「本章 第7節 第4 指定避難所の運営」による。

【学校施設の指定避難所利用の優先順位】

屋内運動場（体育館） ⇄ 普通教室 ⇄ 特別教室

※ 「普通教室」と「特別教室」との利用優先順位は、避難者の数や特別教室の状況により適宜判断する。

ウ 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧方法は、次に示すとおりである。

- (ア) 被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- (イ) 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- (ウ) 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- (エ) 上記の応急復旧に努めるほか、可能な限り教室を確保するため、次に示す方策を講じる。
 - ・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- (オ) 指定避難所等に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

エ 指定避難所の閉鎖

応急仮設住宅や民間賃貸住宅等への入居等により、全ての避難者が指定避難所から退去した場合、統括班は指定避難所を閉鎖し、速やかに学校施設を復旧する。

統括班は、避難者が少数となった指定避難所については、避難者の同意を得た上で、複数の指定避難所の避難者を一箇所に集約する等、学校施設の復旧に努める。

(3) 応急教育の実施

教育班は、応急教育を実施するため、次に示す事項について、対策を実施する。

ア 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童生徒に速やかに周知徹底を図る。

イ 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次に示す区分に基づいて応急教育を実施する。

- (ア) 合併授業
- (イ) 分散授業
- (ウ) 短縮授業

- (エ) 二部授業
- (オ) 複式授業
- (カ) これらの併用授業

ウ 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次に示す方法により教員の確保の応急措置を実施する。

- (ア) 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
- (イ) 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- (ウ) 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講じる。

エ 学校給食の措置

市及び本庄上里学校給食組合は、学校再開に併せて、速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

また、次の場合には、学校給食を一時中止する。

- (ア) 学校給食施設で炊出を実施している場合
- (イ) 感染症等の危険の発生が予想される場合
- (ウ) 災害により給食物資が入手困難な場合
- (エ) 給食施設が被災する等、給食の実施が不可能な場合
- (オ) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

オ その他、生活指導等

応急教育について、上記以外の事項について次に示す。

【その他の応急教育】

事項	内容
登下校時の安全確保	教育活動の再開に当たっては、特に登下校時の安全確保に留意する。
心身の健康の保持	被災した児童生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。
避難した児童・生徒の指導	避難した児童生徒に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問する等して、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。
その他	災害のため、多数の児童生徒が学校区外に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱及び3学期においては卒業証書の取扱について、弾力的な対応を実施するように、国及び県に対し要請する。

(4) 教材・学用品の調達・支給

市長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次に示

す要領で調達・支給する。

ア 支給の対象

教科書・学用品を喪失し又はき損して就学上支障のある児童生徒に対し、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

イ 支給の実施

教科書については、県教育委員会が市教育委員会からの報告に基づき、埼玉県教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講じる。

文房具及び通学用品については、被害の実情に応じ、現物をもって支給する。

ウ 支給の時期

教科書の支給の時期は、災害発生の日から1か月以内とする。教材、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

2 応急保育

市は、保育所等の園児の生命及び身体の安全確保を図るため、保育所等において必要な応急措置を講ずる。

(1) 保育所等の応急措置

保育施設長（民間保育施設長を含む。）は、災害時における園児の生命及び身体の安全確保を図るため、次に示す措置を講ずる。

ア 保育施設長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

イ 保育施設長は、まず、園児及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を市に連絡する。また、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所等の安全を確保する。

(2) 応急保育の体制整備

ア 保育施設長は、園児のり災状況を調査する。

イ 市は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育施設長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

ウ 保育施設長は、応急保育計画に基づき、受入可能な児童を保育所等において保育する。

エ 保育施設長は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

オ 市は、関係団体を通じて、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、布団、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。また、国及び県を通じて関係業者に供出等を要請する。

(3) 要保護児童の応急保育

保育班は、保護者のいない児童等の要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

ア 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次に示す方法により速やかに実施する。

- (ア) 指定避難所の責任者は、次の要保護児童について市へ通報する。
 - ・児童福祉施設から指定避難所へ避難した児童
 - ・保護者の疾患等により発生する要保護児童
- (イ) 台帳、名簿等による把握
 - ・住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
 - ・災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿からの把握
- (ウ) 市民の通報による把握
- (エ) 広報等による保護者のいない児童の発見
- (オ) 市は、広報等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

イ 親族等への情報提供

市は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

ウ 要保護児童の保護と支援

市は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

【要保護児童の保護と支援】

事項	内容
保護者のいない児童の保護	➤ 親族による受入の可能性の打診 ➤ 児童相談所と連携し児童養護施設での保護 ➤ 児童相談所と連携し里親への委託保護
支援等の措置	➤ 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付 ➤ 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

エ 児童のメンタルケア

市は、児童の精神的不安定を解消するため、児童相談所等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

3 文化財の保護対策

文化財班は、市内の文化財等に震災被害が生じた場合には、次に示す措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 情報の収集・伝達

文化財班は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・保管施設の応急対策

文化財班は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように、危険物や障害物

等を撤去する。

(3) 文化財の応急措置

文化財班は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認した場合、次に示す措置を講ずる。

- ア 国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- イ 上記のことを進めるに当たっては、被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- ウ 市指定文化財にあつては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- エ 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者又は管理者の理解を得て、管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第3 商工・農業対策

災害によって被害を受けた商工業施設及び農業施設の応急対策を実施する。

1 商工業対策

商工班及び支所経済環境班は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、本庄商工会議所、児玉商工会等と連絡を密にして被害状況を把握し、二次災害の防止に努める。統括班は、被害調査結果を県に報告する。

2 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

農政班及び支所経済環境班は、災害が発生したときは、埼玉ひびきの農業協同組合等の協力を得て、市内における農作物、農業用施設の被害状況について把握し、二次災害の防止に努める。統括班は、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

災害により農地が冠水した場合、農政班及び支所経済環境班は、農作物の被害を考慮し、状況に応じてポンプ等による排水を行う。

イ 用排水路

農政班及び支所経済環境班は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

ウ 農作物の応急措置

農政班及び支所経済環境班は、農作物について被害が発生したときは、埼玉ひびきの農業協同組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

3 林業対策

農政班及び支所経済環境班は、災害が発生したときは、寄居林業事務所等と連絡を密にして被害状況を把握し、二次災害の防止に努める。

統括班は、被害調査結果を県に報告する。

第4 労働力の確保

災害時において、市及び防災関係機関の職員のみでは災害応急対策を実施する要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

職員受援班は、公共職業安定所を通じて、労働力の確保を図る。

職員受援班は、県に対しあつせん要請する。

関係各班は、関係団体に対し協力要請する。

第11節 廃棄物対策

■ 基本方針

被災地のごみの収集・処分、し尿の汲取・処分及び倒壊家屋等災害廃棄物の処分等、清掃業務を適切に実施し、環境衛生に万全を期す。

「廃棄物対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 災害廃棄物の処理	環境班、支所経済環境班
第2 産業廃棄物の処理	環境班、支所経済環境班
第3 一般廃棄物の処理	環境班、支所経済環境班

第1 災害廃棄物の処理

1 処理の方針

災害時には、大量の災害廃棄物が発生するが、その処理に関しては、県と情報交換を行い、環境面への影響に配慮しつつ次に示すとおり行う。

- (1) 住宅・建築系（個人・中小規模の民間事業者）の災害廃棄物は、市が災害廃棄物処理事業として実施する。
- (2) 大規模の民間事業者等の災害廃棄物は、大規模の民間事業者等が自己処理する。
- (3) 公共・公益施設の災害廃棄物は、施設の管理者において処理する。
- (4) 公費解体により排出される廃棄物は災害廃棄物として処理する。

2 仮置場の決定

環境班及び支所経済環境班は、予想される被害想定から災害廃棄物の発生量を予測し、公用地又は市民生活に支障のない場所から災害廃棄物の仮置場を選定する。

3 仮置場への搬入

環境班及び支所経済環境班は、災害廃棄物の仮置場への搬入協力を市内の廃棄物処理業者及び土木建築業者等に要請する。市内業者の対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。

4 適正処理

環境班は、十分な分別収集を関係機関、市民に呼びかけ、災害廃棄物の適正処理・リサイクルに努める。また、県及び隣接市町と連携を図り、適当な時期に仮置場の災害廃棄物の搬出について、関係自治体及び民間業者に協力を要請する。

(1) 分別処理の方法

木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

(2) 最終処理の方法

可燃物のうち柱材等は、可能な限りリサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする。）のうえ焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。

不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

5 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

環境班及び支所経済環境班は、アスベスト等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策やPCB等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染を防止し、適正な処置に努める。

(1) 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を市民に広報する。

また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼等の適切な方法を指導する。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による家電製品は、平常時同様に事業者に引渡すよう指導する。不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

(2) アスベストの処理

アスベストを使用した建築物の解体撤去は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に従って、アスベストの飛散防止措置を講じる。

アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（昭和63年7月厚生省）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行う。

第2 産業廃棄物の処理

事業者は、災害時の事業活動に伴う廃棄物について、平常時と同様、適正に処理する。

1 事業所の解体・撤去

事業者が所有する事業所の解体・撤去は、自らの責任において適正に処理する。国の補助対象になる場合等、事業者と市が連携して処理を行う。

災害廃棄物処理実行計画に基づき、事業者が所有する事業所の解体・撤去によって排出された災害廃棄物の処理を行う。

2 事業者の製品等の片付け

事業者は、保有していた製品であって、災害により、商品価値がなくなり、出荷が出来なくなった物の処理は、適正に処理する。また、事業所は、建物内に残置された備品等の廃棄物を適正に処理する。

一方で、企業が保有する製品であって、腐敗等により生活環境に悪影響を与えるおそれがあり、市が災害廃棄物として処理する必要があると認めた場合、事業者及び市が連携して処理する。

3 通常の事業活動に伴い発生する廃棄物

通常の事業活動に伴い発生する廃棄物は、自らの責任において適正に処理する。

一方で、近隣住宅と隣接する等、家庭等から排出される災害廃棄物と一体となって排出される場合、災害廃棄物処理実行計画に基づき、事業者と市が連携して処理する。

4 産業廃棄物処理事業者の被災状況の把握

担当部署は、産業廃棄物処理業の許可業者の処理施設等の被災状況を把握し、必要に応じ、事業者へ情報を提供する。

第3 一般廃棄物の処理

環境班及び支所経済環境班は、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

1 生活ごみの収集処理

(1) 処理施設被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

(2) 仮設ごみ処理集積所の指定

災害の状況に応じ、地域の主要場所に仮設のごみ集積所を設置する。

(3) 収集方法

ごみの収集は、委託業者により実施するものとし、災害の実情に応じ、自治会及び本庄市環境衛生推進委員等の協力を得て実施し、可能な限り分別して搬出する。

(4) 収集順位

ごみの収集は、保健衛生上の観点から次に示す事項を優先して収集する。

- ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- イ 浸水地域のごみや重要性の高い施設（指定避難所等）のごみ

(5) 処理方法

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、児玉郡市広域市町村圏組合の処理施設で処分する。

ごみ処理施設が被災した場合又は処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を依頼し、ごみ処理施設の確保を図る。

【ごみ処理施設】

区分	施設名	所在地	電話番号
可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	小山川クリーンセンター	本庄市東五十子151-1	0495-22-8200

(6) 応急処理場の設置

処理施設が使用不能となった場合又は処理能力が限界となった場合は、災害時の実情に応じ、本部長は、次に示す選定基準に基づいて応急処理場を設置する。

- ア トラックの通行可能な道路であること。
- イ 処理場の数は地理的条件を考慮し、ごみの処理により衛生上、産業上影響のない場所であること。
- ウ ごみ処理場の消毒は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（平成10年厚生省）に定める消毒方法により行う。

2 し尿の収集処理

(1) 処理施設被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 収集方法

し尿の収集は、委託業者により実施する。
収集順位は、指定避難所等緊急汲取りを必要とする所から優先的に実施する。

(3) 処理方法

収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき又は処理施設が被災により処理が困難な場合は、必要に応じて近隣の他処理施設への搬送及びトイレの使用制限等を行う。

なお、マンホールトイレシステムにおいて排出されるし尿については、水循環センターにおいて処理される。

【し尿処理施設】

区分	施設名	所在地	電話番号
し尿	利根グリーンセンター	本庄市新井1029-1	0495-22-2097

(4) 仮設トイレの設置

環境班は、災害の状況に応じ、指定避難所等に仮設トイレを設置し、し尿を処理する。

3 市民への協力要請

広報班は、大量発生するごみ、し尿等の処理や一時保管が困難とならないよう、地域市民に対し廃棄物を分別して排出する等、市の廃棄物処理活動に協力するよう広報を行う。

第12節 火山噴火降灰対策

■ 基本方針

富士山噴火、浅間山噴火等による降灰対策として、情報収集、避難所運営、農業者への支援等の実施に努める。

「火山噴火降灰対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 応急活動体制の確立	危機管理課、関係各課
第2 情報の収集・伝達	危機管理課
第3 指定避難所の開設・運営	教育班、施設班、職員受援班、統括班、市民班、関係各班
第4 医療救護	医療班、関係各班
第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	建設班、水道班、関係事業者
第6 農林水産業者への支援	農政班
第7 降灰の処理	関係各課

第1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、市は、県及び防災関係機関等の協力を得て災害応急対策を実施する。

第2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

1 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき又は市内に降灰があったとき、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民へ周知する。

降灰状況の発信手段は、「本章 第2節 第4 広報活動」を準用する。

2 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県及び市は、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。

3 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、降灰が予測される場合、とるべき行動を市民に広報する。広報内容の事例は次に示すとおりである。

- (1) 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチ等で口元を覆う等、目やのどを保護する。
- (2) 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。

- (3) 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー※を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

第3 指定避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により住家を失った市民等、一時的収容保護が必要な市民等に対して指定避難所の開設・運営する。

指定避難所の開設・運営については、「本章 第7節 第3 指定避難所の開設」及び「本章 第7節 第4 指定避難所の運営」を準用する。

第4 医療救護

火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響等健康への影響が懸念されるため、医療救護が必要である。

医療救護については、「本章 第3節 第2 医療救護」を準用する。

第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

降灰による道路、鉄道、電力、公共施設等への影響が懸念されるため、応急・復旧対策が必要である。

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策については、「本章 第4節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策」を準用する。

第6 農林水産業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

また、河川や養魚池への降灰により、水質が悪化し魚が死亡する可能性があるため、被害状況を把握するとともに、養殖業者に対し、被害状況に応じた技術指導等を実施する。

第7 降灰の処理

1 取組方針

降灰の処理の取組方針は、次に示すとおりである。

- (1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- (2) 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- (3) 宅地等、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。
- (4) 具体的な処分先及び処分方法については、今後の国の検討状況を踏まえ検討、決定する。

2 役割

降灰処理のための市及び関係機関等の役割は、次に示すとおりである。

【降灰処理に関する役割分担】

機関名等	役割
市	➤ 一時的仮置場の設置 ➤ 火山灰の利用、処分 ➤ 上下水道施設における降灰の除去
市（施設管理者）	➤ 施設及び敷地内の降灰の除去
県	➤ 広域的な処分の調整 ➤ 上下水道施設における降灰の除去
市民	➤ 堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	➤ 堆積した降灰の除去（事業施設等） ➤ 一時的仮置場までの運搬
道路管理者	➤ 道路上の降灰の除去
鉄道事業者	➤ 鉄道施設内の降灰の除去

3 降灰の収集

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出す場合は、レジ袋等を二重にして出す等、排出方法を周知する。

第13節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

■ 基本方針

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われていないこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難等を促す情報を発表することとなった。

市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当せず、南海トラフ地震に伴う市の震度は震度4から5強程度と予想されているが、南海トラフ地震関連情報の発表に際しては社会的な混乱が懸念される。

そこで社会的混乱及び被害を最小限に抑えることを目的として、南海トラフ地震に関する地震防災対策計画を定める。

ただし、地震発生後の応急対策活動に関する内容は、震災編において策定した計画と重複するため、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心にまとめる。

「南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制の確立	各課共通
第2 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）に伴う情報収集・伝達	各課共通

第1 活動体制の確立

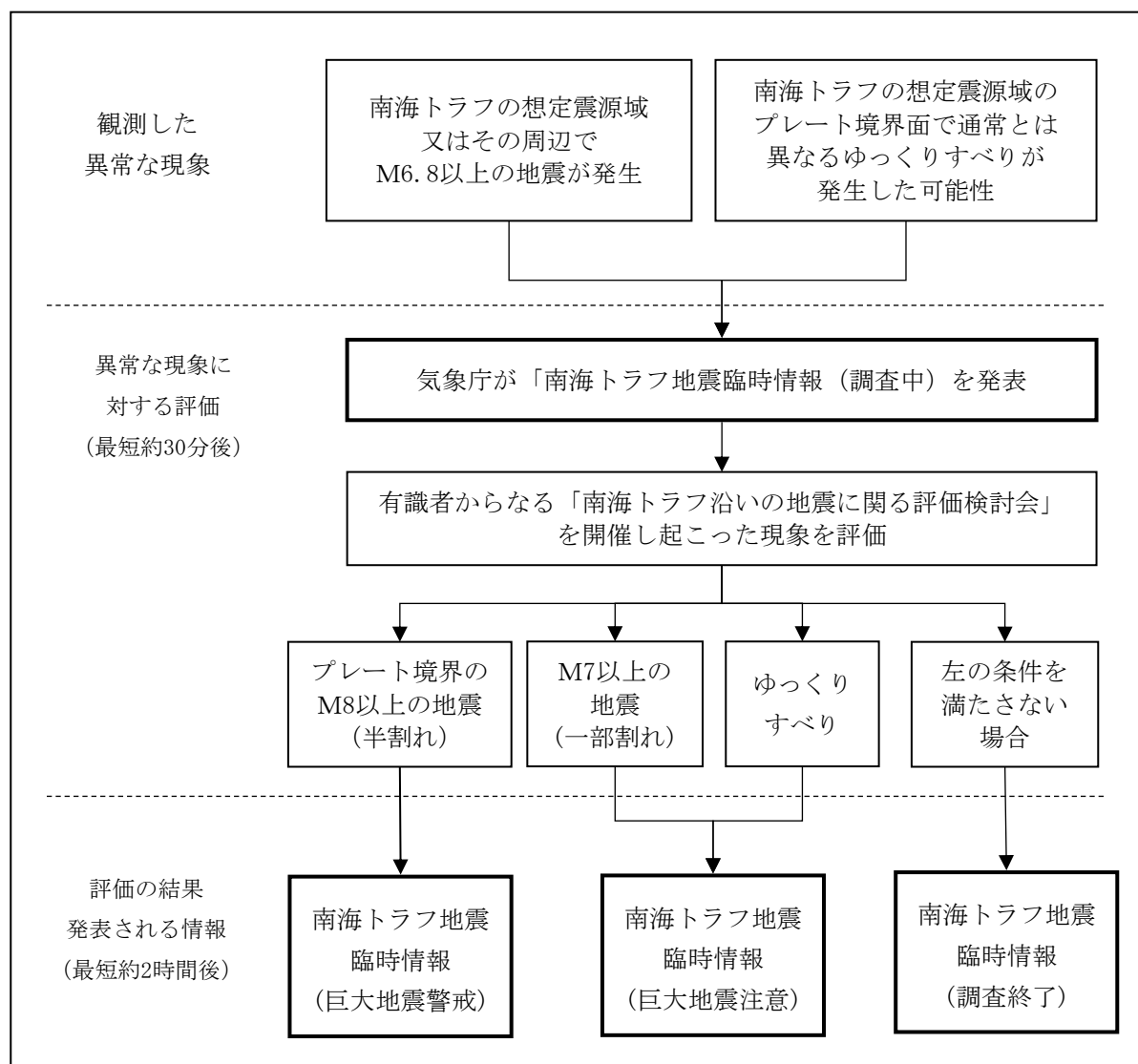
南海トラフ地震関連情報が発表された場合に備え、市のとるべき防災体制等の必要な事項を定める。

1 南海トラフ地震関連情報の流れ

(1) 南海トラフ臨時情報発表までの流れ

異常な現象を観測してから、発表される情報までの流れは、次のとおり。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



出典) 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】(令和3年5月一部改定、内閣府(防災担当))

(2) 南海トラフ臨時に関連する情報の発表条件

南海トラフ地震関連情報の発表条件及び付記されるキーワードについては、次のとおり。

南海トラフ臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

【「南海トラフ地震関連情報」の種類及び発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	以下のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）で気象庁マグニチュード6.8以上※1の地震※2が発生 ・1ヶ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

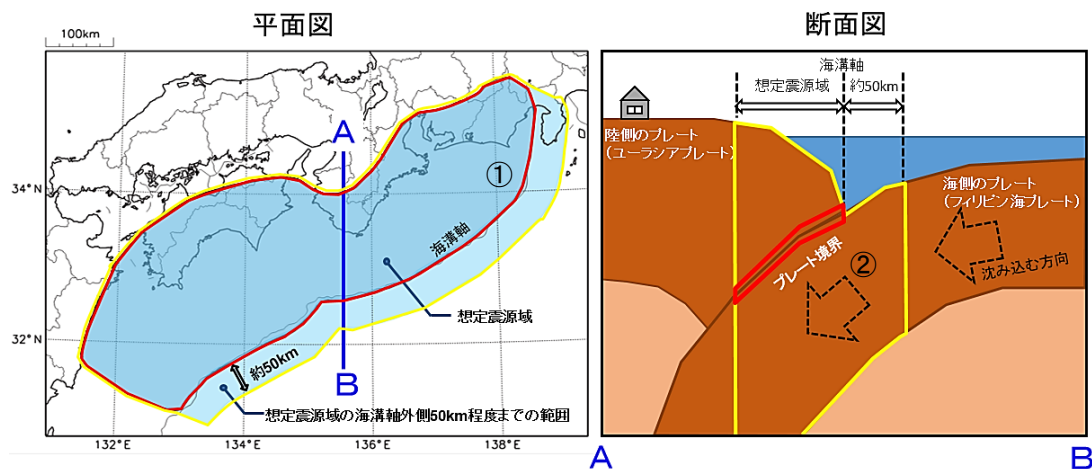
※1 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※2 太平洋プレートの沈込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用する。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間等、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

【想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中①）と監視領域（想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中②）】



資料：「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」気象庁ホームページ

2 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されたとき、通常体制にて、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。なお、活動の詳細は、「本編 第1章 第1節 第2 1 通常体制」を準用する。

3 初期活動本部の設置

(1) 初期活動本部の設置（初期活動本部体制）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、市は初期活動本部を設置し初期活動本部体制をとる。なお、活動の詳細は、「本編 第1章 第1節 第2 2 初期活動体制」を準用する。

(2) 初期活動本部の廃止

南海トラフ地震臨時情報（終了）が発表されたとき、初期活動本部を廃止する。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う情報収集・伝達

南海トラフ地震関連情報の収集・伝達について必要な事項を定め、市、関係機関、市民、各事業所等が情報の共有化を図り、落ち着きある行動を目指す。

【南海トラフ地震関連情報発表後の警戒、注意を要する期間】

気象庁発表情報	ケース	警戒、注意をする期間
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	半割れ	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	一部割れ	1週間
	ゆっくりすべり	すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間

第14節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

■ 基本方針

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定等、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

市は、令和4年9月30日現在、推進地域に指定されていないが、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表の発表に際しては社会的な混乱が懸念される。このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定める。

「北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置」は次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	関係各班

第1 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

1 情報の収集・伝達

北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）については、伝達が確実に行われるよう留意する。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、「本編 第1章 第2節 第1 地震に関する情報の収集・伝達」を準用する。

2 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して注意する措置をとる。

第15節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

■ 基本方針

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、市域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、市域はもとより県域をも越えたときは、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能のマヒ、大量の避難者や帰宅困難者の発生等）が生じる可能性もある。

また、発生する頻度はきわめて稀と考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震等の災害が重なって起こる災害をいう。）においても、同様に、計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

「最悪事態（シビアコンディション）への対応」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 シビアコンディションへの対応	各課共通
第2 シビアコンディションの共有と取組の実施	各課共通

第1 シビアコンディションへの対応

「第2編 災害予防計画」及び「本編 第1章～第3章」に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引起すような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。

人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発及び訓練が重要になる。

第2 シビアコンディションの共有と取組の実施

埼玉県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

市においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組で被害の最小化を図りながらも、「逃げる」及び「逃がす」対策と組合せることによって、最優先に市民の生命を守ることが重要である。

また、埼玉県の場合は、首都直下地震発生時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、市もその一翼を担うことになる。

次では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

【① 命を守るのは「自分」が基本】

項目	内容
課題	➤ 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。 ➤ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。
対策の方向性	➤ 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。 ➤ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。 ➤ 地震に備えた防災総点検を行う。

【② 支援者の犠牲はあってはならない】

項目	内容
課題	➤ 発災後、救出救助・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。 ➤ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。
対策の方向性	➤ 救出救助・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。 ➤ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。 ➤ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。 ➤ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速かつ的確に行う。

【③ 火災から命を守る】

項目	内容
課題	➤ 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。 ➤ 消防機関の現場到達を早める。 ➤ 火災から逃げ遅れる人をなくす。
対策の方向性	➤ 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。 ➤ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。 ➤ 被害や危険地域の正確な把握と、市民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、報道機関、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。 ➤ 通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

【④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇】

項目	内容
課題	➤ 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。 ➤ 電力、ガス、水道等のライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。 ➤ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。
対策の方向性	➤ 主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保する。例えば災害対策本部が設置される市役所等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。 ➤ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。 ➤ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、協定の締結を検討する。 ➤ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。 ➤ 市外からの避難者の受入について、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。 ➤ 長期避難を想定し、指定避難所の環境を向上させるとともに、市民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

【⑤ その時、道路は通れない】

項目	内容
課題	▶ 災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。 ▶ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応が必要となる（平成26年の災害対策基本法の改正により）。 ▶ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。
対策の方向性	▶ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。 ▶ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

【⑥ デマやチェーンメールは新たな災害】

項目	内容
課題	▶ 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。 ▶ 政府、行政による正確な情報発信が不足する。 ▶ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。
対策の方向性	▶ 正しい情報の発信者・取得方法等の防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。 ▶ 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

【⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応】

項目	内容
課題	▶ 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。 ▶ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 ▶ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。
対策の方向性	▶ 平常時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。 ▶ 一定の安全を確保した上での市民、自主防災組織、地域の民間事業者等による救命救助活動が行える仕組みの検討及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

【⑧ 助かった命は守り通す】

項目	内容
課題	➤ 配慮事項ごとに必要とされる避難施設を確保する。 ➤ 福祉避難所等の比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制を確立する。 ➤ 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）を行う必要がある。
対策の方向性	➤ 受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。 ➤ 指定避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 ➤ 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。 ➤ 被災者の見守り活動や孤立防止、メンタルケアの長期的提供を行う。

【⑨ 食料が届かない】

項目	内容
課題	➤ 救援物資が不足する。 ➤ 物資調達が困難になる。
対策の方向性	➤ 被災情報及び指定避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。 ➤ 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。 ➤ 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

第3編 災害応急対策計画

【第2章 風水害応急対策】

第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

目次

第3編 災害応急対策計画	245
第2章 風水害応急対策	245
第1節 活動体制の確立	245
第1 職員の動員計画	245
第2 初期活動体制	251
第3 非常体制	254
第4 受援に関する活動	254
第5 災害救助法の適用	254
第2節 情報の収集・伝達	255
第1 風水害に関する情報の収集・伝達	255
第2 気象特別警報・警報・注意報等	255
第3 災害情報の収集伝達・共有	256
第4 水防情報	257
第5 土砂災害警戒情報	261
第6 ホットラインの運用	262
第7 市民からの通報・問合せ対応	263
第8 広報活動	263
第9 広聴活動	263
第10 被害の未然・拡大防止のための市民への呼びかけ	263
第3節 水防計画	264
第1 水防体制	264
第2 水防活動	264
第3 決壊時の措置	265
第4 応援要請	265
第4節 土砂災害対策活動	266
第1 土砂災害警戒情報の活用	266
第2 情報の収集・伝達	266
第3 二次災害の防止	266
第5節 雪害対策活動	268
第1 活動体制の施行	268
第2 情報の収集・伝達・広報	268
第3 道路機能の確保	269
第4 地域における除雪協力	269
第6節 竜巻等の突風対策活動	270
第1 情報伝達	270
第2 救助の適切な実施	270
第3 がれき処理	270
第4 指定避難所の開設・運営	270
第5 応急住宅対策	270
第6 道路の応急復旧	270
第7節 医療救護等対策	271
第1 救急救助	271

第2	医療救護	271
第3	防疫及び保健衛生	271
第4	遺体の取扱	271
第8節	交通ネットワーク・ライフラインの応急対策	272
第1	緊急輸送道路の確保	272
第2	ライフラインの応急対策	272
第3	公共施設等の応急復旧	272
第9節	帰宅困難者対策	272
第10節	二次災害の防止	273
第1	建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止	273
第2	民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	273
第3	水害の防止	273
第4	土砂災害の防止	273
第5	爆発物・有害物質による二次災害防止活動	274
第6	二次災害防止のための市民への呼びかけ	274
第11節	避難対策	275
第1	避難に関する状況把握	275
第2	警戒レベルを用いた避難情報の発令	275
第3	避難の指示・警戒区域の設定	277
第4	避難誘導	277
第5	指定避難所の開設	279
第6	指定避難所の運営	279
第12節	物資供給・輸送対策	280
第13節	要配慮者の安全確保	280
第14節	生活の早期再建	280
第15節	廃棄物対策	280

第3編 災害応急対策計画

第2章 風水害応急対策

風水害に対する応急対策活動は、まず災害発生前の気象警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策が重要である。

災害発生後は、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救出救助・救急、医療活動、避難者の応急収容、食料・飲料水等の供給を行うことが重要である。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要である。

そのため、市は風水害の特性を考慮して、次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努める。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策を準用する。)

第1節 活動体制の確立

■ 基本方針

本節では、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、市民の生命及び身体の安全を確保するため、隣接市町、県及びその他防災関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるよう市の活動体制を定める。

「活動体制の確立」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 職員の動員計画	各課共通
第2 初期活動体制	各課共通
第3 非常体制	各班共通
第4 受援に関する活動	職員受援班
第5 災害救助法の適用	関係各班

第1 職員の動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市職員の初動動員と配備についてその要領を定める。

1 活動体制と配備基準

活動体制及び配備基準、風水害対策に係る活動の流れは、次のとおり。

【風水害等対策に係る活動体制と配備基準】

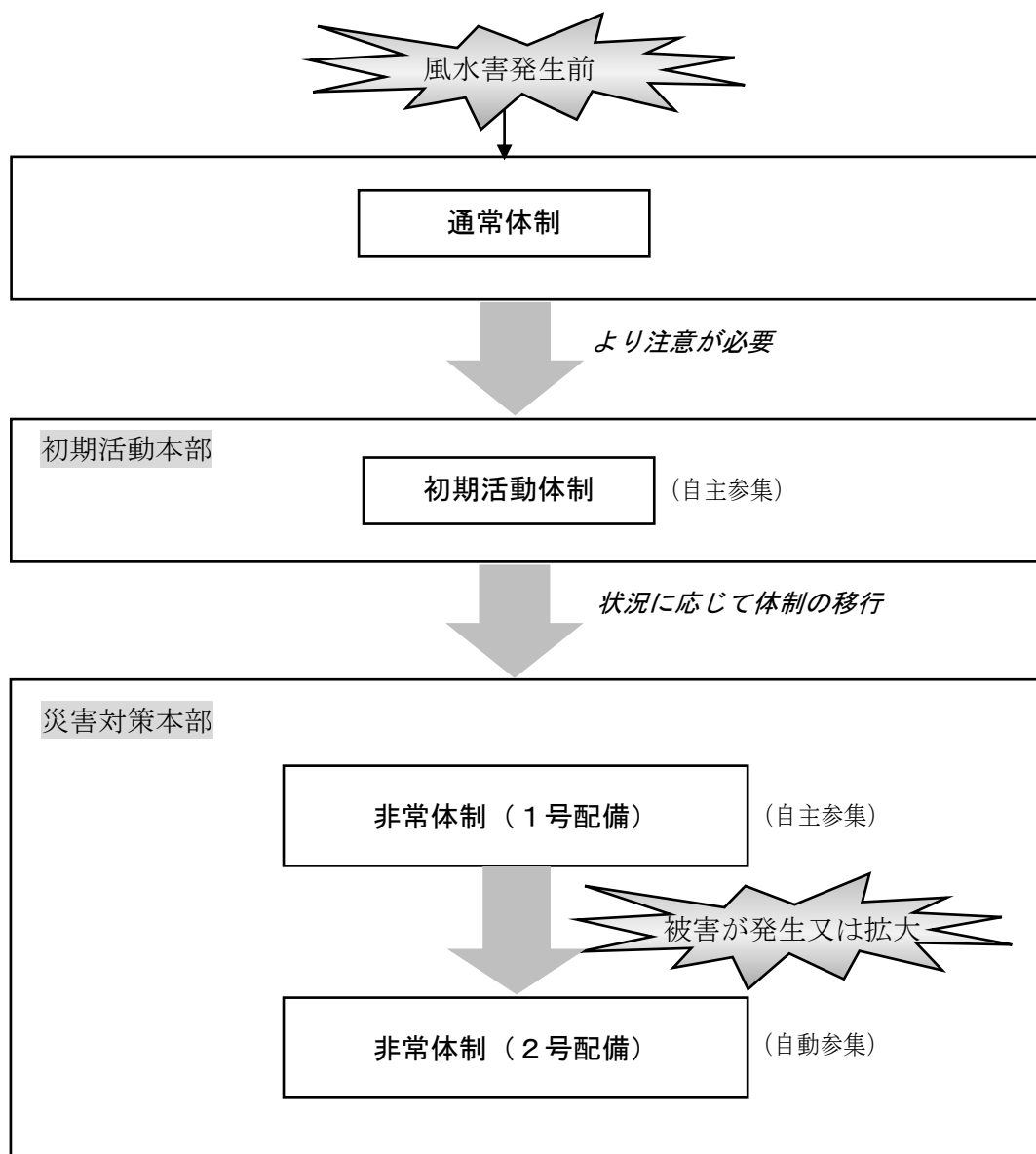
警戒 レベル (相当)	本部設置	活動体制	気象情報	キキクル	埼玉県土砂災害警戒情報 システム	
1		通常体制	早期注意情報			
2			注意報	危険度分布が 注意(黄) ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報	土壌雨量指数が 大雨注意報基準 に実況	
3			警報のいずれか一つの発表 ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報 ・暴風警報	危険度分布が 警戒(赤) ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報	土壌雨量指数が 大雨警報(土砂災害)の基準 に2時間後予測の予想で到達	
4		初期活動本部	初期活動体制	大雨及び洪水警報の重複発表 ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報		土壌雨量指数が 大雨警報(土砂災害)の基準 に実況
				高齢者等避難 発令		
					危険度分布が 危険(紫) ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報	土壌雨量指数が 土砂災害警戒情報の基準 に2時間後予測の予想で到達
5	災害対策本部	1号非常体制	土砂災害警戒情報の発表 記録的短時間大雨情報の発表			
			避難指示 発令			
				危険度分布が 災害切迫(黒) ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(浸水害) ・洪水警報		
		2号非常体制	特別警報の発表 ・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨特別警報(浸水害) ・暴風特別警報		土壌雨量指数が 大雨特別警報(土砂災害)の基準 に実況で到達	
			緊急安全確保 発令			

※ 上記を目安に総合的に判断する。また、その他市長が必要と認めた場合には、この限りではない。

警戒 レベル (相当)	本部設置	活動体制	洪水予報	水位情報		その他	
			【洪水予報河川】 ・利根川（一部） ・烏川 ・神流川 ・広瀬川（一部）	【水位周知河川】 ・小山川 ・女堀川 ・利根川（一部） ・広瀬川（一部）	【その他河川】 ・御陣場川 ・男堀川 ・元小山川		
1		通常体制					
2				水防団待機水位	通報水位		
			氾濫注意情報	氾濫注意水位	警戒水位		
3			氾濫警戒情報	避難判断水位	特別警戒水位	災害の発生が予想される場合 前兆現象の発見 ・湧水 ・地下水の濁り ・量の変化 ・漏水 ・河川管理施設の異常 等 ※ 破堤につながるおそれがある施設に限る	
			高齢者等避難 発令				
4			初期活動体制				
5			1 非常体制 号配備	氾濫危険情報	氾濫危険水位	危険水位	大規模な災害の発生が予測される場合
				避難指示 発令			
					計画高水位	河川管理施設の異常確認 ・堤防本体の亀裂 ・大規模漏水 等 前兆現象の発見 ・溪流付近で斜面崩壊 ・斜面のはらみ ・擁壁や道路等にクラック発生 等	
5		2 非常体制 号配備	氾濫発生情報	氾濫発生	越水・破堤	前兆現象の発見 ・山鳴り ・流木の流出 ・斜面の亀裂等 ・異常な漏水発生	
			緊急安全確保 発令				
						被害が発生又は拡大し、広範囲の被害が予想され、切迫している場合 土砂災害の発生 河川の堤防等が決壊又は越水	

※ 上記を目安に総合的に判断する。また、その他市長が必要と認めた場合には、この限りではない。

【風水害等対策に係る活動の流れ】



第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

2 動員計画

市の活動体制に応じた動員計画は、原則として次に示すとおりである。

また、勤務時間外及び休日における初期活動体制及び非常体制の動員は、次に示す動員、配備基準に基づいた参集とし、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

なお、各部課と災害対策本部の各部班との関係は、「本編 第1章 第1節 第3 6 災害対策本部の組織、事務分掌」を参照のこと。

【本部長・副本部長・本部員の動員、配備基準】

体制区分 役職	通常体制	初期活動体制		非常体制	
		災害対策初期活動本部		災害対策本部	
市長	—		☒	本部長	☒
副市長	—		☒	副本部長	☒
教育長	—		☒		☒
市民生活部長	—	本部長	☒	本部員	☒
企画財政部長	—		☒		☒
総務部長	—		☒		☒
福祉部長	—		☒		☒
保健部長	—		☒		☒
経済環境部長	—		☒		☒
都市整備部長	—		☒		☒
都市整備部次長	—		☒		☒
上下水道部長	—		☒	本部員	☒
教育委員会事務局長	—		☒		☒
議会事務局長	—		☒		☒
児玉総合支所長	—		☒		☒
危機管理課長	—		☒		☒
秘書課長	—		☒		☒
広報課長	—		☒		☒
関係課長	—		☒		☒

※1 「☒」は出動（自主参集）を、「—」は待機を示す。

※2 副本部長及び本部員は、辞令を用いず本表をもってそれぞれ指名されたものとみなす。

※3 関係課長の編成は、「本編 第1章 第1節 第3 3 図【本部会議の組織編成】」を参照。

【各部各課の動員、配備基準】

部名	課名	通常体制	初期活動体制 災害対策初期活動本部	非常体制 災害対策本部	
				1号配備	2号配備
市民生活部	市民生活部長 危機管理課 市民活動推進課 市民課 支所総務課 支所市民福祉課	各部局で定める職員	○ ➤ 危機管理課長 ➤ 市民生活部で定める職員	原則全職員の3/4	全職員
企画財政部	企画財政部長 秘書課 広報課 企画課 財政課 情報システム課		○ ➤ 秘書課長、広報課長 ➤ 企画財政部で定める職員		
総務部	総務部長 行政管理課 監査委員事務局 課税課 収納課 会計課		○ ➤ 行政管理課長 ➤ 総務部で定める職員		
福祉部	福祉部長 地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 高齢者福祉課 介護保険課		○ ➤ 地域福祉課長 ➤ 福祉部で定める職員		
保健部	保健部長 健康推進課 保険課 保育課 子育て支援課 こども家庭センター		○ ➤ 健康推進課長 ➤ 保健部で定める職員		
経済環境部	経済環境部長 環境推進課 商工観光課 産業開発室 農政課 農業委員会事務局 支所環境産業課		○ ➤ 農政課長 ➤ 経済環境部で定める職員		
都市整備部	都市整備部長 都市整備部次長 道路管理課 道路整備課 都市計画課 市街地整備室 建築開発課 営繕住宅課		○ ○ ➤ 道路管理課長 ➤ 道路整備課長 ➤ 都市整備部で定める職員		
上下水道部	上下水道部長 水道課 下水道課		○ ➤ 下水道課長 ➤ 上下水道部で定める職員		
教育委員会事務局	教育委員会事務局長 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ推進課 図書館 文化財保護課		○ ➤ 教育総務課長 ➤ 教育委員会事務局で定める職員		
議会事務局	議会事務局長 議会事務局		○ ➤ 議会副事務局長 ➤ 議会事務局で定める職員		
児玉総合支所※	児玉総合支所長 支所総務課 支所市民福祉課 支所環境産業課		○ ➤ 支所総務課長 ➤ 支所市民福祉課長 ➤ 支所環境産業課長 ➤ 児玉総合支所で定める職員		

※ 児玉総合支所は、現地対策本部が設置される場合に動員

3 勤務時間内における動員、参集

勤務時間内における動員、参集については、「本編 第1章 第1節 第1 3 勤務時間内における動員、参集」を準用する。

4 勤務時間外及び休日における動員、参集

(1) 勤務時間外の動員、参集

勤務時間外及び休日において、職員は、次に示す内容で、参集する。

【勤務時間外の動員、参集】

区分	内容
勤務場所への参集	通常体制の場合、所属長から連絡を受けた職員は、直ちに決められた場所に参集する。 初期活動体制及び非常体制においては、本部長から本部設置の発令を受けた各本部員は、直ちに動員基準に基づき各班長に参集を指示する。
参集の報告	各班長は、班員の参集状況を職員受援班に報告する。
参集が困難な場合	交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属長への連絡に努める。

(2) 参集途上の被害情報の把握

参集途上の被害情報の把握については、「本編 第1章 第1節 第1 4 (2) 参集途上の被害情報の把握」を準用する。

(3) 被害情報の報告

被害情報の報告については、「本編 第1章 第1節 第1 4 (3) 被害情報の報告」を準用する。

(4) 参集後調整業務

参集後調整業務については、「本編 第1章 第1節 第1 4 (4) 参集後調整業務」を準用する。

5 参集における留意事項

参集における留意事項については、「本編 第1章 第1節 第1 5 参集における留意事項」に準ずる。

第2 初期活動体制

1 通常体制

市は、平常時から、主として気象情報、河川情報、土砂災害情報等の情報収集、連絡活動を行い、連絡調整に万全を期する。

危機管理課は、必要な備品類として防災関係機関の連絡リスト、メモ帳及び市管内図各部を用意する。

(1) 活動組織

局長の指示に従い、定められた職員をもって組織する。

また、状況により上位の体制に迅速に移行できるよう努める。

(2) 体制の解除・移行

体制の解除・移行については、「本編 第1章 第1節 第2 1 (2) 体制の解除・移行」を準用する。

2 初期活動体制

(1) 災害対策初期活動本部の活動

市は、初期活動体制をとった場合、災害対策初期活動本部を原則、本庁舎3階301会議室に設置し、児玉総合支所職員は児玉総合支所に参集する。その後、被害発生状況の把握のため、次に示す活動を実施するとともに、被害の発生状況によっては速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

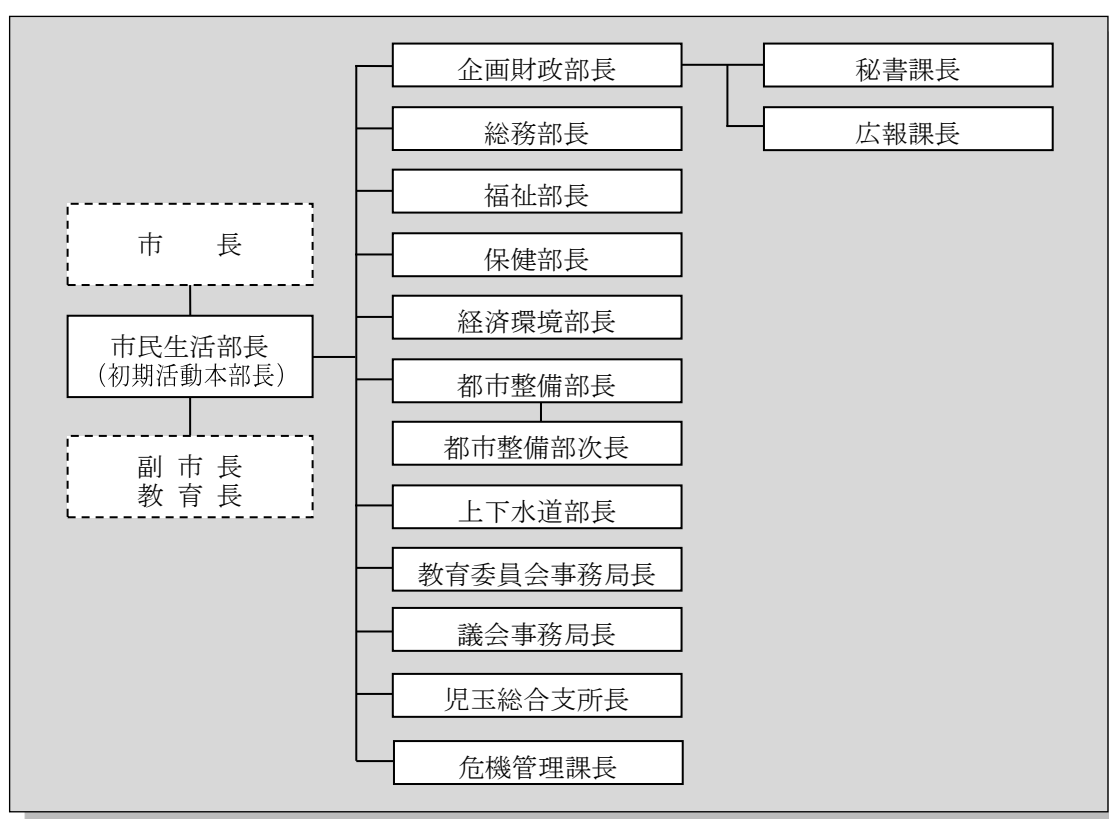
- ア 風水害情報の収集・伝達
- イ 被害情報の収集・伝達
- ウ 避難情報発令の検討
- エ 指定避難所の開設準備
- オ 広報活動の準備
- カ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告

(2) 災害対策初期活動本部の組織

災害対策初期活動本部は、市長、副市長、教育長、市民生活部長及び関係部課長をもって組織する。

なお、初期活動本部長以下、各職員は配備基準に応じて参集する（「本節 第1 職員の動員計画」を参照。）。

【災害対策初期活動本部の組織編成図】



(3) 災害対策初期活動本部の協議内容

災害対策初期活動本部の協議内容については、「本編 第1章 第1節 第2 2
(3) 災害対策初期活動本部の協議内容」を準用する。

(4) 災害対策初期活動本部の備品類

災害対策初期活動本部の備品類については、「本編 第1章 第1節 第2 2
(4) 災害対策初期活動本部の備品類」を準用する。

(5) 初期活動体制の解除・移行

災害対策初期活動本部長は、次の基準に達した場合は、初期活動体制を解除又は非常体制に移行するとともに、県にこの旨を連絡する。

- ア 初期活動体制の原因となった風水害による災害発生のおそれなくなったとき又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- イ 災害の発生等により、初期活動体制から非常体制に移行する必要性が生じたとき。
- ウ 県内又は他県で被害が発生し、初期活動体制から非常体制に移行する必要性が生じたとき。

第3 非常体制

市は、市内に被害を及ぼす風水害が発生した場合又は被害が発生するおそれがある場合において、非常体制を敷き災害対策基本法第23条の2の規定及び本庄市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに、可能な限り迅速に活動体制により各部班を組織し、災害対策本部の運営にあたる。

各部班は、事務分掌に基づき、まずは、初期の応急対策を実施し、被災者の救護にあたる。また、市機関の存在を市民に知らせて、事態の混乱を最小限に抑えるよう努め、他の防災関係機関と速やかに連絡を取合い、協力体制の整備を図る。

応急対策は原則として、災害応急対策実施責任者（市長）において、それぞれ法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第1節 第3 非常体制」を準用する。

【資料編 第4節 第5】『本庄市災害対策本部条例』参照

【資料編 第4節 第6】『本庄市災害対策本部に関する規程』参照

第4 受援に関する活動

市が単独で対処することが困難な事態において、県、近隣市町、協定締結団体、自衛隊、民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。

具体的な内容については、「本編 第1章 第1節 第4 受援に関する活動」を準用する。

第5 災害救助法の適用

災害に際し、食料その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図る必要がある。市は、市内の被害が災害救助法に定めるところに該当すると見込まれる場合は、災害救助法の適用を受けて、必要な救助を実施する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第1節 第5 災害救助法の適用」を準用する。

【資料編 第5節 第1】『災害救助基準』参照

【資料編 第5節 第2】『災害救助の種類と実施者』参照

【資料編 第5節 第3】『本庄の災害救助法適用基準』参照

第2節 情報の収集・伝達

■ 基本方針

本節では、気象警報発表時等、災害の警戒期において、市が実施する災害応急対策活動について定める。

「情報の収集・伝達」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 風水害に関する情報の収集・伝達	危機管理課、関係各課
第2 気象特別警報・警報・注意報等	危機管理課
第3 災害情報の収集伝達・共有	危機管理課
第4 水防情報	危機管理課、道路管理課
第5 土砂災害警戒情報	危機管理課
第6 ホットラインの運用	危機管理課
第7 市民からの通報・問合せ対応	市民課、企画課
第8 広報活動	広報課
第9 広聴活動	広報課
第10 被害の未然・拡大防止のための市民への呼びかけ	危機管理課、広報課

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報は、県から市に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。警報発表から比較的間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、危機管理課が一元的に収集する。

第2 気象特別警報・警報・注意報等

熊谷地方気象台は、「気象業務法」（昭和27年法律第165号）に基づき、大雨や強風等の気象現象により、気象特別警報・警報・注意報等を、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに示して発表し、関係機関に通知する。

また、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表する。

1 対象地域

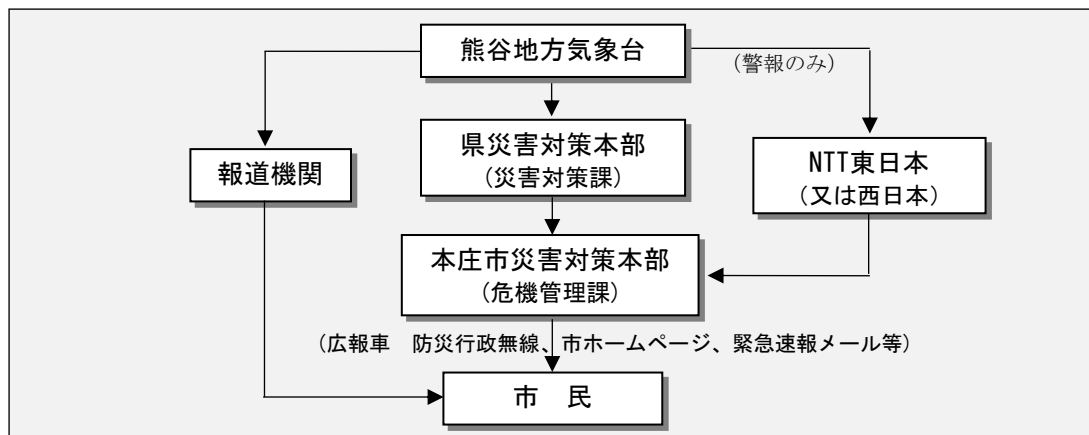
熊谷地方気象台は、市町村単位（二次細分区域）に区分して気象特別警報・警報・注意報を発表する。なお、天気予報は一次細分区域として県内を3つの地域に区分して発表する。市は、北部（一次細分区域）に該当する。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称（市は北西部）が用いられる場合がある。

【資料編 第6節 第5】『気象情報の対象地域』参照

2 特別警報・警報・注意報等の伝達系統

熊谷地方気象台発表の特別警報・警報・注意報等が伝達される系統図を次に示す。

【特別警報・警報・注意報等の伝達系統図】（市及び市民への伝達系統のみ記載）



3 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて、発表される。

【資料編 第6節 第6】『警報・注意報発表基準』参照

4 各種気象情報

土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・はん濫、竜巻等による激しい突風等により、実際に危険度が高まっている場所、キキクル（大雨警報、洪水警報の危険度分布）、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられる。

【資料編 第6節 第7】『キキクル等の種類と概要』参照

【資料編 第6節 第8】『警戒レベルを用いた避難情報の区分』参照

第3 災害情報の収集伝達・共有

市に災害が発生した場合、被害状況調査及び災害情報の収集は、市における災害応急対策、災害復旧の基礎となるため、消防本部及び関係機関と連携を密にし、迅速かつ的確に行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」を準用する。

第4 水防情報

1 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川について洪水予報を発令したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難指示等の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長に通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次に示すとおりである。

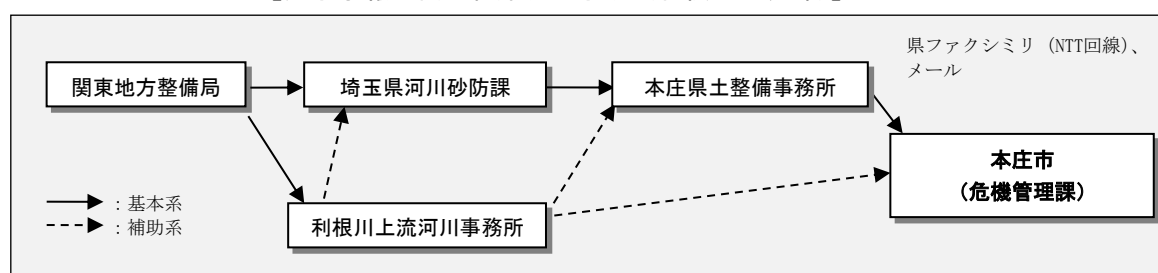
【洪水予報の種類】

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	解 説	市及び市民に求める行動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 から 氾濫注意水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	➤ 水防団待機
レベル2	氾濫注意情報	氾濫注意水位 から 避難判断水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	➤ 市民は洪水に関する情報に注意
レベル3	氾濫警戒情報	避難判断水位 から 氾濫危険水位	避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を求める段階	➤ 市は高齢者等避難の発令を判断
レベル4	氾濫危険情報	氾濫危険水位 から はん濫の発生	いつはん濫が発生してもおかしくない状況	➤ 市は避難指示の発令を判断 ➤ 避難していない市民への対応
レベル5	氾濫発生情報	はん濫の発生	—	➤ 市民の避難完了 ➤ 逃げ遅れた市民の救出救助等 ➤ 市民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域)

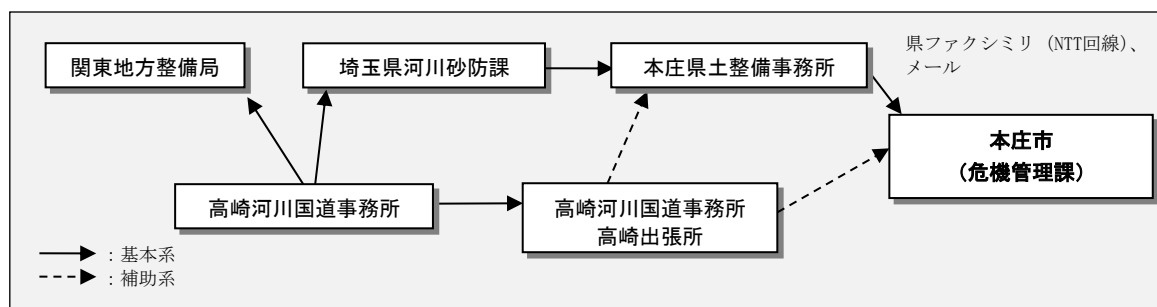
【洪水予報を行う河川（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の二第2項）】

予報区域名	河川名	区 域	基準水位 観測所	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
利根川 上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地 先から茨城県猿島郡境町字北野1920 番地先まで	八斗島	1.90m	3.10m	4.10m
		右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉 前70番6地先から江戸川分派点まで	栗橋	5.00m	7.60m	9.20m
烏川 流域	烏川	左岸 群馬県高崎市並榎町地先から利根川 への合流点まで	高松	3.60m	3.70m	4.10m
		右岸 群馬県高崎市下豊岡町字下北久保86 0番2地先から利根川への合流点まで	岩鼻	3.30m	4.10m	4.60m

【洪水予報の伝達経路及び手段（利根川上流部）】



【洪水予報の伝達経路及び手段（烏川流域）】



2 水位周知河川における水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川（水位周知河川）について、水位到達情報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難指示等の判断に資するため、知事が指定した河川について水位到達情報を発表したときは、関係市町村の長に通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次に示すとおりである。

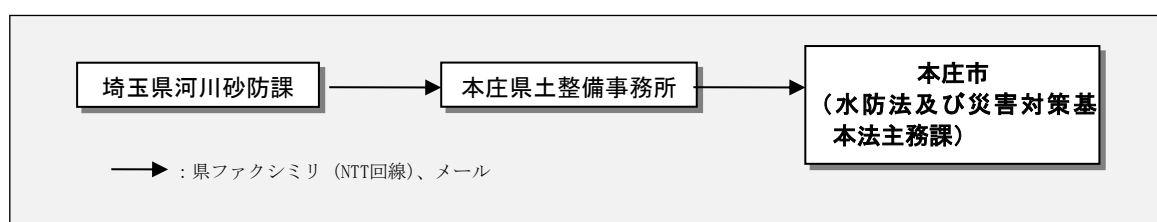
【発表する情報の種類】

種類	発表基準
氾濫発生情報	はん濫が発生したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合

【水位到達情報の通知を行う河川】

河川名	基準観測所	区域	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
小山川	栗崎	右岸 児玉郡美里町大字下児玉1095地先（東橋下流端）から深谷市西田591地先（志戸川合流点）まで	Y. P. 60.45m	Y. P. 61.15m	—	Y. P. 61.65m
		左岸 児玉郡美里町大字下児玉1256地先（東橋下流端）から深谷市榛沢字西河原295-2地先まで				
	内ヶ島	右岸 深谷市西田591地先志戸川合流点から深谷市石塚629-1地先（新明橋下流端）まで	Y. P. 35.60m	Y. P. 36.50m	Y. P. 38.00m	Y. P. 38.70m
		左岸 深谷市榛沢字西川原295-2地先から深谷市高島50-1地先（新明橋下流端）まで				
女堀川	今井大橋	右岸 本庄市四方田143-2地先から深谷市西田地先小山川合流点まで	Y. P. 66.50m	Y. P. 67.45m	—	Y. P. 67.50m
		左岸 本庄市今井205-19地先から深谷市西田地先（小山川合流点）まで				

【水位情報の通知及び周知伝達系統】



3 水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは知事が指定した河川について実施することになっている。

国土交通大臣あるいは知事が実施し、知事から市に通知される水防警報は、次のとおりである。

(1) 水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次に示すとおりである。

【水防警報の種類と発表基準】

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

国土交通省が水防警報を行う市関連の河川及びその区域は、次に示すとおりである。

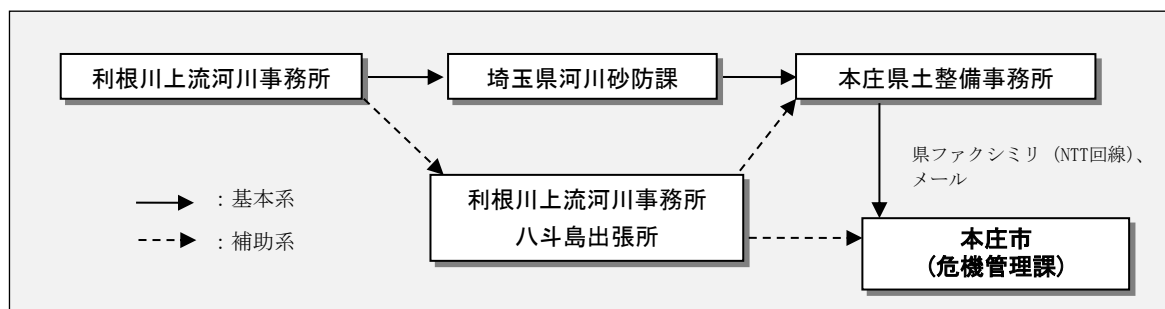
【河川名及びその区域】

河 川	観測所名	水防警報区域		発表を行う者
利根川	八斗島	右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から埼玉県熊谷市俵瀬千通780番1地先まで	利根川上流河川事務所
		左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から群馬県太田市古戸町75番1地先まで	
烏川	岩鼻	右岸	鐺川合流点から利根川合流点まで	高崎河川国道事務所
		左岸	群馬県高崎市倉賀野町から利根川合流点まで	

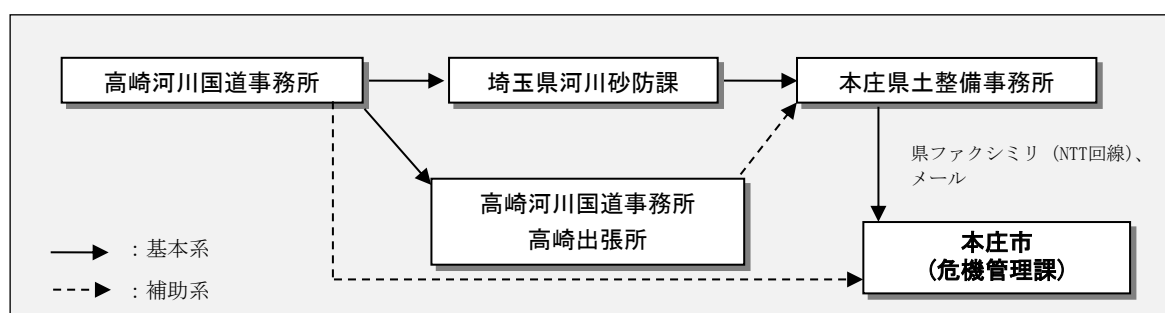
【基準観測所】

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m	5.28m
烏川	岩鼻	群馬県高崎市岩鼻町	1.00m	3.30m	4.10m	4.60m	4.79m

【水防警報の伝達経路及び手段（利根川上流部）】



【水防警報の伝達経路及び手段（烏川流域）】



(3) 知事が行う水防警報

知事が水防警報を行う市関連の河川及びその区域は、次に示すとおりである。

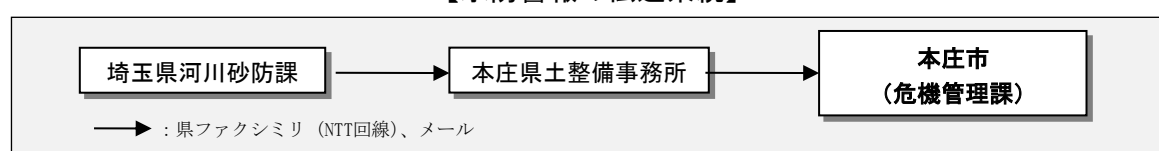
【河川名及びその区域】

河川	観測所名	水防警報区域		発表を行う者
小山川	栗崎	右岸	児玉郡美里町大字下児玉1095地先(東橋下流端)から深谷市西田591地先(志戸川合流点)まで	県土整備部 河川砂防課
		左岸	児玉郡美里町大字下児玉1256地先(東橋下流端)から深谷市榛沢字西河原295-2地先まで	
	内ヶ島	右岸	深谷市西田591地先志戸川合流点から深谷市石塚629-1地先(新明橋下流端)まで	
		左岸	深谷市榛沢字西川原295-2地先から深谷市高島50-1地先(新明橋下流端)まで	
女堀川	今井大橋	右岸	本庄市四方田143-2地先から深谷市西田地先小山川合流点まで	
		左岸	本庄市今井205-19地先から深谷市西田地先(小山川合流点)まで	

【基準観測所】

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
小山川	栗崎	本庄市栗崎	Y. P. 60. 45m	Y. P. 61. 15m	—	Y. P. 61. 65m
	内ヶ島	深谷市大塚	Y. P. 35. 60m	Y. P. 36. 50m	Y. P. 38. 00m	Y. P. 38. 70m
女堀川	今井大橋	本庄市今井	Y. P. 66. 50m	Y. P. 67. 45m	—	Y. P. 67. 50m

【水防警報の伝達系統】



第5 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

大雨警報(土砂災害)発表後、あらかじめ定められた発表基準に到達したとき又は2時間先までに到達すると予測されたときに発表される。発表された土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達系統に準じて、熊谷地方気象台から関係機関に伝達する。

2 土砂災害警戒情報の解除

土砂災害警戒情報の解除基準は、あらかじめ定められた監視発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

3 土砂災害警戒情報活用における留意点

土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予測が可能な土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。

第6 ホットラインの運用

1 熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次に示す場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、危機管理課の防災担当者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合等には、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、市が、避難情報の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

- (1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- (2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ア 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - イ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合又は特別警報の切替えをした場合
 - ウ 特別警報を解除した場合

※ ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

2 利根川上流河川事務所及び高崎河川国道事務所と市との災害ホットラインの運用

(1) ホットライン

利根川上流河川事務所長及び高崎河川国道事務所長は、洪水予報によって提供している情報に加えて、現状及び今後の水位情報の見込み等について、市長に直接電話等で連絡し、情報提供を行う。

(2) 第二ホットライン

利根川上流河川事務所及び高崎河川国道事務所（副所長・課長等）は、避難判断水位・氾濫危険水位へ到達予測が出た場合等、上記ホットラインでの情報提供の他、事前に詳細情報として、防災担当者へ直接電話等で連絡し、情報提供を行う。

【災害ホットラインの概要】

項目	内容
伝達事項	➤ 水位の現況 ➤ 降雨の状況 ➤ 予測水位 ➤ その他詳細情報（第二ホットラインで追加される伝達事項）
伝達のタイミング	➤ 避難判断水位、氾濫危険水位への到達予測が出た時点 ➤ 大規模な漏水、法崩れ等、堤防の決壊につながる恐れのある状況が発生した場合

第7 市民からの通報・問合せ対応

災害時には、市内外の住民から多数の通報・問合せ電話が殺到することが予想されることから、それらの通報・問合せへの対応を迅速かつ的確に処理する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第2節 第2 市民からの通報・問合せ対応」を準用する。

第8 広報活動

災害時における人心の安定と、災害応急対策活動の円滑かつ効果的な実施のため、迅速かつ的確な災害広報活動を行う。また、被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急活動や復旧活動に反映させるため、広報活動を展開する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第2節 第4 広報活動」を準用する。

第9 広聴活動

被災者から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第2節 第5 広聴活動」を準用する。

第10 被害の未然・拡大防止のための市民への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、市は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール等を活用し、市民に対し危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い市民に注意を喚起する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

第3節 水防計画

■ 基本方針

市は、気象状況等から市域内において河川のはん濫、洪水その他の水害の発生が予想される場合、防災関係機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

「水防計画」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 水防体制	統括部、復旧部、関係各部、消防本部、消防団
第2 水防活動	統括部、復旧部、関係各部、消防本部、消防団
第3 決壊時の措置	統括部、復旧部、関係各部、消防本部、消防団
第4 応援要請	統括部、復旧部

第1 水防体制

市は、水防法に基づく指定水防管理団体（坂東上流水害予防組合）及び水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は次に示す水防組織を設置し、防災関係機関と連携して、水防活動に当たる。

1 水防組織

水防組織の統括は、水防管理者である市長が行う。

水防の実務は、災害対策初期活動本部の組織構成部署が原則行う（本編 第1章 第1節 第2 2 (2) 図【災害対策初期活動本部の組織編成】を参照）。

水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間の組織又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

2 配備基準

- (1) 大雨等により市内を流れる幹線水路の水量が増加し、洪水等の被害が予想されるとき
- (2) 県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき

第2 水防活動

1 監視、警戒活動

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端、裏側の3班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は、直ちに利根川上流河川事務所長及び本庄県土整備事務所長に報告するとともに、水防作業を開始する。

2 せき、水門の操作

せき、水門の管理者は、降水又は出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに利根川上流河川事務所長及び本庄県土整備事務所長に通知する。

3 資機材の備蓄及び水防措置の実施

水防管理者は、水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し水防措置を実施する。

4 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止若しくは制限し又はその区域からの退去を命ずることができる。

第3 決壊時の措置

1 通報

水防管理者又は消防長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を本庄県土整備事業所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

通報を受けた本庄県土整備事務所長は、これを知事、関係各警察署、その他必要な箇所連絡する。この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者又は消防長は利根川上流河川事務所長にも通報しなければならない。

2 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は、警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

3 居住者等の水防義務

水防管理者又は消防長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

4 避難のための立退き

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、サイレン、警鐘その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び警察署長に通知する。

第4 応援要請

1 他の水防管理者等への応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規定に基づき、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求める。

2 自衛隊に対する出動要請

堤防の決壊等、甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあり、自衛隊の出動が必要と判断した場合は、水防管理者は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

3 市内建設業者への協力依頼

水防管理者は、活動に支障となる障害物の排除、水防及び救出救助活動等を実施する場合において、ブルドーザー、バックホー等の重機等（オペレータを含む。）を必要とするときは、（一社）埼玉県建設業協会児玉支部に協力を要請する。

第4節 土砂災害対策活動

■ 基本方針

気象状況等から市域において土砂災害の発生が予想される場合、防災関係機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための土砂災害対策活動を実施する。

「土砂災害対策活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 土砂災害警戒情報の活用	統括班、支所統括班
第2 情報の収集・伝達	統括班、消防本部、建設班、関係各班、消防団
第3 二次災害の防止	統括班、関係各班

第1 土砂災害警戒情報の活用

県は、熊谷地方気象台と共同で、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）発生の危険度が高まったときに、防災活動や市民の自主避難の判断等への利用を目的として、関係市町村への土砂災害警戒情報を発表する。

市においては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が多数指定されており、台風や集中豪雨に伴い崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの土砂災害警戒区域等において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用する。

また、土砂災害警戒情報に加えてメッシュごとの土砂災害の切迫性や危険度の推移が分かる土砂災害警戒判定メッシュ情報及び土砂キキクルについても活用する。

第2 情報の収集・伝達

統括班は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、市民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。

統括班は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民及び自主防災組織に対し警戒避難等の指示又は伝達を行う。特に、具体的な危険が予想される危険区域の市民に対しては、関係各班、消防本部及び消防団と連携して戸別伝達を行う。

統括班は、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に情報を伝達し注意を喚起する。

統括班は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、市民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報等の各種情報を、適時適切なタイミングで提供する。

第3 二次災害の防止

市及び県は、二次災害の発生に対処するため、次に示す事項に留意して必要な措置を講ずる。

担当部署は、降雨等の気象状況を十分に把握し、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等の、安全に留意した監視を実施する。

担当部署は、安全が確認されるまで土砂災害警戒区域等周辺の居住者の避難指示等を

継続するとともに、警戒区域の設定、立入り規制等を実施する（災害対策基本法第63条）。

担当部署は、降雨継続時における土砂災害警戒区域等及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。

統括班は、関係各班からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて整理を行い、直ちに県へ連絡する。

統括班及び関係各班は、降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

統括班は、関係各班が収集した、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、交通規制の状況等の情報を、被災者及び市民に適切に広報する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第5節 雪害対策活動

■ 基本方針

市は、積雪による被害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害活動体制を速やかに確立し、他の防災関係機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

「雪害対策活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制の施行	統括班、関係各班
第2 情報の収集・伝達・広報	統括班、広報班、関係各班
第3 道路機能の確保	建設班、関係各班
第4 地域における除雪協力	統括班、関係各班

第1 活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時機を逸せず実施する。体制配備の際は迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

第2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を迅速かつ的確に行い、防災関係機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等については、「本章 第2節 第1 風水害に関する情報の収集・伝達」を準用する。

2 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

3 市民への情報発信

気象庁が市内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民へ周知する。

異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール等、市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に行う等、計画的に実施する。

4 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、次に示す例を参考に、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

- (1) 不要不急の外出は極力避ける。
- (2) 外出の際は、滑りにくい靴を着用する等、歩行中の転倒に注意する。
- (3) 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- (4) 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- (5) 自動車が立ち往生した場合に、車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- (6) 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- (7) 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

第3 道路機能の確保

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び医療機関等、市民の命を緊急的・直接的に救助する施設や市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

1 効率的な除雪

異常な積雪時には、県の定めた優先除雪道路につながる主要市道を優先し、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。

また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

2 除雪の応援

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

防災関係機関は、市又は県から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。

除雪応援の受入に当たっては、現場での情報共有、連絡体制等の受援体制を整えとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

第4 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等、自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、市民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第6節 竜巻等の突風対策活動

■ 基本方針

市は、竜巻等による被害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに確立し、他の防災関係機関と連携し、災害応急対策を講ずる。

「竜巻等の突風対策活動」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 情報伝達	統括班、関係各班
第2 救助の適切な実施	統括班、関係各班、消防本部
第3 がれき処理	環境班、関係各班
第4 指定避難所の開設・運営	統括班、避難所担当職員、施設管理者、関係各班
第5 応急住宅対策	建設班、調査班、関係各班
第6 道路の応急復旧	建設班、関係各班

第1 情報伝達

市は、竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。また、市民の避難等の行動をとるために必要な情報を、迅速に発信する。

第2 救助の適切な実施

市は、被害の規模に応じて迅速な被災者の救助、食料・飲料水の供給等を実施する。
具体的な内容については、「本編 第1章 第1節 第5 災害救助法の適用」を準用する。

第3 がれき処理

竜巻等の突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。
具体的な内容については、「本編 第1章 第1節 第11 廃棄物対策」を準用する。

第4 指定避難所の開設・運営

市は、竜巻等の突風の被災者に対し、指定避難所を開設し、迅速に収容する。
具体的な内容については、「本編 第1章 第7節 第3 指定避難所の開設」及び「本編 第1章 第7節 第4 指定避難所の運営」を準用する。

第5 応急住宅対策

市は、竜巻等の突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。
具体的な内容については、「本編 第1章 第10節 第1 住宅の確保」を準用する。

第6 道路の応急復旧

市は、竜巻等の突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を処理する。
具体的な内容については、「本編 第1章 第4節 第1 緊急輸送道路の確保」を準用する。

第7節 医療救護等対策

■ 基本方針

市は、関係機関と連携し、捜索及び救出活動に当たるとともに、医療救護体制の確立、防疫、保健衛生活動、検案、埋葬等の迅速な実施に努める。

「医療救護等対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 救急救助	消防本部、消防団、関係各班
第2 医療救護	医療班、統括班、広報班、消防本部
第3 防疫及び保健衛生	医療班、環境班、支所経済環境班、農政班
第4 遺体の取扱	市民班、福祉班、環境班、医療班、消防団

第1 救急救助

市は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索及び救出救助について、関係機関と協力体制を確立し、迅速、的確に実施する。
具体的な内容については、「本編 第1章 第3節 第1 救急救助」を準用する。

第2 医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て医療救護等を実施し、被災者の保護の万全を図る。
具体的な内容については、「本編 第1章 第3節 第2 医療救護」を準用する。

第3 防疫及び保健衛生

浸水被害による衛生条件の悪化により感染症等のまん延が懸念される。また、避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。
そのため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。
具体的な内容については、「本編 第1章 第3節 第3 防疫及び保健衛生」を準用する。

第4 遺体の取扱

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。
具体的な内容については、「本編 第1章 第3節 第4 遺体の取扱」を準用する。

第8節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策

■ 基本方針

「交通ネットワーク・ライフラインの応急対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 緊急輸送道路の確保	建設班、統括班、広報班、環境班、支所経済環境班、関係各班
第2 ライフラインの応急対策	水道班、関係事業者、統括班、関係各班
第3 公共施設等の応急復旧	財務班、建築班、施設管理者、福祉班、支所市民生活班、保育班、消防本部、広報班、市民班、関係各班

第1 緊急輸送道路の確保

浸水被害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止等により市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

具体的な内容については、「本編 第1章 第4節 第1 緊急輸送道路の確保」を準用する。

第2 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものをマヒさせることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策及び二次災害の防止等の活動を迅速に実施する。

具体的な内容については、「本編 第1章 第4節 第2 ライフラインの応急対策」を準用する。

第3 公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋りょう及び河川等の公共施設が風水害により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

具体的な内容については、「本編 第1章 第4節 第3 公共施設等の応急復旧」を準用する。

第9節 帰宅困難者対策

■ 基本方針

公共交通機関が停止し、帰宅困難者が発生する可能性がある。

具体的な内容については、「本編 第1章 第5節 帰宅困難者対策」を準用する。

第10節 二次災害の防止

■ 基本方針

民間建物、河川施設、砂防、治山施設等が風水害により損壊した場合は、二次災害の防止のための応急対策を講ずる。

「二次災害の防止」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止	建築班、建設班、支所経済環境班、水道班、下水道班、統括班
第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	建築班
第3 水害の防止	建設班、支所経済環境班、統括班、広報班
第4 土砂災害の防止	建設班、支所経済環境班
第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	消防本部
第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ	広報班、秘書班、統括班

第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止

公共建築物、道路、橋りょう及び河川等の公共施設が風水害により損壊した場合は、安全確認のための点検及び応急対策を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第6節 第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止」を準用する。

第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定

民間建物や民間宅地が風水害により被害を受けた場合は、安全確認のための点検及び応急対策を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第6節 第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定」を準用する。

第3 水害の防止

建設班及び支所経済環境班は、河川施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、応急復旧を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第6節 第3 水害の防止」を準用する。

第4 土砂災害の防止

建設班及び支所経済環境班は、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、応急復旧を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第6節 第4 土砂災害の防止」を準用する。

第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

消防本部は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む。）を防止するため、施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第6節 第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動」を準用する。

第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ

広報班は、二次災害防止のため市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「本編 第1章 第2節 第4 広報活動」に従って広報活動を行う。

第11節 避難対策

■ 基本方針

災害時においては、家屋の倒壊や火災、がけ崩れ、地すべり等が起こり、避難を要する地域が数多く出現されることが予想される。こうした危険区域に居住又は滞在する市民を安全な地域に避難させるため避難の指示及び避難誘導を行う。

「避難対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 避難に関する状況把握	統括班、建設班、建築班、消防本部
第2 警戒レベルを用いた避難情報の発令	統括班、秘書班、広報班、消防本部
第3 避難の指示・警戒区域の設定	統括班、秘書班、広報班、消防本部
第4 避難誘導	統括班、市民班、福祉班、消防本部、職員受援班、関係各班
第5 指定避難所の開設	避難所担当職員、教育班、施設班、情報収集記録班、統括班、職員受援班、関係各班
第6 指定避難所の運営	避難所担当職員、教育班、施設班、関係各班

第1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、次に示す情報の収集及び手順で行う。

【避難に関する状況把握の手順】

① 消防本部は、火災及び危険物施設の状況等を把握し、市に報告する。
② 建設班は、道路、橋りょう及び河川等の状況を把握する。
③ 建築班は、点検を行った建築物（特に指定避難所）の状況を把握する。
④ 統括班は、本庄警察署、児玉警察署と被害状況等の情報を交換する。
⑤ 統括班は、①～④の情報に基づき、避難の指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

第2 警戒レベルを用いた避難情報の発令

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警戒レベルに基づき避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）を発令することとし、避難情報を発令する場合、熊谷地方気象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求め、適切に判断を行う。

1 避難指示等の発令の実施責任者

避難指示等の発令は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに本部長が実施する。

ただし、現地において著しい危険が迫っており、本部長が避難の指示を発する余裕がない場合は、警察官等が直接市民に避難の指示をする。この場合、直ちに本部長に通知しなければならない。

2 避難指示等の発令の判断基準

- (1) 本部長は、気象情報や河川流域の雨量及び水位情報、現地警戒情報等を収集するとともに、県の情報提供等技術的支援を受け、総合的な判断のもと、避難情報を発令する。
- (2) 本部長は、避難情報の発令にあたっては、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行う。
- (3) 本部長は、避難情報の発令にあたっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯で高齢者等避難の発令に努める。
- (4) 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令するものではなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難情報を発令するなど、臨機応変に対応する。
- (5) 「避難情報に関するガイドライン」（令和4年6月更新、内閣府）に基づく避難情報の発令の標準的な判断基準は、次のとおりである。

【警戒レベルと居住者等がとるべき行動】

区分	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※高齢者等 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害者等、及びその人の避難を支援する者
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	○命の危険直ちに安全確保 指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※ 市民は、突発的な災害の場合、本部長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し、避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難することが必要である。

第3 避難の指示・警戒区域の設定

1 手順

統括班から「第1 避難に関する状況把握」に関する情報の報告を受けた場合、また、「第2 警戒レベルを用いた避難情報の発令」判断を要する状況となった場合、本部長は、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定を行う。

避難の指示、警戒区域の設定を行う場合は、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な市民への伝達に努める（伝達については、広報班が実施）。

なお、警察官、自衛官等にも避難の指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、統括班はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

2 市民への伝達内容

避難の指示、警戒区域の設定を行う場合の市民への伝達は、次の内容を明示して行う。

- (1) 差し迫っている具体的な危険予想
- (2) 避難対象地区名
- (3) 避難日時、避難先及び避難経路
- (4) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

3 関係機関との連絡調整

避難の指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防本部、警察署、知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そこで、統括班は、これらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を知事（県災害対策課）に災害経過速報（「本章 第2節 第7 市民からの通報・問合せの処理」参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する（災害対策基本法第60条第4項）。

第4 避難誘導

1 避難の誘導者

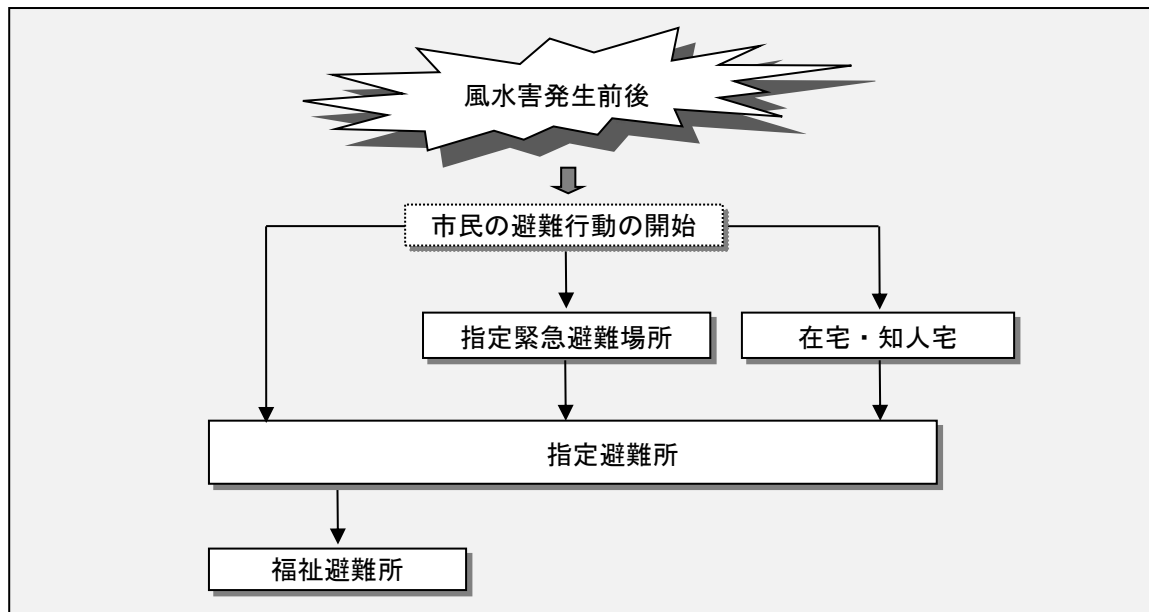
市民班は、避難の指示が発せられた場合、消防職員及び消防団員と連携し、自治会及び自主防災組織の協力を得て、指定避難所等安全な場所に市民を誘導又は移送する。

2 避難順位

避難地域の順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、避難者の順位は、通常の場合は、次に示す順位による。

- (1) 老幼者、傷病人、妊産婦、障害者等の要配慮者及び必要な介護者
- (2) 一般市民
- (3) 防災活動従事者

【避難の流れ】



3 誘導方法及び輸送方法

市は、次に示す事項に留意して避難誘導を行う。

- (1) 避難経路の明示
- (2) 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- (3) 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- (4) 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- (5) 出発、到着の際の人員確認
- (6) 自力立退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況に応じて県に応援を要請）
- (7) 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定
- (8) 事故の防止

4 避難行動要支援者に対する避難誘導

福祉班は、消防職員、消防団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別支援計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

5 広域避難

市は、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議する。具体的な内容については、「本編 第1章 第7節 第2 5 広域避難」を準用する。

6 広域一時滞在

市は、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接

協議する。具体的な内容については、「本編 第1章 第7節 第2 6 広域一時滞在」を準用する。

第5 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、原則として開設当初は市職員が担当し、避難者名簿の作成等を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第7節 第3 指定避難所の開設」を準用する。

第6 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、原則として開設当初は市職員が担当するが、その後（指定避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織等の地域組織及び避難者による自主運営組織を立上げ、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、指定避難所の円滑な運営を図る。

具体的な内容については、「本編 第1章 第7節 第4 指定避難所の運営」を準用する。

第12節 物資供給・輸送対策

■ 基本方針

災害が発生し、不足する飲料水、食料、生活必需品等の確保及び輸送体制の確立に努める。

具体的な内容については、「本編 第1章 第8節 物資供給・輸送対策」を準用する。

第13節 要配慮者の安全確保

■ 基本方針

風水害については、台風等の災害要因の発生等、早い段階から気象情報や水位情報等を収集し、災害が発生するまでに避難行動要支援者が避難を終えることができるように、的確に避難情報の発令を行う。

具体的な内容については、「本編 第1章 第9節 要配慮者の安全確保」を準用する。

第14節 生活の早期再建

■ 基本方針

被災者の生活の早期再建として、住宅の確保、文教・保育対策、商工・農業対策及び労働力の確保に努める。

具体的な内容については、「本編 第1章 第10節 生活の早期再建」を準用する。

第15節 廃棄物対策

■ 基本方針

河川がはん濫した場合、浸水被害による大量の土砂混じりのがれきや流木等の災害廃棄物の排出が予想される。

また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設等の被災により、ごみやし尿等の一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

市は、被災地の市民が生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、被災地の環境の保全を図る。

具体的な内容については、「本編 第1章 第11節 廃棄物対策」を準用する。

第3編 災害応急対策計画

【第3章 事故災害応急対策】

第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

目次

第3編 災害応急対策計画	281
第3章 事故災害応急対策	281
第1節 林野火災対策	281
第1 発災直後の情報の収集・連絡	281
第2 活動体制の確立	282
第3 消火活動	282
第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	283
第5 避難活動	283
第6 施設・設備の応急復旧活動	283
第7 被災者等への的確な情報伝達活動	283
第8 二次災害の防止活動	283
第9 災害復旧	284
第2節 危険物等事故対策	285
第1 危険物等災害応急対策	285
第2 高圧ガス災害応急対策	286
第3 火薬類災害応急対策	287
第4 毒物・劇物災害応急対策	287
第5 水源汚染等応急対策	288
第3節 鉄道事故対策	289
第1 活動体制の確立	289
第2 情報の収集と伝達の基本方針	289
第3 避難誘導	290
第4 消防活動	291
第5 応援要請	291
第6 医療救護	291
第4節 道路事故対策	292
第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	292
第2 活動体制の確立	293
第3 緊急輸送活動	293
第4 危険物流出時の応急対策	293
第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	293
第6 的確な情報伝達活動	293
第5節 航空機事故対策	295
第1 活動体制	295
第2 応急措置	295
第6節 電気通信設備事故対策	297
第1 活動体制	297
第2 情報収集・連絡	297
第7節 電力施設事故対策	298
第1 活動体制	298
第2 情報収集・連絡	298
第8節 ガス施設事故対策	299

第1編	第1 活動体制	299
第2編	第2 情報収集・連絡	299
第9節	第9節 農業災害対策	300
第1編	第1 注意報及び警報等の伝達	300
第2編	第2 農業災害対策	300
第3編	第3 畜産災害対策	301
第10節	第10節 放射性物質事故災害対策	302
第1編	第1 輸送事故対策	302
第2編	第2 広域放射能汚染対策	308
第11節	第11節 不発弾処理対策	311
第1編	第1 不発弾発見直後の緊急措置	311
第2編	第2 不発弾処理体制の確立	311
第3編	第3 事前の準備	313
第4編	第4 不発弾処理の実施	313
第5編	第5 報道機関への対応	314

第3編 災害応急対策計画

第3章 事故災害応急対策

第1節 林野火災対策

■ 基本方針

「林野火災対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 発災直後の情報の収集・連絡	統括班、関係各班、消防本部、消防団
第2 活動体制の確立	統括班、関係各班
第3 消火活動	消防本部、消防団
第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	統括班、建設班、関係各班
第5 避難活動	統括班、教育班、関係各班、避難所担当職員
第6 施設・設備の応急復旧活動	施設管理者、関係各班
第7 被災者等への的確な情報伝達活動	統括班、関係各班
第8 二次災害の防止活動	統括班、復旧部、現地対策本部
第9 災害復旧	復旧部、現地対策本部、関係各班

第1 発災直後の情報の収集・連絡

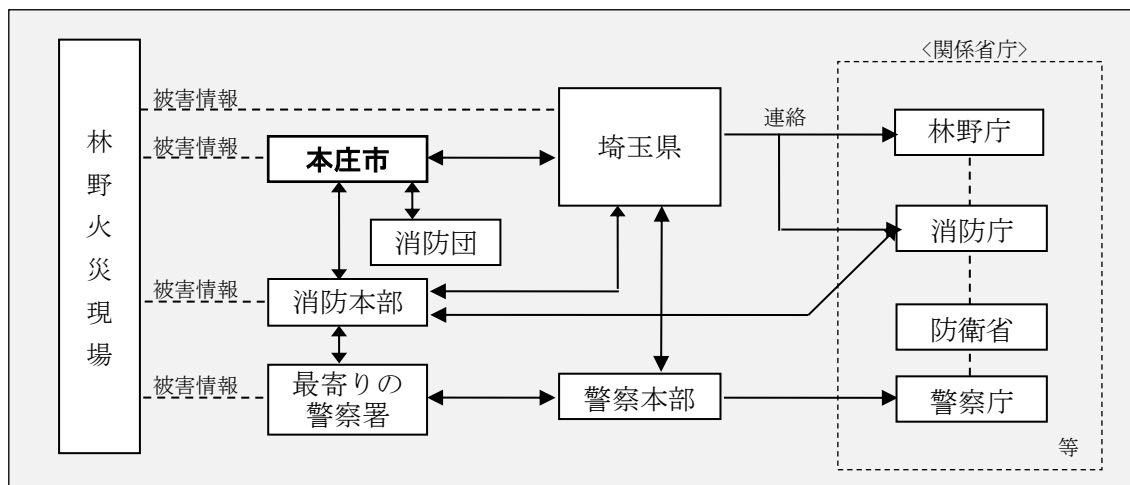
1 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

2 林野火災情報の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は次に示すとおりとする。

【林野火災情報の収集・連絡系統図】



3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

4 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、災害発生後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

2 事業者の協力体制

林業関係事業者は、消防本部及び警察署等との連携を図り、初期対応及び情報連絡等に協力する。

第3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、隣接市町に応援要請を求める等、早期消火に努める。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食止めるための方策を最優先させる。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

2 交通の確保

道路管理者は、関係機関と連携し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
交通規制に当たっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取る。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

第5 避難活動

災害発生時における避難誘導については、「本編 第1章 第7節 避難対策」の「第2 避難誘導」及び「第3 指定避難所の開設」を準用する。

火災の延焼により孤立するおそれのある居住者等には、早期に避難情報を発令する。

第6 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用する等により、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、被災者等に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報及び交通規制の状況等の情報を、適切かつ迅速に提供する。

2 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、医療機関等の情報等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第8 二次災害の防止活動

市は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努める。

市は、専門技術者による降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を県に要請する。また、危険性が高いと判断された箇所については、関係市民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じる。

第9 災害復旧

市及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援する。

また、市は、県の協力のもと、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

第2節 危険物等事故対策

■ 基本方針

市は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化及び適正な施設の維持管理の保安措置を講じるための保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

「危険物等事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 危険物等災害応急対策	施設管理者、消防本部、統括班、関係各班
第2 高圧ガス災害応急対策	施設管理者、消防本部、統括班、関係各班
第3 火薬類災害応急対策	施設管理者、消防本部、統括班、消防団
第4 毒物・劇物災害応急対策	施設管理者、消防本部、統括班、関係各班
第5 水源汚染等応急対策	水道班、消防本部、統括班、関係各班

第1 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。通報を受けた消防本部又は警察署等は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、消防本部、警察署及び関係機関との連絡を密にし、次に示す措置を講じる。

- ア 危険物の流失及び拡散の防止
- イ 流出した危険物の除去、中和等
- ウ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- エ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

【資料編 第8節 第1】『市内危険物施設の状況』参照

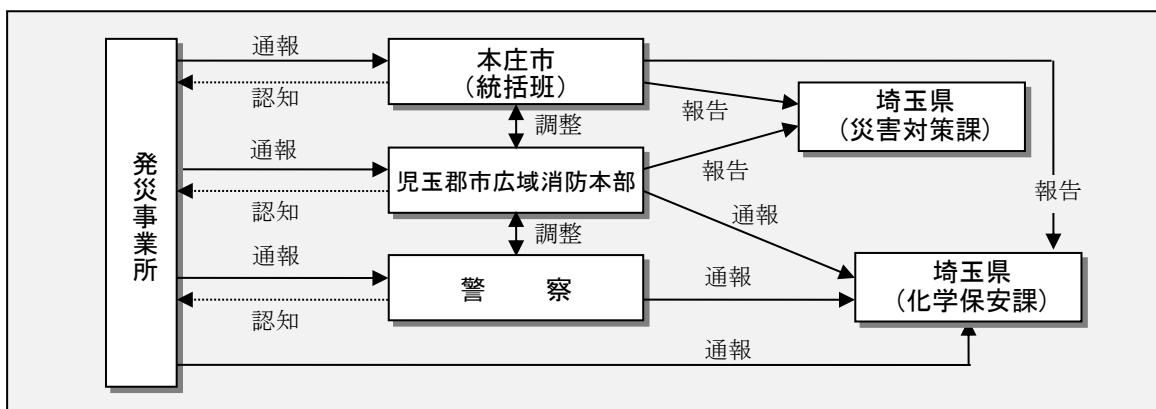
第2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部、警察署等に通報する。

1 活動方針

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて市民への情報提供や避難指示を行う。

【高圧ガス災害に伴う情報収集活動】



2 応急措置

(1) 高圧ガス災害に対する応急措置

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」（平成17年3月17日埼玉県）に基づき応急措置を実施する。

(2) 施設管理者の応急措置

施設等の管理者は、現場の消防及び警備の責任者等と連絡を密にして速やかに次に示す措置を構ずる。

- ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
- エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め又は地中に埋める。

(3) 緊急措置命令の発令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害応急対策

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防及び警備の責任者等と連絡を密にして速やかに次に示す措置を講ずる。

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- イ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民を避難させるための措置を講ずる。

第4 毒物・劇物災害応急対策

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を本庄保健所、警察署又は消防機関に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防本部及び警察の責任者等と連携を密にして速やかに次に示す措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流失等の防止措置及び中和等の除害措置を講ずる。
- (2) 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- (4) 施設周辺の市民の避難措置を講ずる。

第5 水源汚染等応急対策

1 活動方針

危険物の河川流出や土壌汚染等により水道の水源が汚染された場合、水道班は、応急措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。通報を受けた消防本部又は警察署等は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

水道班は、消防本部、警察署及び関係機関との連絡を密にし、次に示す措置を講じる。

- ア 危険物の流失及び拡散の防止
- イ 流出した危険物の除去、中和等
- ウ 災害を免れた水道水源の応急点検及び必要な応急措置
- エ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3節 鉄道事故対策

■ 基本方針

市域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故が発生した場合、直ちに鉄道事業者、消防本部及び警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

「鉄道事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制の確立	統括班、関係各班
第2 情報の収集と伝達の基本方針	統括班、関係各班
第3 避難誘導	統括班、関係各班、消防本部、警察
第4 消防活動	消防本部、消防団
第5 応援要請	統括班、関係各班
第6 医療救護	医療班、消防本部

第1 活動体制の確立

市は、市域に鉄道事故が発生した場合においては、「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じ、活動体制の確立を図り、他の市町村、県、指定地方行政機関及び区域内の公共的団体並びに市民の協力を得て、応急対策の実施に努める。

第2 情報の収集と伝達の基本方針

1 情報の収集

市は、市域に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」を準用する。

2 被災者、市民への情報伝達

市は、県及び鉄道事業者と連携を図り、鉄道事故災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策に関する情報及び鉄道の運行状況等を、被災者や市民、関係機関等に迅速かつ適切に提供する。

3 鉄道等の公共交通機関事業者への情報提供

市は、市の対応状況等について、適宜鉄道等の公共交通機関事業者に適宜情報を提供する。

第3 避難誘導

1 乗客等の避難

市及び鉄道事業者等は、鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(1) 鉄道事業者等の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(2) 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者及び消防本部と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者及び警察署と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

2 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長及び警察官等は、「本編 第1章 第7節 避難対策」に準じ、避難指示等を行う。

3 救出・救助

(1) 市の対応

統括班等が中心となり、協力者の動員を行い、消防本部を主体とした救出救助活動の支援を行う。

(2) 消防本部の対応

消防本部は、関係機関と協力・連携し、救出救助活動を実施する。

また、負傷者が多く、救出救護のための要員が不足する場合は、近隣消防本部に協力を要請するとともに、災害現場周辺の企業及び市民の協力を得て救出救助活動を実施する。

(3) 警察の対応

警察は、市と協力をして被害者の救出を行い、状況により、市の行う救出救助活動に協力する。また、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防本部等と協力し積極的に生命の危機に瀕している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

第4 消防活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、救出救助活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施し、市は、消防機関等を主体とした活動を支援する。

第5 応援要請

救出救助活動等で要員が不足する場合は、「本編 第1章 第1節 第4 受援に関する活動」に準じ、各関係機関に応援要請を実施する。

第6 医療救護

市は、鉄道事故に受傷者が多く、近辺の医療機関だけでは、受入が困難と予想される場合は、消防本部と連携し、近隣の医療機関への受入を要請する。

第4節 道路事故対策

■ 基本方針

地震や水害その他の理由により、橋りょうの落下、斜面及びよう壁の崩壊、落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防本部及び警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

「道路事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	統括班、建設班
第2 活動体制の確立	統括班、関係各班
第3 緊急輸送活動	統括班、財務班、関係各班
第4 危険物流出時の応急対策	建設班、消防本部
第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	建設班、関係各班
第6 的確な情報伝達活動	統括班、関係各班

第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、次に示すとおり実施する。

【災害情報の内容】

区分	内容
事故情報等の連絡	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県等と相互に連絡を取合う。
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	道路管理者は、被害状況を県等と相互に連絡を取合う。 また、市は、調査チームを編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
応急対策活動情報の連絡	市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のため、IP 無線、衛星無線等の通信手段を確保する。また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

1 職員の非常招集

市は、災害発生後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

2 市災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、市は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じた活動体制をとり、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

3 応援要請

本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

4 市災害対策本部等の廃止

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

第3 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

第4 危険物流出時の応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動及び避難誘導活動を行い、危険物による二次被害の防止に努める。

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第6 的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、被災者等に対し、道路災害の状況、安否情報、交通規制の状況、道路施設等の復旧状況及び医療機関の情報等の情報を迅速かつ適切に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等によるほか、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者及び外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。

2 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、交通規制の状況、道路施設等の復旧状況及び医療機関の情報等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第5節 航空機事故対策

■ 基本方針

市は、市域において航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、直ちに、消防本部、警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

「航空機事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制	統括班、関係各班
第2 応急措置	統括班、関係各班、消防本部

第1 活動体制

市は、市域に航空機事故が発生した場合において、災害の規模に応じ必要と認める場合は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて災害対策本部を設置する。

第2 応急措置

1 情報収集・連絡体制

市は、市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が実施した措置及び今後の措置について、同時に報告する。連絡系統については、次頁に示すとおりである。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

市及び消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者等と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察及び関係機関等への協力を要請する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(2) 災害現場周辺市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長は避難指示等を行う。

3 救出救助

消防本部は、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。

4 消火活動

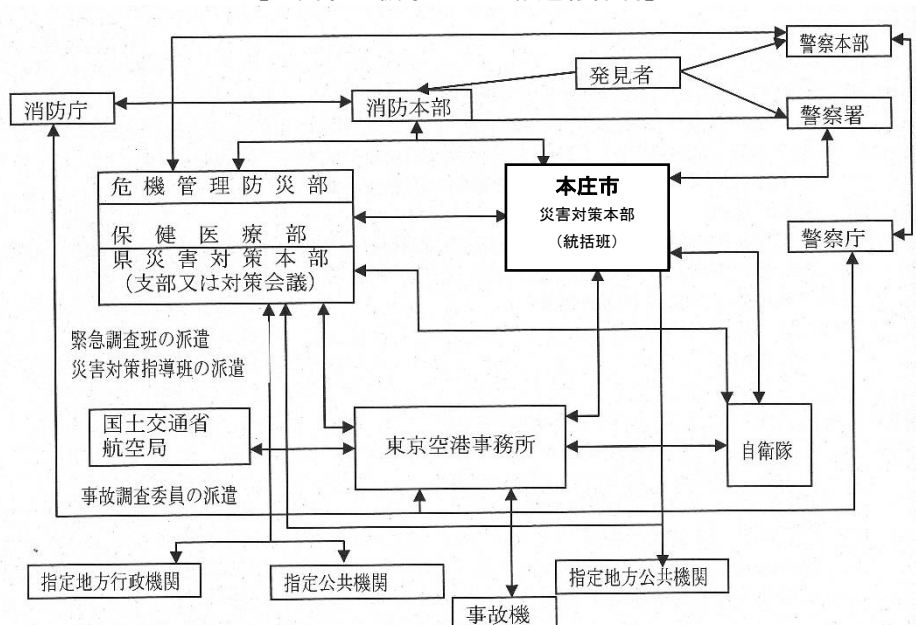
航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されるので、消防本部は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

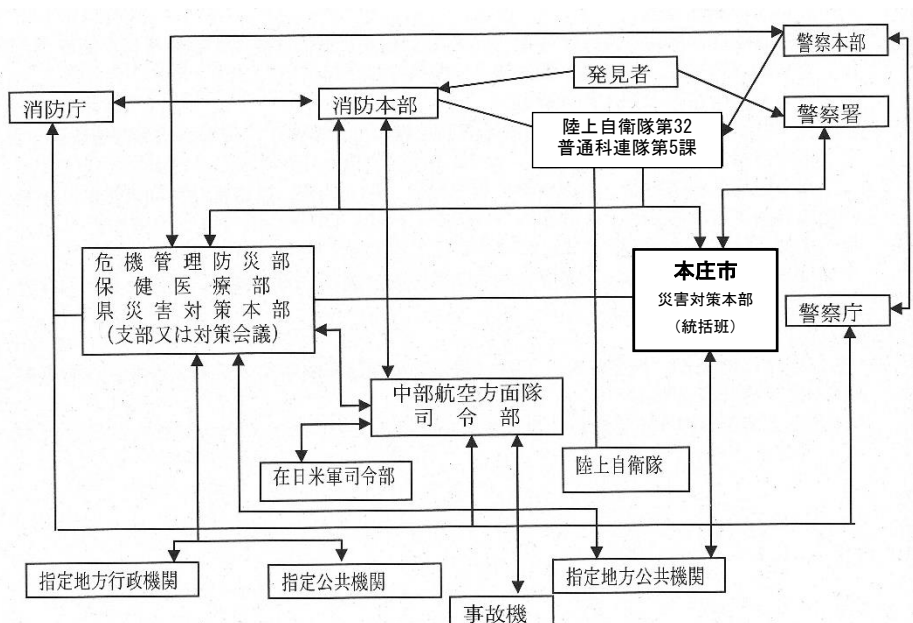
救出救助及び消火活動等で要員が不足する場合、市は、県に対して応援要請を行う。また、自衛隊への応援要請が必要な場合は、同様に県に応援要請を依頼する。

（「本編 第1章 第1節 第4 受援に関する活動」参照）

【民間航空機事故の連絡通報体制】



【自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制】



第6節 電気通信設備事故対策

■ 基本方針

電気通信設備の災害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合、迅速な応急対策を実施する。

「電気通信設備事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制	統括班、関係各班
第2 情報収集・連絡	統括班、関係各班、消防本部

第1 活動体制

市は、市域に電気通信設備事故が発生した場合において、災害の規模に応じ必要と認める場合は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて災害対策本部を設置する。

第2 情報収集・連絡

市は、市域に電気通信設備事故が発生したときは、関係機関と連携し、災害に関する情報、サービス提供状況、復旧状況等を共有する。

なお、東日本電信電話株式会社埼玉事業部及び株式会社NTTドコモ埼玉支店から派遣される対策要員と連携し、情報を共有する。

第7節 電力施設事故対策

■ 基本方針

電力施設が被災した場合、迅速な応急対策を実施する。

「電力施設事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制	統括班、関係各班
第2 情報収集・連絡	統括班、関係各班、消防本部

第1 活動体制

市は、市域に電力施設事故が発生した場合において、災害の規模に応じ必要と認める場合は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて災害対策本部を設置する。

第2 情報収集・連絡

市は、市域に電力施設事故が発生したときは、関係機関と連携し、災害に関する情報、サービス提供状況、復旧状況等を共有する。

なお、東京電力パワーグリッド(株)等から派遣される対策要員と連携し、情報を共有する。

第8節 ガス施設事故対策

■ 基本方針

ガス施設が被災した場合、迅速な応急対策を実施する。

「ガス施設事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制	統括班、関係各班
第2 情報収集・連絡	統括班、関係各班、消防本部

第1 活動体制

市は、市域にガス施設事故が発生した場合において、災害の規模に応じ必要と認める場合は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて災害対策本部を設置する。

第2 情報収集・連絡

市は、市域にガス施設事故が発生したときは、関係機関と連携し、災害に関する情報、サービス提供状況、復旧状況等を共有する。

なお、東京ガス(株)等から派遣される対策要員と連携し、情報を共有する。

第9節 農業災害対策

■ 基本方針

市は、暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の災害による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図る。

「農業災害対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 注意報及び警報等の伝達	統括班
第2 農業災害対策	農政班、支所経済環境班
第3 畜産災害対策	農政班、支所経済環境班

第1 注意報及び警報等の伝達

市は、県から埼玉県災害オペレーション支援システム等により気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき又は本庄農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けたときは、必要に応じ速やかに電話又は防災行政無線等により埼玉ひびきの農業協同組合等関係団体及び市民に情報の提供を行う。

第2 農業災害対策

1 被害状況の把握

市は、埼玉ひびきの農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

2 農業用施設応急対策

市は、市所管の農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。

また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な措置をとる。

3 農産物応急対策

(1) 災害対策技術指導

市は、農作物の被害を最小限に食い止めるため、本庄農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

(2) 病虫害の防除

市は、病虫害が発生した場合には、県病虫害防除所等の指導及び協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努める。

(3) 風水害対策

市は、台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場等の早期排水対策、早期収穫等の栽培技術の指導に努める。

第3 畜産災害対策

1 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

2 家畜伝染病対策

市は、災害に伴い家畜伝染病が発生し又は発生するおそれがある場合は、熊谷家畜保健衛生所及び畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

3 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料のあつせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあつせんを要請する等して飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行う。

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

第10節 放射性物質事故災害対策

■ 基本方針

核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合、迅速な応急対策を実施する。

「放射性物質事故災害対策」は、次の活動項目及び担当部署を持って実施する。

活動項目	担当部署
第1 輸送事故対策	統括班、消防本部、消防団、関係各班、統括班、財務班、建設班、医療班、市民班、福祉班、保育班、秘書班、広報班、環境班、関係各班、関係事業者
第2 広域放射能汚染対策	統括班、環境班、農政班、支所経済環境班、建設班、水道班、関係各班

第1 輸送事故対策

1 輸送事故発生直後の活動方針

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

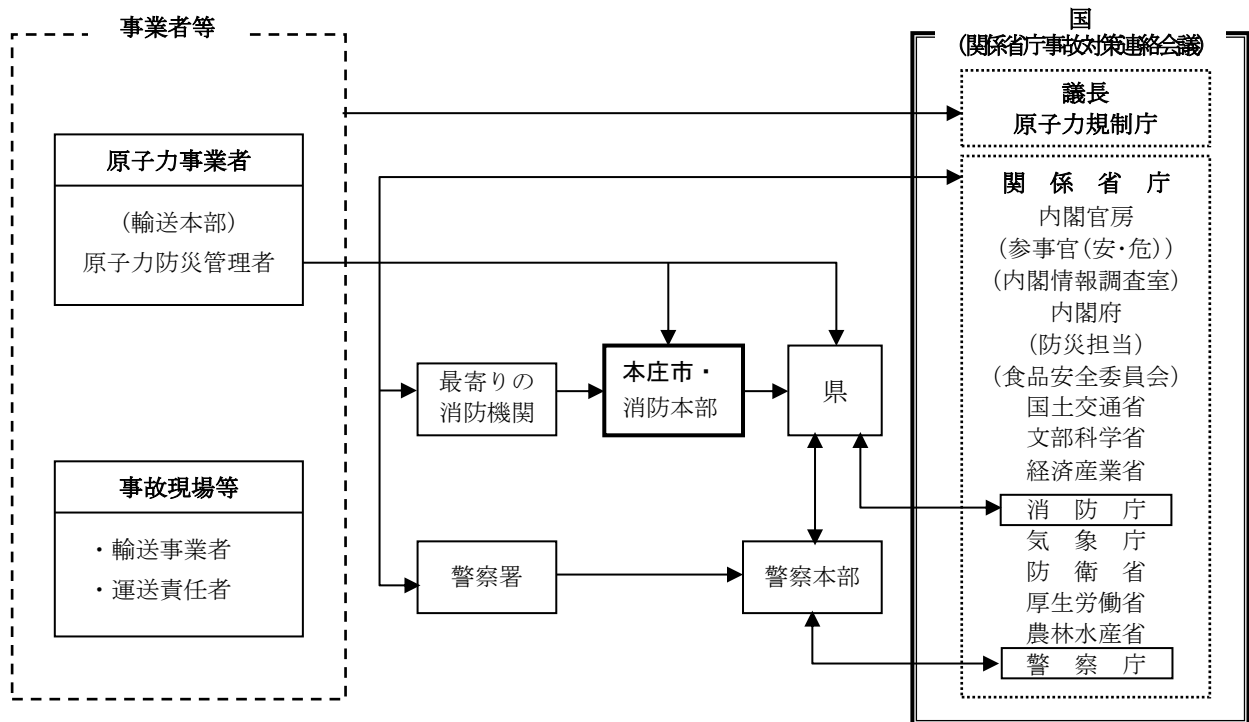
原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原子力災害対策特別措置法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は次の事項について、最寄りの消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む。）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び安全規制担当省庁等に通報する。

- (ア) 特定事象発生 の場所及び時刻
- (イ) 特定事象の種類
- (ウ) 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- (エ) 気象状況（風向・風速等）
- (オ) 周辺環境への影響
- (カ) 輸送容器の状態
- (キ) 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- (ク) 応急措置
- (ケ) その他必要と認める事項

イ 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は次に示すとおりとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



※ 通報先は、事故発生現場を管轄する市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

ウ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制

(1) 事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送するもの（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。核燃料物質等輸送中に事故が発生し、その影響が周辺に及んだ場合又は及ぶおそれがある場合には、速やかに関係職員の非常招集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、これらの活動の実施にあたっては、国の協力の下、主体的に行い、その活動状況等を県、市町村等の防災関係機関に随時連絡する。

また、事業者等は、事故発生直後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する。）等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防職員に提供する。

(2) 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置する等、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等及びその他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救出救助・救急等の必要な措置を講じる。

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）については、事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね100mを確保する。

(4) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

また、市は、事故が発生した際の情報や特異的な測定結果を把握した際には、国や関係自治体の情報と併せて市民に対して必要な情報を伝達する。

3 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施する。

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

(1) 災害対策本部の設置等

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、5以下の措置を講ずる。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき又は原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、市は災害対策本部を閉鎖する。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後、搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者は、関係機関と連携し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する等、配慮する。

6 退避・避難活動等

(1) 退避・避難等の基本方針

市は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するために必要であると判断するときは、屋内退避又は避難指示等の措置を講ずる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、更に高齢者、障害者及び外国人等の要配慮者にも十分配慮する。

【被ばく線量と防護対策】

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量当) (mSv)		防護対策の内容(注)
外部全身線量	甲状腺等の臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避。その際、窓を閉め機密性に配慮すること。
50以上	500以上	市民は、避難。

※ 防護対策の内容は次のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び機密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

本部長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前頁に掲げる線量に達するか又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区

域)を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形(現場が帯状であった場合は楕円形)半径15mとする。

イ 関係市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

本部長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を、市民に講じるよう指示等をする。

ウ 関係機関への協力の要請

本部長は、警戒区域を設定した時は、警察署その他の関係機関に対し協力を要請する。

(3) 退避・避難等の実施

本部長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避する等、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、指定避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

(4) 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料及び飲料水の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、市は、指定避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、指定避難所の良好な生活環境の維持に努める。

(5) 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難生活に十分配慮する。

特に高齢者、障害者の指定避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

ア 周辺市民への情報伝達活動

市は、周辺市民に対し、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通規制の状況、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報及び放射線量等の測定結果等の情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、市ホームページ及び広報車等によるほか、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者及び外国人等といった要配慮者に対して、十分に配慮する。

イ 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通規制の状況、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報及び放射線量等の測定結果等の情報を積極的に伝達する。

7 核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

8 各種規制措置と解除

(1) 食品・飲料水の摂取制限等

市は、警戒区域を設定した場合等、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における食品・飲料水の摂取制限等を行う。

【食品・飲食物の摂取制限等についての基準値】

対 象	放射性セシウム
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上
飲料水	10ベクレル／キログラム以上

(2) 解除

市は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、食品・飲料水の摂取制限等の各種制限措置の解除を行う。

(3) 飲料水の供給体制の整備

放射線関係事故により飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制を整備する。特に、乳児に優先的に飲料水の供給を実施する。

9 被害状況の調査等

(1) 被害市民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として指定避難所に収容した市民の登録をする。

(2) 被害調査

次に掲げる事項に起因して、被災地の市民が受けた被害を調査する。

- ア 退避・避難等の措置
- イ 立入禁止措置
- ウ 食品・飲料水の制限措置
- エ その他必要と認める事項

10 市民の健康調査等

市は、退避・避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と心身の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

第2 広域放射能汚染対策

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。原子力災害対策重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域であり、「原子力災害対策指針」（平成29年7月5日原子力規制委員会）では、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。

【指針における原子力災害対策重点区域】

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	おおむね半径30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置（避難等）を準備

市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約120kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時においても避難等の措置が求められることはないと考えられるが、福島第一原子力発電所事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。

広域放射能汚染は、福島第一原子力発電所事故により今まさに経験の途上にあり、明確な対応策が示されるまでには時間が必要である。

本計画では、「広域放射能汚染対策」として被害想定と予防策の検討及び当面の対策について定める。

1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討

(1) 被害想定 の検討

担当部署は、放射能汚染に関するメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故に対する予防策及び対応策については研究段階であるため、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて市内の集水池に堆積する等、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合、適切な方法でのごみ処理等を検討し、対応策を実施する。

3 食品安全確保対策

市は、県が国のガイドラインに基づき実施している福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響調査結果を把握する。

なお、県は、調査結果に基づき、食品衛生法で定められた食品中の放射性物質の基準値を超える県産農産物等が流通することのないよう、安全性を確認している。

県が実施した調査結果は、次に示すとおりである。

【県産農産物等の調査結果】

調査年度	調査対象	調査結果の概要	対応措置
平成24年度	152品目 2,399検体	天然ナマズ1検体、野生きのこ10検体で基準値を上回る放射性セシウムが検出された。	天然ナマズについては、漁業協同組合に対し、周辺水域での天然ナマズの採捕を自粛するよう要請し、野生きのこについては、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町の4町において採取された野生きのこに対し、原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された。
平成25年度	143品目 1,418検体	野生きのこ5検体で基準値を超える放射性セシウムが検出された。	いずれも平成24年度に原子力災害対策本部から出荷制限が指示された町から採取された野生きのこであり、流通はしていない。
平成26年度	130品目 821検体	基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はなかった。	—
平成27年度	107品目 547検体	基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はなかった。	—

資料) 県ホームページ「放射性物質の埼玉県産農産物等への影響調査について」

4 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

市は、放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、埼玉ひびきの農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

市は、原子力発電所等の事故による広域放射能汚染等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、防災関係機関と協力して的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

(3) 応急対策

市は、原子力発電所の事故により、広域放射能汚染が予想される場合、農作物を放射能汚染から防護するため、防災関係機関と協力して次に示す実施可能な処置を講じる。

- ア 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定
- イ 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切替、汚染物除去等を指示
- ウ 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処
- エ その他必要な処置

5 道路災害対策計画

市は、広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝等ホットスポットの発生が予測される場合は、防災関係機関と協力して市民に影響を与えないように必要な処置を講じる。

第11節 不発弾処理対策

■ 基本方針

市では、平成28年5月に市道改修工事現場で不発弾が発見され、同年6月に関係機関の協力のもと、周辺市民の避難、交通規制等を実施し、陸上自衛隊により不発弾処理が行われた。発見現場の周辺は旧日本軍の飛行場があり、戦時中に空襲被害を受けていることから、今後も発見現場付近の掘削工事等に伴い不発弾が発見される可能性がある。このため、本計画の事故災害応急対策において、不発弾処理対策の方針等について定める。

「不発弾処理対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 不発弾発見直後の緊急措置	統括班、関係機関
第2 不発弾処理体制の確立	統括班、関係各班、関係機関
第3 事前の準備	統括班、関係各班、関係機関
第4 不発弾処理の実施	統括班、関係各班、関係機関
第5 報道機関への対応	統括班、関係各班、関係機関

第1 不発弾発見直後の緊急措置

市民から不発弾等の埋没情報等に関する相談を受けた場合、又は工事現場等から偶発的に発見された不発弾等の処理に関する対応については、統括班を窓口とする。

1 相談等の連絡

市は、相談等を受けた場合、消防本部、警察署及び県に連絡する。

2 不発弾処理の要請

所轄警察署を通じ、警察本部は、陸上自衛隊に不発弾処理を要請する。

第2 不発弾処理体制の確立

1 不発弾処理に係る国、県警察本部及び市の役割

- (1) 不発弾等処理の対応については、不発弾等そのものの除去と処理は、国（陸上自衛隊）の責務によって実施されるが、処理にいたるまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、市民の安全対策等の対応については、市が行う。
- (2) 市による発掘後の不発弾等又は偶発的に発見された不発弾等の処理については、陸上自衛隊が行う。ただし、処理作業の過程で爆発のおそれがあり、市民避難等の対応が必要な場合は、陸上自衛隊と市との役割分担を事前に確認するため、両者との間で協定を締結する。
- (3) 市は、県警察本部及び土木工事業業者等と協力し、立入禁止区域の設置とその警備、防護壁の設置等の危険回避措置をとる。

2 陸上自衛隊との協定締結

不発弾等の処理に当たっては、実施する業務について事前に確認するため、おおむね次の内容に基づく協定を市と陸上自衛隊との間で締結する。

- (1) 陸上自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）
- (2) 市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する市民避難等）
- (3) 不発弾等処理を実施する期間等
- (4) その他処理に際して必要な事項

3 不発弾処理対策本部の設置

市は、市長を本部長とし、不発弾等処理に伴う市民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、不発弾処理対策本部を設置する。

本部は、陸上自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。

また、不発弾処理を実施する当日には、現地における不発弾処理対策の指揮・指令を行うために、不発弾等が発見された場所に近い場所に不発弾処理現地対策本部を設置する。

本部の組織及び運営については、「本編 第1章 第1節 第3 非常体制」を準用する。

4 不発弾処理連絡調整会議の設置

市は、次に示す内容を協議するため、市、陸上自衛隊、県警察本部及びその他の関係機関による不発弾処理連絡調整会議を設置する。

- (1) 処理方針等の調整
- (2) 各事務分掌に応じた役割分担及び処理計画の調整
- (3) 処理当日の行動計画等についての調整

5 不発弾処理担当者会議の設置

市は、次に示す内容を協議するため、市、警察署及び消防本部による不発弾処理担当者会議を設置する。

- (1) 不発弾処理実施計画
- (2) 処理当日の交通規制
- (3) 処理当日の市民避難（戸別訪問・避難誘導）
- (4) 処理当日の要配慮者への対応
- (5) 事故による負傷者への対応

第3 事前の準備

1 処理日程の検討

不発弾処理当日までの日程はおおむね次に示すとおりとする。

【不発弾発見から処理までの日程】

日程	内容
事案の発生日	➤ 不発弾の発見・不発弾処理の必要性の判断 ➤ 不発弾処理対策本部の設置 ➤ 第1回不発弾処理対策本部会議の開催（以降必要に応じて実施）
発見後数日	➤ 陸上自衛隊による不発弾防護措置の実施
発見後1週間	➤ 第1回不発弾処理連絡会議（各機関の行動計画調整、以降必要に応じて実施）
1か月前	➤ 第1回不発弾処理担当者会議（以降必要に応じて実施）
1週間前まで	➤ 陸上自衛隊との協定締結
処理日当日	➤ 不発弾処理現地対策本部の設置 ➤ 信管除去及び不発弾撤去（1日）

2 不発弾処理実施計画の作成

不発弾処理における市民の安全確保を図るため、市は不発弾処理実施計画を作成する。実施計画で定める事項はおおむね次のとおりとする。

- (1) 不発弾処理現地対策本部（設置日時、設置場所等）
- (2) 不発弾処理の実施日時及び当日のタイムスケジュール
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 避難対象区域、開設指定避難所の設定
- (5) 避難対象市民への周知、誘導方法及び要配慮者への対応
- (6) 道路交通規制（区間及び時間）
- (7) ライフライン機関の対応
- (8) 市民に対する広報
- (9) 報道機関への対応

第4 不発弾処理の実施

1 不発弾処理現地対策本部

現地対策本部には、不発弾処理対策本部員及び関係機関の担当者を配置する。

2 避難等の実施

本部長は、市民の安全を確実なものとするため、不発弾処理実施計画に基づき、次により市民を避難させる。

- (1) 市民に対する避難広報の実施
- (2) 避難対象区域内の市民に対する戸別訪問と避難誘導
- (3) 指定避難所の開設及び運営

3 不発弾処理状況に係る情報伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する機関へこれらの情報を伝達する。

- (1) 不発弾等の処理作業の進行状況
- (2) 指定避難所における避難者の状況
- (3) 交通機関停止及び道路交通規制等の状況
- (4) 交通機関等における乗客等の滞留状況
- (5) その他必要な情報

第5 報道機関への対応

不発弾処理現地対策本部の建物内に「報道機関待機場所」を設置する。本部長は、報道機関に対して随時状況を説明する。

第4編 災害復旧復興計画

【第1章 災害復旧】

【第2章 災害復興】

第1編 総則	
第2編 災害予防計画	
第3編 災害応急対策計画	
第4編 災害復旧復興計画	

目次

第4編 災害復旧復興計画.....	315
第1章 災害復旧.....	315
第1節 迅速な現状復旧の進め方.....	315
第1 災害復旧事業計画の作成.....	315
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成.....	315
第3 災害復旧事業の実施.....	317
第2節 被災者の生活再建等の支援.....	318
第1 被災市民相談.....	318
第2 り災証明書の発行.....	319
第3 被災者の精神保健対策（心のケア）.....	321
第4 市税等の減免等.....	321
第5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給.....	322
第6 災害援護資金等の貸付.....	322
第7 義援金品の受付、配付.....	322
第8 被災者生活再建支援制度の活用.....	323
第9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用.....	323
第3節 被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建支援.....	325
第1 被災中小規模の民間事業者への融資.....	325
第2 被災農林漁業者への融資.....	325
第2章 災害復興.....	326
第1節 復興計画の策定.....	326
第1 復興に関する事前の取組の推進.....	326
第2 復興対策本部の設置.....	326
第3 復興方針の策定.....	326
第4 復興計画の策定.....	326
第2節 復興事業の実施.....	327
第1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施.....	327
第2 復興事業の実施.....	327

第1編 総則	
第2編 災害予防計画	
第3編 災害応急対策計画	
第4編 災害復旧復興計画	

第4編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧

第1節 迅速な現状復旧の進め方

■ 基本方針

市は、災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度の災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

「迅速な現状復旧の進め方」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 災害復旧事業計画の作成	関係各班
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	関係各班
第3 災害復旧事業の実施	関係各班

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は次に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上、下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部若しくは一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部若しくは一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は、次に示すとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 水道法

2 激甚災害にかかる財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

(1) 財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は、次に示すとおりである。

【公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助】

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設復旧事業関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ たん水排除事業

【農林水産業に関する特別の助成】

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- キ 森林災害復旧事業に対する補助

【中小規模の民間事業者に関する特別の助成】

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

【その他の財政援助及び助成】

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(2) 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配置、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係市民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

第2節 被災者の生活再建等の支援

■ 基本方針

大規模な災害により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、市は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者の生活再建等の支援を行う。

「被災者の生活再建等の支援」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 被災市民相談	市民班、関係各班
第2 り災証明書の発行	調査班、関係各班
第3 被災者の精神保健対策（心のケア）	医療班、関係各班
第4 市税等の減免等	調査班、関係各班
第5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	福祉班、会計班
第6 災害援護資金等の貸付	福祉班
第7 義援金品の受付、配付	福祉班、関係各班
第8 被災者生活再建支援制度の活用	統括班
第9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	統括班

第1 被災市民相談

1 相談所の開設

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、市民班及び関係各班は、必要に応じて「被災者相談窓口」を設置する。

被災者相談窓口は、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

2 考慮すべき相談内容

相談内容としては、次に示す事項があげられる。

【相談項目と担当課】

相談項目	担当課
生命保険、損害保険（支払い条件等）	市民班、統括班
家電製品の取扱等（感電、発火等の二次災害対策等）	消防本部、環境班
法律相談（借地借家契約、損害補償等）	建設班、調査班
心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）	医療班
住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）	建築班、建設班
雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）	商工班、支所経済環境班
消費（物価、必需品の入手等）	商工班、支所経済環境班
教育（学校）	教育班
福祉（障害者、高齢者、児童等）	福祉班
医療・衛生（医療、薬、風呂等）	医療班
廃棄物（ごみ、がれき、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）	環境班、支所経済環境班
税、公共料金（郵便、電話、電気等）の特例措置	調査班
金融（生活資金の融資等）	商工班、支所経済環境班
ライフラインの復旧状況（水道、下水道、電気、ガス、電話）	水道班、下水道班、建設班

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

3 相談体制

(1) 相談体制の確立

市民班は、関係各班の協力の下、被災者からの相談に的確に対応できる体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

(2) 相談スタッフの充実

各種相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。

また、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう体制を必要に応じて整える。

第2 リ災証明書の発行

リ災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給等）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

そのため、市長は、市の地域に係る災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、リ災証明書を交付する。

1 リ災証明書発行の概要

(1) リ災証明の対象

リ災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住家について、次の項目の証明を行う。

なお、住家以外のものが被災した場合において必要があるときは、市長が行う被災証明で対応する。

ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

イ 火災による全焼、半焼

(2) リ災証明を行う者

リ災証明は、市長が行うものとし、リ災証明書の発行事務は、調査班が担当する。
ただし、火災によるリ災証明は、児玉郡市広域消防本部消防長が行う。

(3) リ災証明書の発行

リ災証明書は、リ災証明の対象となる住家の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記(2)の市長又は消防長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

(4) 証明手数料

リ災証明については、証明手数料を徴収しない。

(5) リ災証明の様式

リ災証明の様式は、所定の様式による。

2 リ災証明書発行の流れ

(1) 被害認定調査の事前準備

被害認定調査は、調査班及び建築班が実施するものとし、地震発生後、被害認定調査のための事前準備として、次に示す項目を実施する。

ア 被害地域の航空写真の撮影準備

イ 事前調査の実施

調査計画を検討するため、統括班に収集整理された被害情報を参考に、市における被害の全体状況を把握する。

ウ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

エ 調査員の確保

(ア) 市職員の確保

(イ) ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

(ウ) 相互応援協定を締結している市町村への応援職員派遣要請

(エ) 「調査チーム」の編成と調査地区割りの検討

オ 調査備品等の準備

(ア) 調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）

(イ) 調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）

(ウ) 調査員運搬用車両の確保、手配

(エ) 他市町村応援職員等の宿泊所の確保

(2) 被害認定調査の実施

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月内閣府）に基づく被害認定基準に基づき被害認定調査を実施する。

(3) 被災者台帳の作成

被害認定調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した被災者台帳を作成し、リ災証明書発行の基本台帳とする。

(4) リ災証明書の発行

被災者台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対しリ災証明書を発行する。

(5) 再検査の申し出と調査の実施

被災者は、リ災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった住家について、地震発生日から3か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。申し出のあった住家に対しては迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、リ災証明書を発行する。同時に、被災者台帳及び被災に関するデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、建築班内に判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

第3 被災者の精神保健対策（心のケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。

市は、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講じる。

1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次に示す事項が考えられる。

- (1) 茫然自失、無感情、無表情な状態反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- (3) 現実否認による精神マヒ状態
- (4) 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- (5) 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- (6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

2 メンタルケア

心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次に示す対策を可能な限り早い時期に講じる。

- (1) 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- (2) 保健福祉事務所等による精神保健相談
- (3) 小・中学校での子供への精神的カウンセリング
- (4) 専門施設での相談電話の開設
- (5) 情報広報紙の発行による、被災者への情報提供
- (6) 指定避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

第4 市税等の減免等

市は、災害が発生した場合において、地方税法及び市条例に基づき、市税等の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。

第5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害により市民が死亡した場合、市は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）の定めるところにより、遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給は、国等で示す基準に基づき実施する。

【資料編 第11節 第1】『災害弔慰金の支給』参照

【資料編 第11節 第2】『災害障害見舞金の支給』参照

第6 災害援護資金等の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立直しに資するため、市は災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付、災害復興住宅建設資金に基づく融資及び災害復興住宅補修資金に基づく融資の貸付を行う。

また、資金の貸付については、この他、「生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付」（埼玉県社会福祉協議会）及び「災害復興住宅建設・補修資金に基づく資金貸付」（住宅金融公庫）制度があるので、市は、被災者に対して周知徹底を図る。

なお、生活福祉資金の貸付については、本庄市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して生活福祉資金の貸付を予算の範囲内で行う。

【資料編 第11節 第3】『災害援護資金等の貸付』参照

【資料編 第11節 第4】『生活福祉資金の貸付』参照

【資料編 第11節 第5】『住宅復興資金に基づく融資』参照

第7 義援金品の受付、配付

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入体制を確保するとともに「義援金配分委員会」を設置し、配分計画を定める。

1 受付窓口の開設

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受付ける。

義援金品の受付窓口は福祉班が担当する。

2 受付・募集

(1) 義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次表に従い実施する。

【義援金品の受付処理】

項目	内容
義援金品の受付	義援金品の受付は、福祉班が行う。 受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行振込みとする。
受領書の発行	受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
委員会への報告	福祉班は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

(2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、広報班が広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

3 保管及び配分

福祉班は、次に示す事項に留意し、送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

- (1) 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については市役所庁舎に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- (2) 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- (3) 福祉班は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また、義援品については、自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- (4) 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- (5) 被災者に対し、広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- (6) 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- (7) 福祉班は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

第8 被災者生活再建支援制度の活用

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互援助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

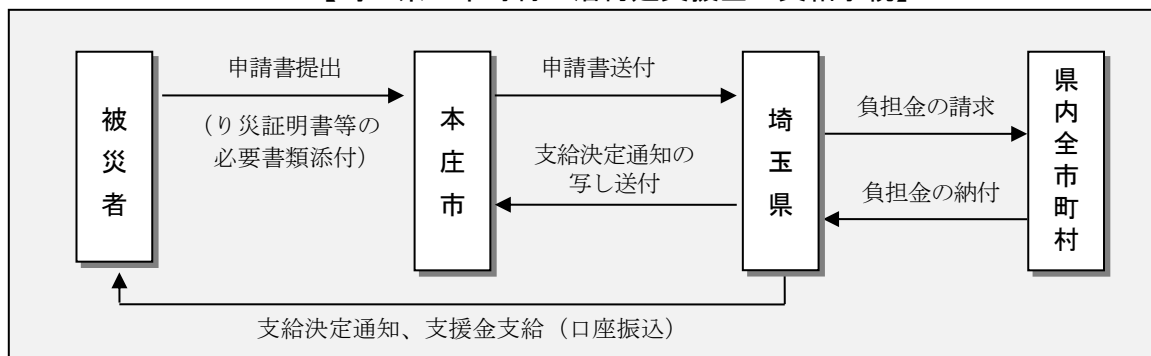
第9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。このため、県と県内全市町村の相互扶助により、被災者生活再建支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うこと等を柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

1 埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、次に示すとおりである。

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】

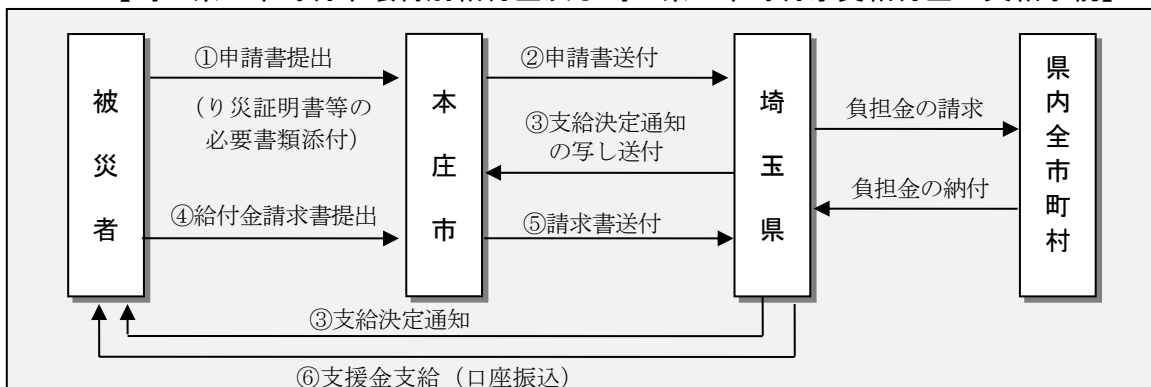


【資料編 第11節 第6】『埼玉県・市町村被災者安心支援制度』参照

2 埼玉県・市町村半壊特別給付金等

埼玉県・市町村半壊特別給付金及び埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、次に示すとおりである。

【埼玉県・市町村半壊特別給付金及び埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】

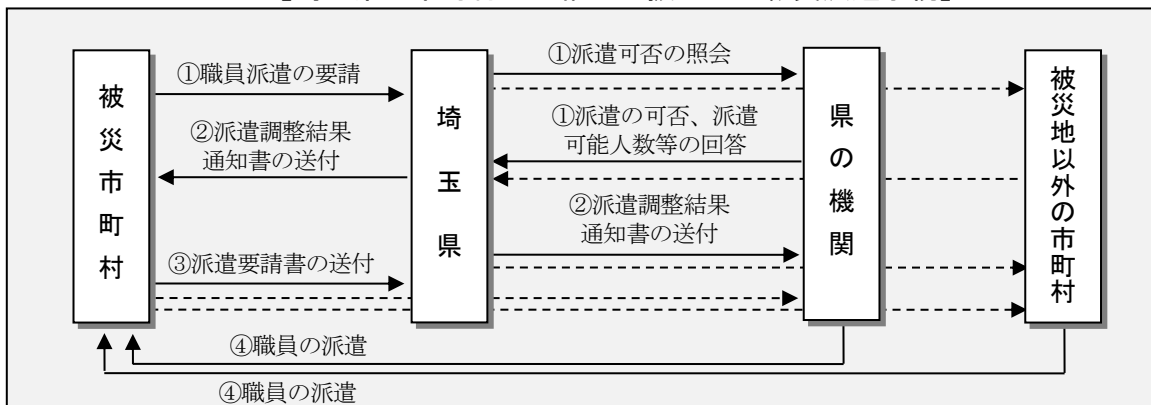


【資料編 第11節 第6】『埼玉県・市町村被災者安心支援制度』参照

3 埼玉県・市町村人的相互応援

埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、次のとおりである。

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



【資料編 第11節 第6】『埼玉県・市町村被災者安心支援制度』参照

第3節 被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建支援

■ 基本方針

災害に見舞われた被災中小規模の民間事業者、農林漁業者に対しては国等による各種の融資制度があり、市は、災害発生後、これらの融資制度の適用条件等について確認のうえ、被災した事業者に対して周知徹底を図る。

「被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建等の支援」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 被災中小規模の民間事業者への融資	商工班
第2 被災農林漁業者への融資	農政班

第1 被災中小規模の民間事業者への融資

市は、被災した中小規模の民間事業者への融資について、定められた基準に基づいた活用を被災中小企業に啓発する。

【資料編 第11節 第7】『自然災害等の影響を受けた中小企業への資金繰り支援』参照

第2 被災農林漁業者への融資

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資及び埼玉県農業災害対策特別措置条例等により融資する制度の啓発に努める。

天災融資法に基づく資金融資、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資等の融資について、定められた基準に基づいた活用を被災農林漁業者に啓発する。

【資料編 第11節 第8】『天災融資法に基づく資金融資』参照

【資料編 第11節 第9】『日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金』参照

【資料編 第11節 第10】『埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資』参照

【資料編 第11節 第11】『農業災害補償』参照

第2章 災害復興

第1節 復興計画の策定

■ 基本方針

大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

なお、事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備する。

「復興計画の策定」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 復興に関する事前の取組の推進	関係各課
第2 復興対策本部の設置	関係各課
第3 復興方針の策定	関係各課
第4 復興計画の策定	関係各課

第1 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて事前復興計画等を策定する。

第2 復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

第3 復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

第4 復興計画の策定

市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。

計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第2節 復興事業の実施

■ 基本方針

復興事業を推進するに当たり、法令等に基づき推進する。

「復興事業の実施」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施	関係各課
第2 復興事業の実施	関係各課

第1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条による建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

1 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

2 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

第2 復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

本庄市地域防災計画

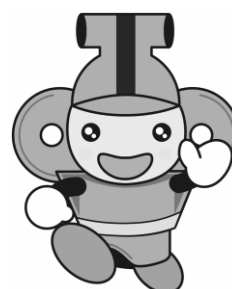
発 行 令和 7 年 3 月

編 集 本庄市防災会議

事務局 本庄市市民生活部危機管理課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 - 5 - 3

T E L 0495-25-1111



本庄市マスコット「ほおごほん」

資料編

目次

第1節 本市の災害履歴	1
第1 埼玉県内の地震被害	1
第2 東日本大震災における市の状況	3
第3 市に被害を及ぼした水害	4
第4 令和元年台風における市の状況	5
第5 市に被害を及ぼした雪害	6
第6 市に被害を及ぼした竜巻等の突風	6
第7 市に被害を及ぼしたひょう害	6
第2節 自然環境の特性	7
第1 本庄市及びその周辺の活断層図	7
第2 気象	8
第3 河川指定区間一覧	9
第4 砂防指定地一覧	10
第5 洪水浸水想定区域	11
第6 土砂災害警戒区域等	21
第7 山地災害危険地区	25
第8 重要水防区域一覧表	28
第9 ため池の状況	34
第3節 社会環境の特性	35
第1 人口・世帯数の推移	35
第2 年齢別人口	36
第3 昼夜別人口	36
第4 市外への通勤者及び通学者数	37
第5 要配慮者人口	38
第6 建物	38
第7 交通	39
第8 土地利用	40
第4節 防災組織関連	41
第1 本庄市防災会議条例	41
第2 本庄市防災会議規則	43
第3 本庄市防災会議に関する規程	44
第4 本庄市防災会議委員名簿	45
第5 本庄市災害対策本部条例	46
第6 本庄市災害対策本部に関する規程	47
第5節 災害救助法	48
第1 災害救助基準	48
第2 災害救助の種類と実施者	52
第3 本庄市の災害救助法適用基準	53
第6節 情報の収集伝達	54
第1 震度計	54
第2 雨量測定場所	54
第3 水位観測所・河川監視カメラ設置場所	55

第4 被害報告判定基準	56
第5 気象情報の対象地域	60
第6 警報・注意報発表基準	61
第7 キキクル等の種類と概要	63
第8 警戒レベルを用いた避難情報の区分	64
第9 避難の実施の指示の実施責任者	65
第10 噴火等に関する情報	67
第7節 ライフライン関係	70
第1 水道施設の状況	70
第2 本庄市下水道の状況	71
第3 本庄市農業集落排水の状況	71
第8節 市内危険物施設の状況	72
第1 市内危険物施設の状況	72
第9節 防災関連施設等	73
第1 指定避難所・指定緊急避難場所	73
第2 福祉避難所	75
第3 帰宅困難者一時滞在施設	75
第4 ヘリポート指定地	76
第5 医療機関	78
第6 し尿ごみ処理施設	81
第7 応急仮設住宅建設候補地	81
第8 火葬場	81
第10節 市内施設等	82
第1 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	82
第2 市内民間宿泊施設	86
第11節 生活再建関連	87
第1 災害弔慰金の支給	87
第2 災害障害見舞金の支給	87
第3 災害援護資金等の貸付	88
第4 生活福祉資金の貸付	89
第5 住宅復興資金に基づく融資	90
第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度	93
第7 自然災害等の影響を受けた中小企業への資金繰り支援	97
第8 天災融資法に基づく資金融資	98
第9 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金	99
第10 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資	99
第11 農業災害補償	99

第1節 本市の災害履歴

第1 埼玉県内の地震被害

【埼玉県内の被害地震】

発 生 年 月 日	マグニチュード M	緯度 経度	深さ km	震源地 域	被害記述
弘仁9年 7月	7.5	36.50 139.50	—	関東諸 国	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
元慶2年 11月1日	7.4	35.50 139.30	—	関東諸 国	相模、武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
慶長20年 6月26日	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。
寛永7年 8月2日	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、堀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
慶安2年 7月30日	7.0	35.80 139.50	—	武蔵、 下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺より下る。江戸城二の丸石垣、堀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷、長屋の破損、倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣、石の井垣被損し、八王子、伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによる場所が大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
元禄16年 12月31日	8.2	34.7 139.8	—	関東南 部	相模武蔵、上総、安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、埼玉県内の被害の詳細は不明。
寛政3年 1月1日	6.3	35.80 139.60	—	川越・ 蔵	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根等破損。
安政元年 12月23日	8.4	34.00 137.80	—	東海	県内の推定震度5(蔵、桶川、行田)。
安政2年 11月11日	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所、深川、浅草、下谷、小川町、曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 県内の推定震度は大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷辺りまで、土手割れ噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家、土蔵、物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蔵で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊、半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
安政5年 1月11日	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸、佐野、鹿沼で有感。
明治27年 6月20日	7.0	35.70 139.80	—	東京湾 北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動はるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋、土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川、江戸川、綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。

第 1 節 本市の災害履歴

発 生 年月日	マグニチュード M	緯度 経度	深さ km	震源地 域	被害記述
明治27年 10月7日	6.7	35.60 139.8 0	—	東京湾 北部	芝区桜川町、赤坂溜池、下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
大正12年 9月1日	7.9	35.20 139.3 0	—	関東南 部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 県の被害は、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。
大正13年 1月15日	7.3	35.50 139.2 0	—	丹沢山 地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
昭和6年 9月21日	6.9	36.15 139.2 3	0	埼玉県 北部	県で、死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
昭和43年 7月1日	6.1	35.59 139.2 6	50	埼玉県 中部	深さが50kmのため、規模の割りに小被害で済んだ。東京都で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
平成元年 2月19日	5.6	36.01 139.5 4	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
平成23年 3月11日	9.0	38.06 142.5 1	24	三陸沖	東北地方を中心に死者 15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。県の最大震度は6弱（宮代町）、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件。

出典）埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画（資料編）」（令和6年3月）

第2 東日本大震災における市の状況

【東日本大震災における市の状況】

項目		内容
市の震度		震度5弱
市内被災状況		➤ 灯籠、屋根瓦、外壁、ブロック、墓石の倒壊及び落下等あり（市内計96件）。 ➤ 県水道は給水停止し、自家水源で対応。漏水1件。 ➤ 新耐震基準以外の公共施設で耐震工事を完了していない施設の使用を停止し、安全確認を実施。 ➤ 橋梁の安全点検を実施。 ➤ 市民プラザ・第三金屋集会所は当面の使用を停止。 ➤ 本庄公民館は、中央公民館へ機能を移転。
市の対応	警戒体制（1号）	平成23年3月11日 14時46分
	対応対策本部	➤ 本部設置 平成23年3月13日15時00分 ➤ 本部会議 同年5月17日まで計27回開催
	帰宅困難者対応	➤ 平成23年3月11日 東日本旅客鉄道（株）の高崎線、上越新幹線及び長野新幹線の運休により帰宅困難者が発生。 ➤ 高崎線本庄駅の帰宅困難者（最終約120人）については、インフォメーションセンター及び市役所を開放。 ➤ 東日本旅客鉄道（株）の上越新幹線及び長野新幹線の帰宅困難者（約1,000人）については、東日本旅客鉄道（株）高崎支社の要請を受けて、市が早稲田リサーチパークコミュニケーションセンターの開放を要請。 ➤ 市職員による夕・朝食及び毛布の配布。
	計画停電対応	➤ 平成23年3月13日20時過ぎに(株)東京電力より計画停電の実施情報が発表。 ➤ 14日午前中に全85自治会長へ計画停電資料の配布を依頼。 ➤ 市内関係機関、保育園・幼稚園、病院、人口呼吸器等利用者へ個々にて対応を要請・確認。
	避難者受入支援	➤ 市への避難者は最大26世帯84人（福島県、宮城県より）。 ➤ 平成23年3月19日 市東日本大震災一時避難支援センター（コミュニティセンター）を開設。 ➤ 住宅、医療、介護、就学及び就労支援等の各種相談に個別に対応。
	放射性物質への対応	➤ 情報収集の強化を指示。本庄保健所との連携により情報収集・整理。 ➤ 埼玉県より農産物の放射線量測定結果が公表。 ➤ 市水道の放射性物質は不検出との結果判明。市ホームページ、文字放送へ掲載。

※ 対応対策本部：東日本大震災の影響に対応するために設置された対策本部。

第1節 本市の災害履歴

第3 市に被害を及ぼした水害

【市に被害を及ぼした水害】

年月日	名称	区域別被害状況	
昭和22年 9月14～15日	カスリーン台風	旧共和村 旧児玉町 旧金屋村 旧本庄市 旧秋平村	浸水426戸 死傷者3人 田畑冠水157町 浸水311戸 破壊1戸 田畑冠水79町5反 浸水100戸 田畑冠水115町3反 浸水100戸 流失2戸 田畑冠水19町3反 浸水170戸 流破壊2戸 負傷者10人 田畑冠水55町5反
昭和28年 9月23～25日	台風第13号	旧共和村 旧秋平村	破壊1戸 破壊1戸
昭和41年 6月27～28日	台風第4号	旧本庄市 旧児玉町	浸水 床下5戸 田畑冠水245ha 浸水9戸 田畑冠水310ha
昭和41年 10月7日	台風第26号	旧本庄市 旧児玉町	浸水 床下42戸 死傷者15人 建物破壊6,689戸 浸水 床上13戸 床下237戸 死傷者17人 建物破壊248戸
昭和57年 8月1～2日	台風第10号	旧本庄市 旧児玉町	浸水床下400戸 建物破壊76戸 田畑冠水600ha 橋梁流失6橋 浸水 床上36戸 床下384戸 田畑冠水358ha
昭和57年 9月12～13日	台風第18号	旧本庄市	浸水 床上15戸 床下600戸 堤防損傷24箇所 田畑冠水50ha
平成元年 8月16日	集中豪雨	旧本庄市	浸水 床上26戸 床下127戸
平成7年 6月27～28日	大雨	旧本庄市	橋梁流失1橋 負傷者2人
平成9年 8月26日	集中豪雨	旧本庄市	浸水 床上4戸 床下59戸
平成10年 9月16日	台風第5号	旧本庄市	浸水 床上2戸 床下9戸 田畑冠水 334ha
平成19年 9月5～8日	台風第9号	本庄市	本庄地域 浸水 床下1戸 児玉地域 浸水 床下1戸 河川堤防決壊3箇所 崖崩れ11箇所 道路冠水3箇所 避難者10人
平成23年 9月1～6日	台風第12号	本庄市	本庄地域 浸水 床上4戸 床下43戸 児玉地域 浸水 床上5戸 床下8戸 土砂流出等7箇所（うち崖崩れ3箇所） 橋梁流失1橋 避難者22人
平成27年 9月8～10日	台風第18号	本庄市	児玉地域 土砂崩れ2か所 道路冠水1か所
令和元年 10月11～13日	台風第19号	本庄市	全域 浸水 床上13棟 床下28棟 避難者約1,604人
令和4年 7月28日	大雨	本庄市	全域 浸水 床上4戸 床下9戸 道路冠水 12箇所

第4 令和元年台風における市の状況

【令和元年台風における市の状況】

月日	状況等	市の対応
10月9日	—	・ 初期活動体制（2号配備） ・ 初期活動本部会議
10月10日	・ 気象庁から、台風第19号に関する説明	・ 部局長会議
10月11日 午前	・ 元小山川の水位上昇と市民から通報	・ 初期活動本部会議 ・ 部局長会議
10月11日 午後	・ 大雨・雷・強風・洪水注意報発表	・ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・ 指定避難所開設
10月12日 午前	・ 大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報発表 ・ 土砂災害警戒情報発表 ・ 避難指示（緊急）発令の基準到達	・ 初期活動本部会議
10月12日 午後	・ 大雨特別警報発表	・ 非常体制1号配備へ移行 ・ 災害対策本部会議 ・ 避難指示（緊急）発令 ・ 福祉避難所増設 ・ 指定避難所増設 ・ 避難指示（緊急）発令（市内全域）
10月13日	・ 大雨特別警報解除	・ 災害対策本部会議 ・ 指定避難所の閉鎖
10月14日	・ 土砂災害警戒情報解除	—
10月15日	—	・ 部局長会議
10月16日	—	・ 初期活動本部会議
10月18日	—	・ 非常体制1号へ移行 ・ 災害対策本部会議 ・ 指定避難所開設
10月19日	—	・ 災害対策本部会議
10月21日	—	・ 災害対策本部会議 ・ 児玉総合支所を自主避難所として開放
10月22日	—	・ 災害対策本部会議 ・ 初期活動本部2号へ移行
10月24日	—	・ 初期活動本部会議
10月25日	・ 大雨警報（土砂災害）発表	・ 初期活動本部会議 ・ セルディ及びエコピアに避難所開設 ・ 避難準備・高齢者等避難開始発令

第1節 本市の災害履歴

第5 市に被害を及ぼした雪害

【市に被害を及ぼした雪害】

年月日	名称	区域別被害状況	
平成26年 2月8～9日 14～15日	平成26年豪雪	本庄市	積雪65cm（本庄市内、埼玉県本庄県土整備事務所観測） 1m以上（山間部） 人的被害：負傷者15名 建物被害：全壊55棟、半壊または損壊129棟 その他構造物の損壊：207件 農業用施設被害：ハウス2,261棟、畜舎等50棟

第6 市に被害を及ぼした竜巻等の突風

【市に被害を及ぼした竜巻等の突風】

年月日	名称	区域別被害状況	
平成28年 7月14日	突風	本庄市他	住家屋根の一部損壊1件 ビニールハウス損壊1件

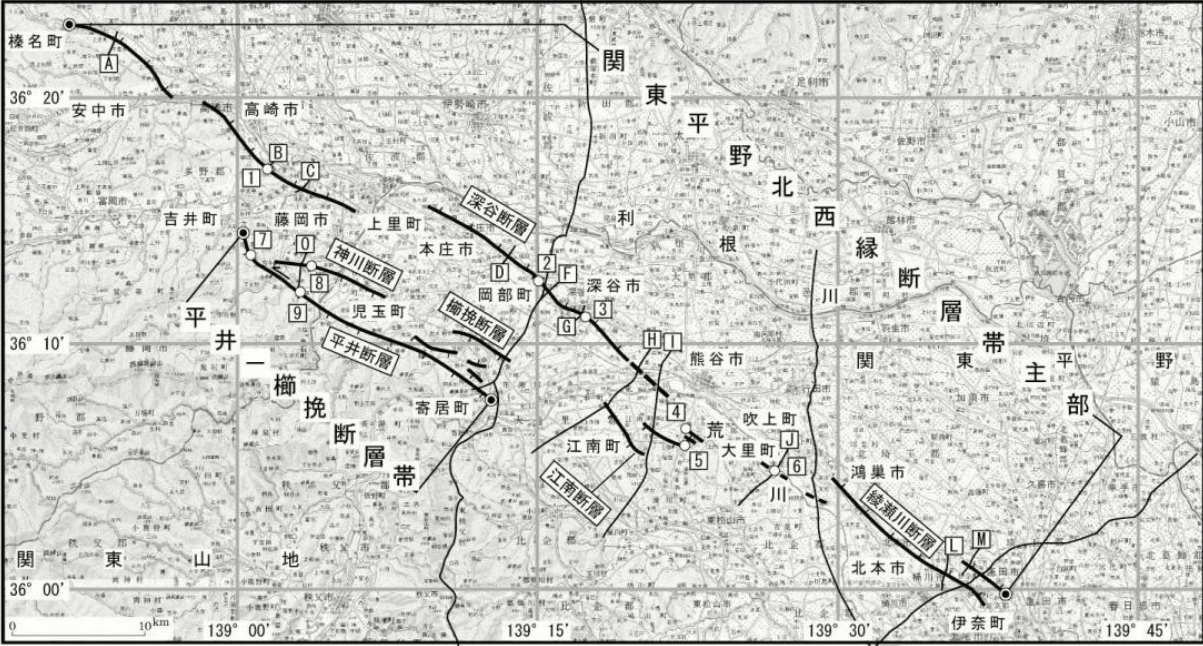
第7 市に被害を及ぼしたひょう害

【市に被害を及ぼしたひょう害】

年月日	名称	区域別被害状況	
令和4年 6月2日	降ひょう	本庄市	住家被害 1,022件（窓ガラス破損等） 農業被害 約400ha

第2節 自然環境の特性

【本庄市及びその周辺の活断層図】



出典) 地震調査研究推進本部 (平成17年) 「関東平野北西縁断層帯の評価」

第2 気象

【熊谷地方気象台寄居観測所の観測史上1～5位の値（年間を通じての値）】

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計 期間
日降水量 (mm)		471.0 (2019/10/12)	280 (1982/8/1)	247 (1982/9/12)	227 (2002/7/10)	225 (1990/11/30)	1976/4 2024/4
日最大10分間 降水量(mm)		31.5 (2010/7/24)	28.5 (2022/7/28)	24.5 (2009/6/14)	22.5 (2011/7/30)	22.5 (2010/7/26)	2009/2 2024/4
日最大1時間 降水量(mm)		103 (2005/8/12)	92.5 (2022/7/28)	74 (2000/8/9)	62.0 (2019/10/12)	61.0 (2010/7/24)	1976/4 2024/4
年降水量の 多い方から(mm)		1831 (1991)	1776 (1998)	1660 (1988)	1649.0 (2019)	1626 (1990)	1976年 2023年
年降水量の 少ない方から(mm)		848 (1984)	873 (1978)	898 (1996)	937 (1997)	956.0 (2023)	1976年 2023年
日最高気温の 高い方から(℃)		39.9 (2018/7/23)	39.8 (2022/6/30)	39.5 (2007/8/15)	39.2 (2022/7/1)	39.2 (2020/8/11)	1977/12 2024/4
日最低気温の 低い方から(℃)		-9.2 (2021/1/10)	-8.9 (2021/1/9)	-8.7 (2023/1/26)	-8.5 (2018/1/12)	-8.4 (2018/1/13)	1977/12 2024/4
日最大 風速・風向(m/s)		15.9 北西 (2013/9/16)	15 北 (1990/3/21)	14.4 北北西 (2013/3/10)	13.4 西 (2012/4/3)	12.7 北西 (2019/10/12)	1977/12 2024/4
日最大瞬間 風速・風向(m/s)		33.1 西北西 (2013/9/16)	28.2 北北西 (2009/6/14)	26.3 西 (2012/4/3)	25.8 北西 (2013/3/10)	23.1 南東 (2018/10/1)	2009/2 2024/4

出典) 熊谷地方気象台（埼玉県熊谷市桜町1-6-10、明治29(1896)年12月1日観測開始）

第3 河川指定区間一覧

【河川指定区間一覧】

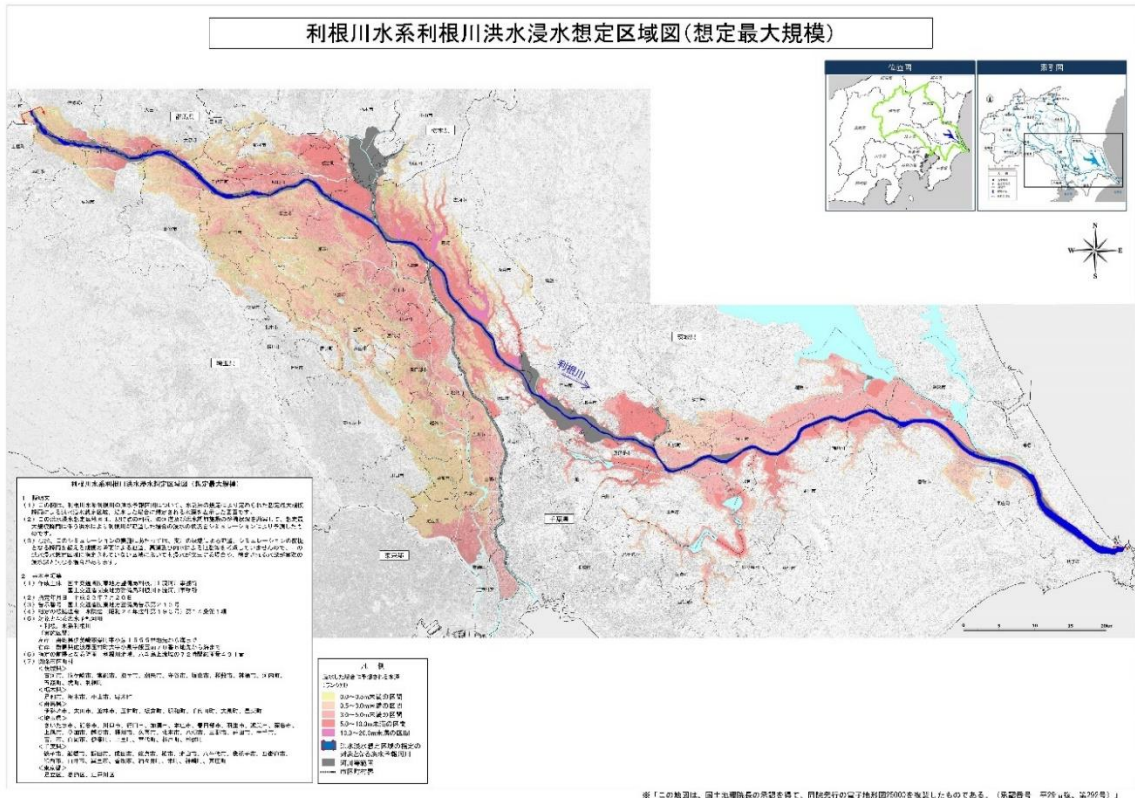
河川名	区間		河川延長 (m)		
	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
小山川	秩父郡皆野町大字金沢字滝の下4,015番の1地先の浦山第1号堰堤	直轄区間起点	36,411	36,411	72,822
備前渠川	左岸 本庄市大字仁手字中島1,432番のイ地先	小山川への合流点	3,850	3,850	7,700
	右岸 同市同大字字屋敷割817番の2地先				
元小山川	左岸 上里町字樋越1,706番地先	〃	7,780	7,780	15,560
	右岸 同町同大字同字1,790番地先				
女堀川	左岸 児玉郡児玉町大字宮内字大室谷1,164番の1地先	〃	14,950	14,950	29,900
	右岸 同町同大字字仮宿67番地先				
男堀川	左岸 児玉郡児玉町大字高関字高関西1,448番地先	〃	5,550	5,550	11,100
	右岸 同町同大字字川久保1,167番地先				
秋山川	左岸 児玉郡児玉町大字秋山字後内手171番地先	〃	2,560	2,560	5,120
	右岸 同町同大字同字168番地先				
小平川	左岸 児玉郡児玉町大字小平字中郷544番の1地先	〃	1,570	1,570	3,140
	右岸 同町同大字同字537番地先				
間瀬川	左岸 秩父郡野上町大字野上下郷字峠外1,725番の8地先	〃	3,000	3,000	6,000
	右岸 児玉郡児玉町大字小平字上間瀬1,982番の3地先				
稲聚川	左岸 児玉郡児玉町大字稲沢字西前耕地667番地先	〃	1,962	1,962	3,924
	右岸 同町同大字同字937番の2地先				
御陣場川	左岸 児玉郡上里村大字藤木戸字関邸138番地先	利根川への合流点	9,400	9,400	18,800
	右岸 同村同大字同字147番地先				

第4 砂防指定地一覧

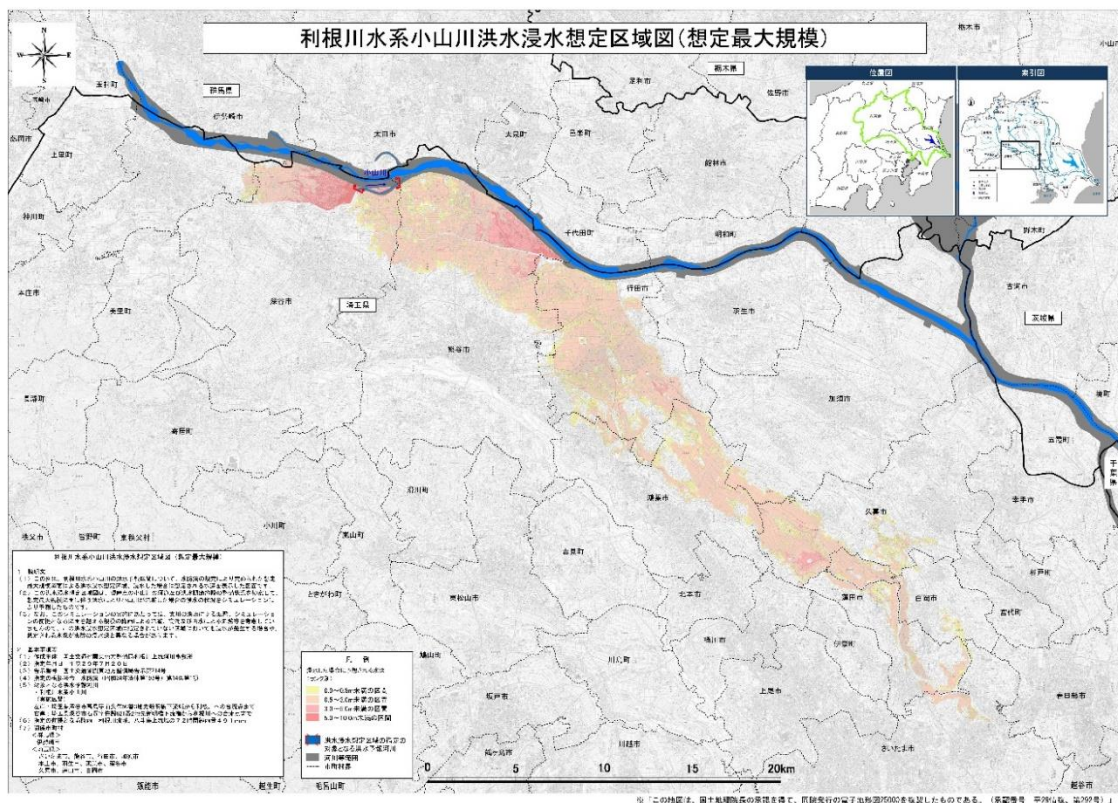
【砂防指定地一覧】

溪流名	事務所
小山川	本庄
平沢川	本庄
千ヶ谷沢	本庄
大平沢川	本庄
殿ヶ谷戸沢	本庄
滝の沢	本庄
日山沢川	本庄
稲聚川	本庄
間瀬川	本庄
小平川	本庄
根岸川	本庄
秋山川	本庄
女堀川	本庄
宮内沢	本庄
御厨川	本庄
内出沢	本庄
迎沢	本庄
宇津木沢	本庄

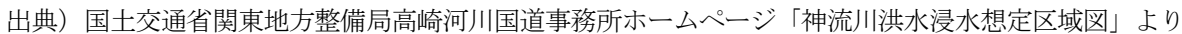
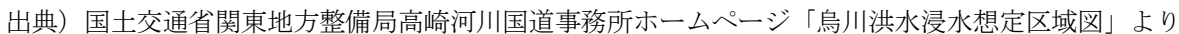
第5 洪水浸水想定区域

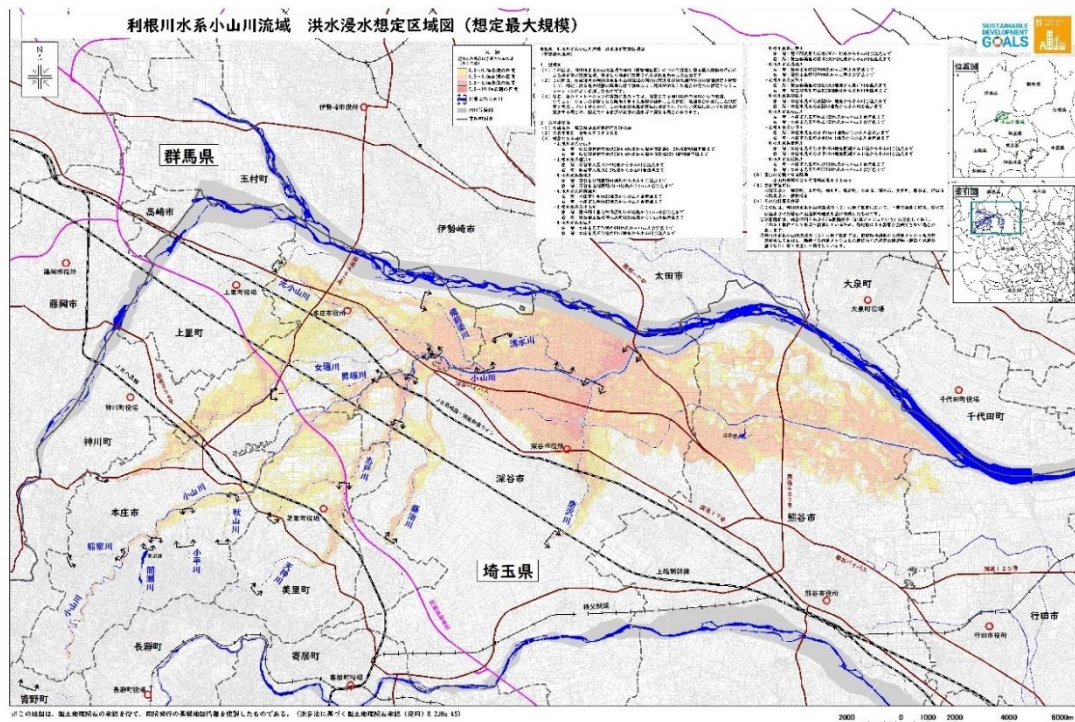


出典) 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所ホームページ「洪水浸水想定区域図」より

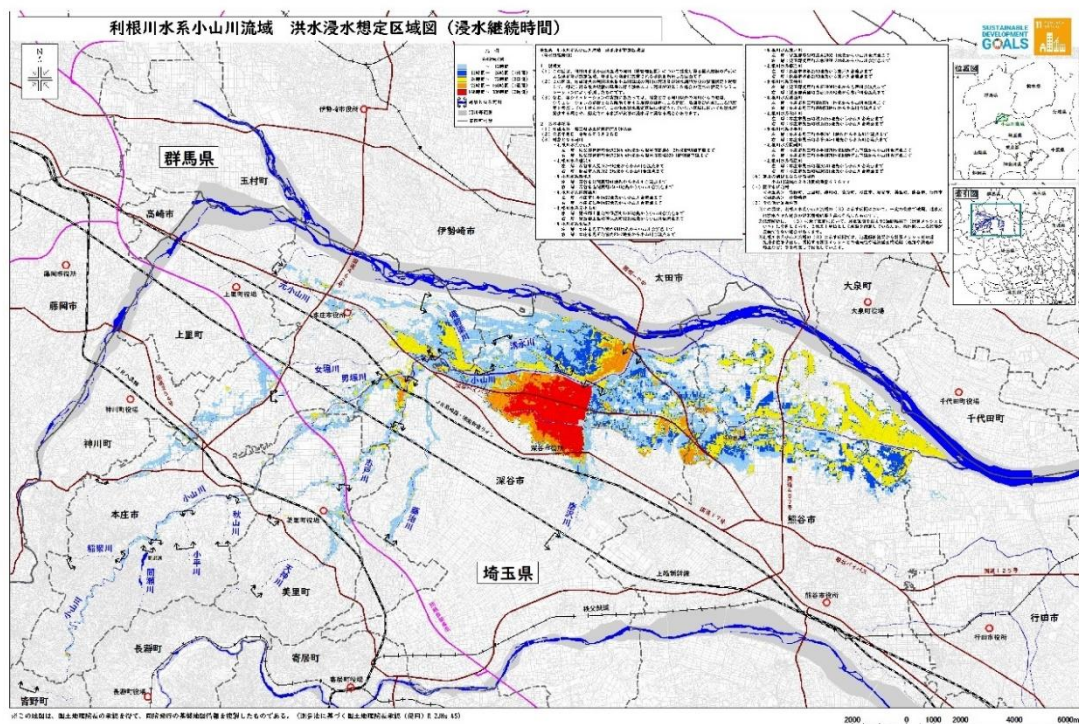


出典) 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所ホームページ「洪水浸水想定区域図」より



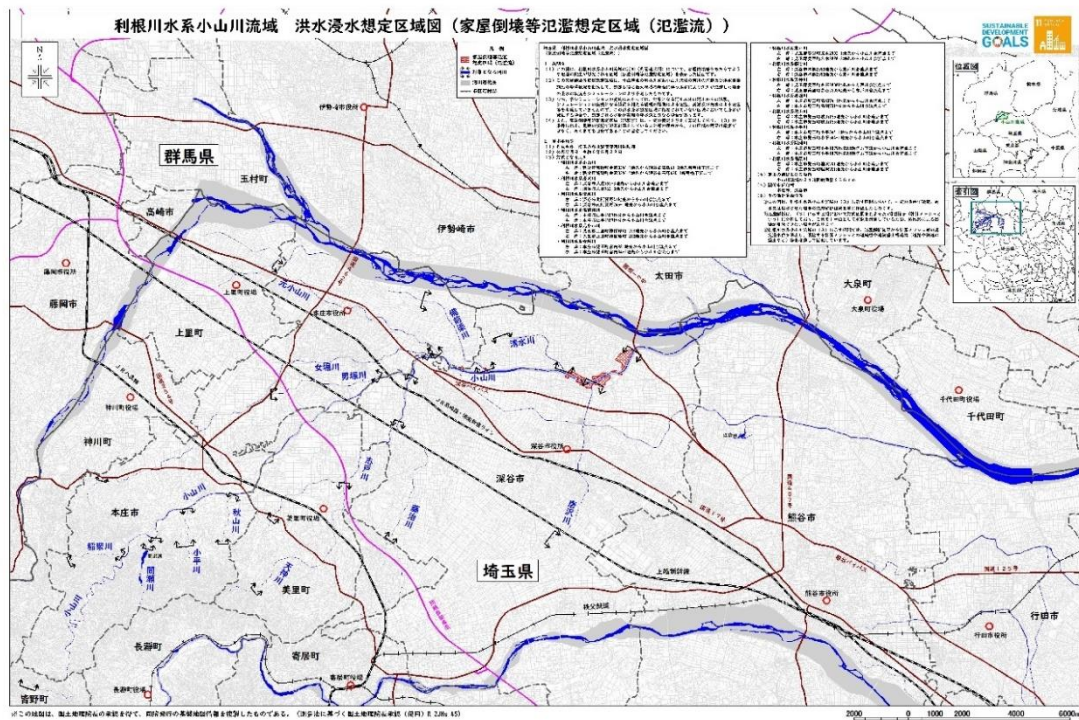


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

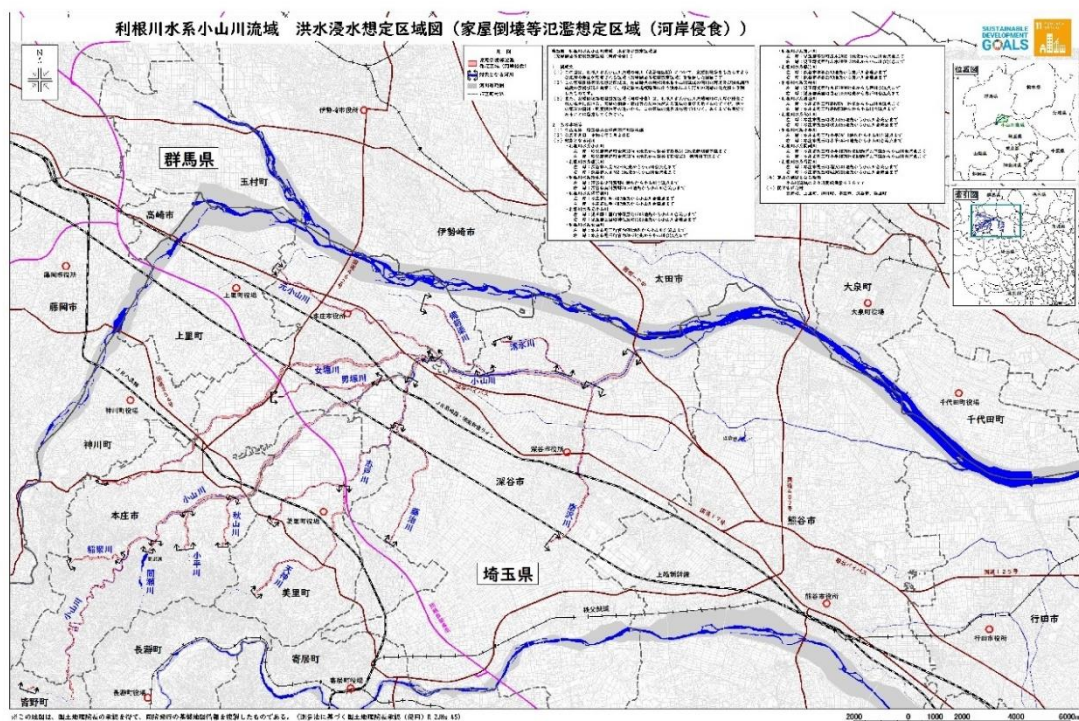


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

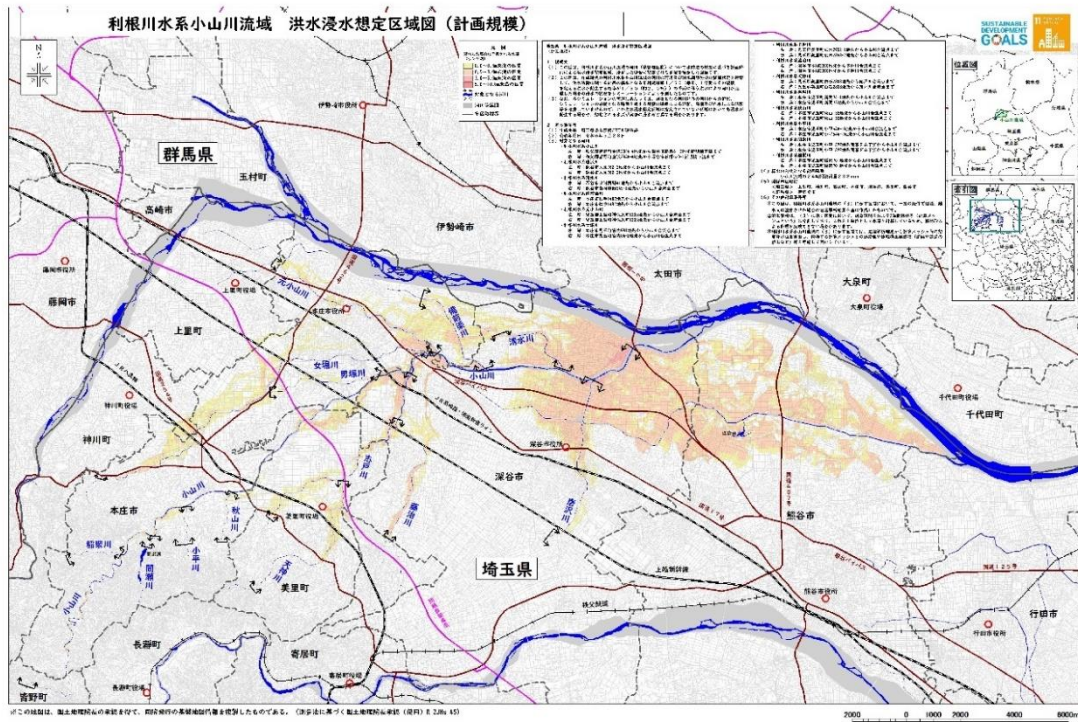
第2節 自然環境の特性



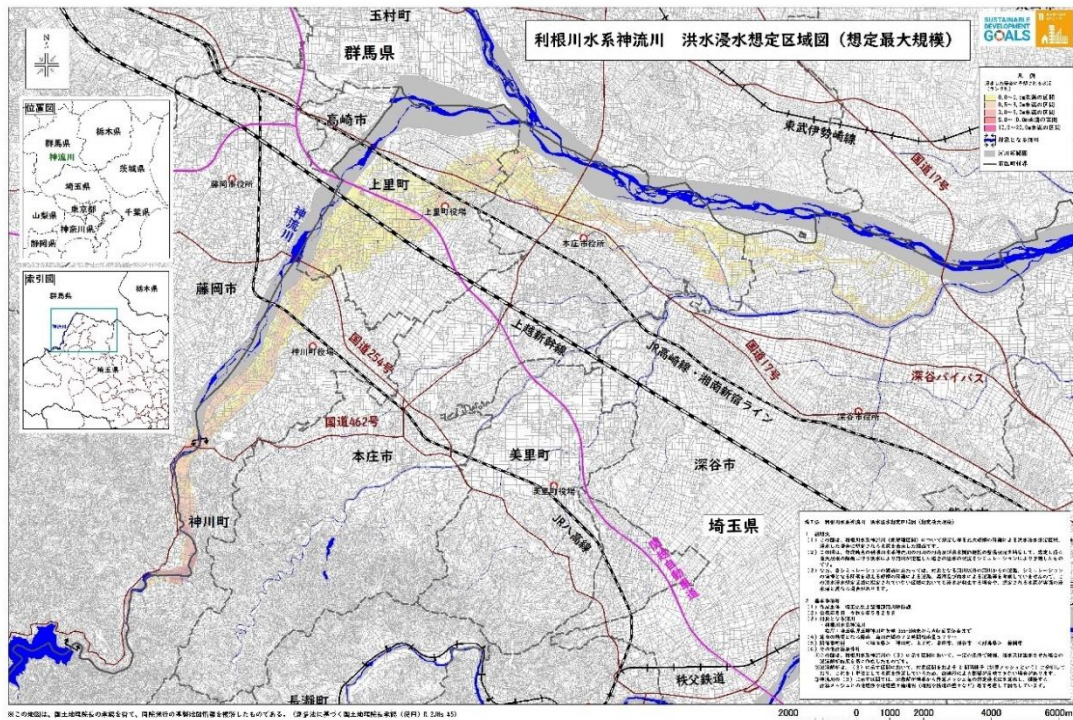
出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より



出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

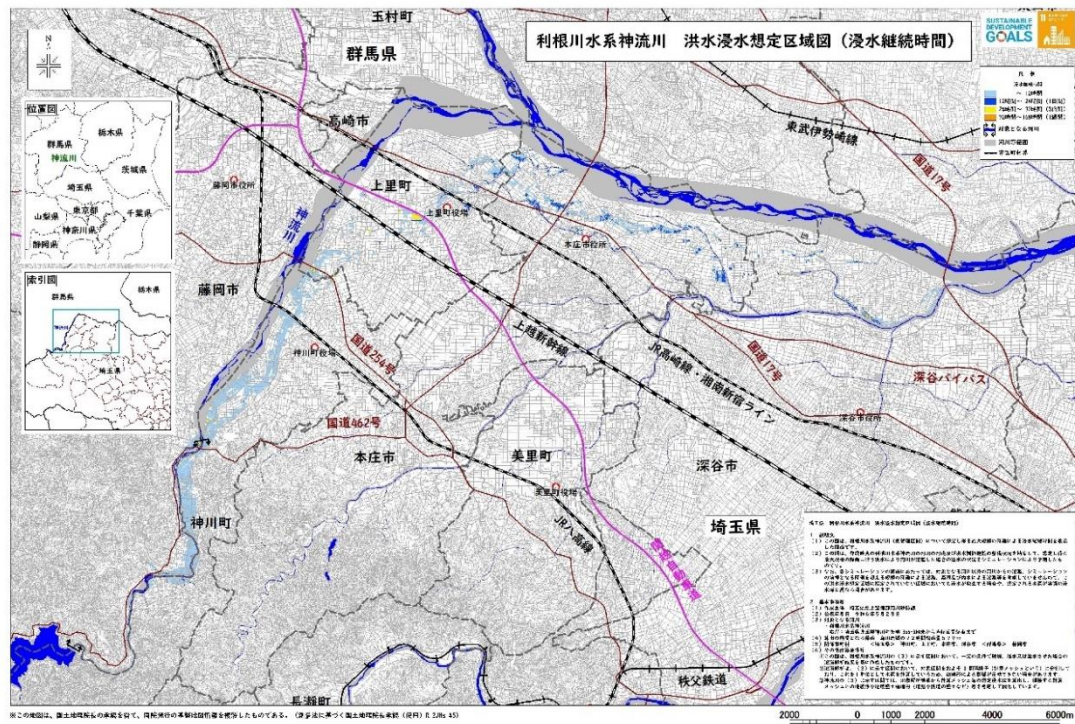


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

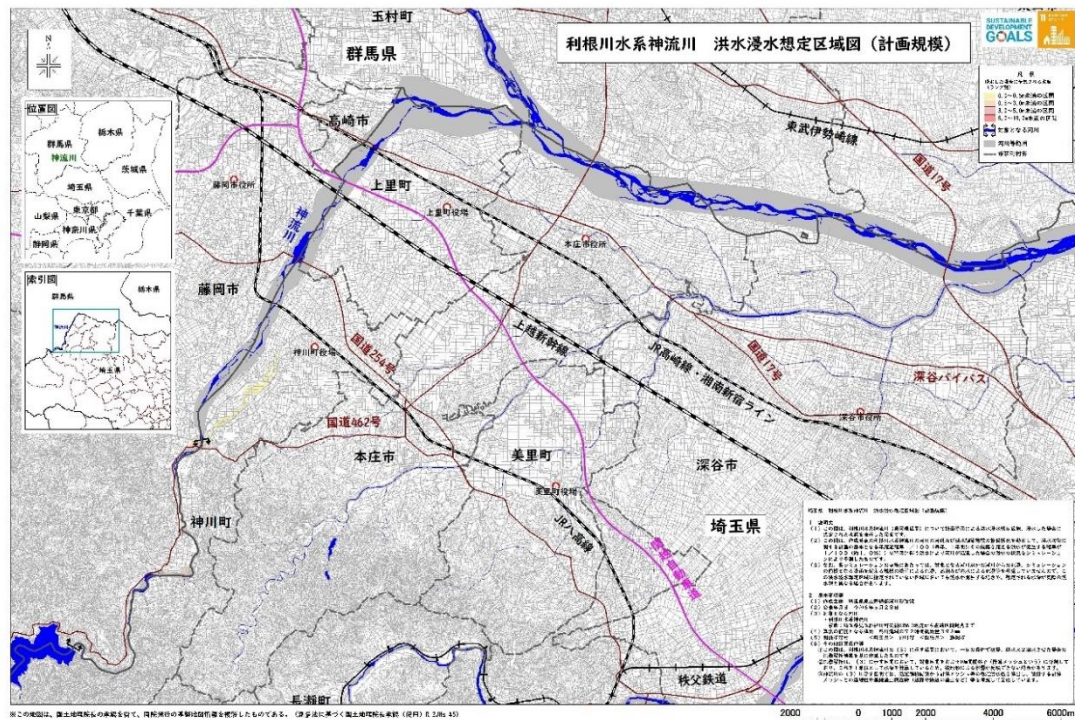


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

第2節 自然環境の特性

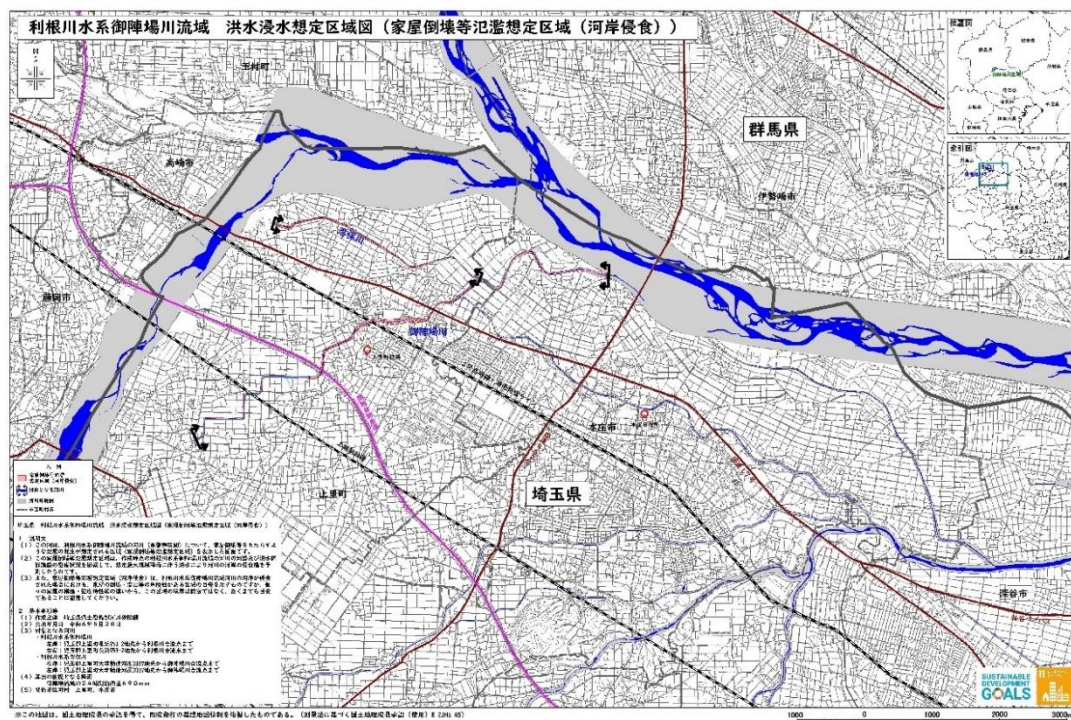


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

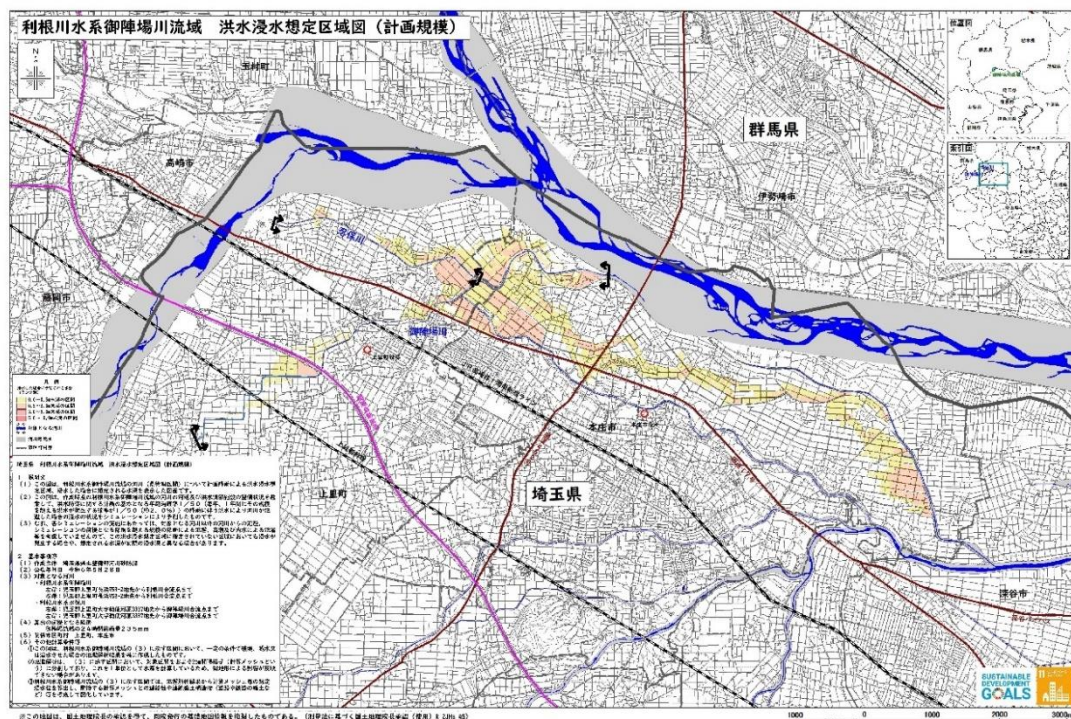


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より



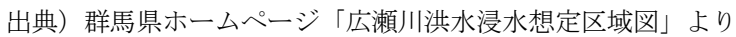


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より



出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より





第6 土砂災害警戒区域等

【土砂災害警戒区域等】

No.	土砂災害警戒区域等の名称	住所	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	指定年月日
1	下勝沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H18. 12. 26
2	新屋敷	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H18. 12. 26
3	間瀬-5	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H18. 12. 26
4	間瀬-6	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H18. 12. 26
5	勝沢	児玉町河内	土石流	H18. 12. 26
6	勝沢左1	児玉町河内	土石流	H18. 12. 26
7	勝沢左2	児玉町河内	土石流	H18. 12. 26
8	浅間沢	児玉町元田	土石流	H18. 12. 26
9	浅間沢右1	児玉町元田	土石流	H18. 12. 26
10	大平沢	児玉町太駄	土石流	H18. 12. 26
11	御厨川	児玉町飯倉	土石流	H18. 12. 26
12	御厨川左1	児玉町飯倉	土石流	H18. 12. 26
13	女堀川	児玉町宮内	土石流	H18. 12. 26
14	女堀川右2	児玉町宮内	土石流	H18. 12. 26
15	女堀川右1	児玉町宮内	土石流	H18. 12. 26
16	西南-3	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
17	平沢-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
18	平沢-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
19	横畑-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
20	横畑-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
21	西南-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
22	西南-6	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
23	平沢-1-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
24	平沢-1-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
25	西南-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
26	西南-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
27	西南-3	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
28	西南-4	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
29	平沢-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
30	阿久戸	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
31	阿久戸-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
32	阿久戸-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
33	寺平-2-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
34	寺平-2-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
35	殿谷戸-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
36	殿谷戸-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
37	殿谷戸-3	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
38	殿谷戸-4	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
39	殿谷戸-6	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
40	寺平	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
41	殿谷戸-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
42	殿谷戸-4	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
43	殿谷戸-5	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
44	殿谷戸-6	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 24
45	西南沢	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
46	横畑川	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24

第2節 自然環境の特性

No.	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	土砂災害の 発生原因となる 自然災害の種類	指定年月日
47	平沢川下流	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
48	平沢川支溪 1 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
49	平沢川支溪 2 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
50	平沢川支溪 3 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
51	平沢川支溪 4 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
52	千ヶ谷沢南	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
53	千ヶ谷沢	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
54	殿谷戸沢 1 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
55	殿谷戸沢 2 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
56	殿谷戸沢南	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
57	殿谷戸沢北	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
58	小塚－ 2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
59	上稲沢－ 1	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
60	寺山	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
61	下稲沢－ 1	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
62	下稲沢－ 2	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
63	下稲沢－ 3	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
64	上稲沢	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
65	中稲沢－ 2	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
66	中稲沢－ 2	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
67	下谷戸－ 1	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
68	寺山－ 1	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
69	寺山－ 2	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
70	神子沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
71	中川原－ 1	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
72	中川原－ 2	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
73	木戸－ 1	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
74	木戸－ 2	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
75	上元田－ 3	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
76	上元田－ 4	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
77	上元田－ 5	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
78	中元田－ 1	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
79	中元田－ 2	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
80	日影－ 1	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
81	日影－ 2	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
82	迎	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
83	小塚－ 1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
84	小塚－ 3	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
85	小塚－ 4	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
86	太駄中－ 1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
87	太駄中－ 2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
88	沢戸	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
89	中元田－ 3	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
90	上稲沢－ 2	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
91	上稲沢－ 3	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
92	大稲沢－ 1	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
93	大稲沢－ 2	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
94	大稲沢－ 3	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
95	大稲沢－ 4	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
96	下谷戸	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29

No.	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	土砂災害の 発生原因となる 自然災害の種類	指定年月日
97	寺山－1	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
98	寺山－2	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
99	神子沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
100	藤沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
101	日影－1	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
102	小塚－1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
103	殿谷戸－2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
104	殿谷戸－3	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
105	上元田－2	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
106	下谷戸－2	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
107	内出沢西	児玉町稲沢	土石流	H23. 3. 29
108	藤の沢1号	児玉町元田	土石流	H23. 3. 29
109	浅間沢支溪	児玉町元田	土石流	H23. 3. 29
110	中元田沢	児玉町元田	土石流	H23. 3. 29
111	間瀬南沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
112	藤の沢2号	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
113	下木戸沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
114	中木戸沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
115	上木戸沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
116	神子沢－1	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
117	神子沢－2	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
118	八殿谷沢－1	児玉町太駄	土石流	H23. 3. 29
119	八殿谷沢－2	児玉町太駄	土石流	H23. 3. 29
120	宇津木沢南	児玉町太駄	土石流	H23. 3. 29
121	宇津木沢	児玉町太駄	土石流	H23. 3. 29
122	下谷戸沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
123	橋倉沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
124	新屋敷沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
125	稲聚川支溪1号	児玉町稲沢	土石流	H23. 3. 29
126	稲聚川支溪2号	児玉町稲沢	土石流	H23. 3. 29
127	内出沢	児玉町稲沢	土石流	H23. 3. 29
128	高柳－3	児玉町高柳	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
129	生野	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
130	高柳－2	児玉町高柳	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
131	間瀬－3－1	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
132	間瀬－3－2	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
133	黒石	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
134	根岸－1	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
135	根岸－2	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
136	山崎	児玉町飯倉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
137	下町－3	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
138	小平－2	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
139	小平－3	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
140	小平－4	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
141	間瀬－4	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
142	下浅見	児玉町下浅見	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
143	宮内－1	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
144	滝の前－1	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
145	滝の前－2	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
146	滝の前－3	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30

第2節 自然環境の特性

No.	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	土砂災害の 発生原因となる 自然災害の種類	指定年月日
147	滝の前－4	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
148	下町－2	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
149	秋山－1－1	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
150	秋山－1－2	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
151	秋山－2	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
152	秋山－4	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
153	秋山－6	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
154	小平－1	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
155	内出	児玉町入浅見	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
156	南十条8区－1	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
157	高柳－4	児玉町高柳	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
158	山崎	児玉町飯倉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
159	小平川	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
160	淵の前沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
161	黒石川	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
162	間瀬沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
163	間瀬上沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
164	天王沢	児玉町飯倉	土石流	H24. 3. 30
165	生野沢東	児玉町児玉	土石流	H24. 3. 30
166	生野沢西	児玉町児玉	土石流	H24. 3. 30
167	中通り沢	児玉町秋山	土石流	H24. 3. 30
168	普明寺沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
169	石木沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
170	春貞寺沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
171	御厨川支溪	児玉町飯倉	土石流	H24. 3. 30
172	山崎沢	児玉町飯倉	土石流	H24. 3. 30
173	宮内沢支溪南	児玉町宮内	土石流	H24. 3. 30
174	宮内沢支溪北	児玉町宮内	土石流	H24. 3. 30
175	二ノ宮沢	児玉町宮内	土石流	H24. 3. 30
176	迎沢	児玉町太駄	土石流	H26. 9. 16
177	平沢－1	児玉町太駄	地滑り	H26. 9. 16
178	平沢－2	児玉町太駄	地滑り	H26. 9. 16
179	本泉	児玉町河内	地滑り	H26. 9. 16
180	寺山	児玉町河内	地滑り	H26. 9. 16
181	稲沢	児玉町稲沢	地滑り	H26. 9. 16
182	下稲沢	児玉町稲沢	地滑り	H26. 9. 16
183	日影	児玉町小平	地滑り	H26. 9. 16
184	生野山	児玉町児玉	地滑り	H26. 9. 16
185	東富田	東富田	急傾斜地の崩壊	H27. 6. 5
186	西富田	西富田	急傾斜地の崩壊	H27. 6. 5
187	四方田	四方田	急傾斜地の崩壊	H27. 6. 5

第7 山地災害危険地区

【地すべり危険地区】

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
1	滝の前	本庄市	和尚山	和尚山	6.0
2	宇津木	本庄市	児玉町太駄	宇津木	13.0
3	平沢	本庄市	児玉町太駄	馬木入	3.0

【山腹崩壊危険地区一覧表】

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
1	上ノ大徳	本庄市	児玉町稲沢	上ノ大徳	1.0
2	上ノ大倉沢	本庄市	児玉町稲沢	上ノ大倉沢	1.0
3	上ノ西耕地	本庄市	児玉町稲沢	上ノ西耕地	1.0
4	上ノ夏内	本庄市	児玉町稲沢	上ノ夏内	1.0
5	中川向	本庄市	児玉町稲沢	中川向	1.0
6	下出口	本庄市	児玉町稲沢	下出口	1.0
7	新屋敷	本庄市	児玉町河内	新屋敷	1.0
8	栗木作	本庄市	児玉町河内	栗木作	2.0
9	上屋敷	本庄市	児玉町河内	上屋敷	1.0
10	小塚	本庄市	児玉町太駄	小塚	1.0
11	南	本庄市	児玉町太駄	南	1.0
12	沢向	本庄市	児玉町太駄	沢向	1.0
13	久保	本庄市	児玉町太駄	久保	2.0
14	鳥平	本庄市	児玉町太駄	鳥平	1.0
15	上迎山	本庄市	児玉町太駄	迎山	1.0
16	下迎山	本庄市	児玉町太駄	迎山	2.0
17	清水沢	本庄市	児玉町太駄	清水沢	1.0
18	向山	本庄市	児玉町太駄	向山	1.0
19	滝の沢	本庄市	児玉町太駄	滝の沢	2.0
20	甘葉沢	本庄市	児玉町太駄	甘葉沢	2.0
21	向	本庄市	児玉町太駄	向	2.0
22	尻無山	本庄市	児玉町河内	尻無山	1.0
23	中川原	本庄市	児玉町河内	中川原	2.0
24	神子沢	本庄市	児玉町河内	神子沢	1.0
25	高沢	本庄市	児玉町河内	高沢	2.0
26	上間瀬	本庄市	児玉町小平	上間瀬	2.0
27	下間瀬	本庄市	児玉町小平	下間瀬	4.0

第2節 自然環境の特性

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
28	間瀬	本庄市	児玉町河内	間瀬	3.0
29	日影	本庄市	児玉町河内	日影	2.0
30	上八幡山	本庄市	児玉町小平	上八幡山	1.0
31	下八幡山	本庄市	児玉町小平	八幡山	1.0
32	鷹取越	本庄市	児玉町高柳	鷹取越	1.0
33	後元田	本庄市	児玉町元田	後元田	1.0
34	骨波田	本庄市	児玉町高柳	骨波田	1.0
35	天神	本庄市	児玉町秋山	天神	1.0
36	阿久戸	本庄市	児玉町太駄	阿久戸	1.0
37	小塚	本庄市	児玉町太駄	南	1.0
38	勝沢上	本庄市	児玉町河内	笹山	1.0
39	勝沢	本庄市	児玉町河内	勝沢	1.0
40	勝沢下	本庄市	児玉町河内	下勝沢	2.0
41	山ノ神	本庄市	児玉町河内	山ノ神	1.0
42	諏訪山	本庄市	児玉町稲沢	鷹沢	3.0
43	中稲沢	本庄市	児玉町稲沢	中瀬沢	1.0
44	下稲沢	本庄市	児玉町稲沢	下耕地	1.0
45	間瀬	本庄市	児玉町河内	黒檜	2.0
46	下谷戸	本庄市	児玉町河内	下谷戸	1.0

【崩壊土砂流出危険地区一覧表】

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
1	和尚山	本庄市	宮内	和尚山	1.7
2	飯倉	本庄市	児玉町飯倉	大平	0.2
3	長泉沢	本庄市	児玉町高柳	岩崎	1.3
4	浅間沢	本庄市	児玉町元田	千手堂	2.6
5	元田	本庄市	児玉町薬師堂	元田	0.4
6	下稲沢	本庄市	児玉町稲沢	下入東沢	1.2
7	上稲沢	本庄市	児玉町稲沢	上入沢	2.5
8	勝沢	本庄市	児玉町河内	勝沢	0.7
9	橋倉沢	本庄市	児玉町河内	橋倉沢	0.8
10	宇津木	本庄市	児玉町宇津木	宇津木	0.8
11	沢戸	本庄市	児玉町太駄	沢戸	1.2
12	反町	本庄市	児玉町太駄	中反	1.3
13	平沢	本庄市	児玉町太駄	馬不入	3.7

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
14	滝の沢	本庄市	児玉町太駄	滝の沢	0.7
15	日出	本庄市	児玉町太駄	迎	0.7
16	向沢	本庄市	児玉町太駄	向沢	1.4
17	神子沢	本庄市	児玉町河内	神子沢	2.1
18	木戸	本庄市	児玉町河内	木内	2.0
19	間瀬	本庄市	児玉町小平	上間瀬	4.1
20	小平	本庄市	児玉町小平	雷電林	2.0
21	根岸	本庄市	児玉町小平	馬不入	2.8
22	十二天	本庄市	児玉町秋山	大谷	2.1
23	稲沢	本庄市	児玉町稲沢	下の竹	1.4
24	久保	本庄市	児玉町太駄	久保	0.8
25	橋ノ入	本庄市	児玉町小平	上間瀬	0.5
26	下間瀬	本庄市	児玉町小平	下間瀬	0.5
27	小平	本庄市	児玉町小平	栃木沢	0.4
28	東小平	本庄市	児玉町小平	柚子木入	0.6
29	山形	本庄市	児玉町小平	山形	0.4
30	木戸	本庄市	児玉町河内	稲荷山	0.2
31	手白山	本庄市	児玉町秋山	手白山	0.4

第8 重要水防区域一覧表

【重要水防区域一覧（直轄河川（利根川水系））】

事務所名	番号※	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当 土木事務所		
利根川上流河川事務所	17	利根川	(重点) 越水（溢水）堤 体漏水	A B	右	本庄市 山王堂	182.5k 下127m 182.0k 下201m	200.7	危険箇所（越水）右岸182.35K付近 御陣場川霞堤開口部 計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	積み土のう 工法 竈止め工法
利根川上流河川事務所	18	利根川	(重点) 工作物	A	右	本庄市 山王堂	182.5k 下200m	1箇所	月見草橋 桁下高不足かつ流下能力不足	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	
利根川上流河川事務所	19	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 山王堂	182.0k 上201m 181.5k 上174m	606.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流河川事務所	20	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	本庄市 田中	181.5k 上174m 181.5k 上133m	40.6	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 旧川跡	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流河川事務所	21	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 田中	181.5k 上133m 181.5k 下14m	146.9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流河川事務所	22	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	本庄市 田中	181.5k 下14m 181.0k 下293m	956.3	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流河川事務所	23	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 上仁手	181.0k 下293m 180.5k 上116m	272.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流河川事務所	24	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	本庄市 仁手	180.5k 上116m 180.5k	115.8	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 旧川跡	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流河川事務所	25	利根川	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	右	本庄市 久々宇	180.5k 180.5k 下12m	11.7	水衝部深掘れあり 旧川跡	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	木流し工法
利根川上流河川事務所	26	利根川	水衝洗掘	B	右	本庄市 久々宇	180.5k 下12m 180.5k 下251m	239.0	水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	木流し工法
利根川上流河川事務所	27	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 仁手	180.5k 下291m 180.0k 上93m	198.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法
利根川上流河川事務所	28	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	本庄市 仁手	180.0k 上93m 180.0k 上52m	40.8	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性） 旧川跡	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法
利根川上流河川事務所	29	利根川	堤体漏水 水衝洗掘 旧川跡	B B 要注	右	本庄市 仁手	180.0k 上52m 180.0k 上17m	35.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性） 水衝部深掘れあり 旧川跡	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 木流し工法
利根川上流河川事務所	30	利根川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	右	本庄市 仁手	180.0k 上17m 180.0k 下249m	266.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性） 水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 木流し工法
利根川上流河川事務所	31	利根川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	右	本庄市 下仁手	180.0k 下249m 179.5k 上192m	77.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性） 水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法

事務所名	番号※	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当 土木事務所		
			旧川跡	要注					旧川跡				木流し工法
利根川上流河川事務所	32	利根川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	右	本庄市 下仁手	179.5k 上192m 179.5k 上31m	160.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性） 水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 木流し工法
利根川上流河川事務所	33	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 下仁手	179.5k 上31m 179.5k	31.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法
利根川上流河川事務所	34	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 下仁手	179.5k 179.5k 下101m	100.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 竈止め工法
利根川上流河川事務所	35	利根川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	右	本庄市 下仁手	179.5k 下101m 179.5k 下201m	100.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査） 水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 竈止め工法 木流し工法
利根川上流河川事務所	36	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 下仁手	179.5k 下201m 179.5k 下251m	50.3	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 竈止め工法
利根川上流河川事務所	37	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 下仁手	179.5k 下251m 178.5k	752.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流河川事務所	38	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝洗掘	B B B	右	本庄市 下仁手	178.5k 178.0k 上156m	347.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所 水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法 釜段工法 木流し工法

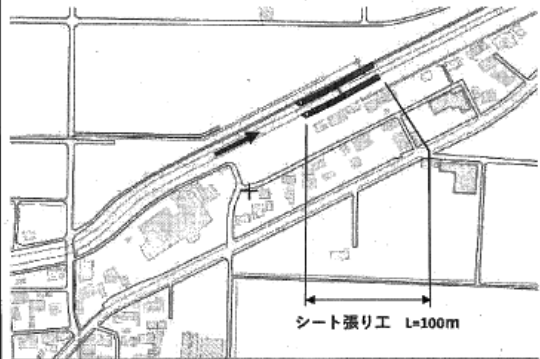
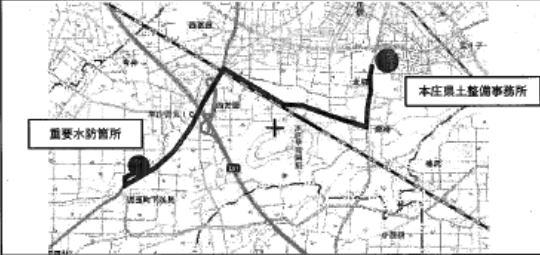
※番号は、埼玉県水防計画資料編「令和6年度直轄河川重要水防箇所一覧表」においてとりまとめている番号

第2節 自然環境の特性

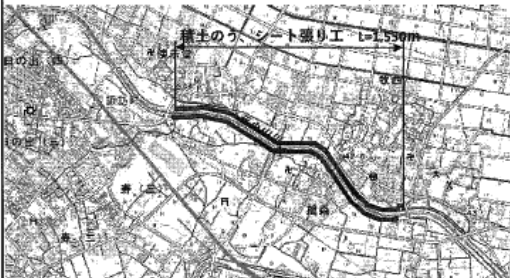
【重要水防区域一覧（管理河川（利根川水系））】

番号	県及び市町村		河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
	河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体		種別	階級		地先名	杣杭位置 (K, m)			
小山県1	埼玉県 本庄・熊谷	本庄市 深谷市	小山川	高築堤	高	左	本庄市牧西 ～ 深谷市高島	7.9k m ～ 0.0k m	7,860	高築堤河川	シート張り工
小山県2	埼玉県 本庄・熊谷	本庄市 深谷市	小山川	高築堤	高	右	本庄市牧西 ～ 深谷市高島	7.9k m ～ 0.0k m	7,860	高築堤河川	シート張り工
女1	埼玉県 本庄県土	本庄市	女堀川	工事箇所	要	左	本庄市 児玉町蛭川	7.3k m ～ 7.2k m	124	堰撤去に伴う仮護岸施工箇所 R3.5月完成、河川改修	シート張り工
女2	埼玉県 本庄県土	本庄市	女堀川	工事箇所	要	右	本庄市 児玉町蛭川	7.3k m ～ 7.2k m	124	堰撤去に伴う仮護岸施工箇所 R3.5月完成、河川改修	シート張り工
元小1	埼玉県 本庄県土	本庄市	元小山川	堤防高	B	左	本庄市傍示堂 ～ 本庄市牧西	2.1k m ～ 1.0k m	1,550	堤防余裕高不足	積土のう工
元小2	埼玉県 本庄県土	本庄市	元小山川	堤防高	B	左	本庄市傍示堂 ～ 本庄市牧西	2.1k m ～ 0.8k m	1,550	堤防余裕高不足	積土のう工 シート張り工
御1	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	B	左	上里町神保原町 ～ 本庄市山王堂	2.4k m ～ 1.1k m	1,300	堤防余裕高不足	積土のう工
御2	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	B	右	上里町神保原町 ～ 本庄市山王堂	2.4k m ～ 1.1k m	1,300	堤防余裕高不足	積土のう工
御3	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	B	左	本庄市都島	0.9k m ～ 0.8k m	100	堤防余裕高不足	積土のう工
御4	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	B	右	本庄市都島	0.9k m ～ 0.8k m	100	堤防余裕高不足	積土のう工

【最重要水防箇所】

番号	河川名	重要度		重要水防箇所（地先名）	本庄県土整備事務所				
女1・2	女堀川	要	工事施工	本庄市児玉町蛭川地内					
工法名：シート張り工  シート張り工 L=100m <table><tr><td>搬入ルート</td><td>所要時間 設置時間込</td><td>40分</td><td>搬入者 設置者</td><td>内藤建設工業㈱</td></tr></table>  必要な水防資機材 ・シート張り（ブルーシート） 50枚						搬入ルート	所要時間 設置時間込	40分	搬入者 設置者
搬入ルート	所要時間 設置時間込	40分	搬入者 設置者	内藤建設工業㈱					

【最重要水防箇所】

番号	河川名	重要度		重要水防箇所（地先名）		本庄県土整備事務所				
元小1・2	元小山川	B	堤防高	本庄市傍示堂～牧西						
工法名：積土のう工  <table><tr><td>搬入ルート</td><td>所要時間 設置時間込</td><td>60分</td><td>搬入者 設置者</td><td>災害協定業者 災害協定業者</td></tr></table> 							搬入ルート	所要時間 設置時間込	60分	搬入者 設置者
搬入ルート	所要時間 設置時間込	60分	搬入者 設置者	災害協定業者 災害協定業者						
必要な水防資機材 ・土のう ・シート張り（ブルーシート）										

【堰、樋管、水門等の操作基準表】

番号	河川名	名称	位置	管理者	解放の基準	閉鎖の基準	備考
1	利根川	備前渠用水第3号 樋門	右岸 本庄市大字久々字地内	備前渠用水 土地改良区理事長	水位状況判断による	洪水時樋門上流側水位標140mに達したとき閉扉する。その他の場合は 開扉する	

第9 ため池の状況

【ため池の状況】

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)
1	十二天池	児玉町秋山字日向山3433-2先	9.1	142.5	44.0
2	飯倉池	児玉町飯倉字乙大平1457-2	15.3	81.0	15.0
3	細田の池	児玉町秋山字一ノ谷2430-2	4.9	26.6	4.2
4	大町池	児玉町秋山字大町623	2.7	50.0	6.2
5	諏訪池	児玉町秋山字諏訪平558-7	4.3	37.0	4.0
6	高柳の池	児玉町高柳字宇留井425-2	6.7	92.3	30.3
7	篠の池	児玉町塩谷字篠谷983-2	8.0	70.0	17.0
8	一の谷池	児玉町秋山字中山3031	12.7	165	81.0
9	馬内池	児玉町高柳字丙馬内642	3.2	35.0	4.5

第3節 社会環境の特性

第1 人口・世帯数の推移

【人口・世帯数等の推移】

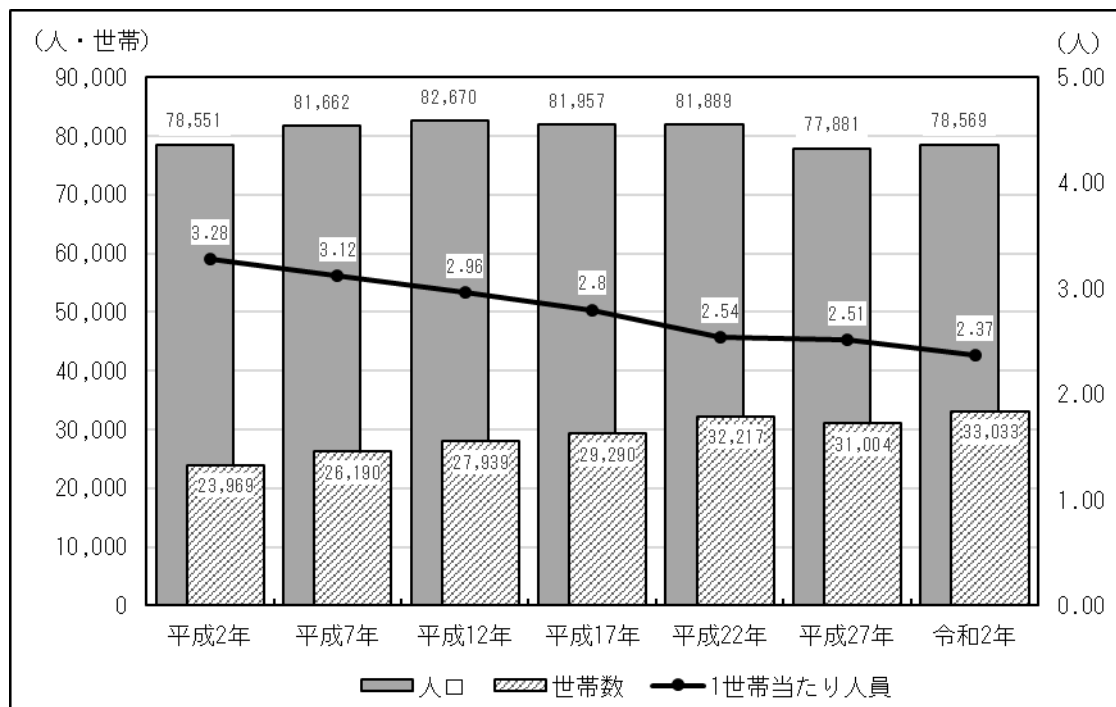
年	区分	世帯数	人口	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
平成 2年		23,969	78,551	3.28	876
平成 7年		26,190	81,662	3.12	910
平成12年		27,939	82,670	2.96	922
平成17年		29,290	81,957	2.80	914
平成22年		32,217	81,889	2.54	913
平成27年		31,004	77,881	2.51	868
令和 2年		33,033	78,569	2.37	876

※ 平成17年以前の値は、合併前の旧本庄市と旧児玉町を合算した。

※ 人口密度は、市の面積を89.69km²として算定した。

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年現在)

【人口・世帯数等の推移】



出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年現在)

第3節 社会環境の特性

第2 年齢別人口

【年齢別人口】

区分		総数（人）	構成比（%）	男（人）	女（人）
年少人口	0～14歳	8,894	11.3	4,447	4,447
生産年齢人口	15～64歳	45,696	58.1	23,856	21,840
老年人口	65歳以上	22,661	28.8	10,103	12,558
	(75歳以上)	11,201	14.2	4,504	6,697
	(不詳)	1,318	1.6	810	508
合 計		78,569	—	39,216	39,353

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年現在)

第3 昼夜別人口

【昼夜別人口】

常住地による人口			従業地・通学地による人口			昼夜間人口 比率（%）
夜間人口 （人）	流出人口（人）		昼間人口 （人）	流入人口（人）		
	県内他市町村	県外		県内他市町村	県外	
78,569	11,944	6,805	79,878	14,361	5,697	101.6

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年現在)

第4 市外への通勤者及び通学者数

【市外への通勤者及び通学者数（15歳以上）】

区分	計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者	41,336	38,002	3,334
自市で従業・通学	21,019	19,601	1418
他市区町村で従業・通学	19,152	17,317	1835
県内	11,913	10,892	1021
深谷市	3,112	2,662	450
上里町	2,471	2,466	5
美里町	1,386	1,386	-
熊谷市	1,449	1,208	241
神川町	924	912	12
寄居町	566	517	49
さいたま市	583	517	66
上尾市	114	97	17
その他	1,308	1,127	181
県外	6,766	6,039	727
群馬県	5,100	4,750	350
伊勢崎市	1,662	1,626	36
高崎市	1,191	1,016	175
その他	2,247	2,108	139
東京都	1,375	1,061	314
その他県	291	228	63

※1 従業地・通学地「不詳」を含む。

※2 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

※3 上記理由により、総数は内訳の合計と一致しないことがある。

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年現在)

第5 要配慮者人口

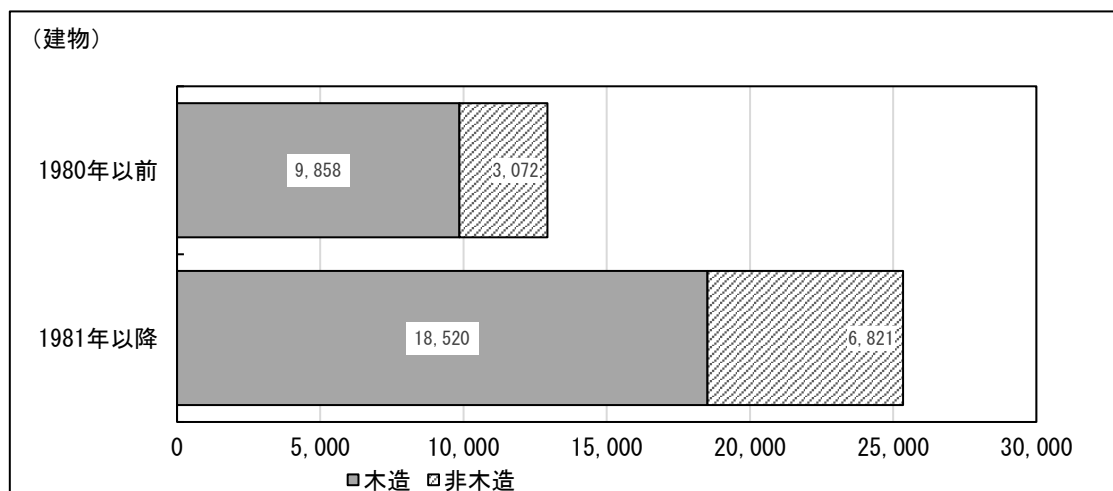
【要配慮者人口】

区分	人口	時点
65歳以上の高齢者	22,763	令和6年4月1日
75歳以上の高齢者	12,064	令和6年4月1日
要介護（要支援）認定者数	3,876	令和6年3月31日
6歳未満の乳幼児	2,261	令和6年4月1日
障害者手帳所持者数	3,941	令和6年3月31日
外国人人口	3,124	令和6年4月1日

※ 住民基本台帳、要介護（要支援）認定及び障害者手帳で把握可能な要配慮者

第6 建物

【建築時期別、建物構造別住宅棟数（単位：棟）】



出典) 本庄市資料（固定資産家屋データ、ハコモノカルテ等）より整理

第7 交通

【駅乗車人員（単位：人／日）】

年	1日当たりの平均乗車人員		
	高崎線 本庄駅	八高線 児玉駅	上越新幹線 本庄早稻田駅
平成28年	10,315	341	2,170
平成29年	10,119	348	2,218
平成30年	9,972	373	2,278
令和元年	9,853	356	2,233
令和 2年	6,700	—	1,286
令和 3年	7,420	—	1,398
令和 4年	8,058	—	1,722

出典) 埼玉県「埼玉県統計年鑑」(平成28年～令和4年)

※ 「—」はデータがないことを示す。

第8 土地利用

【地目別土地面積の推移（単位：ha）】

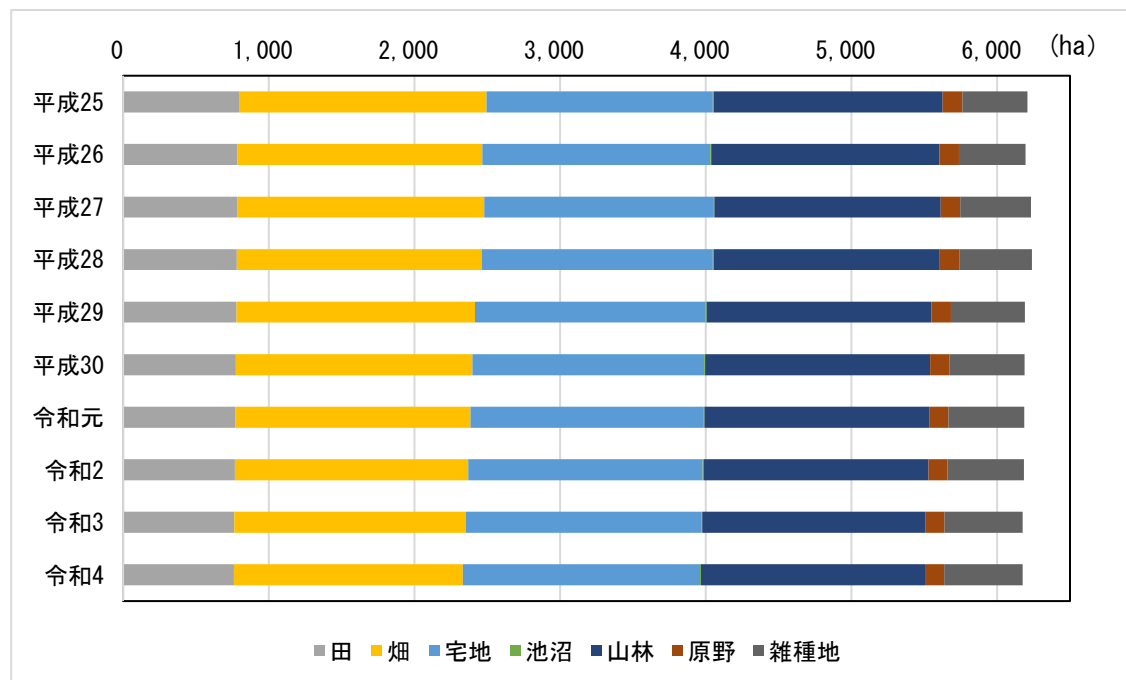
年	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
平成25年	6209.1	797.0	1698.8	1551.4	7.7	1571.4	136.8	446.0
平成26年	6194.6	785.6	1681.2	1562.9	7.5	1565.8	135.8	455.8
平成27年	6231.6	782.6	1696.5	1571.9	7.8	1553.5	134.5	484.8
平成28年	6238.0	781.3	1681.5	1584.7	7.5	1551.9	133.6	497.5
平成29年	6189.6	778.6	1637.8	1581.6	7.5	1544.3	132.2	507.6
平成30年	6187.5	774.8	1623.5	1590.7	7.4	1543.5	131.7	515.9
令和元年	6185.6	771.0	1613.2	1598.5	7.4	1543.5	131.5	520.5
令和2年	6183.9	767.8	1602.0	1608.4	7.4	1542.7	130.7	524.9
令和3年	6175.8	763.7	1588.2	1616.9	7.4	1532.2	130.3	537.1
令和4年	6175.8	760.4	1572.5	1627.5	7.4	1538.1	130.1	539.8
(%)	(100)	(12.3)	(25.5)	(26.4)	(0.1)	(24.9)	(2.1)	(8.7)
R4/H25	0.99	0.95	0.93	1.05	0.96	0.98	0.95	1.21

※1 年欄の「R4/H25」は、平成25年を基準とした令和4年の面積比を示す。

※2 雑種地とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地及び遊園地等である。

出典) 埼玉県「埼玉県統計年鑑」(平成19年～平成28年、各年1月1日現在)

【地目別土地面積の推移（単位：ha）】



出典) 埼玉県「埼玉県統計年鑑」(平成25年～令和4年、各年1月1日現在)

第4節 防災組織関連

第1 本庄市防災会議条例

○本庄市防災会議条例

平成18年1月10日

条例第188号

改正 平成24年10月1日条例第22号

平成27年3月30日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、本庄市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本庄市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人以内
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
 - (3) 埼玉県警察本部の警察官のうちから市長が任命する者 2人以内
 - (4) 本庄市議会議長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 12人以内
 - (6) 本庄市教育委員会教育長
 - (7) 児玉郡市広域消防本部消防長、中央消防署長及び本庄市消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 10人以内
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 2人以内
 - (10) 本庄市自治会連合会、埼玉ひびきの農業協同組合その他防災に密接な関係を有する組織から市長が任命する者 5人以内
- 6 前項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例第1条の規定による改正後の本庄市防災会議条例第3条第5項第9号の規定により最初に任命する委員の任期については、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月30日条例第15号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2 本庄市防災会議規則

○本庄市防災会議規則

平成29年9月13日

規則第38号

(趣旨)

第1条 本庄市防災会議条例（平成18年本庄市条例第188号）第5条の規定に基づき、本庄市防災会議（以下「防災会議」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開の可否等)

第3条 会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第4条 防災会議は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続

(5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 防災会議は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第6条 防災会議は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(関係者の出席等)

第7条 防災会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、市民生活部危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、防災会議が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第3 本庄市防災会議に関する規程

○本庄市防災会議に関する規程

平成18年1月10日

訓令第55号

改正 平成19年3月29日 訓令第2号

平成22年4月1日 訓令第6号

平成25年4月1日 訓令第7号

平成29年9月13日訓令第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、本庄市防災会議規則（平成29年本庄市規則第38号）第9条の規定に基づき、本庄市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 本庄市防災会議条例（平成18年本庄市条例第188号）第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、委員に対して招集の日時、場所及び議題を通知して行うものとする。

(欠席又は遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないときは、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会長の専決処分)

第5条 防災会議の権限に属する事項で特に指定したものは、会長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の防災会議に報告しなければならない。

(公表)

第6条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合は、公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月13日訓令第13号）

この訓令は、公示の日から施行する。

第4 本庄市防災会議委員名簿

【本庄市防災会議委員名簿】

委員の別	区分（人数）	関係機関	職名
1号委員	指定地方行政機関 (2人以内)	国土交通省関東地方整備局 利根川上流域河川事務所八斗島出張所	-
2号委員	県の機関 (4人以内)	埼玉県北部地域振興センター 埼玉県本庄保健所 埼玉県本庄農林振興センター 埼玉県本庄県土整備事務所	- - - -
3号委員	警察の機関 (2人以内)	埼玉県本庄警察署 埼玉県児玉警察署	- -
4号委員	本庄市議会	本庄市議会	議長
5号委員	市の職員 (12人以内)	本庄市	-
6号委員	教育委員会	本庄市教育委員会	教育長
7号委員	消防機関	児玉郡市広域消防本部 児玉郡市広域消防本部中央消防署 本庄市消防団	消防長 署長 団長
8号委員	指定公共機関 指定地方公共機関 (10人以内)	日本郵便株式会社本庄郵便局 日本郵便株式会社児玉郵便局 東日本旅客鉄道株式会社本庄早稲田駅 東日本旅客鉄道株式会社本庄駅 東日本旅客鉄道株式会社児玉駅 東日本電信電話株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社 本庄ガス株式会社 埼玉県トラック協会本庄児玉郡支部	- - - - - - - - -
9号委員	自主防災組織を構成する者 学識経験者 (2人以内)	本庄市赤十字奉仕団 本庄市民生委員児童委員協議会	- -
10号委員	自治会 農協 その他の関係組織 (5人以内)	本庄市児玉郡医師会 本庄市児玉郡薬剤師会 本庄市自治会連合会 本庄商工会議所 埼玉ひびきの農業協同組合	- - - - -

第5 本庄市災害対策本部条例

○本庄市災害対策本部条例

平成18年1月10日

条例第189号

改正 平成24年10月1日 条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、本庄市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第6 本庄市災害対策本部に関する規程

○本庄市災害対策本部に関する規程

平成18年1月10日

訓令第56号

改正 平成18年3月30日 訓令第64号

平成19年3月29日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、本庄市災害対策本部条例(平成18年本庄市条例第189号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、本庄市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

2 災害対策副本部長に事故があるときは、あらかじめ災害対策副本部長が指定した順序により災害対策副本部長がその職務を代理する。

(本部員会議)

第3条 災害対策本部に災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、災害対策副本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要の都度災害対策副本部長が招集し、会議の議長は災害対策副本部長が当たる。

(部及び班)

第4条 条例第3条第1項の規定に基づき、災害対策本部に部を置き、班をもって組織する。

2 部の名称及び班の事務分掌は、本庄市地域防災計画に定めるところによる。

(班)

第5条 班に班長を置く。

2 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(本部付)

第6条 災害対策副本部長は、災害対策本部の活動の万全を期するため、必要と認める場合は職員のうちから本部付として委嘱することができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、非常招集の令達、応招、服装その他災害対策本部の活動に関し必要な事項は、災害対策副本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成18年3月30日訓令第64号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

第5節 災害救助法

第1 災害救助基準

【令和5年度災害救助基準】

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊全焼 流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
	冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
	冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	

第5節 災害救助法

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2 災害救助の種類と実施者

【救助の種類と実施者（災害が発生した場合の救助）】

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7 日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工 20 日以内	・ 県（建設） ・ 市（対象者、敷地の選定）
炊き出しその他による食品の 給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具その他生活必需品 の供与又は貸与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日以内 （但し、助産は分娩した日から 7 日以内）	・ 知事及び日本赤十字社 県支部（医療班派遣） ・ 市（その他）
被災者の救出	3 日以内	市
住宅の応急修理	3 か月以内 （緊急修理：10 日以内）	市
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
死体の搜索	10 日以内	市
死体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

【救助の種類と実施者（災害が発生するおそれがある場合の救助）】

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の供与	7 日以内	市

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

第3 本庄市の災害救助法適用基準

【本庄市の災害救助法適用基準】

①	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。	

第6節 情報の収集伝達

第1 震度計

【震度計】

所在地	観測場所名	備考
①本庄3-5-3	本庄市役所	埼玉県
②本庄3-6	城下公園	気象庁、防災科学技術研究所
③児玉町児玉385	児玉総合支所第二庁舎	気象庁、埼玉県

第2 雨量測定場所

【雨量測定場所】

所在地	河川名等	観測場所名	備考
①西富田904-3	-	児玉郡市広域消防本部	児玉郡市広域消防本部
②北堀818-1	女堀川	本庄県土整備事務所	本庄県土整備事務所
③児玉町長沖	小山川	十二天橋	本庄県土整備事務所
④児玉町河内	小山川	児玉町河内	本庄県土整備事務所
⑤児玉町太駄字水口280-1地先	-	児玉町太駄	本庄県土整備事務所

第3 水位観測所・河川監視カメラ設置場所

【水位観測所（従来型、簡易型）】

所在地	河川名等	観測場所名	備考
①栗崎1198-18	小山川	栗崎大橋	
②今井206-6	女堀川	今井大橋	
③児玉町児玉681-4	小山川	十二天橋	
④小島5-5-45	元小山川	湧泉橋	
⑤西五十子	小山川	泉沢橋	
⑥都島地先	御陣場川	河原橋	
⑦堀田地先	備前渠川	喜七八橋	

【水位観測所】

所在地	河川名等	観測場所名	備考
①早稲田の杜1-6-4	男堀川	男堀川左岸	
②東台5-2-5	元小山川	元小山川右岸	
③児玉町八幡山597-2	女堀川	女堀川左岸	

【河川監視カメラ設置場所】

所在地	河川名等	観測場所名	備考
①栗崎	小山川	栗崎大橋	
②今井	女堀川	今井大橋	
③小島	元小山川	湧泉橋	
④早稲田の杜一丁目地先	男堀川	早稲田の杜	
⑤児玉町金屋地先	小山川	十二天橋	
⑥堀田	小山川	堀田	

第4 被害報告判定基準

災害報告取扱要領

昭和45年 4月10日
消防防第246号消防庁長官
改正 昭和58年12月 消防総第833号
消防災第279号
消防救第 58号
昭和59年10月 消防災第267号
平成 6年12月 消防災第278号
平成 8年 4月 消防災第 59号
平成13年 6月 消防災第101号
消防情第 91号
平成31年4月消防応第28号
令和3年5月消防応第29号
令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修3しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水し

たものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律5第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

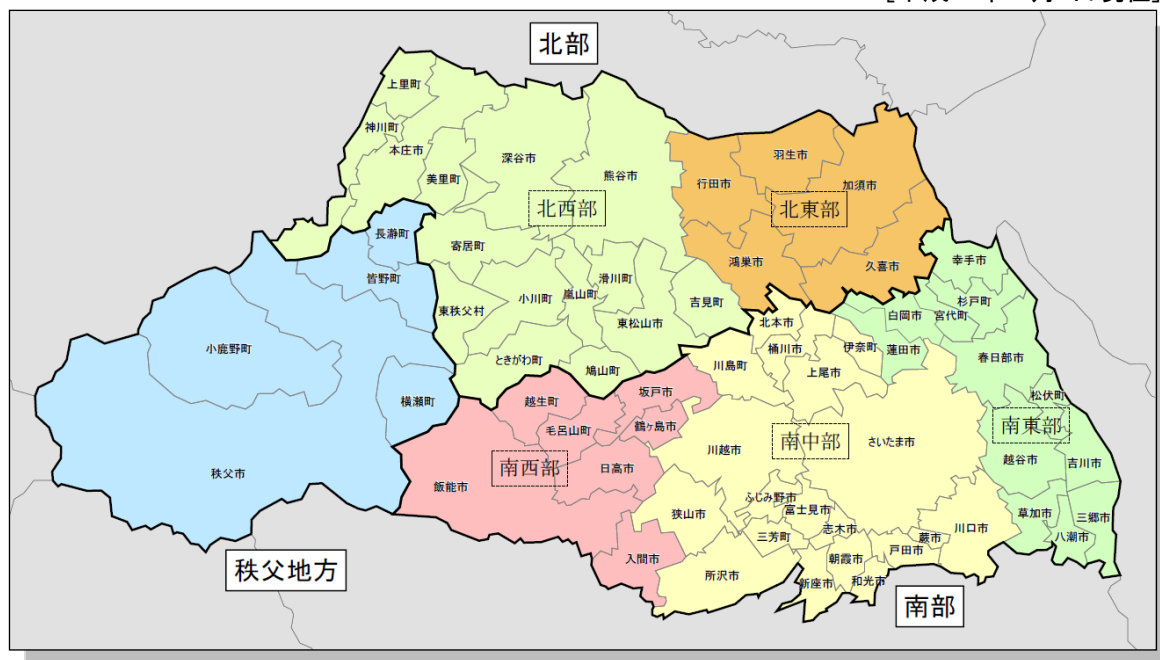
7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生日月、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

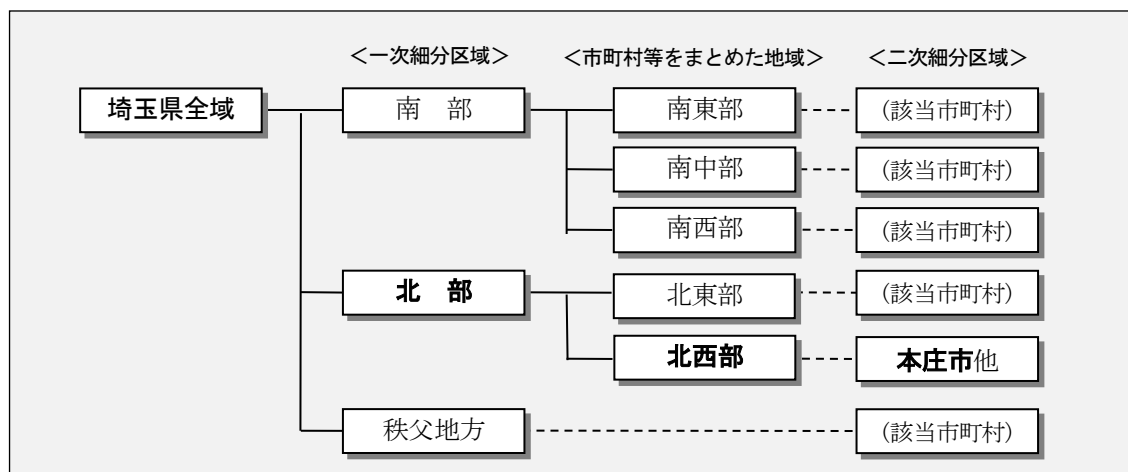
第5 気象情報の対象地域

【埼玉県の地域細分図】

[平成24年10月1日現在]



【埼玉県の地域細分表】



第6 警報・注意報発表基準

【本庄市における警報・注意報発表基準一覧表】

(令和5年6月8日現在)

本庄市	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		北西部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136
	洪水		流域雨量指数基準	元小山川流域=4.8 女堀川流域=10.7
			複合基準※1	元小山川流域=(15, 4.1) 女堀川流域=(5, 9.9)
			指定河川洪水予報による基準	烏川流域(岩鼻)、神流川(若泉)、利根川上流部(八斗島)
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	97
	洪水		流域雨量指数基準	元小山川流域=3.8、女堀川流域=8.5
			複合基準※1	元小山川流域=(7, 3.7) 女堀川流域=(5, 8.5)
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部(八斗島)
	強風		平均風速	11m/s
	風雪		平均風速	11m/s雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷		—	
	融雪		—	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25% 実効湿度55%	
	なだれ		—	
	低温		夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温-6℃以下※2	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

※2 冬季の気温は熊谷地方気象台の値。

資料：気象庁

【特別警報の種類及び発表基準】

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

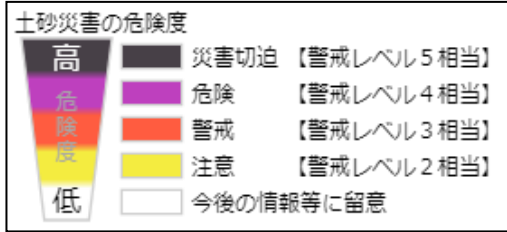
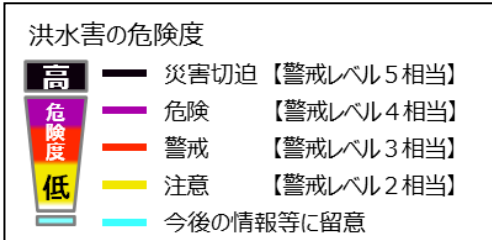
【雨に関する本庄市の50年に一度の値】[令和4年3月24日現在]

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた区域	二次細分 区域	R48 (mm)	R03 (mm)	SW1
埼玉県	埼玉県	北部	北西部	本庄市	390	112	226

- ※1 略語の意味は右のとおり。
R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数(Soil Water Index)
- ※2 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- ※3 R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- ※4 特別警報は、県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
- ※5 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

第7 キキクル等の種類と概要

【キキクル等の種類と概要】

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。  土砂災害の危険度 - 高 (黒) 災害切迫 【警戒レベル5相当】 - 危険度 (紫) 危険 【警戒レベル4相当】 - 危険度 (赤) 警戒 【警戒レベル3相当】 - 低 (黄) 注意 【警戒レベル2相当】 - 白 今後の情報等に留意
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。  洪水害の危険度 - 高 (黒) 災害切迫 【警戒レベル5相当】 - 危険度 (紫) 危険 【警戒レベル4相当】 - 危険度 (赤) 警戒 【警戒レベル3相当】 - 低 (黄) 注意 【警戒レベル2相当】 - 白 今後の情報等に留意
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点における洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

第8 警戒レベルを用いた避難情報の区分

【警戒レベルを用いた避難情報の区分】

避難情報等	発令時の状況	市民に求める行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	●災害発生※ ¹ 又は切迫※ ² している状況	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	●通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意する等、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※1 災害発生：堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生

※2 災害の切迫：水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるとして判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況

※3 用語の説明

①避難：災害から命を守るための行動

②立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

③近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテル等の近隣のより安全な浸水しない場所・建物等

④屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅等の居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

第9 避難の実施の指示の実施責任者

【避難の指示の実施責任者】

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

【警戒区域の設定権者】

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第21条

※ 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

【避難の指示、警戒区域の設定について】

区分	内容
避難指示	災害対策基本法第60条に基づく避難の「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられる。
警戒区域の設定	災害対策基本法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずるものである。

第10 噴火等に関する情報

1 埼玉県災害オペレーション支援システム等で取得する情報

- (1) 噴火警報・予報
- (2) 火山の状況に関する解説情報
- (3) 噴火に関する火山観測報
- (4) 噴火速報
- (5) 降灰予報

2 噴火警報・予報、降灰予報について

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や市民の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。

(3) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の市民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ることを目的に発表する。噴火速報は次のような場合に発表する。

- ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※
 - ウ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(4) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(5) 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

(6) 降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。

18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

【降灰予報で使用する降灰量階級表】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

(7) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(8) 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予

報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

第7節 ライフライン関係

第1 水道施設の状況

【水道施設】

水道施設名	所在地	電話番号	備考
第一浄水場	千代田3丁目4番5号	0495-22-2151	有人
第二浄水場	小島339番地	0495-24-1958	無人
都島浄水場	都島772番地1	0495-21-3442	無人
児玉浄水場	児玉町児玉南2丁目16番14号	なし	無人
下真下受水場	児玉町下真下362番地	なし	無人
高柳配水場	児玉町高柳36番地	なし	無人

【給水区域及び給水人口、最大給水量】

(令和6.4.1現在)

給水区域	計画給水人口 (人)	区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	最大給水量 (m ³ /日)
本庄市全域 (上仁手及び山林地を除く) 上里町大字大御堂、大字嘉美の各一部及び 神川町大字元原、大字二ノ宮の各一部並び に群馬県伊勢崎市境島村の一部	81,825	77,463	77,325	34,532

【水源及び配水池】

水源		配水池		
水源の別	取水方法	池数	総有効容積	配水方法
地下水 浄水受水	水中ポンプ揚水 第二浄水場・下真下受水場にて受水	27	37,614m ³	ポンプ加圧式及び 自然流下方式

【給水区域及び給水人口、最大給水量】

給水能力		取水地点	
一人一日最大給水量	一日最大給水量		
559.00	45,260m ³	本庄6号井	小島339
		本庄8号井	杉山98-2
		本庄9号井	小島339
		本庄10号井	小島157
		本庄11号井	小島211-1
		本庄13号井	杉山70-2
		本庄14号井	杉山64-3
		本庄15号井	山王堂713-1
		本庄16号井	新井1029-1
		本庄17号井	沼和田1105
		本庄19号井	都島772-1
		本庄20号井	小島629
		本庄21号井	都島904-1
		本庄22号井	小島339
		児玉1号井	児玉町金屋1609-3
		児玉5号井	児玉町児玉1836-5
		児玉6号井	児玉町児玉755-1
		児玉7号井	児玉町秋山1872

第2 本庄市下水道の状況

【本庄市下水道の状況】

(令和6.4.1現在)

計画人口(人)	整備人口(人)	水洗化人口(人)
50,770	48,016	42,623

第3 本庄市農業集落排水の状況

【本庄市農業集落排水の状況】

(令和6.4.1現在)

農業集落排水 供用地区	計画人口 (人)	施設能力 (m ³ /日)	整備人口 (人)	水洗化人口 (人)
田 中	590	160m ³ /日	308	308
宮 戸	500	235m ³ /日	278	269
牧 西	1,010	273m ³ /日	596	531
滝瀬・堀田	880	238m ³ /日	520	375
仁手・下仁手・久々宇	980	265m ³ /日	811	449

第8節 市内危険物施設の状況

第1 市内危険物施設の状況

【市内危険物施設の状況】

(令和5.4.1現在)

製造所等の別		数
製造所		5
貯蔵所	屋内貯蔵所	58
	屋外タンク貯蔵所	21
	屋内タンク貯蔵所	7
	地下タンク貯蔵所	47
	移動タンク貯蔵所	12
	屋外貯蔵所	14
取扱所	給油取扱所	53
	一般取扱所	28
合 計		245

第9節 防災関連施設等

第1 指定避難所・指定緊急避難場所

【指定避難所・指定緊急避難場所】

No	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
			地震	洪水	土砂災害	大規模火事	内水氾濫	
1	本庄市立図書館	千代田4-1-9	○	○	○	○	○	
2	本庄西中学校	千代田4-3-1	○	○	○	○	○	○
3	本庄西小学校	千代田4-3-2	○	○	○	○	○	○
4	市民活動交流センター（はにぼんプラザ）	銀座1-1-1	○	②	○	○	○	
5	本庄市役所	本庄3-5-3	○	○	○	○	○	
6	本庄公民館	東台5-2-33	○	②	○	○	○	
7	本庄東小学校	日の出1-2-1	○	○	○	○	○	○
8	本庄東高等学校	日の出1-4-5	○	②	○	○	○	
9	日の出児童センター	日の出2-5-56	○	○	○	○	○	
10	本庄東公民館	日の出2-8-28	○	②	○	○	○	
11	本庄東中学校	日の出4-2-45	○	○	○	○	○	○
12	前原児童センター	前原1-4-13	○	②	○	○	○	
13	本庄高等学校	柏1-4-1	○	②	○	○	○	○
14	本庄南小学校	栄3-6-24	○	②	○	○	○	○
15	勤労青少年ホーム跡地	小島南1-8-2	○	○	○	○	○	
16	小島南ふれあい公園	小島南1-8-3	○			○		
17	保健センター跡地	小島南2-4-12	○			○		
18	本庄西公民館	小島1-10-4	○	○	○	○	○	
19	長松寺	小島5-4-12	○			○		
20	若泉運動公園武道館	小島6-11-14	○	②	○	○	○	
21	見福公園	見福2-11	○			○		
22	中央小学校	緑1-16-1	○	○	○	○	○	○
23	本庄南中学校	緑3-13-1	○	②	○	○	○	○
24	障害福祉センター	いまい台2-43	○		○	○	○	
25	藤田小学校	牧西1171	○	②	○	○	○	○
26	藤田公民館	牧西1210-3	○		○	○	○	
27	宮戸農民センター	宮戸272-1	○	②	○	○	○	
28	堀田集落センター	堀田958	○		○	○	○	
29	滝瀬集荷所	滝瀬1437-2	○	○	○	○	○	
30	仁手小学校	仁手618	○	②	○	○	○	○
31	仁手公民館	仁手665-1	○		○	○	○	
32	本庄第一高等学校	仁手1789	○	②	○	○	○	
33	本庄第一中学校	仁手2167-1	○	②	○	○	○	
34	旭小学校	都島78	○	②	○	○	○	○
35	旭公民館	都島238-1	○		○	○	○	
36	老人福祉センターつきみ荘	沼和田127-1	○	②	○	○	○	

第9節 防災関連施設等

No	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所 との重複
			地震	洪水	土砂災害	大規模 火事	内水 氾濫	
37	あさひ多目的研修センター	沼和田1005	○		○	○	○	
38	本庄総合公園市民球場	北堀433	○	○	○	○	○	
39	本庄総合公園体育館（シルクドーム）	北堀433	○	②	○	○	○	○
40	保健センター	北堀1422-1	○	○	○	○	○	
41	本庄市民文化会館	北堀1422-3	○	○	○	○	○	○
42	北泉防災広場	北堀1824-1	○			○		
43	北泉小学校	北堀1871-1	○	○	○	○	○	○
44	北泉公民館	早稲田の杜5-12-29	○	○	○	○	○	
45	本庄特別支援学校	栗崎828	○	②	○	○	○	
46	早稲田大学本庄高等学院	栗崎239-3	○	○	○	○	○	
47	本庄南公民館	今井377-2	○	○	○	○	○	
48	児玉中学校	児玉町八幡山438	○	○	○	○	○	○
49	大久保ひろば	児玉町児玉1113	○			○		
50	児玉小学校	児玉町児玉1355-1	○	○	○	○	○	○
51	下町自治会館	児玉町児玉1697	○	○	○	○	○	
52	児玉中央集会所跡地	児玉町児玉1825-6	○			○		
53	久美塚保育所	児玉町児玉2351-1	○	○	○	○	○	
54	山王自治会館	児玉町児玉2420	○	○	○	○	○	
55	児玉公民館跡地	児玉町児玉2510-1	○			○		
56	競進社模範蚕室	児玉町児玉2514-27	○			○		
57	児玉文化会館（セルディ）	児玉町金屋728-2	○	○	○	○	○	○
58	児玉総合公園体育館（エコーピア）	児玉町金屋753-1	○	○	○	○	○	○
59	金屋小学校	児玉町金屋1116-1	○	○	○	○	○	○
60	宮内東公会堂	児玉町宮内1350-3	○	○	○	○	○	
61	塩谷集会所	児玉町塩谷599	○	○	○	○	○	
62	秋山会館	児玉町秋山1401-1	○	○	○	○	○	
63	秋平さくら保育園	児玉町秋山2527-1	○	○	○	○	○	
64	秋平小学校	児玉町秋山2531	○	○	○	○	○	○
65	本泉小学校（休校中）	児玉町河内660	○	○		○	○	○
66	生活改善センター	児玉町河内670-10	○	○	○	○	○	
67	遊楽荘	児玉町元田375-4	○	○	○	○	○	
68	コウガの森・共和	児玉町蛭川885	○	○	○	○	○	
69	共和小学校	児玉町蛭川895-1	○	○	○	○	○	○
70	共和公民館	児玉町蛭川915-5	○	○	○	○	○	
71	吉田林自治会館	児玉町吉田林212	○	○	○	○	○	
72	下浅見文化財収蔵庫	児玉町下浅見867-11	○	○	○	○	○	
73	太駄公会堂	児玉町太駄368-2	○	○		○	○	
74	観光農業センター	児玉町小平653	○	○	○	○	○	
75	児玉高等学校	児玉町金屋980	○	○	○	○	○	

※ ○は対象となる異常な現象に対応する指定緊急避難場所

※ ○の中に数字が記入されている場合は、数字以上の建物の階が指定緊急避難場所として該当

※ ネーミングライツ導入前の表記を使用

第2 福祉避難所

【福祉避難所】

No	施設・場所名	住所	重複 ※1	指定基 準※2	想定収容人 数（受入可 能人数）
1	社会福祉法人安誠福祉会 介護老人福祉施設安誠園	小和瀬1666		○	30
2	社会福祉法人 特別養護老人ホーム シャローム	今井1245-1		○	3
3	社会福祉法人宥和 特別養護老人ホーム トマト村	早稲田の杜5-14-8		○	2
4	社会福祉法人児玉福祉会 特別養護老人ホーム オルトビオス児玉ホー ム	児玉町児玉734-1		○	2
5	社会福祉法人武蔵野福祉会 特別養護老人ホーム 千鳥の丘	児玉町宮内1250-1		○	20
6	社会福祉法人本庄ひまわり福祉会 本庄ひまわり自立支援センター	今井1037-1		○	2
7	社会福祉法人はなわ福祉会 はなわの杜	児玉町金屋1284-1		○	2
8	埼玉県立本庄特別支援学校	栗崎828	○	○	1
9	社会福祉法人明正会 特別養護老人ホーム四季咲きの杜	北堀779-3		○	10

※1 指定緊急避難場所との重複

※2 災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの

※3 ネーミングライツ導入前の表記を使用

第3 帰宅困難者一時滞在施設

【帰宅困難者一時滞在施設】

No	施設名	住所	電話番号
1	市民活動交流センター（はにぼんプラザ）	銀座1-1-1	0495-22-0828
2	本庄市総合公園体育館（シルク ドーム）	北堀433	0495-25-5677
3	児玉小学校	児玉町児玉1355-1	0495-72-1569

第4 ヘリポート指定地

【ヘリポート指定地（防災航空隊）】

令和6年8月現在

No.	所轄	町丁名	名称	座標等			散水の有無	施錠の有無	電話番号	管理	地図座標	備考
				夜間	北緯	東経						
1	中央	西富田	児玉郡市広域消防本部		36 度 13 分 46 秒	139 度 09 分 58 秒	×	×	24-1119	児玉郡市広域消防本部		
2	本庄	山王堂	本庄市自由広場	○	36 度 15 分 48 秒	139 度 11 分 02 秒	×	×	24-7181	本庄市環境緑の会		リンクライト

【ヘリポート指定地（ドクターヘリ）】

No.	所轄	町丁名	名称	座標等			散水の有無	施錠の有無	電話番号	管理	地図座標	備考
				ポイント名	北緯	東経						
1	中央	西富田	児玉郡市広域消防本部	KD 01	36 度 13 分 46 秒	139 度 09 分 58 秒	×	×	24-1119	児玉郡市広域消防本部	63J3	
2	中央	いまい台1	いまい台北公園	KD 41	36 度 13 分 32 秒	139 度 09 分 49 秒	○	×	25-1137	市都市計画課	90B1	
3	本庄	山王堂	本庄市自由広場	KD 45	38 度 15 分 48 秒	139 度 11 分 02 秒	×	×	24-7181	本庄市環境緑の会	6F5	
4	本庄	下仁手	利根川河川敷	KD 18	36 度 14 分 51 秒	139 度 10 分 53 秒	○	×	25-1152	市スポーツ推進課	28J3	
5	本庄	若泉2	若泉運動公園 第2グラウンド	KD 38	36 度 14 分 48 秒	139 度 10 分 53 秒	×	○	25-1152	市スポーツ推進課	34D2	鍵：本庄 A. T. 受付：中央 A. C. P
6	児玉	小平	児玉総合運動公園	KD 40	36 度 10 分 03 秒	139 度 07 分 11 秒	×	▲	25-1152	市スポーツ推進課	52J3	夜間：鍵は受付 児玉 T はポールの鍵
7	児玉	八幡山	児玉中学校	KD 17	36 度 11 分 35 秒	139 度 07 分 33 秒	×	×	72-0133	児玉中学校	26E2	

【ヘリポート指定地（警察用航空機）】

No.	所轄	町丁名	名称	座標等			散水の有無	施錠の有無	電話番号	管理	地図座標	備考
				ポイント名	北緯	東経						
1	中央	西富田	児玉郡市広域消防本部	KD01	36度13分46秒	139度09分58秒	×	×	24-1119	児玉郡市広域消防本部	63J3	
2	本庄	山王堂	本庄市自由広場	KD45	38度15分48秒	139度11分02秒	×	×	24-7181	本庄市環境緑の会	6F5	
3	本庄	下仁手	利根川河川敷	KD18	36度14分51秒	139度10分53秒	○	×	25-1152	市スポーツ推進課	28J3	

第5 医療機関

【本庄市内の総合病院】

名称	所在地	電話番号
本庄総合病院	北堀1780	22-6111

【近隣市の公的総合病院】

名称	所在地	電話番号
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1	0270-25-5022
公立藤岡総合病院	藤岡市中栗須813-1	0274-22-3311
独立行政法人 国立病院機構 高崎総合医療センター	高崎市高松町36	027-322-5901
前橋赤十字病院	前橋市朝日町3-21-36	027-224-4585
群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15	027-220-7111

【本庄市内の病院】

名称	所在地	電話番号
彩北病院	小島5-6-1	21-0111
本庄福島病院	千代田1-1-18	22-5211
岡病院	北堀810	24-8821
本庄駅前病院	駅南1-2-32	22-2163
青木病院	下野堂1-13-27	24-3005
吉沢病院	本庄1216-1	21-7781
そのべ病院	千代田3-4-2	21-2171
本庄総合病院※	北堀1780	22-6111
鈴木外科病院	児玉町八幡山293	72-1235
児玉中央病院	児玉町児玉南3-3-1	72-0030
本庄児玉病院	児玉町児玉720	73-1611

【本庄市内の一般診療所】

名称	所在地	電話番号
あたご山クリニック	中央1-7-23	22-8733
飯塚内科小児科	栄1-1-33	24-6311
五十嵐整形外科医院	若泉1-9-8	24-2313
生坂医院	本庄4-4-12	22-4670
池田レディースクリニック	小島南3-1-12	22-2048
おかもと内科クリニック	寿2-6-29	22-0075
加納内科医院	児玉町蛭川1097-1	72-7353
木村医院	児玉町児玉233	72-7773
久保医院	栗崎113	71-7138
倉林医院	児玉町金屋1207	72-1341
恵南クリニック	見福2-27-18	24-0008
くげづか診療所	早稲田の杜3-7-7	71-8885

名称	所在地	電話番号
小林クリニック	朝日町2-5-8	23-3371
清水クリニック	前原1-1-13	22-3358
昭和産婦人科	駅南1-5-23	22-2025
高橋外科整形外科	千代田1-4-22	22-6211
高山整形外科	見福2-27-10	22-3245
田所医院	けや木1-8-2	22-3445
塚越内科小児科	本庄1-1-6	22-3152
寺坂医院	西富田329-1	22-3343
富沢医院	中央1-1-3	22-2270
どんぐりこども診療所	緑2-12-10	21-8885
中神内科クリニック	児玉町八幡山321	72-1555
中沢皮膚科	東台2-6-31	22-1112
中村外科医院	日の出3-7-26	21-6211
根岸医院	児玉町児玉337-2	72-0071
橋口小児科整形外科医院	今井327-1	24-8005
服部クリニック	東台4-1-22	24-4671
はにぼんクリニック	東台4-8-25	22-3596
春山眼科医院	けや木1-5-5	21-2160
ヒグチクリニック	栗崎122-1	25-5300
本庄皮膚科形成外科医院	銀座3-7-21	22-3233
本庄早稲田クリニック	早稲田の杜3-14-5	71-8707
本間内科皮膚科クリニック	見福3-5-6	27-6360
松澤医院	駅南1-13-6	22-2282
松本産婦人科医院	千代田1-1-26	24-3377
森田整形外科クリニック	小島1114	23-1610
山田内科医院	五十子1-5-22	24-0108
よしはら整形外科	児玉町長沖265-1	73-1575
美山医院	日の出2-2-8	24-5811
本庄脳神経外科・脊髄外科	早稲田の杜5-10-8	23-9156
たにかわ眼科クリニック 本庄早稲田の杜	早稲田の杜3-8-16	24-1121

【本庄市内の歯科医師会】

名称	所在地	電話番号
飯塚歯科医院	中央1-5-29	24-6166
石井歯科医院	早稲田の杜3-6-7	24-2305
石原歯科医院	銀座1-3-12	22-3244
牛久保歯科医院	銀座3-5-9	24-8241
内野歯科医院	傍示堂518	22-2817
江川歯科医院	東台1-4-19	22-2757
大畑歯科医院	児玉町児玉323-4	72-1182
木田歯科医院	児玉町八幡山185-1	73-1200
倉林医院歯科	児玉町児玉381-1	72-0332
黒崎歯科医院	本庄1-5-7	22-4415
見福歯科医院	見福1-7-77	24-6201
さかぐち歯科医院	朝日町3-7-28	23-0399
佐藤歯科医院	中央1-2-7	22-4669
スエヒロ歯科医院	緑1-1-6	24-0040

名称	所在地	電話番号
鈴木歯科	小島南3-8-6	22-4188
高柳歯科医院	南2-6-15	22-6480
竹内歯科医院	小島1-4-19	21-8817
田島歯科医院	駅南2-9-10	22-3342
田端歯科医院	児玉町児玉131	72-0453
中央歯科医院	駅南2-15-3	21-1807
中林歯科	児玉町吉田林398-1	72-7884
なかむら矯正歯科医院	見福2-8-1	25-5888
濱坂歯科医院	児玉町蛭川175-2	72-8841
春山歯科医院	児玉町児玉224	72-0472
日の出木村歯科	日の出3-3-13	22-6488
福島歯科	小島1-4-5	22-0055
藤林歯科医院	駅南2-1-18	22-2195
本庄デンタルクリニック	けや木3-20-10	23-1259
宮本歯科医院	中央1-5-16	24-1182
明堂歯科医院	朝日町1-23-2	37-4890
茂木歯科医院	児玉町八幡山392	72-4125
もとまち江川歯科医院	本庄1-3-11	23-3817
もろおか歯科医院	五十子2-10-1	21-0222
やしろ歯科医院	本庄1-3-2	21-8846
やない歯科医院	見福5-8-17	22-7727
飯塚歯科医院	中央1-5-29	24-6166
石井歯科医院	早稲田の杜3-6-7	24-2305
石原歯科医院	銀座1-3-12	22-3244
牛久保歯科医院	銀座3-5-9	24-8241
内野歯科医院	傍示堂518	22-2817
江川歯科医院	東台1-4-19	22-2757
大畑歯科医院	児玉町児玉323-4	72-1182

第6 し尿ごみ処理施設

【し尿処理施設】

名称	処理方式	能力
利根グリーンセンター	1次処理 標準脱窒素処理方式	し尿 150kl/日 浄化槽汚泥 41kl/日
	2次処理 //	
	高度処理 凝集分離、オゾン、ろ過処理方式	
	汚泥処理 脱水、乾燥焼却	

【ごみ処理施設】

名称	処理方式	能力
小山川クリーンセンター	可燃ごみ 全連続燃焼式	228t/日
	不燃ごみ 破砕処理方式	68t/5h

第7 応急仮設住宅建設候補地

【応急仮設住宅建設候補地】

所在地	建設可能面積 (㎡)	現在の利用状態	所有者
けや木3丁目2661他	1,620	住宅跡地	本庄市
小島6丁目	17,000	多目的グラウンド	本庄市
西五十子221-1	3,540	住宅跡地	本庄市
児玉町児玉1344-3他	2,500	駐車場	本庄市
字簗瀬786	21,000	多目的グラウンド	本庄市

第8 火葬場

【火葬場】

名称	住所	電話番号
こだま聖苑	児玉郡美里町大字木部537-4	76-1881

第10節 市内施設等

第1 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

区分	施設名称	住 所	洪水	土砂	電話番号
児 童 福 祉 施 設	聖徳本庄保育園	栄2-10-14	○		21-4365
	こざくら保育園	栄3-6-34	○		22-5812
	本庄保育園	小島1-5-18	○		22-3913
	いずみ保育所	小島5-5-45	○		22-4891
	本庄幼稚園	小島6-5-3	○		24-0189
	はにぼん保育園	小島6-9-15	○		21-0111
	小島南保育園	小島南3-1-5	○		21-5543
	日の出保育園	沼和田1020	○		21-5263
	若草保育園	仁手669-4	○		21-5001
	ふくしまキッズ保育園	千代田1-2-20	○		27-2010
	加川ベビールーム	日の出4-3-4	○		24-0586
	藤田保育園	牧西30	○		24-2886
	ほほえみ子どもの国保育園	緑2-15-5	○		23-1018
	本庄児玉病院こだま保育室	児玉町児玉720	○		73-1611
	児玉櫻井幼稚園	児玉町八幡山594-2	○		72-0443
母子・父子福祉センター	埼玉県北部母子・父子福祉センター	前原1-8-12	○		22-0104
児 童 福 祉 施 設・文 教 施 設	こざくら学童クラブ	栄3-6-34	○		22-1601
	キッズスペースBaika	見福1-2-28	○		27-8040
	学童保育わかくさ	仁手669-4	○		21-5001
	童夢館竹の子	西富田367	○		21-3244
	前原児童センター	前原1-4-13	○		21-9820
	前原学童保育室	前原1-4-13	○		21-9820
	学童保育所みらい	中央3-3-3	○		24-3075
	ちびっ子ステーション	都島234-3	○		21-7005
	じいじとばあばの宝物	柏1-3-29	○		24-3210
	藤田学童保育室	牧西1171	○		24-5153
	本庄旭幼稚園	小島395-2	○		24-3626
文教施設	教育支援センター（ふれあい教室）	小島南1-8-4	○		22-4287
児 童 福 祉 施 設・文 教 施 設	本庄青葉幼稚園	小島南2-6-39	○		24-3510
	ほほえみキッズクラブ	緑2-15-4	○		23-1018
学 校	本庄南小学校	栄3-6-24	○		22-2839
	仁手小学校	仁手618	○		22-2967
	旭小学校	都島78	○		22-3463
	藤田小学校	牧西1171	○		22-2981
	本庄第一中学校	仁手2167-1	○		25-1332
	本庄第一高等学校	仁手1789	○		24-1331

区分	施設名称	住 所	洪水	土砂	電話番号
	本庄高等学校	柏1-4-1	○		21-1195
	本庄東高等学校	日の出1-4-5	○		22-6351
	本庄特別支援学校	栗崎828	○		24-3747
障害者支援施設	デイケアひまわり	いまい台2-43	○		21-6568
	障害者生活支援センターさわやか(友愛会)	いまい台2-43	○		25-5620
	障害者生活支援センターさわやか(梨花の里)	いまい台2-43	○		25-5630
	児玉郡市障がい者就労支援センター	いまい台2-43	○		22-3064
	3C本庄	けや木2-5-5	○		21-2200
	相談支援事業所ルピナス本庄	駅南1-14-6	○		71-8080
	ワークみさと	栗崎782	○		22-7417
	多機能型事業所 糸ぐるま	小島6-6-16	○		71-7150
	つむぎの家	今井806-1	○		71-8656
	グループホーム若泉	若泉2-2-43	○		21-2856
	ほーぷ	小島南3-1-16プレジール本庄1F	○		25-7222
	つばさメイト	西富田422-8	○		71-9885
	佐久楽	前原2-14-20	○		22-9300
	グループホーム本庄	南2-8-13	○		76-4041
	地域活動支援センター ポノポノ	柏1-6-1	○		23-2195
	佐久間さんちグループホーム	柏1-6-2	○		22-9300
	佐久間さんち	柏1-6-3	○		22-9300
	柏ハイツ	柏1-7-8	○		76-4041
	リーフ児玉	飯倉309-1	○		71-9480
	ひまわりのいえ ふじた	牧西1126-6	○		27-6144
	ひまわり	牧西1258	○		22-0207
	アナン	児玉町飯倉831		○	72-7887
	マリエ	児玉町飯倉1333-1		○	72-8950
	ラフラ	児玉町飯倉1333-1		○	71-8488
高齢者福祉施設	吉沢病院通所リハビリテーション	1216-1	○		21-7781
	ナーシングハウスことぶき	1218	○		71-7732
	本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会	銀座1-1-1	○		22-7088
	ケアハウスグリーンピース	栗崎105-1	○		71-5511
	ポプリ	栗崎26-1	○		27-6805
	ポプリデイサービスセンター	栗崎26-1	○		27-6805
	あんしんホーム本庄	見福3-2-21	○		25-7330
	ケアステーションあさひ本庄	見福3-2-22	○		25-7333
	ふれあい本庄	若泉1-1-39	○		71-6818

第 10 節 市内施設等

区分	施設名称	住 所	洪水	土砂	電話番号
	ふれあい本庄デイサービスセンター	若泉1-1-39	○		71-6818
	若泉公園デイサービスセンター	若泉2-2-43	○		25-7001
	サービス付き高齢者向け住宅 はまなすの里	若泉2-8-33	○		76-1238
	デイサービスセンターチューリップほんじょう	若泉2-8-33	○		22-7505
	グループホーム ノエル本庄	小島1-1-34	○		22-8555
	老人保健施設本庄ナーシングホーム	小島5-6-1	○		21-7878
	くすみデイサービス	小島6-8-3	○		22-5870
	デイサービスセンターまどか	小島南3-1-5	○		23-2251
	特別養護老人ホーム安誠園	小和瀬1666	○		27-0012
	本庄デイサービスセンター	小和瀬1666	○		22-8055
	老人福祉センターつきみ荘	沼和田127-1	○		22-3696
	ふれあい早稲田デイサービスセンター	西富田643-1	○		37-0285
	グループホーム まごころ	西富田653-1	○		71-8818
	あずみ苑 本庄	西富田739-1	○		25-4165
	老人保健施設 彩の苑	千代田1-1-21	○		23-3988
	住宅型有料老人ホーム ナーシングホームこころ本庄	前原1-12-15	○		25-5560
	デイサービスセンターゆたか本庄	前原1-12-15	○		25-5560
	グループホームやまぶき	朝日町1-14-3	○		23-1300
	グループホーム 元気村	田中105-1	○		22-8182
	エバー・グリーン介護サービス	柏1-5-7	○		22-4001
	グループホーム五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	○		22-2944
	デイサービスさち	堀田1011-1	○		71-8555
	アジアリゾートスパ デイサービス アイル	本庄2-5-6	○		71-6655
	通所介護事業所 スペースゆう	本庄3-9-22	○		71-5217
	住宅型有料老人ホーム クローバー	児玉町共栄360-1	○		72-9622
	特別養護老人ホームオルトビオス児玉ホーム	児玉町児玉734-1	○		72-4615
	住宅型有料老人ホーム ノエル	児玉町上真下350-1	○		37-1301
	多機能ホーム ノエルこだま	児玉町上真下350-1	○		37-1301
医療機関	五十嵐整形外科医院	若泉1-9-8	○		24-2313
	生坂医院	本庄4-4-12	○		22-4670
	池田レディースクリニック	小島南3-1-12	○		22-2048

区分	施設名称	住 所	洪水	土砂	電話番号
	久保医院	栗崎113	○		71-7138
	上武病院	小島5-6-1	○		21-0111
	本庄福島病院	千代田1-1-18	○		22-5211
	松本産婦人科医院	千代田1-1-26	○		24-3377
	森田整形外科クリニック	小島1114	○		23-1610
	吉沢病院	1216-1	○		21-7781
	本庄児玉病院	児玉町児玉720	○		73-1611

※水防警報等が発表されたときの各施設への伝達方法は、緊急速報メール、施設管理者に電話とする。

※対象の要配慮者利用施設については、建替や見直しにより変更されることがある。

第 2 市内民間宿泊施設

【市内民間宿泊施設】

宿泊施設名	所在地	電話番号	備 考
ホテル ルートイン本庄	駅南1-4-3	22-1811	鉄筋造 8 F 収容人員160人
埼玉グランドホテル本庄	駅南2-2-1	21-2111	鉄筋造12F 収容人員120人
ホテル 本庄	本庄1-1-8	24-8511	鉄筋造 5 F 収容人員56人
いやし処ほてる寛楽	早稲田の杜2-1-12	25-8088	木造2F 収容人員162人
HOTEL R9 The Yard 本庄	児玉町八幡山43-1	23-9264	コンテナモジュール 収容人数70人

第 1 1 節 生活再建関連

第 1 災害弔慰金の支給

【災害弔慰金の支給】

項目	内容
支援の種類	給付
支援の内容	災害により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給
支援の対象者	➤ 災害により死亡した方（市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族 ➤ 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母
支給額	➤ 生計維持者が死亡した場合：500 万円を超えない範囲内で支給 ➤ その他の者が死亡した場合：250 万円を超えない範囲内で支給
問合せ	➤ 市

第 2 災害障害見舞金の支給

【災害障害見舞金の支給】

項目	内容
支援の種類	給付
支援の内容	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給
支援の対象者	災害により以下のような重い障害を受けた方 ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
支給額	➤ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250 万円を超えない範囲内で支給 ➤ その他の者が重度の障害を受けた場合：125 万円を超えない範囲内で支給
問合せ	➤ 市

第 3 災害援護資金等の貸付

【災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）】

項目	内容	
支援の種類	貸付	
支援の内容	▶ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付 ▶ 貸付限度額等	
	貸付限度額	①世帯主に1箇月以上の負傷がある場合
		ア 当該負傷のみ 150万
		イ 家財の3分の1以上の損害 250万
		ウ 居住の半壊 270万
		エ 住居の全壊 350万
		②世帯主に1箇月以上の負傷がない場合
		ア 家財の3分の1以上の損害 150万
		イ 居住の半壊 170万
		ウ 住居の全壊（エの場合を除く） 250万
		エ 住居の全体の滅失又は流失 350万
	貸付利率	年3%（据置期間中は無理し）
	措置期間	3年以内（特別の場合5年）
	償還期間	10年以内（措置期間を含む）
支援の対象者	▶ 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1／3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ▶ 所得制限	
	世帯人員	市民村民税における前年の総所得金額
	1人	220万
	2人	430万
	3人	620万
	4人	730万
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円
支給額	▶ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給 ▶ その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給	
問合せ	▶ 市	

【災害援護資金（生活福祉資金制度）】

項目	内容								
支援の種類	融資								
支援の内容	➤ 災害を受けたことによる困窮からの自立更生に必要な経費を貸付 ➤ 住宅の補修、家財の購入に活用可能								
支援の対象者	➤ 低所得世帯、生活保護世帯 ➤ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外								
支給額	➤ 貸付限度額等 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>150 万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>年 3%（据置期間中は無利子）</td></tr> <tr> <td>措置期間</td><td>1 年以内（災害の場合 2 年以内とすることが可能）</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>7 年以内</td></tr> </table>	貸付限度額	150 万円	貸付利率	年 3%（据置期間中は無利子）	措置期間	1 年以内（災害の場合 2 年以内とすることが可能）	償還期間	7 年以内
貸付限度額	150 万円								
貸付利率	年 3%（据置期間中は無利子）								
措置期間	1 年以内（災害の場合 2 年以内とすることが可能）								
償還期間	7 年以内								
問合せ	➤ 県、市、市社会福祉協議会								

第 4 生活福祉資金の貸付

【生活福祉資金貸付制度による各種貸付】

項目	内容								
支援の種類	融資								
支援の内容	➤ 金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸付 ➤ 災害援護資金や住宅資金のほか、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対して緊急小口資金を貸付								
支援の対象者	➤ 低所得世帯、生活保護世帯（一部の貸付金を除く）、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯								
貸付額	➤ 貸付限度額等 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>5 万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>年 3%（据置期間中は無利子）</td></tr> <tr> <td>措置期間</td><td>2 か月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>4 か月以内</td></tr> </table>	貸付限度額	5 万円	貸付利率	年 3%（据置期間中は無利子）	措置期間	2 か月以内	償還期間	4 か月以内
貸付限度額	5 万円								
貸付利率	年 3%（据置期間中は無利子）								
措置期間	2 か月以内								
償還期間	4 か月以内								
問合せ	➤ 県、市、市社会福祉協議会								

第 5 住宅復興資金に基づく融資

【災害復興住宅融資（建設）】

項目	内容		
支援の種類	融資		
支援の内容	➤ 住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資		
支援の対象者	➤ 1戸当たりの住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅を対象 ➤ ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に 5 割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方		
貸付額	➤ 融資の日から 3 年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる		
	構造	融資限度額	返済期間
	耐火住宅	1,460 万円	35 年
	準耐火住宅	1,460 万円	35 年
	木造住宅（耐久性）	1,460 万円	25 年
	木造住宅（一般）	1,400 万円	25 年
	特例加算	450 万円	－
	土地取得費	970 万円	－
	整理地費	380 万円	－
※金利については、住宅金融公庫に確認			
問合せ	➤ 住宅金融公庫		

【災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）】

項目	内容		
支援の種類	融資		
支援の内容	➤ 住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資		
支援の対象者	➤ 1戸当たりの住宅部分の床面積が 50 m²（マンションの場合 40 m²）以上 175 m²以下の住宅（リ・ユースプラス住宅は 70 m²以上、リ・ユースプラスマンションは 50 m²以上の住宅）で、一戸建ての場合は敷地面積が 100 m²以上であることが必要 ➤ リ・ユース購入においては、建築年数が原則 25 年以内（耐火・高性能準耐火）又は 20 年以内（木造・準耐火）の住宅であることが必要 ➤ ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に 5 割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方		
支給額	➤ 融資の日から 3 年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる		
	【新築住宅の購入】		
	構造等	融資限度額	返済期間
	耐火住宅	1,460 万円	35 年
	準耐火住宅	1,460 万円	35 年
	木造住宅（耐久性）	1,460 万円	25 年
	木造住宅（一般）	1,400 万円	25 年
	特例加算	450 万円	－
	土地取得費	970 万円	－
	【中古住宅の購入】		
	構造等	リ・ユース	リ・ユース＋
	耐火住宅	1,160 万円	1,460 万円
	準耐火住宅	1,160 万円	1,460 万円
	木造住宅（耐久性）	1,160 万円	1,460 万円
	木造住宅（一般）	950 万円	1,400 万円
	特例加算	450 万円	450 万円
	土地取得費	970 万円	970 万円
建て方	種別	返済期間	
一戸建て等	リ・ユース住宅	20 年、25 年	
	リ・ユースプラス住宅	25 年、30 年	
マンション	リ・ユースマンション	25 年	
	リ・ユースプラスマンション	35 年	
※返済期間については、住宅金融公庫に確認（建築年次等により異なる）			
※金利については、住宅金融公庫を確認			
問合せ	➤ 住宅金融公庫		

【災害復興住宅融資（補修）】

【災害被災住宅の融資・補修】

項目	内容		
支援の種類	融資		
支援の内容	➤ 住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資		
支援の対象者	➤ ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象		
貸付額	➤ 融資の日から 1 年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間の延長はできない）。		
	構造	融資限度額	返済期間
	耐火住宅	640 万円	20 年
	準耐火住宅	640 万円	20 年
	木造住宅（	590 万円	20 年
	整理地費	380 万円	－
	整理地費	380 万円	－
	※金利については、住宅金融公庫を確認		
問合せ	➤ 住宅金融公庫		

第 6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

1 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

【埼玉県・市町村生活再建支援金の概要】

項目	内容																																																
目的	県及び県内の全市町村は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定に基づき、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯の生活の再建を支援するため、これらの世帯に対し埼玉県・市町村生活再建支援金を支援する。																																																
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条(2)で定めるもの ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯 イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以降「大規模半壊世帯」という。） オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以降「中規模半壊世帯」という。） カ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯（イからオまでに掲げる世帯を除く。以降「半壊世帯」という。）																																																
支援金の額	➤ 支援対象世帯ごとの支援金は、次のとおり 【埼玉県・市町村生活再建支援金】 <table><tr><th rowspan="2">支援対象世帯</th><th colspan="3">支援金</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>基礎支援金</th><th colspan="2">加算支援金</th></tr><tr><th></th><th>支給額</th><th>住宅の再建方法※2</th><th>支給額</th><th></th></tr><tr><td>アに該当する全壊世帯</td><td rowspan="3">100万円 (75万円) ※1</td><td>建築・購入</td><td>200万円 (150万円)</td><td>300万円 (225万円)</td></tr><tr><td>イに該当する世帯</td><td>補修</td><td>100万円 (75万円)</td><td>200万円 (150万円)</td></tr><tr><td>ウに該当する長期避難世帯</td><td>賃貸</td><td>50万円 (37.5万円)</td><td>150万円 (112.5万円)</td></tr><tr><td rowspan="3">エに該当する大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">50万円 (37.5万円)</td><td>建築・購入</td><td>200万円 (150万円)</td><td>250万円 (187.5万円)</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円 (75万円)</td><td>150万円 (112.5万円)</td></tr><tr><td>賃貸</td><td>50万円 (37.5万円)</td><td>100万円 (75万円)</td></tr><tr><td rowspan="3">オに該当する中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">-</td><td>建築・購入</td><td>100万円 (75万円)</td><td>100万円 (75万円)</td></tr><tr><td>補修</td><td>50万円 (37.5万円)</td><td>50万円 (37.5万円)</td></tr><tr><td>賃貸</td><td>25万円 (18.75万円)</td><td>25万円 (18.75万円)</td></tr></table>	支援対象世帯	支援金			合計	基礎支援金	加算支援金			支給額	住宅の再建方法※2	支給額		アに該当する全壊世帯	100万円 (75万円) ※1	建築・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)	イに該当する世帯	補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)	ウに該当する長期避難世帯	賃貸	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)	エに該当する大規模半壊世帯	50万円 (37.5万円)	建築・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)	補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)	賃貸	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)	オに該当する中規模半壊世帯	-	建築・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)	補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)	賃貸	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)
支援対象世帯	支援金			合計																																													
	基礎支援金	加算支援金																																															
	支給額	住宅の再建方法※2	支給額																																														
アに該当する全壊世帯	100万円 (75万円) ※1	建築・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)																																													
イに該当する世帯		補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)																																													
ウに該当する長期避難世帯		賃貸	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)																																													
エに該当する大規模半壊世帯	50万円 (37.5万円)	建築・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)																																													
		補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)																																													
		賃貸	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)																																													
オに該当する中規模半壊世帯	-	建築・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)																																													
		補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)																																													
		賃貸	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)																																													

項目	内容
	※1 () 内に記載の金額は、単体世帯における支給額（単体世帯とは、単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。） ※2 住宅の再建方法について、2以上の該当がある場合は、表の定める額のうち最も高いものとする。

2 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

項目	内容									
目的	県及び県内の全市町村は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定に基づき、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯の生活の再建を支援するため、これらの世帯に対し埼玉県・市町村半壊特別給付金を支援する。									
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条(2)で定めるもの※ カ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯（イからオまでに掲げる世帯を除く。以降「半壊世帯」という。）									
支援金の額	➤ 支援対象世帯ごとの支援金は、次のとおり 【埼玉県・市町村半壊特別給付金】 <table><tr><th>支給対象世帯</th><th colspan="2">半壊特別給付金</th></tr><tr><td rowspan="2">カに該当する半壊世帯</td><td>補修</td><td>50 万円（37.5 万円）</td></tr><tr><td>賃貸</td><td>25 万円（18.75 万円）</td></tr></table>		支給対象世帯	半壊特別給付金		カに該当する半壊世帯	補修	50 万円（37.5 万円）	賃貸	25 万円（18.75 万円）
支給対象世帯	半壊特別給付金									
カに該当する半壊世帯	補修	50 万円（37.5 万円）								
	賃貸	25 万円（18.75 万円）								

※ 埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第 2 条(2)で定めるア～カについては、【埼玉県・市町村生活再建支援金の概要】に詳細を記載。対象となるカのみ再掲とする。

3 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

【埼玉県・市町村家賃給付金の概要】

項目	内容											
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。											
支援対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し若しくは斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ➤ 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ➤ 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ➤ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ➤ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ➤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ➤ その他、前各号に準じるやむを得ないと認められる理由。											
支援金の額	➤ 支援対象世帯ごとの支援金は、次のとおり <table><tr><th colspan="3">【埼玉県・市町村家賃給付金】</th></tr><tr><th rowspan="2">支給対象世帯</th><th colspan="2">給付金</th></tr><tr><th>支給額</th><th>支給期間</th></tr><tr><td>特別な理由により県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅に入居した全壊世帯</td><td>入居する民間賃貸住宅の賃借料（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）相当額で、月額6万円（5人以上世帯では9万円）を上限</td><td>民間賃貸住宅に連続して入居する期間とし、最長12月</td></tr></table>	【埼玉県・市町村家賃給付金】			支給対象世帯	給付金		支給額	支給期間	特別な理由により県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅に入居した全壊世帯	入居する民間賃貸住宅の賃借料（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）相当額で、月額6万円（5人以上世帯では9万円）を上限	民間賃貸住宅に連続して入居する期間とし、最長12月
【埼玉県・市町村家賃給付金】												
支給対象世帯	給付金											
	支給額	支給期間										
特別な理由により県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅に入居した全壊世帯	入居する民間賃貸住宅の賃借料（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）相当額で、月額6万円（5人以上世帯では9万円）を上限	民間賃貸住宅に連続して入居する期間とし、最長12月										

4 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

【埼玉県・市町村人的相互応援の概要】

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	➤ 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ➤ 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ➤ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ➤ 派遣職員の受け入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	➤ 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ➤ 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ➤ 要請市町村から派遣要請書を受領 ➤ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	➤ 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ➤ 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ➤ 要請市町村から派遣要請書を受領 ➤ 県の派遣機関による職員の派遣

第 7 自然災害等の影響を受けた中小企業への資金繰り支援

【自然災害等の影響を受けた中小企業への資金繰り支援の概要】

項目	内容		
目的	大雨や雹といった自然災害等によって工場・店舗等が被災した場合や、売上が減少している又は減少が見込まれる場合に、制度融資により支援する。		
各資金の名称	経営安定資金(大臣指定等貸付) 災害復旧関連	経営安定資金(知事指定等貸付) 災害復旧関連	経営あんしん資金
融資対象	➤ 経済産業大臣が指定した災害その他の突発的事由の影響を受けており、市町村長の認定を受けた中小企業者・中小企業組合(SN保証3・4号、危機関連保証) ➤ 激甚災害を受け、災害関係保証を利用する中小企業者・中小企業組合	➤ 災害の影響を受け、市町村長等の罹災証明を受けた中小企業者・中小企業組合	最近3か月の売上や利益率が過去4年のうちいずれかの同期と比較して減少(今後3か月の減少見込みを含む)している中小企業者・中小企業組合
融資限度額	➤ 運転8,000万円(災害復旧に必要な資金に限る) ➤ 設備8,000万円(運転及び設備を併用の場合、1億6,000万)		運転8,000万円
融資限度額	1年超3年以内:年1.1%以内 3年超5年以内:年1.2%以内 5年超10年以内:年1.3%以内	1年超3年以内:年1.2%以内 3年超5年以内:年1.3%以内 5年超10年以内:年1.4%以内	1年超3年以内:年1.4%以内 3年超5年以内:年1.5%以内 5年超10年以内:年1.6%以内
融資期間等	10年以内(措置2年以内)		10年以内(措置1年以内)
信用保証料	年0.80%以内※	年0.45～1.59%以内※	年0.45～1.64%以内※

※ 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せ

第 8 天災融資法に基づく資金融資

【天災融資法に基づく資金融資の概要】

項目	内容				
支援の内容	➤ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金を融資				
支援の対象者	➤ 次の基準に該当すると市長の認定を受けた方が対象				
	(ア) 被害農林漁業者		(イ) 特別被害農林漁業者		
	➤ 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上 でかつ損失額が平均農業収入の 10%以上 ➤ 樹体の損失額が 30%以上		➤ 左のうち損失額が 50%以上		
	➤ 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上 ➤ 林業施設の損失額が 50%以上		➤ 左のうち損失額が 50%以上 ➤ 左のうち損失額が 70%以上		
	➤ 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上 ➤ 水産施設の損失額が 50%以上		➤ 左のうち損失額が 50%以上 ➤ 左のうち損失額が 70%以上		
貸付額	➤ 天災融資制度の内容は次のとおり。				
	【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】				
	区分 \ 融資限度額		①又は②のうちどちらか低い金額		
			②損失額 の%	②万円	
				個人	法人
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500
		一般農業者	45	200	2,000
	林業者		45	200	2,000
	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	80	500	2,500
		水産動植物養殖資金	50	500	2,500
		一般漁業者	50	200	2,000
	➤ 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和				
	【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】				
	区分 \ 融資限度額		①又は②のうちどちらか低い金額		
			②損失額 の%	②万円	
				個人	法人
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500
		一般農業者	60	250	2,000
	林業者		60	250	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	
	一般漁業者	60	250	2,500	
➤ 貸付利率、償還期限は次のとおり					
資格者		貸付利率	償還期限		
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が 30%未満の者		6.5%以内	3 年、4 年、5 年以内		
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が 30%以上の者		5.5%以内	5 年、6 年以内		
(ウ) 特別被害農林漁業者		3.0%以内	6 年以内		

第 9 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金

【日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要】

項目	内容
目的	農林漁業者が災害を受けたときや社会的・経済的環境の変化により資金繰りに支障をきたしているときに活用できる資金
期間	10年（据置3年以内を含む。）以内
貸付利率	0.7%～1.4%（令和6年8月20日現在）
貸付限度額	①特認年間経営費の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合） ①以外の場合：600万円

第 1 0 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要】

項目	内容
貸付の相手	市町村の認定を受けた被害農業者
資金使途	➤ 種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金 ➤ 知事の指定する農業用生産施設（ビニールハウスその他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、畜舎、農産物倉庫、作業場等）の復旧に必要な資金 ➤ 水利費、労賃、共済掛金等、その他農業経営に必要な資金 ※農作物の損失補償は対象外
貸付利率	無利子
償還期限	6年以内（据置1年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	埼玉県内の各農業協同組合等
担保	埼玉県農業信用基金協会の機関保証または保証人（1人以上）
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

第 1 1 農業災害補償

【農業災害補償の概要】

項目	内容
目的	農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補填し、農業経営の安定を図る。
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物共済（水稻、陸稲、麦）、家畜共済（牛、馬、豚）、果樹共済（みかん、りんご、ぶどう、なし等）、畑作物共済（大豆、小豆、インゲンなど）、園芸施設共済（園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む））
支払機関	農業共済組合

本庄市地域防災計画

【資料編】

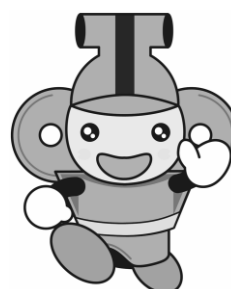
発 行 令和 7 年 3 月

編 集 本庄市防災会議

事務局 本庄市市民生活部危機管理課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 - 5 - 3

T E L 0495-25-1111



本庄市マスコット「はねぽん」